

# 市 税 白 書

令和 6 年度(2024 年度)版



令和 6 年(2024 年)9 月

八 王 子 市

あなたのみちを、  
あるけるまち。  
**八王子**

## 凡 例

### 1 出典

- ・ 各表の出典は、原則として各年度決算数値を掲載しています。なお、これによらない表については、下欄に出典を明記しています。
- ・ 人口は、特に明記してある場合を除き、1月1日現在の住民基本台帳の数値を使用しています。例えば、令和5年度(2023年度)の人口とは、令和5年(2023年)1月1日現在の人口をいいます。
- ・ 他市比較は、令和6年(2024年)8月28日時点で提供いただいたデータで作成しています。

### 2 端数処理

各表及びグラフの数値の単位未満は、四捨五入を原則としているため、内訳の計が合計と一致しない場合があります。

### 3 符号

各表に使用した符号は次のとおりです。

「—」 … 該当数字なし

「△」 … マイナス

# 本 編

1 税金の予備知識..... 1	イ 納税義務者数と課税額 ..... 19
(1) 税金はなぜ必要か ..... 1	ウ 市民 1 人あたりの個人市民税額の他市との比較.....20
(2) 税金の分類 ..... 1	エ 所得階層別の納税義務者数と所得割課税額 ..... 21
ア 国税と地方税 ..... 2	オ 年齢別の納税義務者数と課税額.....22
イ 普通税と目的税 ..... 2	カ 所得金額 ..... 30
ウ 直接税と間接税 ..... 2	キ 退職所得と課税額 ..... 32
(3) 税金の負担配分 ..... 2	(2) 法人市民税 ..... 33
2 市税の状況 ..... 3	ア 1 事業所あたりの法人市民税額の他市との比較 ..... 34
(1) 歳入に占める市税 ..... 3	イ 適用税率別の法人数と法人税割課税額 ..... 35
(2) 市税収入の推移 ..... 4	ウ 業種別の法人数と法人税割課税額 ..... 36
(3) 市民 1 人あたりの市税額..... 5	エ 地域別の法人数と法人税割課税額..... 37
ア 推移 ..... 5	<コラム> 地方税の電子化-eLTAX(地方税ポータルシステム)- ..... 39
イ 他市との比較..... 6	(3) 固定資産税・都市計画税..... 40
(4) 課税・収納する費用(徴税費) ..... 7	ア 土地に対する評価・課税のしくみ ..... 41
ア 徴税費の構成 ..... 7	イ 家屋に対する評価・課税のしくみ ..... 48
イ 他市との比較..... 8	ウ 償却資産に対する評価・課税のしくみ..... 51
(5) 市税の収納状況 ..... 9	(4) 軽自動車税 ..... 56
ア 収入率..... 9	(5) 市たばこ税..... 57
イ 督促状発付件数 ..... 11	ア たばこの売渡本数、課税額及び税率..... 57
ウ 収入未済額 ..... 11	イ 市民 1 人あたりの市たばこ税課税額の他市との比較..... 59
(6) 税負担の公平性を確保していくための取組 ..... 13	(6) 事業所税..... 60
ア 財産調査と差押え..... 13	ア 納税義務者数と課税額 ..... 60
イ 搜索・タイヤロック・公売 ..... 14	イ 地域別の法人数と課税額 ..... 61
<コラム> ふるさと納税による市税への影響 ..... 15	4 市税のあゆみ ..... 62
<コラム> 今後の税収見通し ..... 16	(1) 令和 6 年度 税制改正の主な内容 ..... 62
3 市税のあらまし ..... 17	(2) 令和 5 年度(2023 年度)以前の税制改正 ..... 63
(1) 個人市民税..... 17	
ア 税率 ..... 18	

※データ編は、65 ページ以降にあります。

# 1 税金の予備知識

## (1) 税金はなぜ必要か

私たちが安心して健康で豊かな生活をおくるために、警察、消防、福祉、教育、医療などの様々な公共サービスが提供されています。「税金」は、公共サービスを行うために欠かせないもので、私たちは分担してその負担をしています。言い換えれば、「税金」は社会を維持するための会費のようなものです。

## (2) 税金の分類

税金は、課税の権限や使いみち、納税方法など様々な観点から分類できます。

国税		地方税	
直接税	所得税 法人税 地方法人税 特別法人事業税 相続税 贈与税 復興特別所得税 森林環境税(注1)	都道府県税	都道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 都道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 軽油引取税 自動車税 鉦区税 固定資産税(特例分) 都道府県法定外普通税
	間接税等		消費税 酒税 国たばこ税 たばこ特別税 揮発油税 地方揮発油税 石油ガス税 航空機燃料税 石油石炭税 電源開発促進税 自動車重量税 国際観光旅客税 関税 とん税 特別とん税 登録免許税 印紙税
			市町村税
		目的税 入湯税(注3) 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 国民健康保険税(注4) 市町村法定外目的税	

下線は、八王子市で課税するもの  
(令和6年(2024年)4月1日現在)

## ア 国税と地方税

課税と収納の権限に着目した分類(注5)です。

- ・ 国税 … 国が課税・収納を行う税金(例:所得税、法人税)
- ・ 地方税 … 地方自治体(都道府県・市町村)が課税・収納を行う税金  
(例:市町村民税、固定資産税、自動車税)

## イ 普通税と目的税

税金の使いみちに着目した分類です。

- ・ 普通税 … 税金の使いみちが限定されていない税金(例:市町村民税、固定資産税)
- ・ 目的税 … 税金の使いみちがあらかじめ決められている税金  
(例:都市計画税、事業所税)

## ウ 直接税と間接税

納税の方法に着目した分類です。

- ・ 直接税 … 税金を負担する人が直接納める税金(例:所得税、市町村民税)
- ・ 間接税 … 税金を負担する人と納める人が異なる税金(例:消費税、たばこ税)

### (3) 税金の負担配分

税金の負担配分の原則として、「応能負担の原則」と「応益負担の原則」があります。「応能負担の原則」は、経済的な力に応じて税金を負担すべきというものです。これに対し、「応益負担の原則」は、行政サービスにより、受ける利益に応じて税金を負担すべきというものです。

---

注1 森林環境税は、令和6年度(2024年度)から課税され、個人住民税均等割とあわせて徴収されています。

注2 特別土地保有税は、平成15年度(2003年度)以降、課税を停止しています。

注3 入湯税は、八王子市内に課税すべき施設がないため、課税していません。

注4 本書では、国民健康保険税は取り扱っていません。

注5 賦課徴収の主体には例外があります。【例】個人都民税(都税)及び森林環境税(国税)は、個人市民税と合わせて市が賦課徴収します。

## 2 市税の状況

### (1) 歳入に占める市税

○ 令和5年度(2023年度)決算の歳入に占める市税の割合は40.3%

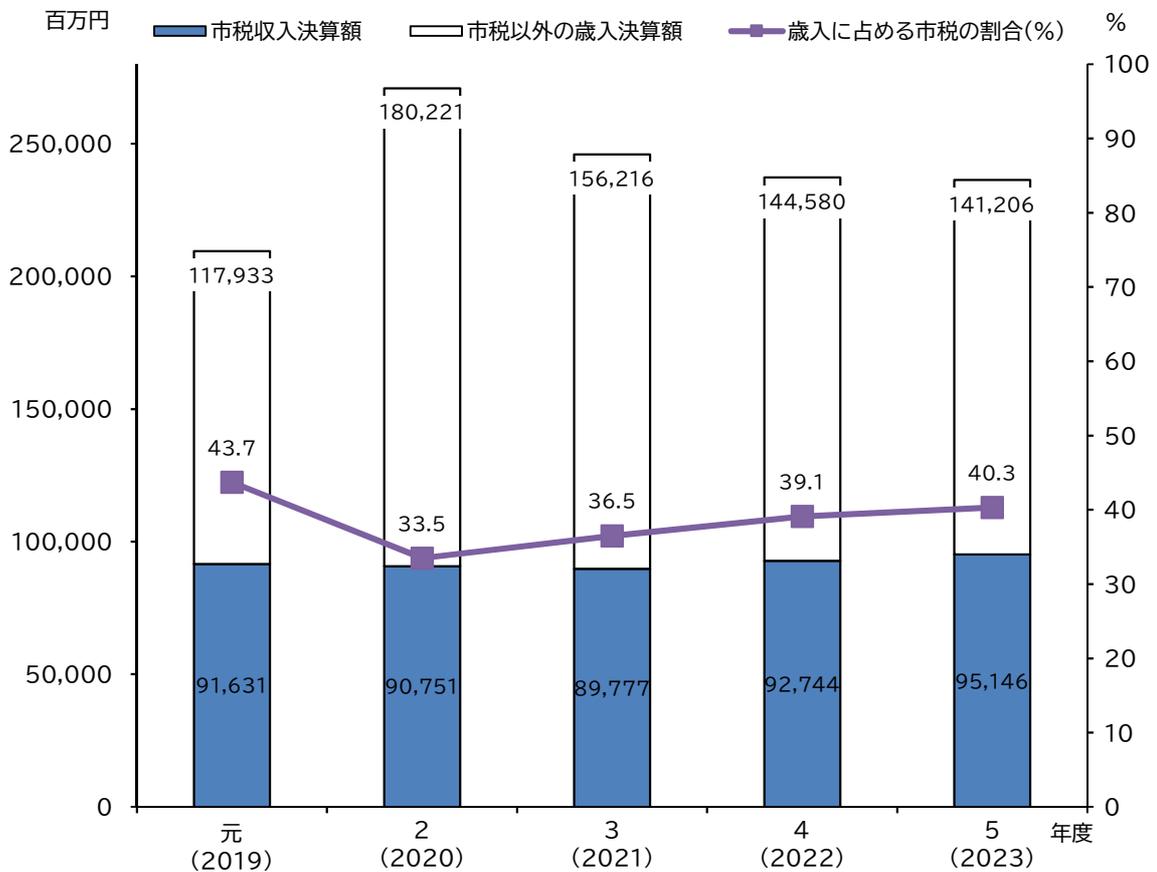
市の歳入には市税のほか、国庫支出金、都支出金、市債(借入金)、交付金、使用料、手数料などがあります。一般会計歳入に占める市税の割合の推移は、下表のとおりです。

一般会計歳入に占める市税の割合の推移(表1)

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
市税収入決算額(百万円)	91,631	90,751	89,777	92,744	95,146	
市税以外の 歳入決算額(百万円)	117,933	180,221	156,216	144,580	141,206	
計(百万円)	209,563	270,973	245,993	237,324	236,352	
歳入に占める 市税の割合(%)	43.7	33.5	36.5	39.1	40.3	

※各数値を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります

※データ編第2表(69ページ)参照



一般会計歳入に占める市税の割合の推移(図1)

## (2) 市税収入の推移

### ○ 令和5年度(2023年度)の市税収入額は、過去最高の951億円

市税には、個人市民税、固定資産税など、さまざまな種類(以下「税目」といいます。)があります。一般に、個人市民税は所得に対して課税するため景気の影響を受けやすく、固定資産税は土地や家屋などを課税対象とする景気の影響を受けにくい税金といわれています。

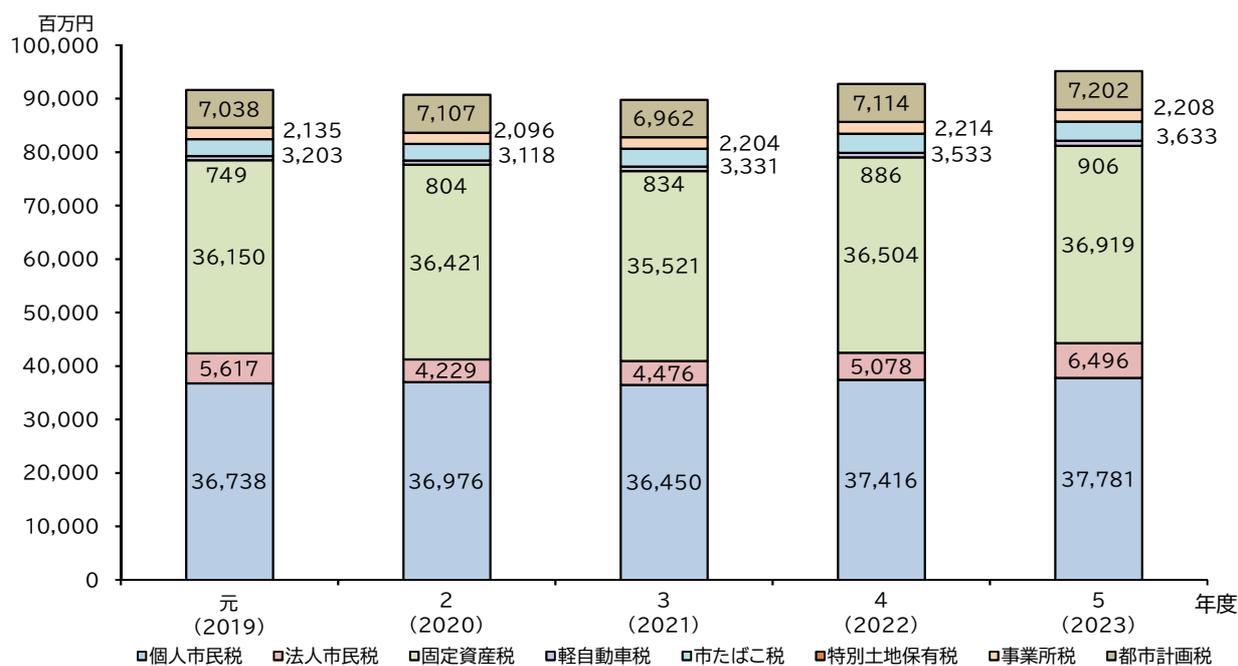
令和5年度(2023年度)の市税収入額は前年度に比べ、24億円増加し、過去最高の951億円になりました。税目別の収入額の推移は下表のとおりです。

税目別市税収入額の推移(表2)

単位:百万円

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
個人市民税	36,738	36,976	36,450	37,416	37,781	
法人市民税	5,617	4,229	4,476	5,078	6,496	
固定資産税	36,150	36,421	35,521	36,504	36,919	
軽自動車税	749	804	834	886	906	
市たばこ税	3,203	3,118	3,331	3,533	3,633	
特別土地保有税	0	0	0	0	0	
事業所税	2,135	2,096	2,204	2,214	2,208	
都市計画税	7,038	7,107	6,962	7,114	7,202	
計	91,631	90,751	89,777	92,744	95,146	

※データ編第1表(69ページ)参照



※データ編第1表(69ページ)参照

### (3) 市民1人あたりの市税額

○ 市民1人あたりの市税額 16万9千円 -前年度比4千円の増加-

#### ア 推移

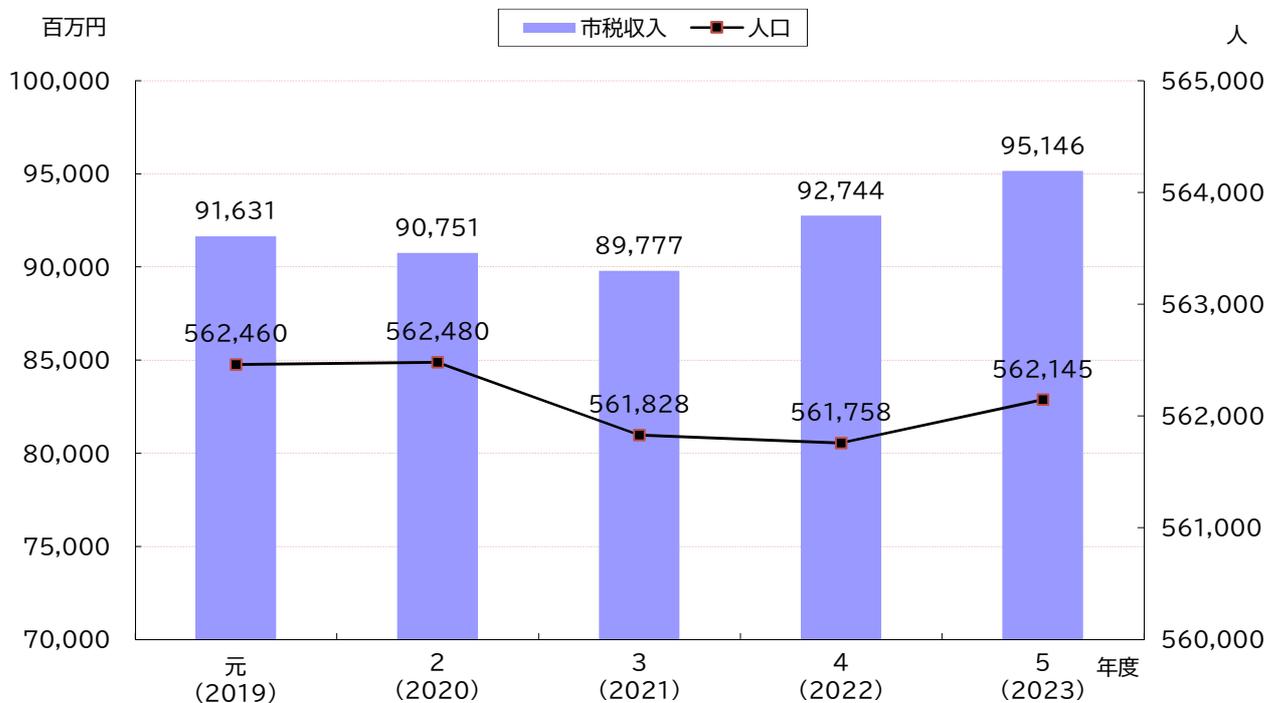
市民1人あたりの市税額は、市税収入額を市の人口で割ったものです。市税収入額と人口の推移は表3及び図3、市民1人あたりの市税額の推移は図4のとおりです。

令和5年度(2023年度)の市民1人あたりの市税額は16万9千円です。

市民1人あたりの市税額の推移(表3)

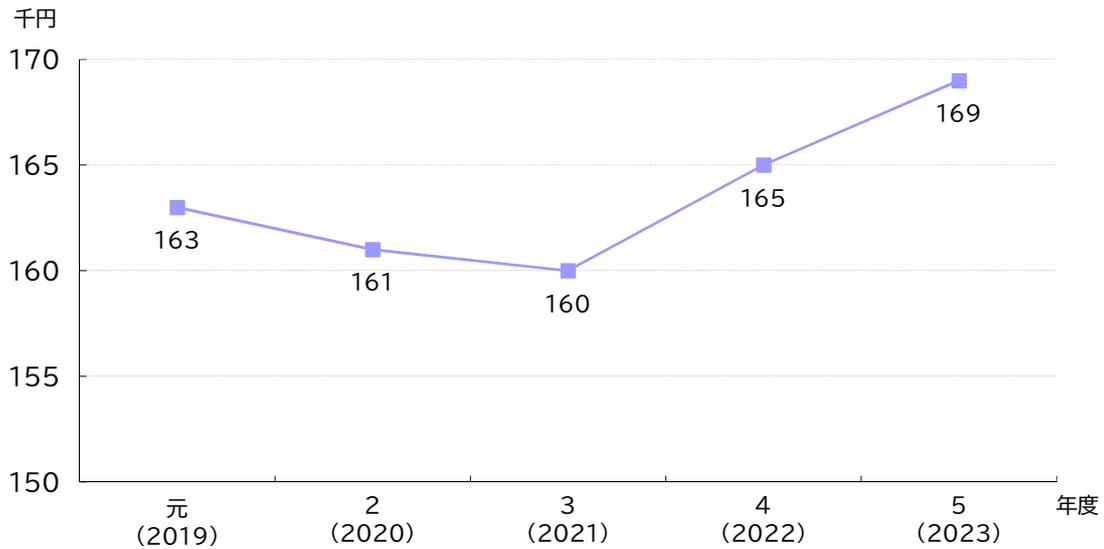
区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
市税収入(百万円)	91,631	90,751	89,777	92,744	95,146	
人口(人)	562,460	562,480	561,828	561,758	562,145	
市民1人あたりの 市税額(千円)	163	161	160	165	169	

※データ編第3表(69ページ)参照



市税収入額と人口の推移(図3)

※データ編第3表(69ページ)参照

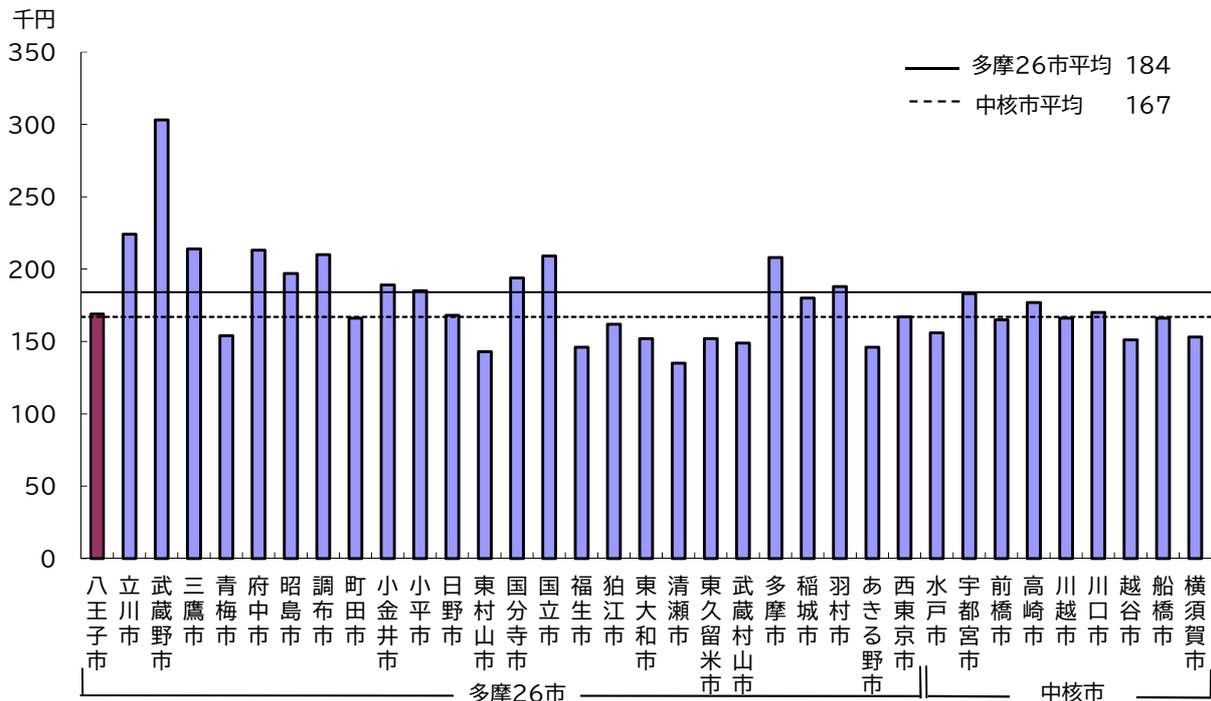


市民1人あたりの市税額の推移(図4)

※データ編第3表(69ページ)参照

## イ 他市との比較

本市の市民1人あたりの市税額16万9千円を、多摩26市及び中核市と比較しました。多摩26市と中核市<sup>注</sup>の市民1人あたりの市税額は、図5のとおりです。



令和5年度(2023年度)多摩26市と中核市の市民1人あたりの市税額(図5)

※データ編第4表(70ページ)参照

注 関東地方の中核市のみ

## (4) 課税・収納する費用(徴税費)

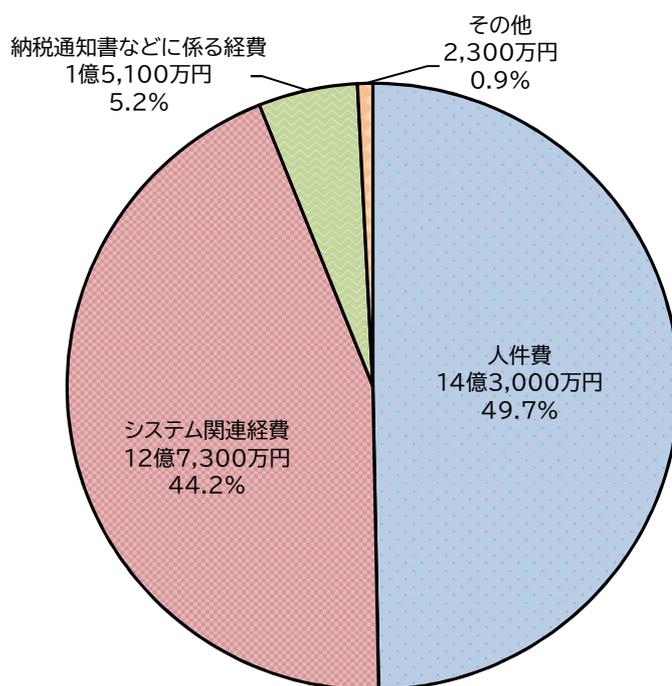
### ○ 効率的な執行体制を目指して

#### ア 徴税費の構成

市税を課税し、収納するために人件費や事務費などさまざまな費用(以下「徴税費」といいます。)がかかります。令和5年度(2023年度)は、951億4,600万円の市税収入を得るために、28億7,700万円の徴税費がかかりました。令和5年度(2023年度)の徴税費の構成は、図6のとおりです。

最も多いのは人件費の14億3,000万円で、全体の49.7%を占めています。これは正規職員179人<sup>注</sup>のほか、市税の徴収・税証明の交付などを行う会計年度任用職員28人にかかる経費です。このほか、少額滞納者を対象に行う電話催告を外部に委託するなど、本市では仕事の内容、専門性に応じ、多様な雇用形態をとることで行政サービスの向上と事務の効率化を図っています。今後も継続して事務の見直しを進めていきます。

また、事務の効率化をさらに高めるためのシステム関連経費は12億7,300万円で、全体の44.2%を占めています。これには課税から収納までを一貫して管理する「総合税システム」の改修経費や「家屋評価システム」の借上料などがあります。

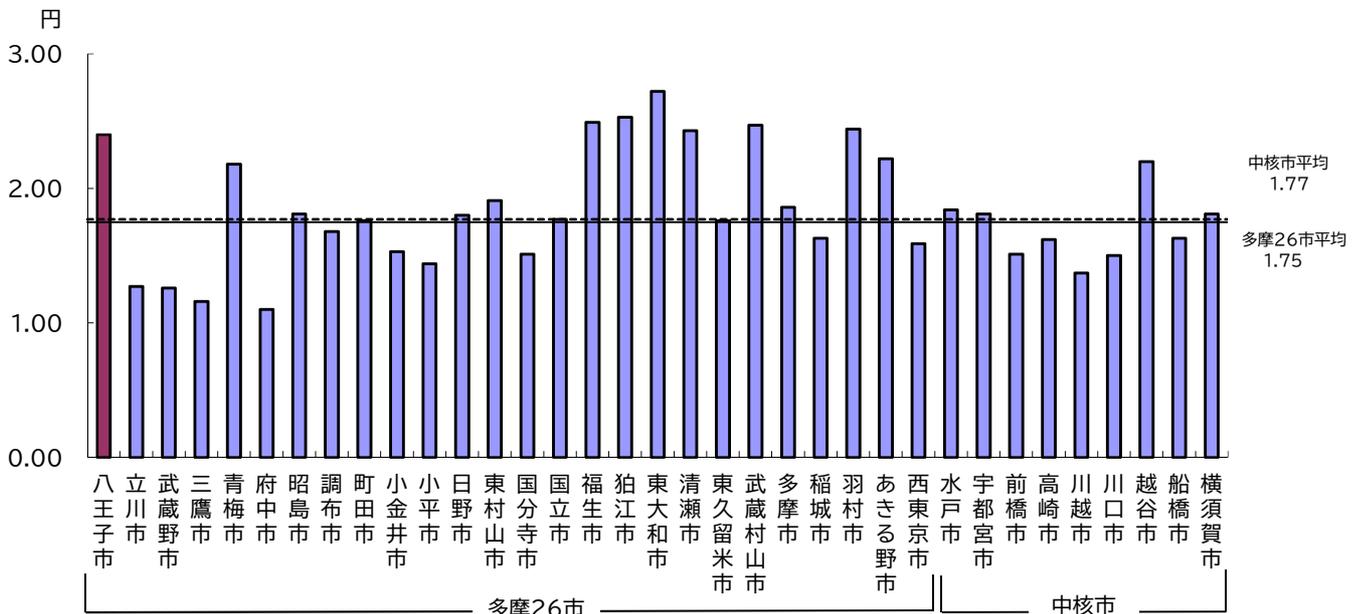


徴税費の構成(令和5年度(2023年度))(図6)

注 再任用職員7人を含む。

## イ 他市との比較

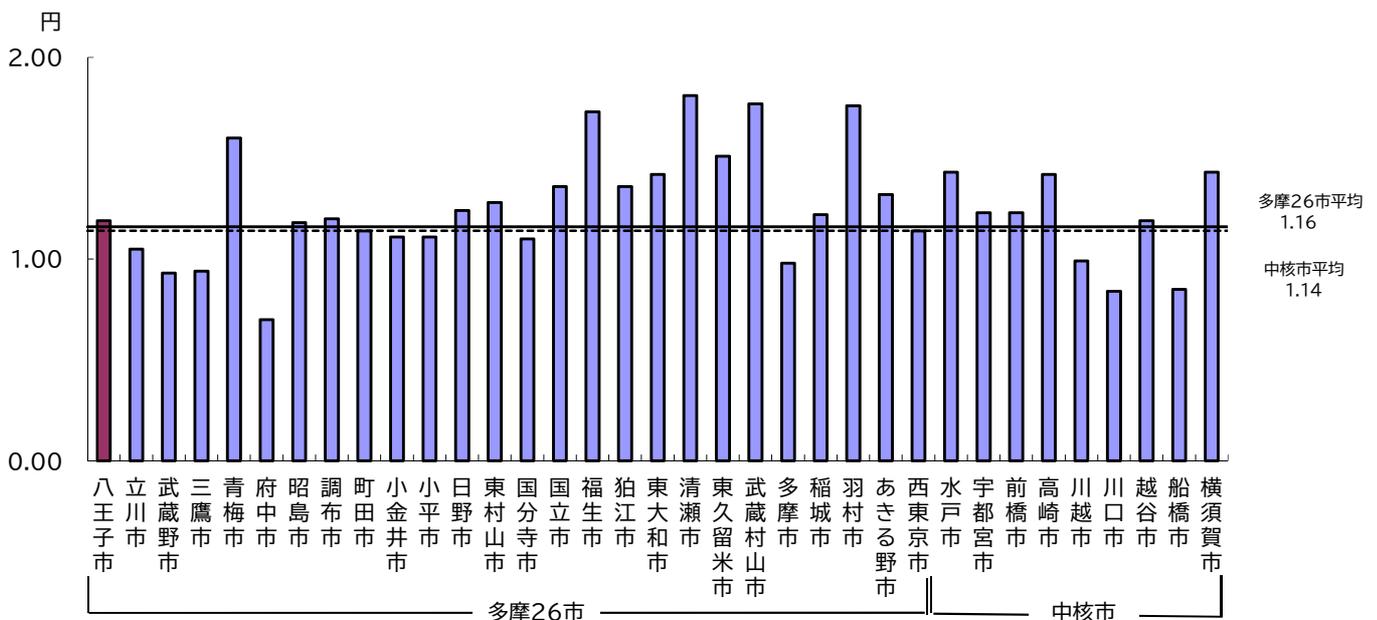
令和5年度(2023年度)における本市の税収入額<sup>注1</sup>100円あたりの徴税费<sup>注2</sup>は、2.40円となりました。多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税费は図7のとおりです。



多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税费(令和5年度(2023年度))(図7)

※データ編第11表(72ページ)参照

徴税费のうち最も高い割合を占める人件費に着目し、本市の税収入額100円あたりの徴税费を算出すると、1.19円です。多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税费は図8のとおりです。



多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税费(人件費)(令和5年度(2023年度))(図8)

※データ編第11表(72ページ)参照

注1 税収入額には、個人都民税または個人道府県民税額を含む。

注2 総務省が実施した税務職員数等に関する調査を参考に算出

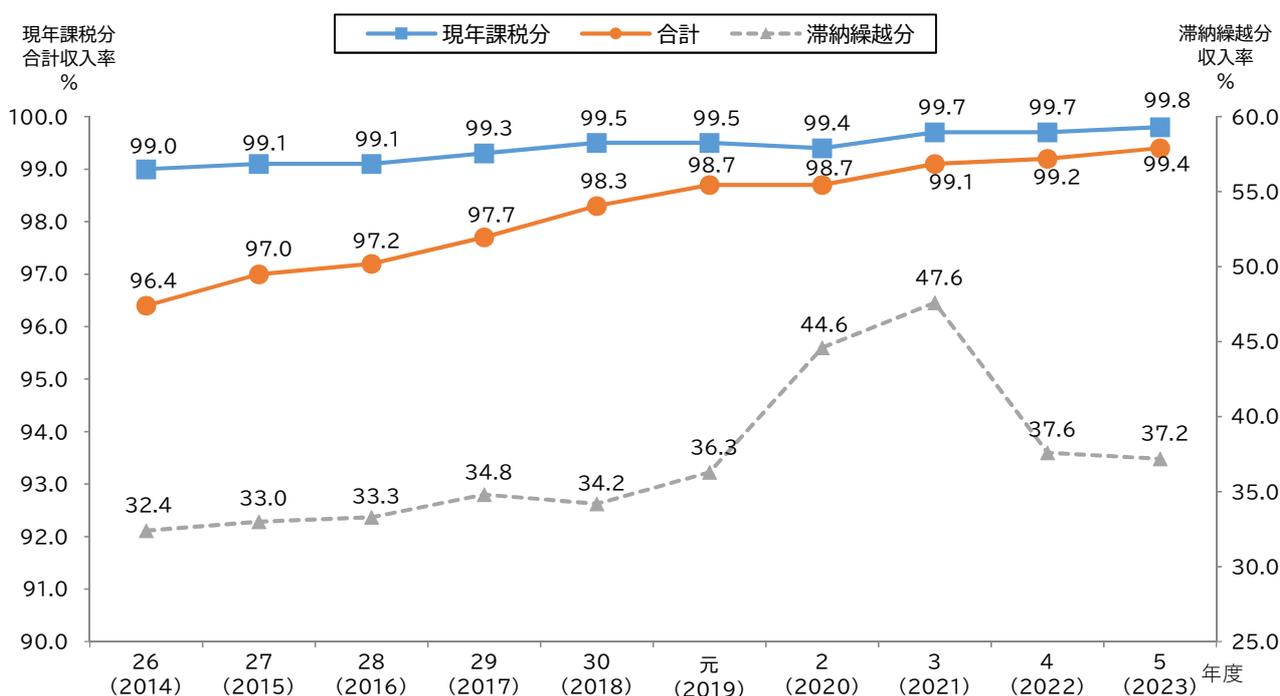
## (5) 市税の収納状況

### ア 収入率

収入率は、課税した税額に対する納付された税額の割合です。

「現年課税分」「滞納繰越分<sup>注1</sup>」「合計(現年課税分+滞納繰越分)」の収入率推移は、図9のとおりです。

税負担の公平性の観点から、「合計」の収入率は100%となるのが理想です。令和5年度(2023年度)の合計収入率は過去最高<sup>注2</sup>の99.4%、現年課税分は、多摩26市中1位の99.8%となりました。



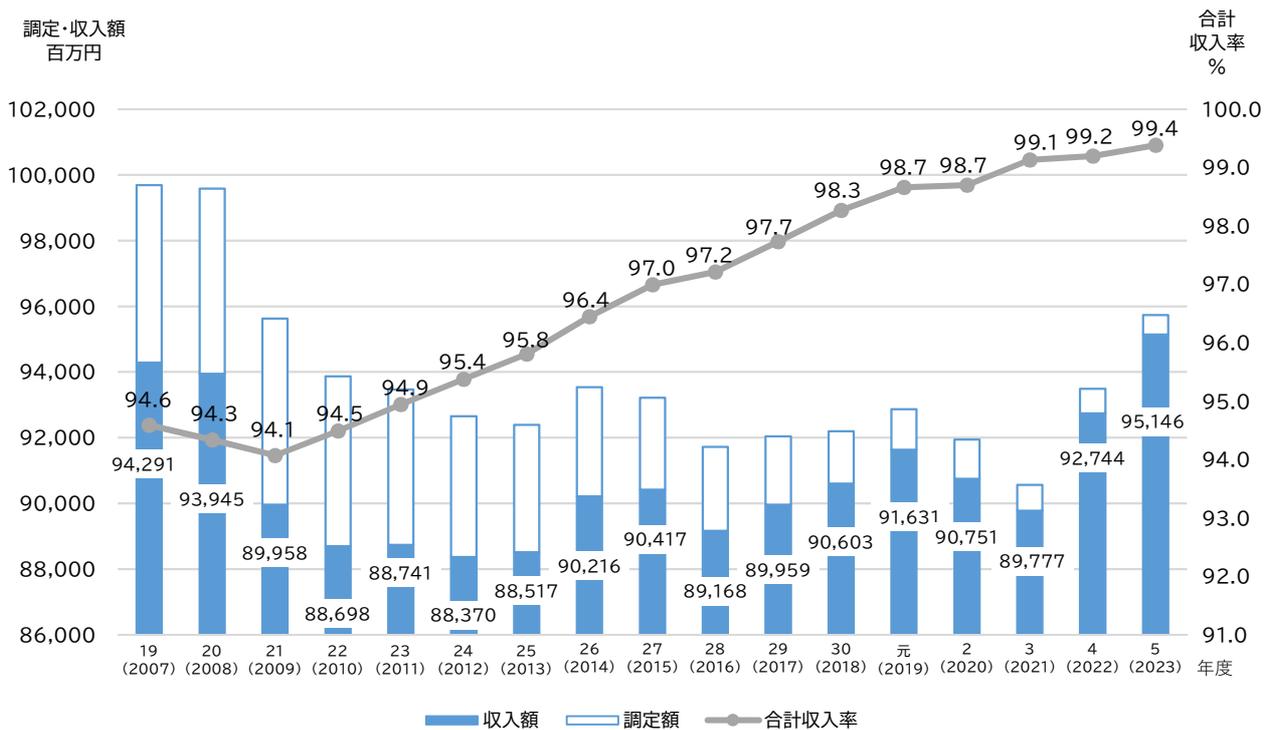
市税収入率の推移(図9)

※データ編第5表(70ページ)参照

令和5年度(2023年度)の合計収入率の1%に相当する収入金額は、約9億5,000万円で、0.1%は、約9,500万円です。令和4年度(2022年度)より、合計収入率が0.2%向上したということは、令和4年度(2022年度)と比べて約1億9,000万円多く収納できたと言い換えられます。

注1 滞納繰越分とは、前年度以前に課税し、未徴収のため現年度に繰り越した税金

注2 現在の市域を形成した昭和39年度(1964年度)以降



市税調定額・収入額・合計収入率の推移(図10)

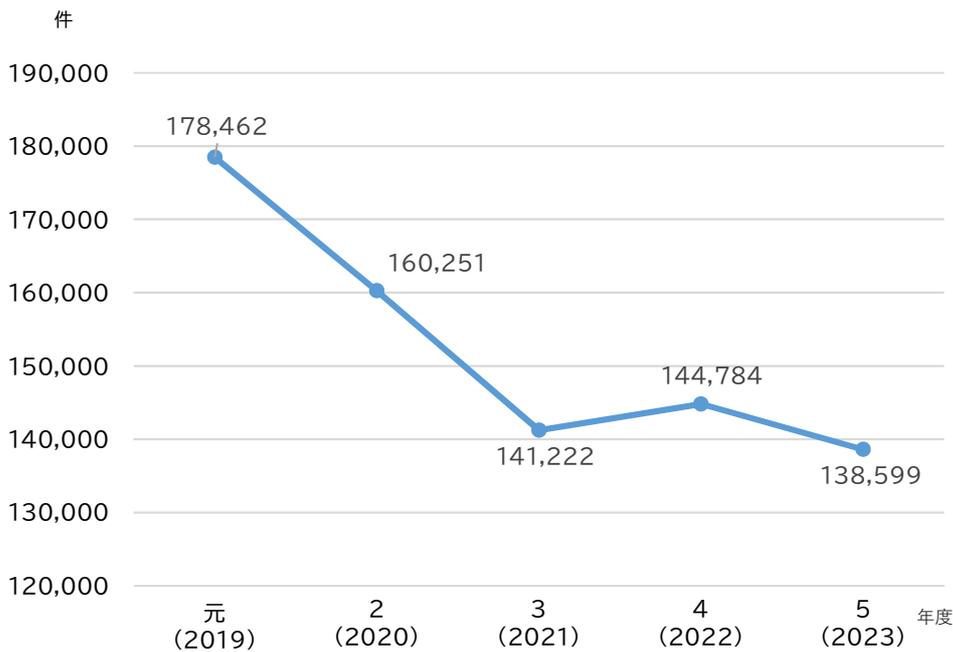
本市の調定額<sup>注</sup>、収入額及び合計収入率の推移は、図 10 のとおりです。本市の市税収入額は、国から地方へ税源移譲が行われた平成 19 年度(2007 年度)の約 943 億円が過去最高でしたが、令和 5 年度(2023 年度)は、それを上回る約 951 億円となりました。

区分	平成19年度(2007年度)			令和5年度(2023年度)		
	調定額(千円)	収入額(千円)	収入率	調定額(千円)	収入額(千円)	収入率
現年課税分	94,767,888	93,070,870	98.2%	95,066,365	94,896,630	99.8%
滞納繰越分	4,918,573	1,219,839	24.8%	670,580	249,288	37.2%
合計	99,686,461	94,290,709	94.6%	95,736,945	95,145,918	99.4%

平成 19 年度(2007 年度)と令和 5 年度(2023 年度)の市税収入状況(図11)

注 税においては、課税されたもので収入すべき金額のこと

## イ 督促状発付件数



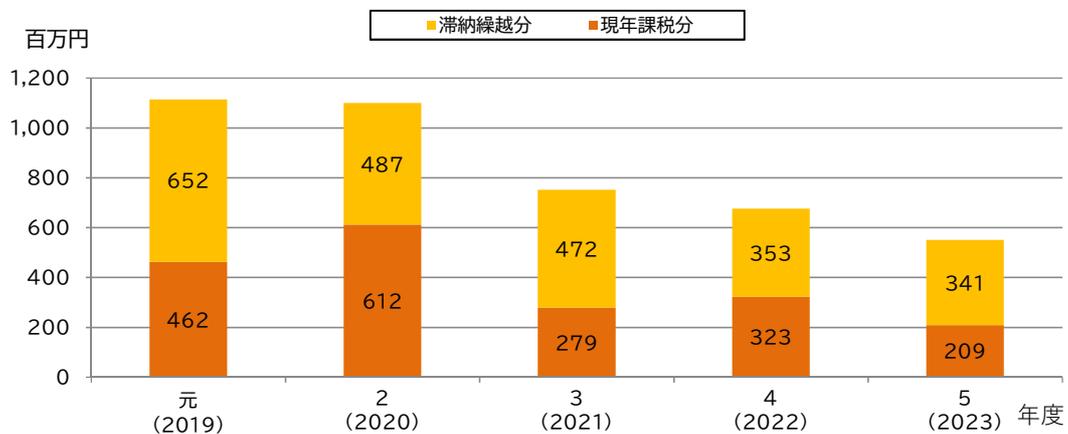
督促状発付件数の推移 (図12)

※データ編 2市税のデータ(7)②(139・140 ページ)参照

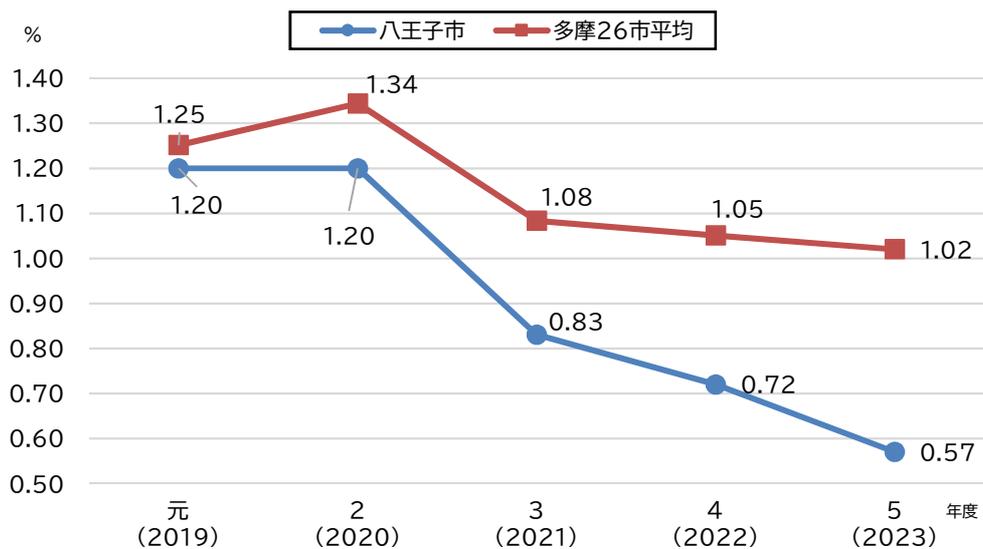
督促状は、納期限を経過しても未納の場合に発付されるため、その発付件数が少ないほど納期内納付が多いと言えます。近年は図 10 のとおり合計収入率が上昇し、図 12 のとおり督促状発付件数は減少傾向にあるため、合計収入率の上昇に伴い、納期内納付が増えていることとなります。

## ウ 収入未済額

収入未済額とは、納税する義務があるのに納付されなかった税金のことです。翌年度に繰り越された収入未済額の推移は図 13 のとおりです。合計収入率を上昇させていくことで、収入未済額は、減少していきます。平成 10 年度(1998 年度)に約 94 億円あった収入未済額は、令和 5 年度(2023 年度)には約 5 億 5,000 万円まで縮減されました。



現年課税分と滞納繰越分の収入未済額の推移(年度末) (図13)



調定額に対する収入未済額の割合(多摩 26 市平均との比較)(図14)

※データ編第 10 表(72 ページ)参照

多摩 26 市の平均と比較した、調定額に対する収入未済額の割合は、図 14 のとおりです。  
本市の令和 5 年度(2023 年度)調定額は約 957 億円で、そのうちに占める収入未済額の割合は 0.57%であり、多摩 26 市中 4 位となります。

## (6) 税負担の公平性を確保していくための取組

税負担の公平性を確保することは、市民サービスの提供に必要な財源である税収を確保するためにも重要なことです。

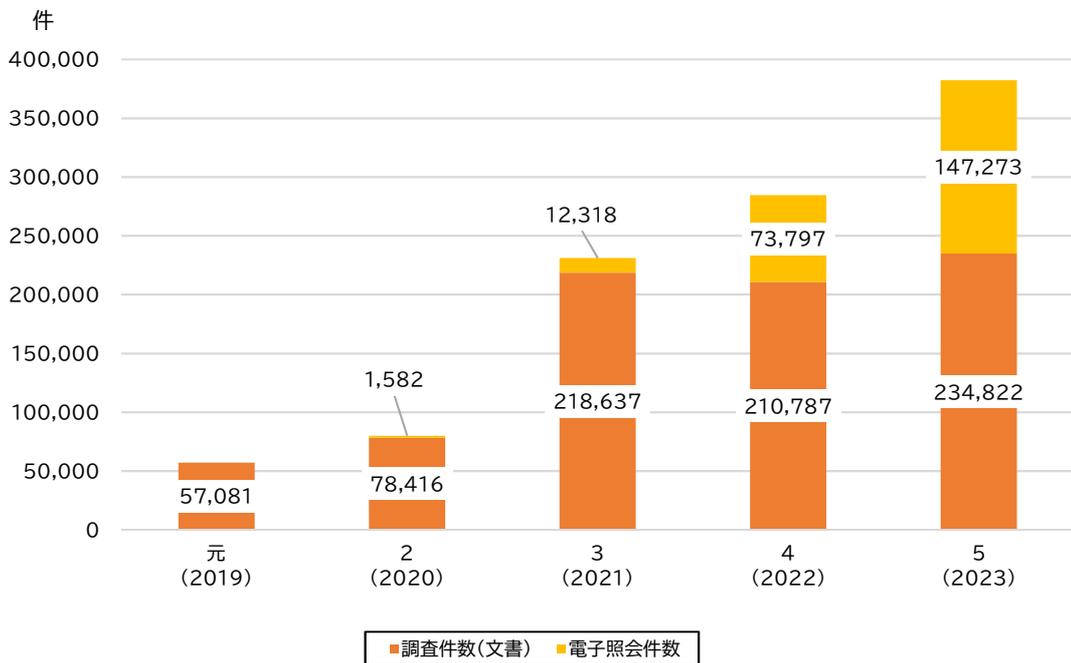
市では、納税者の利便性向上のため、口座振替やコンビニエンスストア納付、スマートフォンを使用した決済サービスなどの納付環境の整備を進めています。

納付が困難な方に対しては、納税相談を平日のほか日曜日も実施しています。一方、担税力があるにもかかわらず納税がない方には、納期限までに納付している大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、法に基づき、動産、不動産、有価証券、給料などの財産を差し押さえ、滞納している税に充てるといった厳格な対応を行っています。

### ア 財産調査と差押え

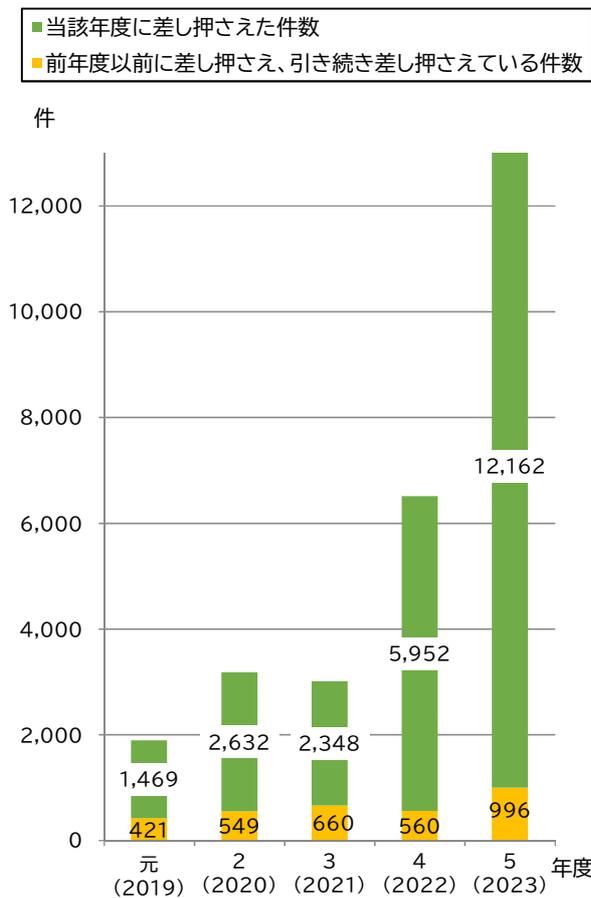
市は、税負担の公平性を確保するため、積極的に滞納処分に取り組んでいます。

滞納処分は、担税力があるにもかかわらず納税がない方に対して行っているもので、所有する財産(不動産、預貯金、給料など)を差し押さえ、滞納している税に充てます。令和5年度(2023年度)は、令和3年度(2021年度)から活用している預貯金電子照会サービスを中心に前年度よりもさらに財産調査を強化することで、早期に財産状況を把握し、滞納処分を行いました。財産調査件数の推移は図15のとおりです。



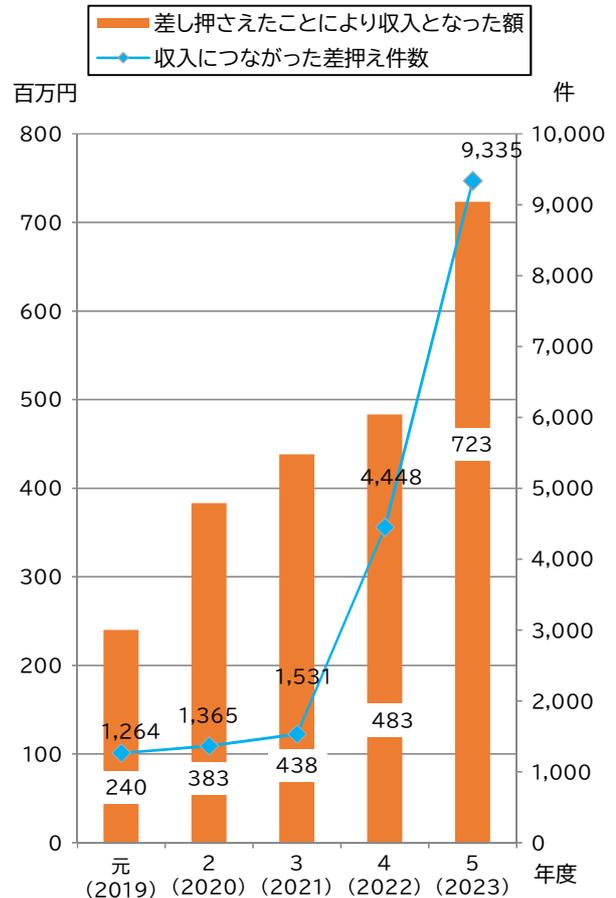
財産調査件数の推移(図15)

差押え件数の推移は、図 16 のとおりです。令和 5 年度(2023 年度)は、財産調査件数の増加とともに、差押え件数も増加しています。このことで図 17 のとおり、差押えから収入に繋がった件数・金額も令和 4 年度(2022 年度)に比べ、大幅に増加しました。



差押え件数の推移(図 16)

※データ編第7表(71 ページ)参照



差押えによる収入額の推移(図 17)

※データ編第8表(71 ページ)参照

## イ 搜索・タイヤロック・公売

搜索とは、財産調査の方法の1つです。差し押さえるべき財産の発見や、差し押さえた財産の引き揚げなどをするため、滞納している方の住居の搜索を行っています。

タイヤロックとは、滞納している方の自動車・オートバイについて差押えを行い、車両の保管を命ずる場合に、タイヤロックという器具によりタイヤを施錠し、使用できなくするものです。

公売とは、搜索やタイヤロックを行っても、滞納が解消しない場合、差し押さえた不動産や動産を売却し、税に充てる手続きのことで。

なお、実績件数は図 18 のとおりです。

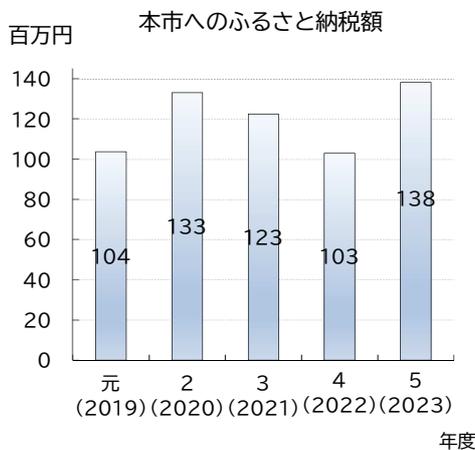
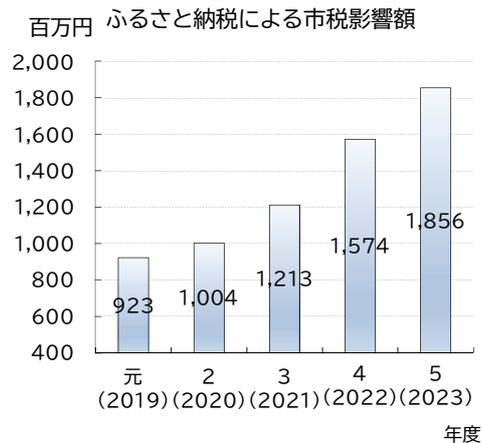
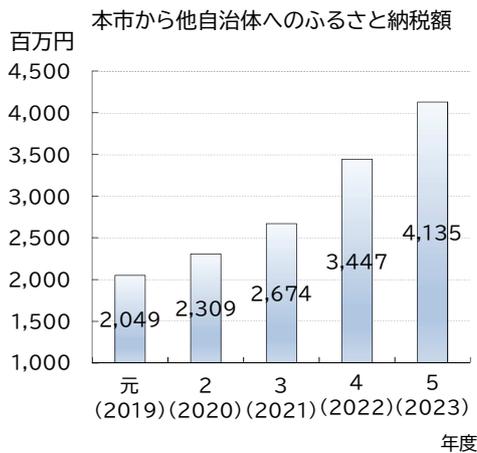
区分	単位:件		
	搜索	タイヤロック	公売
令和4年度(2022)	72	51	8
令和5年度(2023)	62	13	128

搜索・タイヤロック・公売件数(図 18)

## ふるさと納税による市税への影響

ふるさと納税とは、自分の選んだ自治体に寄附(ふるさと納税)を行った場合に、寄附金額の一部を所得税と住民税から控除することができるものです。

令和5年度(2023年度)は、本市の市民の他自治体へのふるさと納税額が合計で41億3,511万円あり、このうち本市の個人市民税の影響額は概算で18億5,615万円となります。これに対して、令和5年度(2023年度)に本市へ寄せられたふるさと納税額<sup>注</sup>は1億3,848万円となりました。



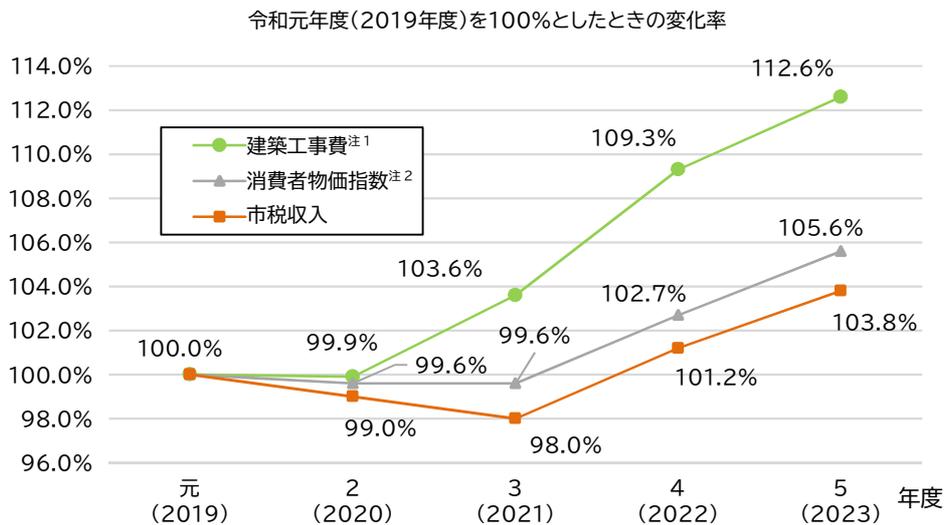
単位:千円

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
他自治体への ふるさと納税額	2,049,305	2,308,584	2,674,003	3,447,145	4,135,109	
ふるさと納税による 市税影響額	922,610	1,004,057	1,212,942	1,574,040	1,856,151	
本市への ふるさと納税額	103,817	133,285	122,607	103,140	138,478	

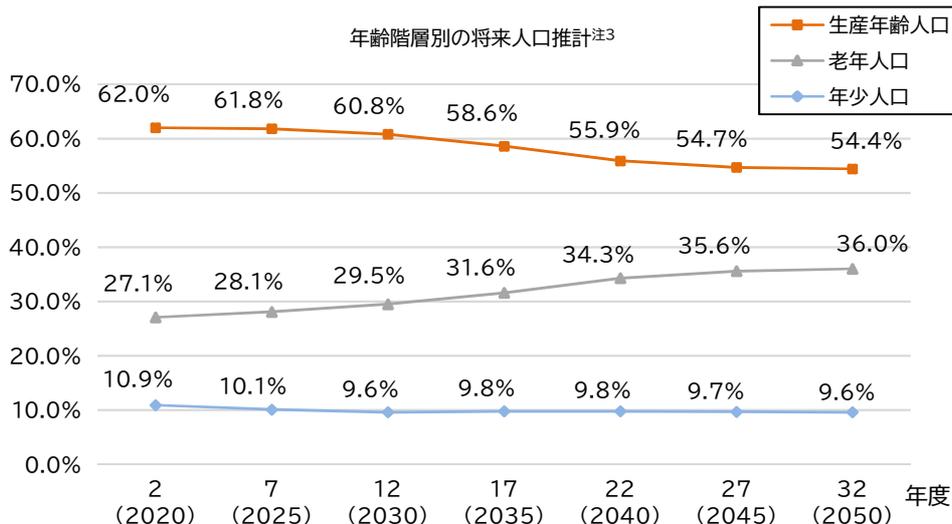
注 八王子市民による寄附を含む

## 今後の税収見通し

令和5年度(2023年度)決算における市税収入は過去最高を記録し、コロナ禍の落ち込みからの回復を見せていますが、物価等の上昇率が市税収入の増加率を上回っており、「実質的な市税収入」は増加していないものと考えられます。



今後は、本市においても人口減少・少子高齢化が本格化するため、市税収入の増加は見込めない状況です。一方で、高齢化の進行による扶助費の増加や、老朽化が進む学校などの公共施設の維持・更新のためには、多額の経費が必要となります。このような厳しい財政状況において、市税収入を確実に確保することがますます重要になっています。



注1 建築工事費デフレーターのうち、「公共事業」の指数を使用。

注2 生鮮食品を除く総合指数を使用。

注3 令和5年(2023年)3月発行の「八王子市人口ビジョン」の数値を使用。

### 3 市税のあらまし

#### (1) 個人市民税

- 納税義務者及び所得の増により均等割、所得割ともに増加
- 納税義務者 1 人あたりの個人市民税額は横ばい

1人あたりの個人市民税額の推移(表 4)

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
調定額(千円)	36,749,465	37,011,394	36,366,991	37,433,053	37,746,887	
人口(人)	562,460	562,480	561,828	561,758	562,145	
納税義務者(人)	285,767	288,728	288,071	290,682	292,972	
市民1人あたり(千円)	65	66	65	67	67	
納税義務者 1人あたり(千円)	129	128	126	129	129	

※データ編第 14 表(73 ページ)参照

個人住民税とは「個人市民税」と「個人都民税」を合わせたものをいいます。個人都民税は個人市民税と合わせて市が課税・徴収しています<sup>注1</sup>。

市民税には、個人に対する「個人市民税」と、会社などの法人に対する「法人市民税」があります。

個人市民税課税額を人口で除した市民1人あたりの個人市民税額と、納税義務者数で除した納税義務者1人あたりの個人市民税額の推移は、表 4 のとおりです。

個人市民税は、定額で課税する均等割と、所得金額に対して課税する所得割からなります。

1 月 1 日現在市内に住所があり、前年中に所得<sup>注2</sup>のある人に対し、法律や市の条例に基づいて課税します。また、その年の 1 月 1 日現在市内に住所がない人でも、市内に事務所・事業所・家屋敷<sup>注3</sup>を所有している場合には、均等割を課税します。

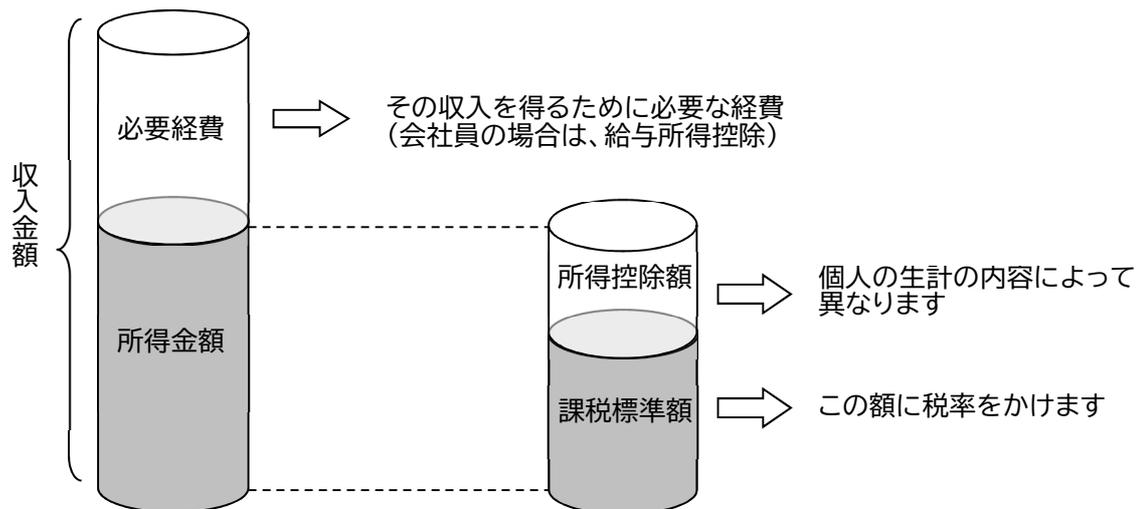
注1 令和 6 年度(2024 年度)からは、森林環境税(国税)も合わせて市が課税・徴収しています。

注2 所得は次の 10 種類に分類されます。①利子所得(預貯金などの利子)、②配当所得(株式や出資に対する配当)、③不動産所得(地代や家賃など)、④事業所得(事業活動から生じる所得)、⑤給与所得(会社員の給料など)、⑥退職所得(退職手当、一時恩給など)、⑦山林所得(山林の伐採・売却から生じる所得)、⑧譲渡所得(資産を売ったことから生じる所得)、⑨一時所得(賞金、懸賞当選金、遺失物拾得報労金など)、⑩雑所得(公的年金、他の所得にあてはまらない所得)

注3 事務所・事業所とは事業の必要性から設けられた施設・設備であって、そこで継続して事業が営まれる場所をいいます。家屋敷とは自己または家族の居住のために住所地以外の市町村に設けられた独立性のある住宅をいい、居住できる状態であればよく、実際に居住していることを要しません。

所得金額は下図にあるように、収入金額から必要経費を差し引いて求めます。例えば、商品を販売して利益を得た場合の所得は、商品の販売額から商品の売上原価と商品の販売に必要な費用との合計額を差し引いたものです。この場合の商品の販売額を収入金額といい、商品の売上原価や販売等に必要費用を必要経費といいます。

所得金額から所得控除額を差し引いたものが課税標準額です。課税標準額は税率をかける前の金額です。社会保険料の支払額がいくらか、控除対象配偶者や扶養親族がいるかどうか、生命保険や地震保険の保険料の支出があるかどうかなど、納税義務者個々の事情を考慮して、実情に合った課税をするために、所得金額から所得控除額を差し引きます。



## ア 税率

個人市民税の均等割の税率は 3,500 円<sup>注1</sup>です。個人市民税の所得割の税率は、平成 18 年度(2006 年度)まで課税標準額に応じて 3%、8%、10%の 3 段階になっていましたが、三位一体改革による国から地方への税源移譲に伴い、平成 19 年度(2007 年度)からは 6%<sup>注2</sup>となっています。

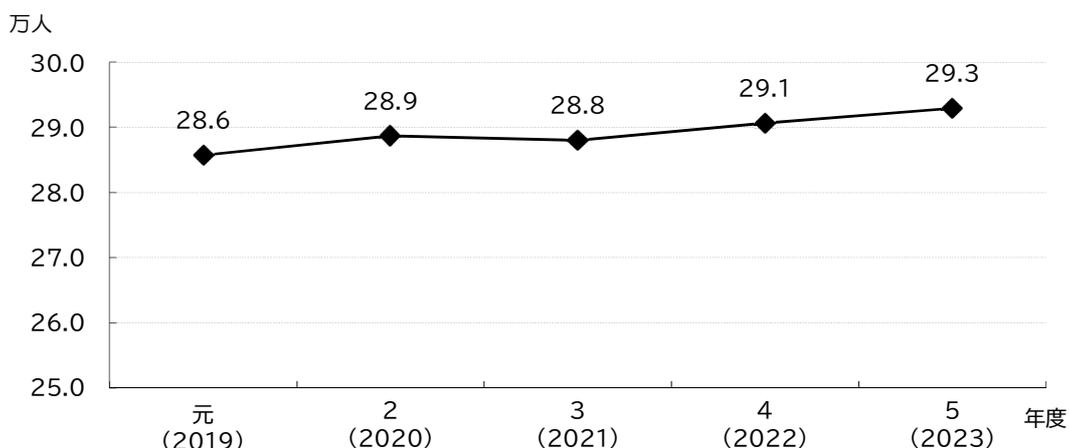
個人都民税も、個人市民税と同様に均等割と所得割があり、均等割の税率は 1,500 円<sup>注1</sup>です。所得割の税率は、平成 18 年度(2006 年度)まで課税標準額に応じて 2%、3%の 2 段階でしたが、個人市民税と同様に税源移譲に伴い、平成 19 年度(2007 年度)からは課税標準額にかかわらず 4%<sup>注2</sup>となっています。

注1 東日本大震災からの復興に関連し、地方公共団体が実施する防災・減災のための施策に必要な財源を確保するため、平成 26 年度(2014 年度)から令和 5 年度(2023 年度)までの 10 年間の臨時的な措置として、個人市民税・個人都民税の均等割の税額をそれぞれ 500 円引き上げています。令和 6 年度(2024 年度)からは、個人市民税 3,000 円、個人都民税 1,000 円となり、個人住民税に合わせて森林環境税(国税)1,000 円を課税します。

注2 総所得金額に対する税率です。分離課税に係る所得金額に対する税率は、所得の種類などにより異なります。

## イ 納税義務者数と課税額

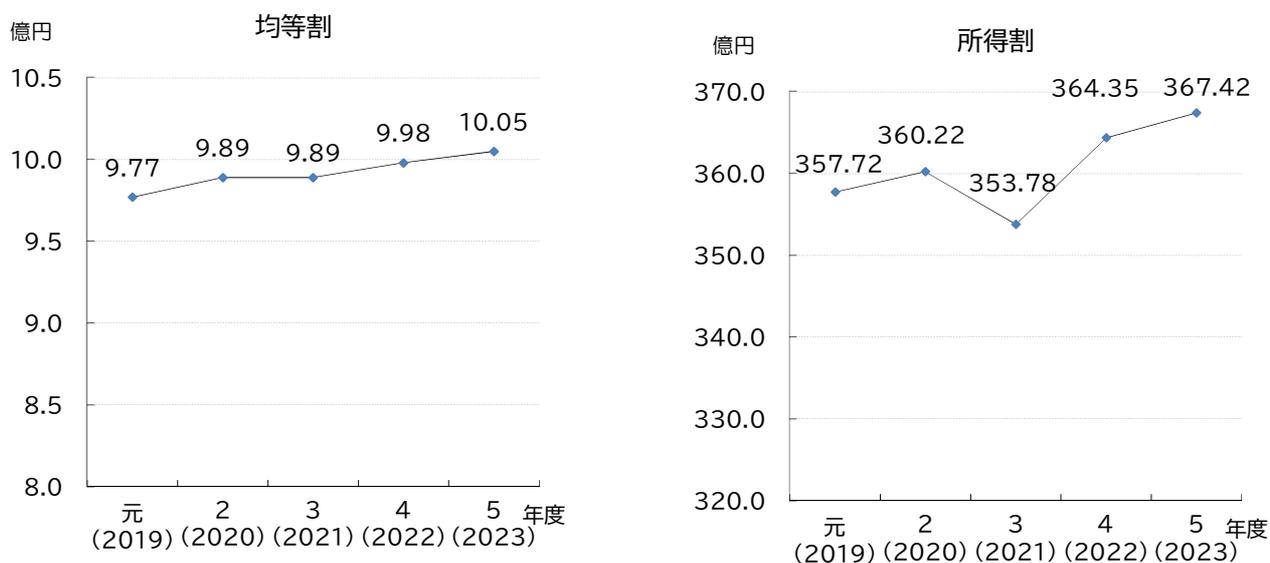
個人市民税の納税義務者数の推移は図 19 のとおりです。



個人市民税の納税義務者数の推移 (図 19)

※データ編第 12 表(72 ページ)参照

個人市民税額は、景気や税制改正の影響などにより増減します。個人市民税課税額の推移は、図 20 のとおりです。



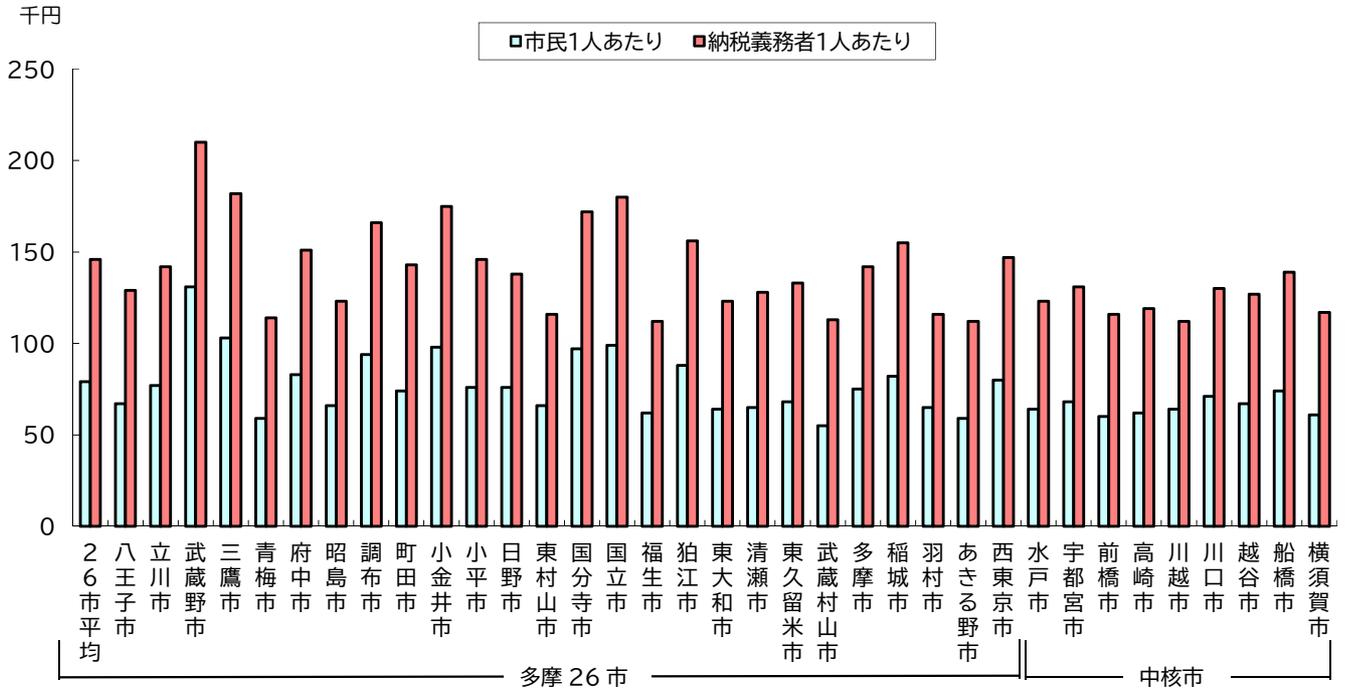
個人市民税課税額の推移 (図 20)

※データ編第 13 表(73 ページ)参照

近年では、納税義務者数の増加や給与総額等の増加により令和 2 年度(2020 年度)まで、均等割、所得割ともに増加傾向にありました。令和 3 年度(2021 年度)に新型コロナウイルス感染症の影響により、所得割は一度減少したものの、令和 4 年度(2022 年度)は増加に転じ、令和 5 年度(2023 年度)は前年度比 3 億 700 万円増の 367 億 4,200 万円となりました。

## ウ 市民1人あたりの個人市民税額の他市との比較

本市の1人あたりの個人市民税額が他市と比べてどのような位置にあるのか、多摩26市及び中核市で比較してみました。多摩26市及び中核市の1人あたりの個人市民税額は図21のとおりです。



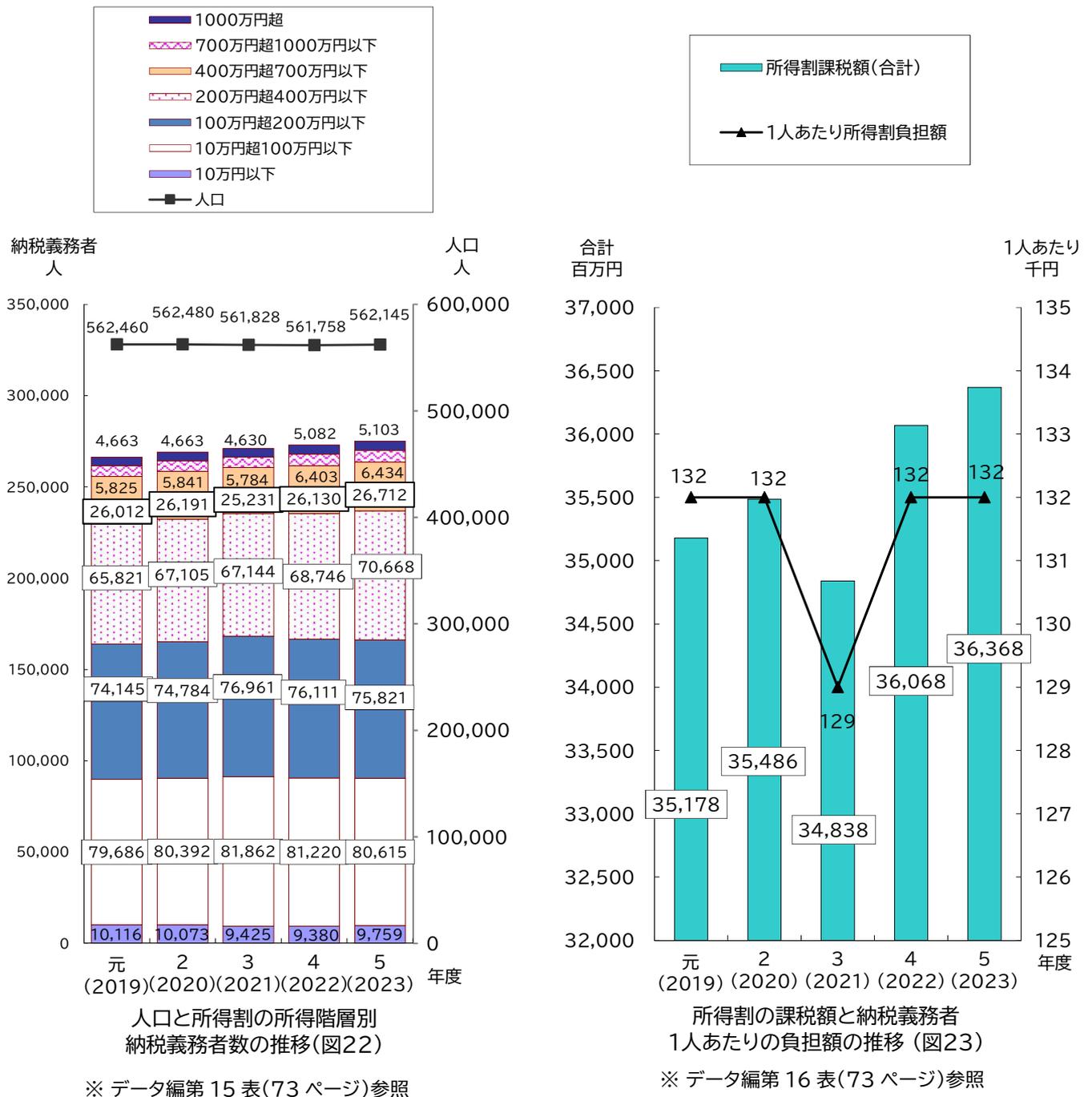
多摩26市と中核市の1人あたりの個人市民税額(令和5年度(2023年度))(図21)

※ データ編第17表(74ページ)参照

## 工 所得階層別の納税義務者数と所得割課税額

令和元年(2019年)から令和5年(2023年)までの各年1月1日の人口と各年度の所得割の所得(個人市民税の課税標準額)階層別納税義務者数の推移<sup>注</sup>は、図22のとおり、各年度の所得割課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移は、図23のとおりです。

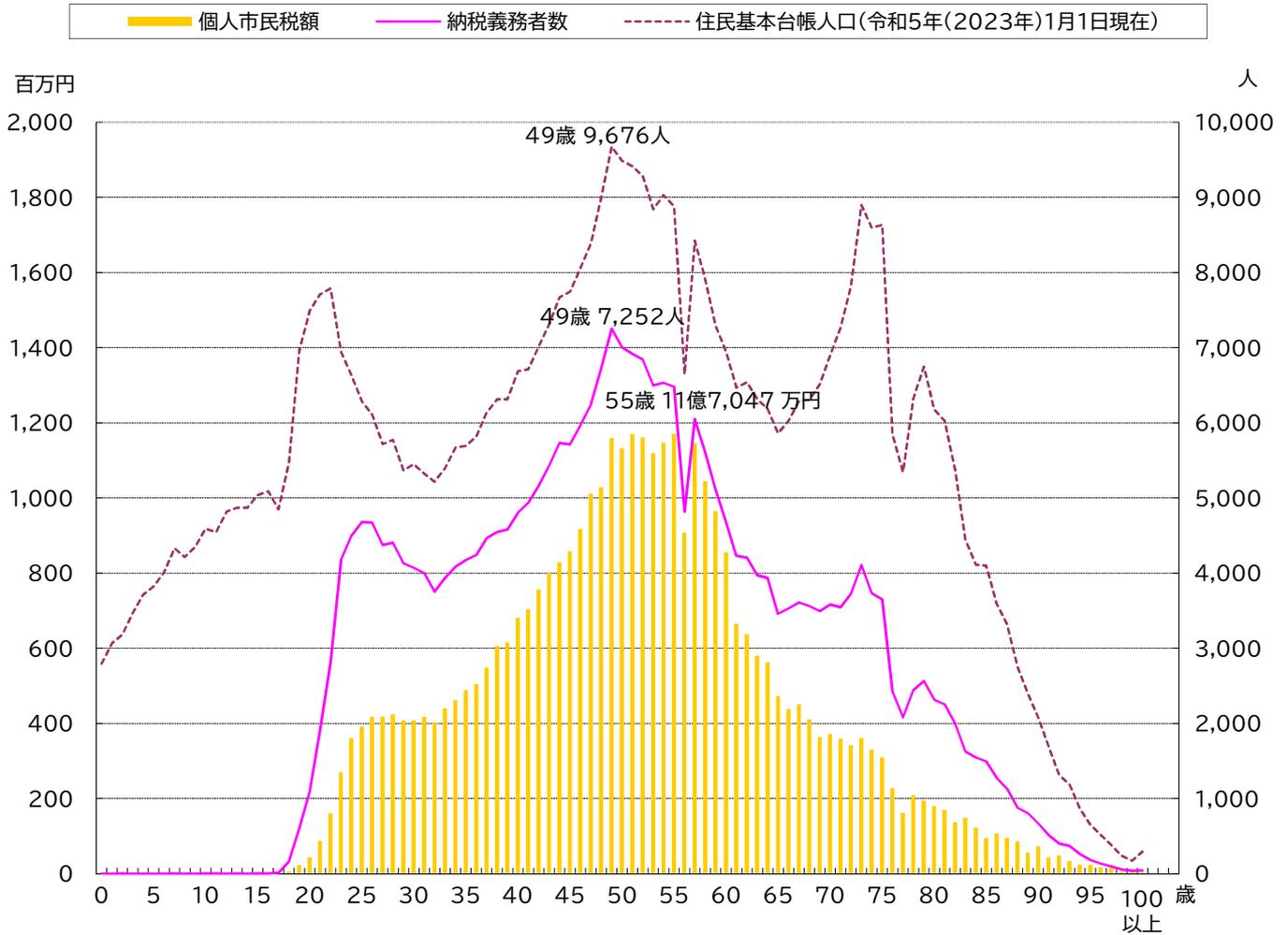
図23の所得割額は、現年度分の額になります。個人市民税の課税には、現年度分と過年度分があります。現年度分は前年中の所得額をもとに課税をするもので、過年度分は前々年以前の所得額が修正されたことなどにより修正課税をするものです。



注 個人市民税の特別徴収(給与からの差引による徴収)は、一年度分を6月から翌年5月までの期間の各月で徴収するため、4月・5月分は翌年度の収入となり、令和5年度(2023年度)の個人市民税額には、給与から徴収した個人市民税の令和4年度(2022年度)分の一部(4月・5月)が含まれています。このため図22の納税義務者数と19ページ図19の納税義務者数、図23の所得割課税額と19ページ図20の所得割額とは一致しません。

## オ 年齢別の納税義務者数と課税額

年齢別に納税義務者数や個人市民税課税額を比較すると、各年齢の負担の大きさがわかります。年齢別の人口、納税義務者数および現年度分個人市民税課税額は、図 24 のとおりです。



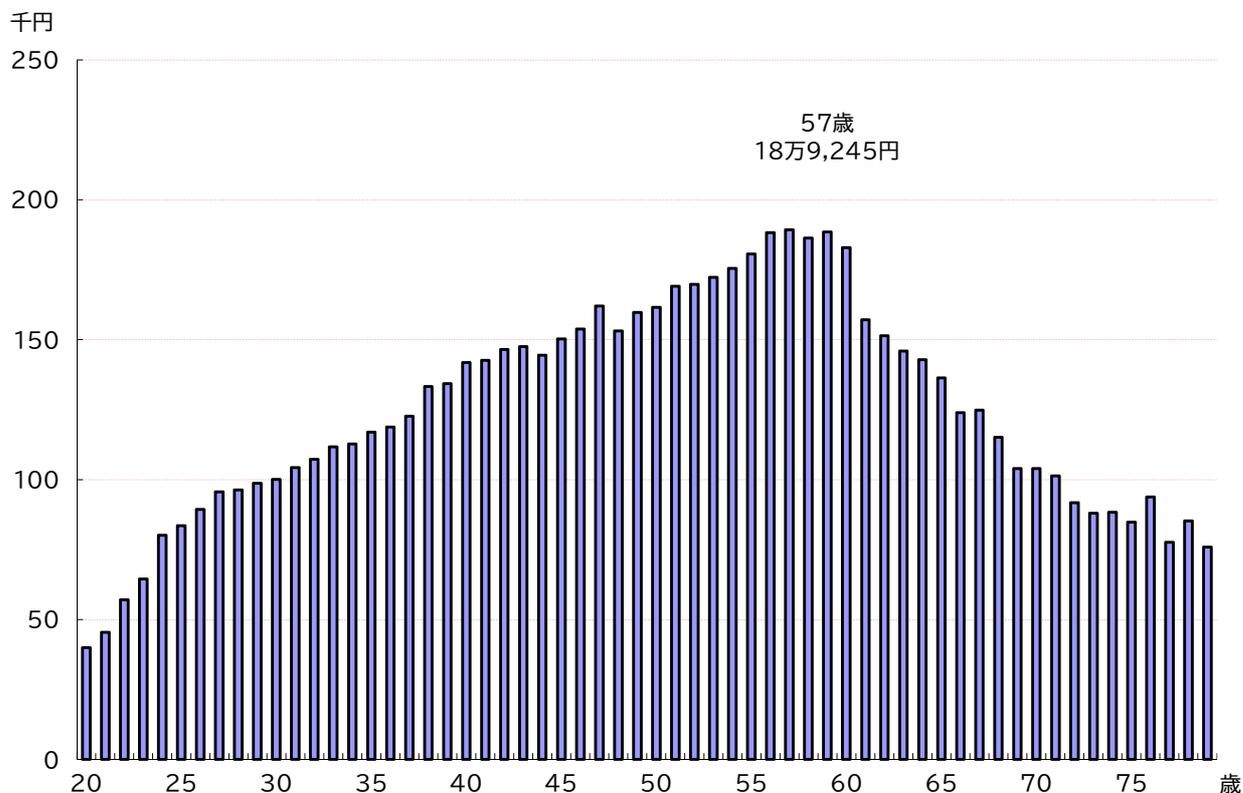
年齢別人口、納税義務者数および個人市民税課税額(令和5年度(2023年度))(図24)

※ データ編第 18 表-2(77・78 ページ)参照

人口が特に多いのは、50 歳前後を中心とした団塊ジュニアの世代や、73 歳から 75 歳までの団塊の世代です。また、19 歳から 22 歳までの人口が多いのは、大学に在学する学生が多く住んでいるため、これは本市の特徴です。

納税義務者数のグラフは 20 歳から 25 歳までに急激な増加があって、その後は人口と同様の曲線を描きます。納税義務者数が多い順に各年齢を見ると、49 歳(7,252 人)、50 歳(7,004 人)、51 歳(6,918 人)となります。個人市民税額が多い順に見ると 55 歳(11 億 7,047 万円)、51 歳(11 億 6,986 万円)、52 歳(11 億 6,113 万円)となります。

年齢別の1人あたりの個人市民税課税額は、図25のとおりです。納税義務者数が少ない19歳以下と80歳以上を除いて個人市民税課税額が多い順に各年齢を見ると、57歳(18万9,245円)、59歳(18万8,464円)、56歳(18万8,241円)となり、50歳代の課税額が多いことがわかります。



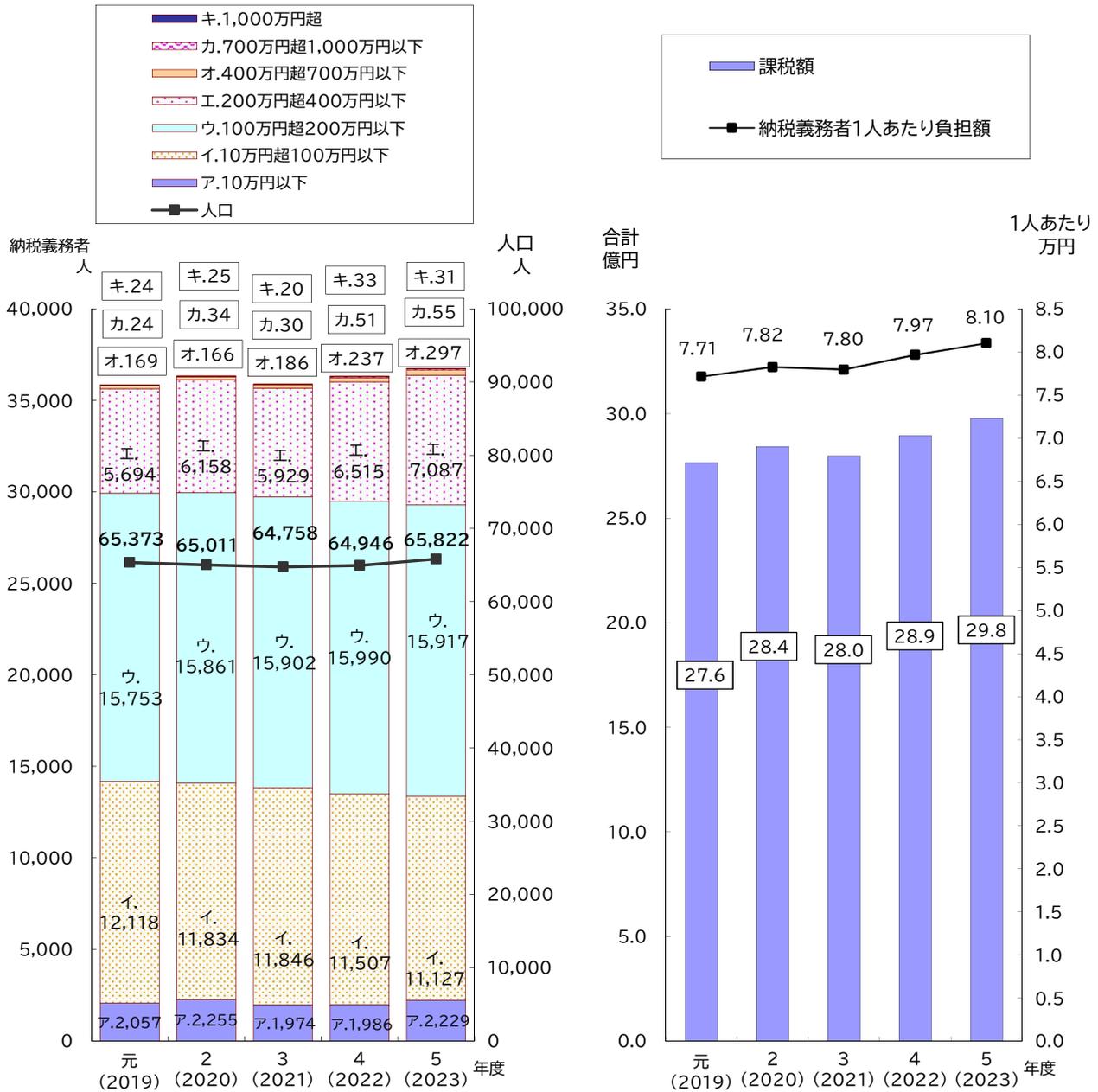
年齢別1人あたりの個人市民税課税額(令和5年度(2023年度)) (図25)

※ データ編第18表-2(77・78ページ)参照

次に、20歳代から70歳代まで10歳代刻みで納税義務者数や税額の推移を見ることがあります。

## (ア) 20歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和元年(2019年)から令和5年(2023年)までの各年1月1日の20歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図26のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移は図27のとおりです。



人口と所得階層別納税義務者数の推移 (20歳代) (図26)

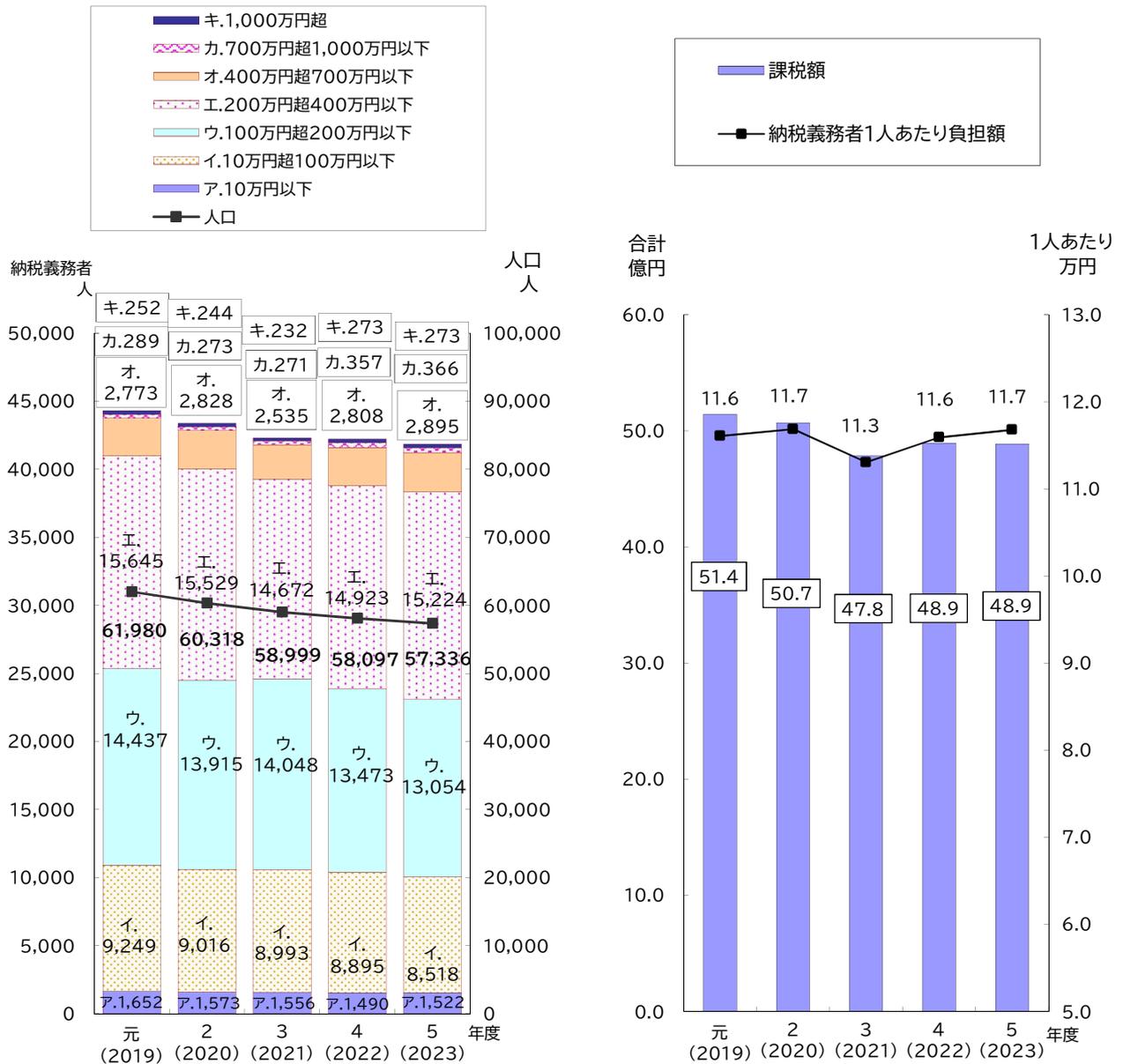
個人市民税課税額と1人あたり負担額の推移 (20歳代) (図27)

※ データ編第19～23表 (81・82 ページ)参照

※ データ編第19～23表 (81・82 ページ)参照

## (イ) 30歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和元年(2019年)から令和5年(2023年)までの各年1月1日の30歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図28のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移は図29のとおりです。



人口と所得階層別納税義務者数の推移  
(30歳代) (図28)

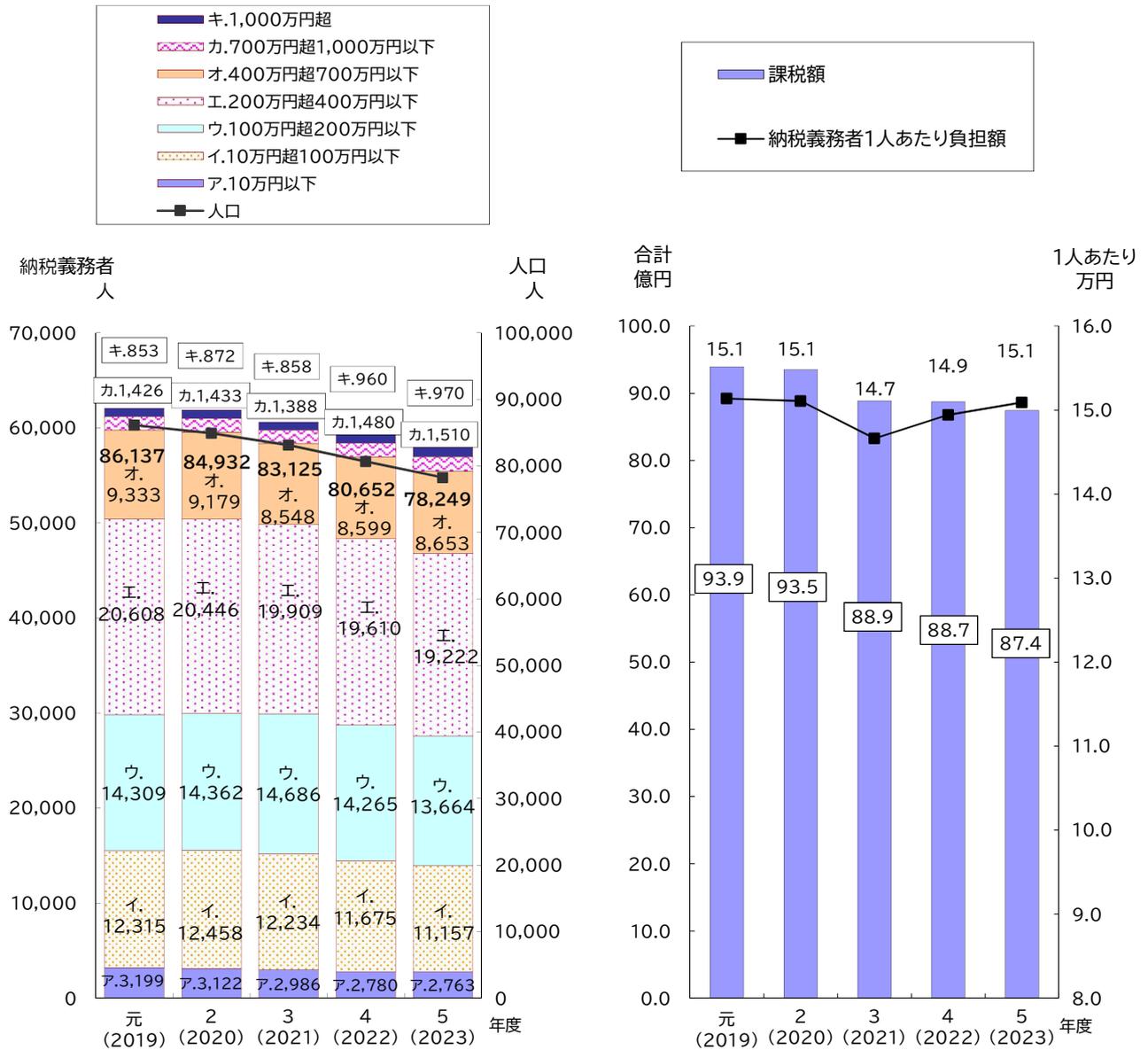
個人市民税課税額と1人あたり負担額の推移  
(30歳代) (図29)

※ データ編第19～23表  
(81・82 ページ)参照

※ データ編第19～23表  
(81・82 ページ)参照

## (ウ) 40歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和元年(2019年)から令和5年(2023年)までの各年1月1日の40歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図30のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移は図31のとおりです。



人口と所得階層別納税義務者数の推移  
(40歳代) (図30)

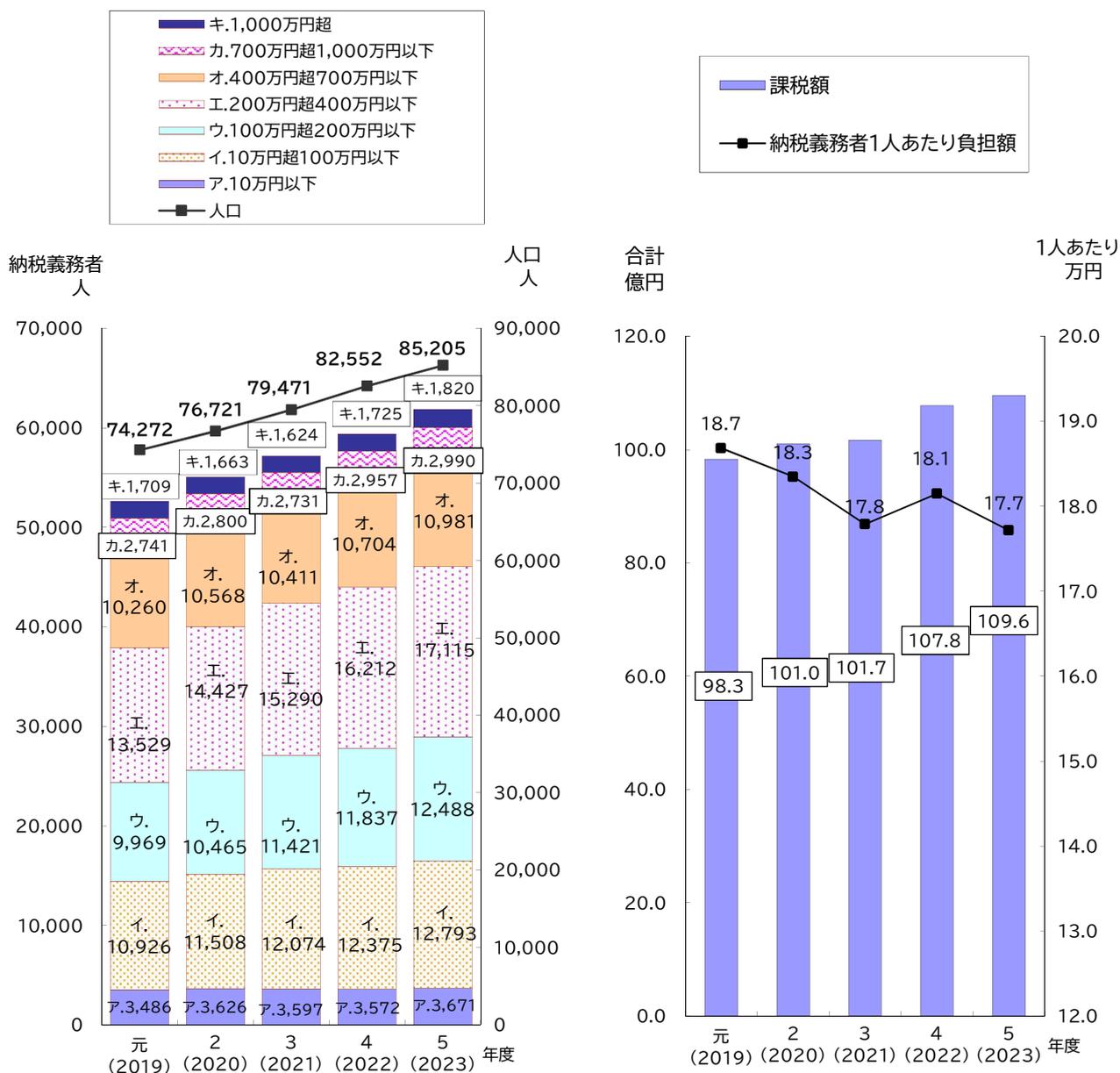
個人市民税課税額と1人あたり負担額の推移  
(40歳代) (図31)

※ データ編第19～23表  
(81・82 ページ)参照

※ データ編第19～23表  
(81・82 ページ)参照

## (工) 50歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和元年(2019年)から令和5年(2023年)までの各年1月1日の50歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図32のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移は図33のとおりです。



人口と所得階層別納税義務者数の推移 (50歳代) (図32)

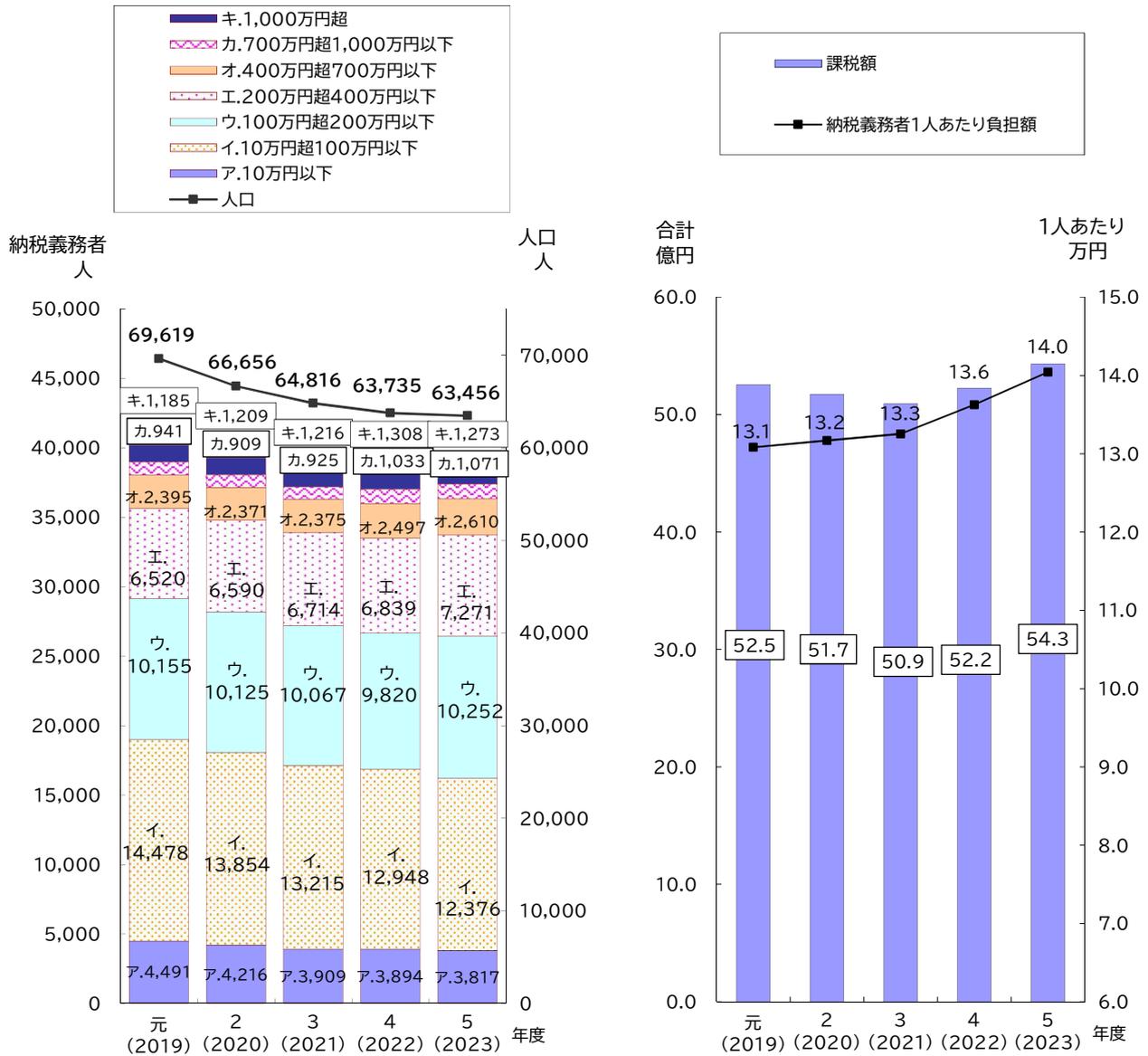
個人市民税課税額と1人あたり負担額の推移 (50歳代) (図33)

※ データ編第19～23表 (81・82 ページ)参照

※ データ編第19～23表 (81・82 ページ)参照

### (オ) 60歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和元年(2019年)から令和5年(2023年)までの各年1月1日の60歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図34のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移は図35のとおりです。



人口と所得階層別納税義務者数の推移 (60歳代)(図34)

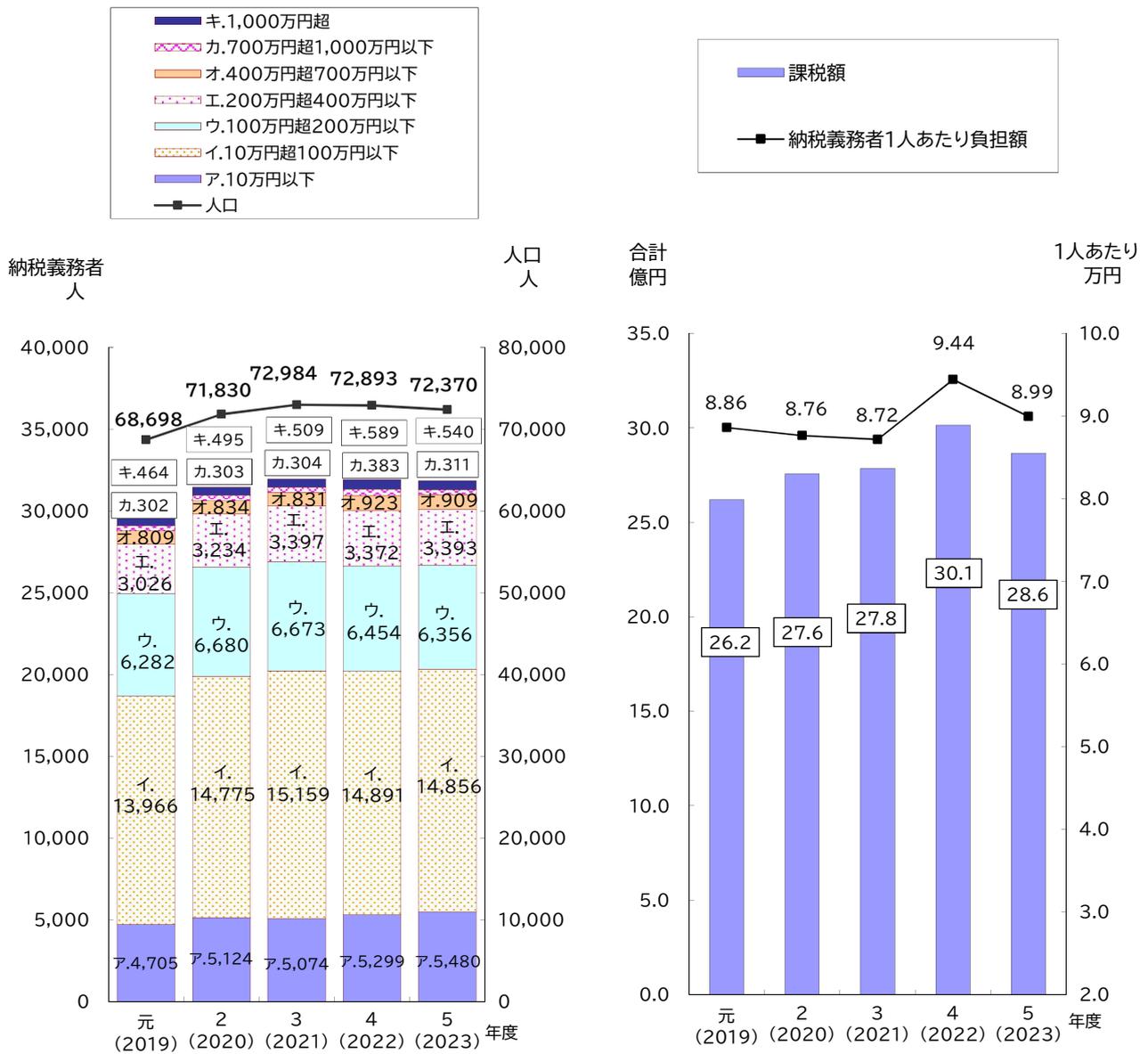
個人市民税課税額と1人あたり負担額の推移 (60歳代)(図35)

※ データ編第19～23表 (81・82 ページ)参照

※ データ編第19～23表 (81・82 ページ)参照

### (カ) 70歳代の納税義務者数と個人市民税課税額

令和元年(2019年)から令和5年(2023年)までの各年1月1日の70歳代の人口と各年度の個人市民税の所得階層別納税義務者数の推移は図36のとおりで、各年度の個人市民税課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移は図37のとおりです。



人口と所得階層別納税義務者数の推移 (70歳代) (図36)

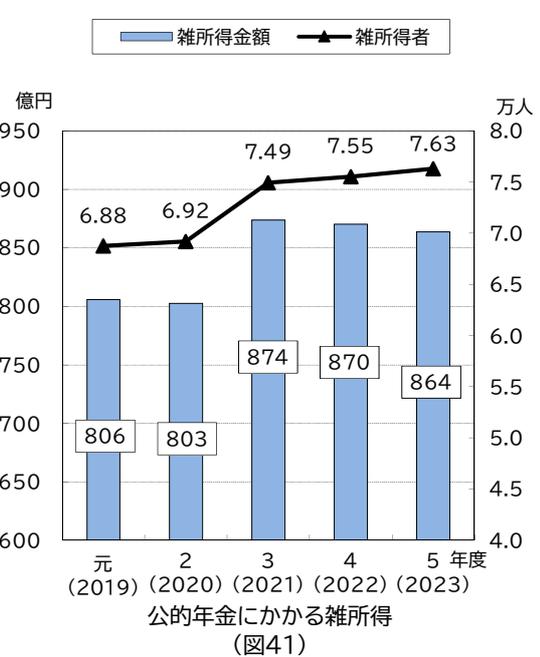
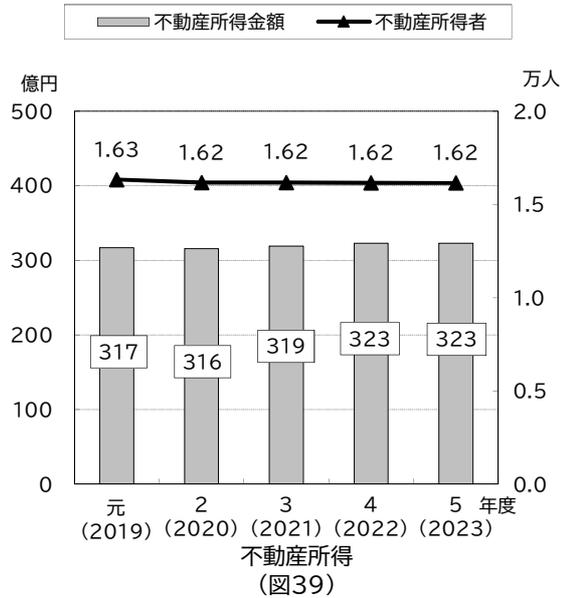
個人市民税課税額と1人あたり負担額の推移 (70歳代) (図37)

※ データ編第19～23表 (81・82 ページ)参照

※ データ編第19～23表 (81・82 ページ)参照

## カ 所得金額

所得は全部で 10 種類あり、所得の種類ごとに収入金額から必要経費を差し引いて所得金額を求めます。所得金額の多い事業所得<sup>注1</sup>、不動産所得、給与所得<sup>注2</sup>、公的年金にかかる雑所得<sup>注3</sup>の 4 つについての所得金額と所得者数の推移は、図 38 から図 41 までのとおりです。



※ データ編第 24 表(83 ページ)参照

注 1 事業所得には国からの新型コロナ給付金が含まれています。

注 2、注 3 給与所得、公的年金所得は、令和 3 年度税制改正により、所得控除額が改正され、令和 2 年度(2020 年度)以前よりも所得金額が高く算出されるようになっていいます。よって、令和 3 年度(2021 年度)は令和 2 年度(2020 年度)に比べ、所得金額が大きく上昇しています。税制改正の影響を受けない収入金額については、31 ページ図 43・44 のとおりです。

それぞれの所得者1人あたりの所得金額の推移は図42のとおりです。

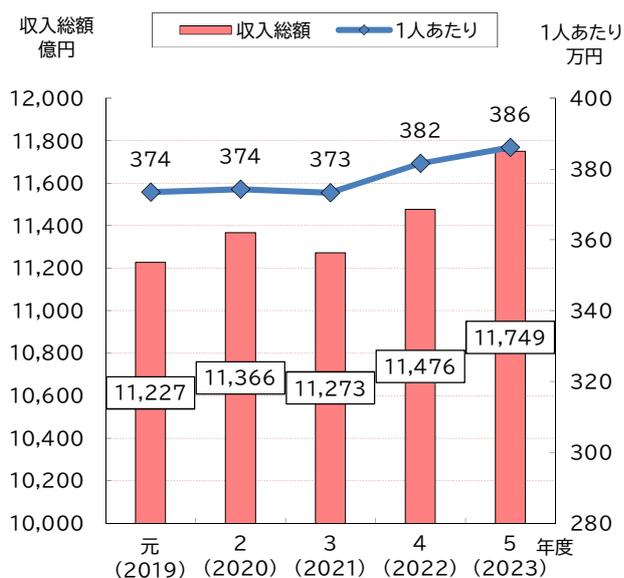


所得別の1人あたり所得金額の推移 (図42)

※ データ編第24表(83ページ)参照

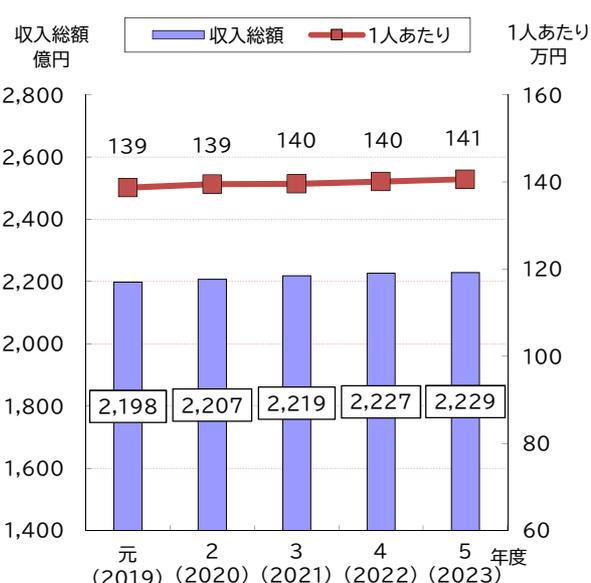
10種類の所得のうち給与所得と公的年金にかかる雑所得については、給与所得控除または公的年金等控除を差し引く前の収入金額が明らかになっていますので、より現実に近い収入状況が分かります。

給与と年金の収入金額の総額と1人あたりの収入金額の推移は、図43・図44のとおりです。



給与収入金額の推移 (図43)

※ データ編第25表(83ページ)参照



公的年金収入金額の推移 (図44)

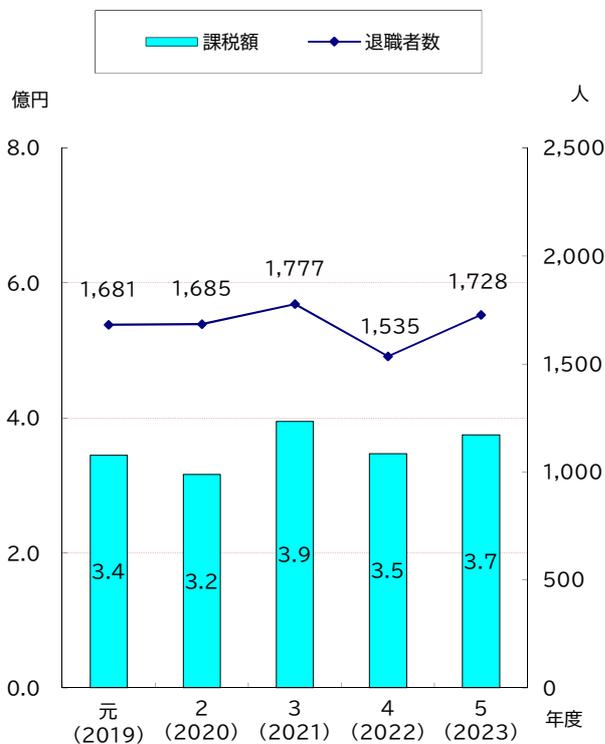
※ データ編第25表(83ページ)参照

## キ 退職所得と課税額

10 種類の所得のひとつに退職所得があります。退職所得とは、退職により勤務先から受ける退職手当などの所得をいいます。退職手当を支払う人が、退職手当を支払う際に、給与所得と分けて退職所得に対する個人市民税の税額を算出し、支払額から税額を差し引いています。

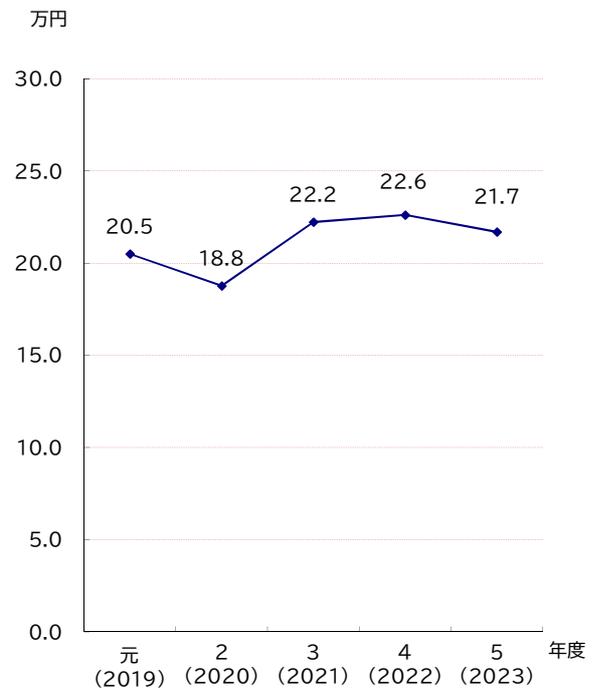
退職所得を得た退職者数と退職所得にかかる個人市民税課税額の推移は、図 45 のとおりです。

退職者数は令和 4 年度(2022 年度)に大きく減少しましたが、令和 5 年度(2023 年度)に再び増加しました。退職者 1 人あたりの退職所得にかかる個人市民税負担額の推移は図 46 のとおりです。



退職者数と退職所得にかかる  
個人市民税課税額の推移 (図45)

※ データ編第 26 表(84 ページ)参照



退職者1人あたりの退職所得にかかる  
個人市民税負担額 (図46)

※ データ編第 26 表(84 ページ)参照

## (2) 法人市民税

- 納税義務者数は毎年増加、法人税割の課税額が大幅に増加するも課税対象法人数は1割近く減少
- 法人税割課税額では北部地域の製造業が全体の51.2%を占める

法人市民税の納税義務者と課税額の推移(表5)

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
納税義務者数(人)	13,719	13,809	13,989	14,233	14,424	
均等割額(千円)	1,474,556	1,444,460	1,444,880	1,500,357	1,481,363	
法人税割額(千円)	4,128,509	2,841,879	2,996,636	3,571,562	5,010,187	
課税額計(千円)	5,603,065	4,286,339	4,441,516	5,071,919	6,491,550	

※データ編第27表(84ページ)参照

法人市民税の納税義務者数と課税額の推移は、図47のとおりです。



法人市民税の納税義務者数と課税額の推移(図47)

※データ編第27表(84ページ)参照

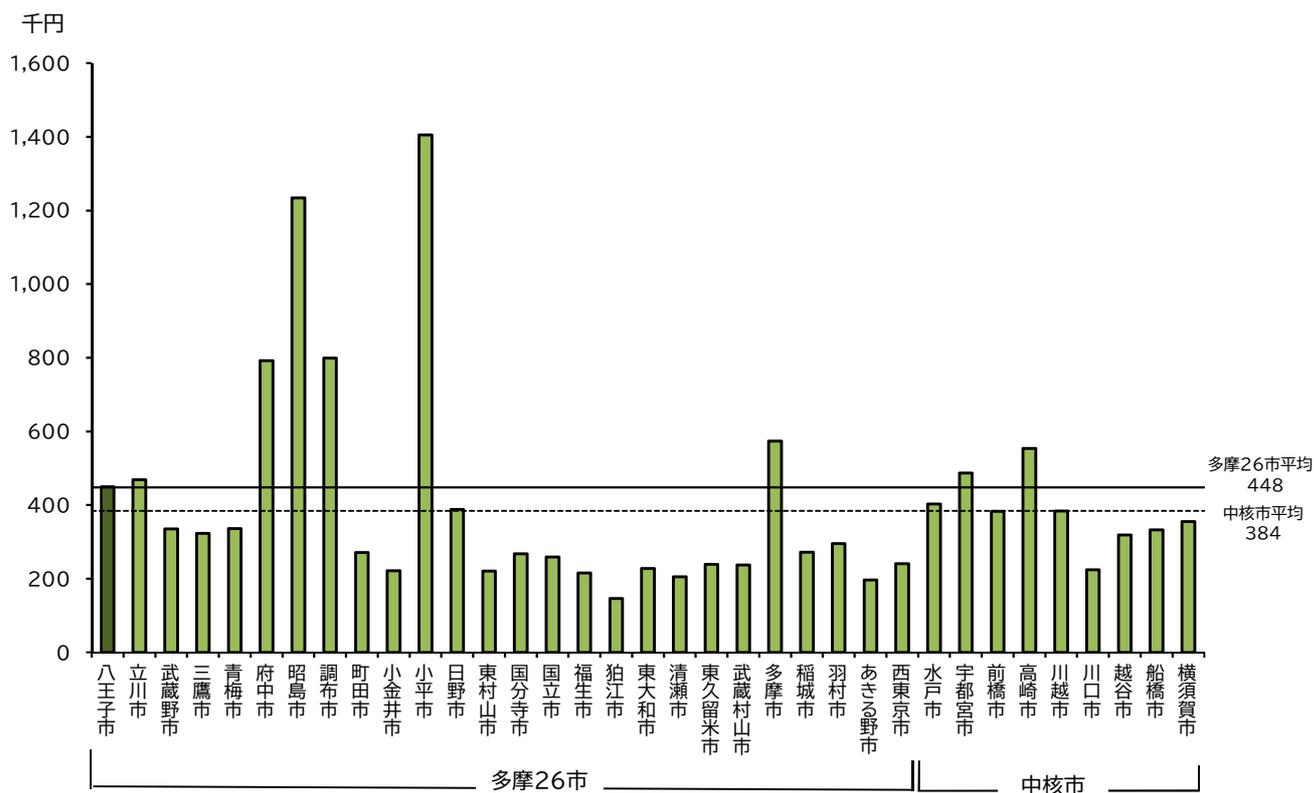
法人市民税は、市内に事務所または寮等を所有する法人および法人課税信託の引受けにより法人税を課される個人で、市内に事務所等を有するものに課税します。

法人市民税は、均等割と法人税割<sup>注1</sup>で構成され、市内に事務所または事業所のある法人には均等割と法人税割を、市内に寮等のみがある法人には均等割を課税します。

法人税割課税額は、令和2年度(2020年度)に新型コロナウイルス感染症の影響による企業業績の悪化や税制改正により減少しましたが、その後北部地域の製造業を中心に業績が回復したことにより順調に回復し、令和5年度(2023年度)は平成27年度(2015年度)以来8年ぶりに50億円を超えました。均等割課税額は、景気の影響はあまり受けませんが、事業所の移転等による影響を受けやすく、近年は納税義務者数が増加する一方で課税額は伸び悩んでいます。

## ア 1 事業所あたりの法人市民税額の他市との比較<sup>注2</sup>

本市の納税義務者数と1事業所あたりの法人市民税額が他市と比べてどのような位置にあるのか、多摩26市および中核市で比較してみました。多摩26市および中核市の1事業所あたりの法人市民税額は図48のとおりです。



多摩26市と中核市の1事業所あたりの法人市民税額(令和5年度(2023年度))(図48)

※データ編第29表(85ページ)参照

注1 均等割の税率は、資本金等の額、従業員数、その他の要件により、5万円から300万円までの間で9段階に分かれています。法人税割は、課税標準となる法人税額に税率を掛けて算定します。

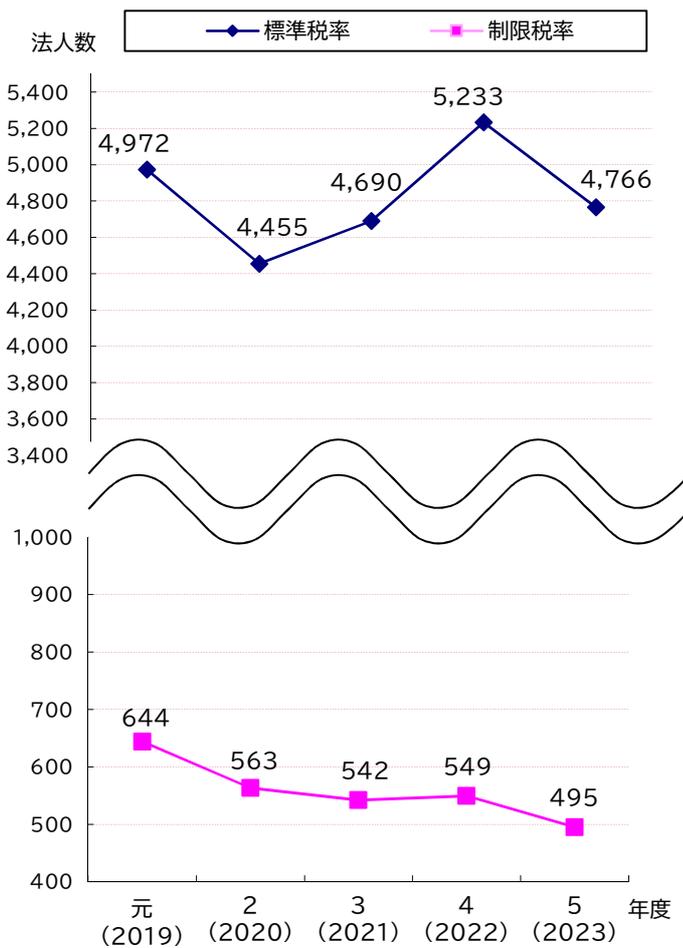
注2 1事業所あたりの法人市民税については、不均一課税を考慮せず計算しています。

## イ 適用税率別の法人数と法人税割課税額

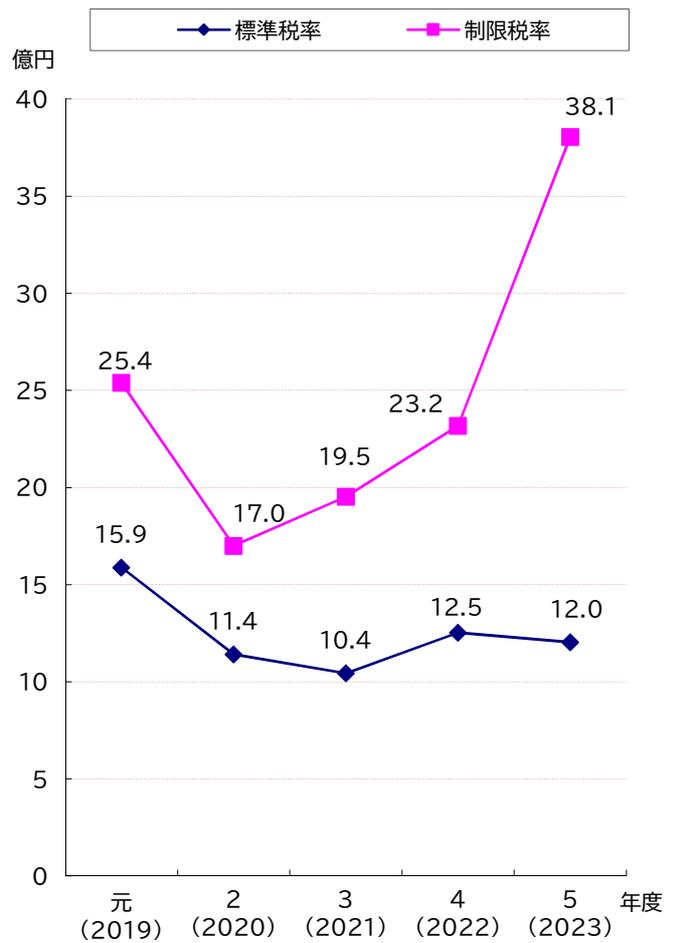
法人税割は、資本金の額により適用する税率を決めています。その税率は、標準税率 6.0%と制限税率 8.4%の 2 段階です。6.0%の税率は、資本金の額が 1 億円以下の法人や資本金を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)に適用し、8.4%の税率は、資本金の額が 1 億円を超える法人および相互会社に適用します。

法人税割を納付した法人数と法人税割課税額の推移を適用税率別に見ると、制限税率適用の法人数は減少傾向にあるものの課税額に占める割合は増加し、一部の大法人が税収の多くを占める傾向になっています。

法人税割は、景気変動の影響を受けるほか、税制改正による影響を強く受けます。令和 2 年度(2020 年度)は税制改正による税率の引き下げと新型コロナウイルス感染症の影響による景気の後退で法人税割課税額は大きく減少をしました。しかし、令和 3 年度(2021 年度)以降は、製造業などの大企業で業績が向上するなどにより増加が続き、令和 5 年度(2023 年度)は前年度比 14 億 4,000 万円増の 50 億 1,000 万円となりました。(図 49・図 50)



適用税率別法人数の推移(図49)



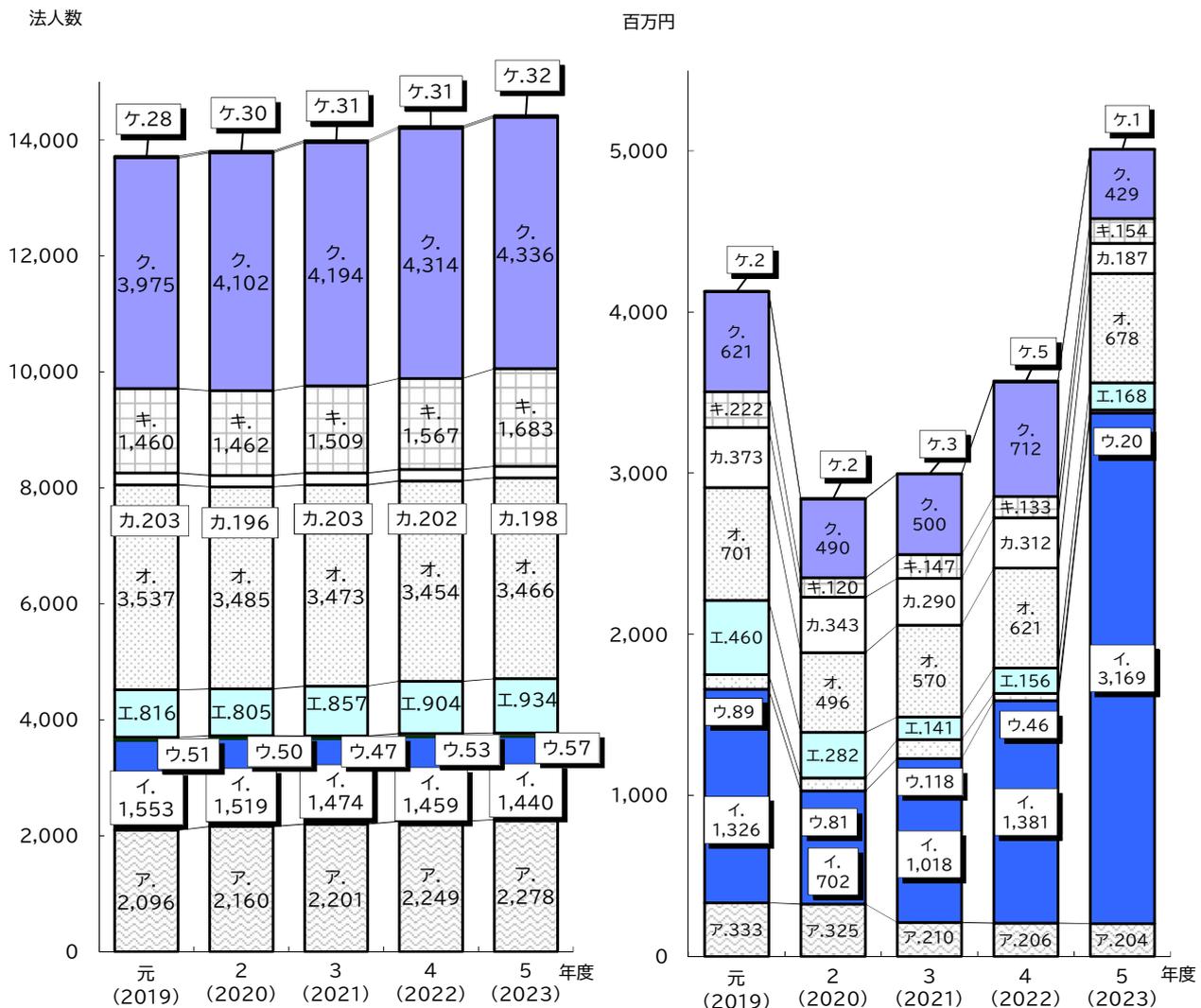
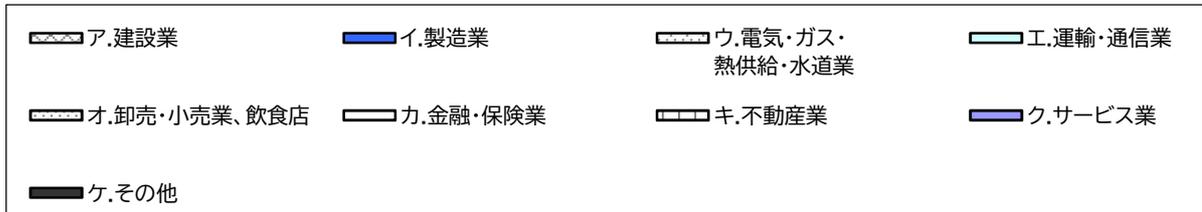
適用税率別法人税割課税額の推移(図50)

※データ編第 28 表(84 ページ)参照

## ウ 業種別の法人数と法人税割課税額

業種別の法人数および法人税割課税額の推移を表にしてみました。

業種別法人数の推移は図 51 で、業種別法人税割課税額の推移は図 52 で示しています。法人数の推移では減少を続ける製造業ですが、法人税割課税額において占める割合は一番大きく、特に令和 5 年度(2023 年度)では全体の 63.3%を占めています。



業種別法人数の推移 (図51)

業種別法人税割課税額の推移 (図52)

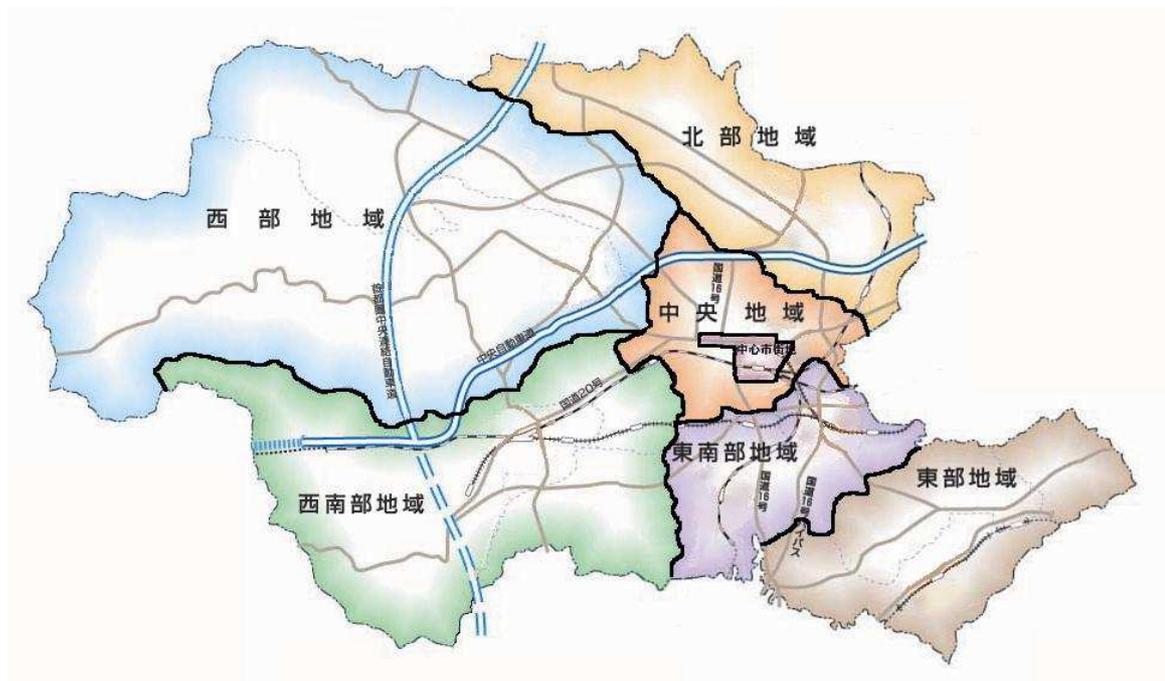
※データ編第 30 表(86 ページ)参照

## 工 地域別の法人数と法人税割課税額

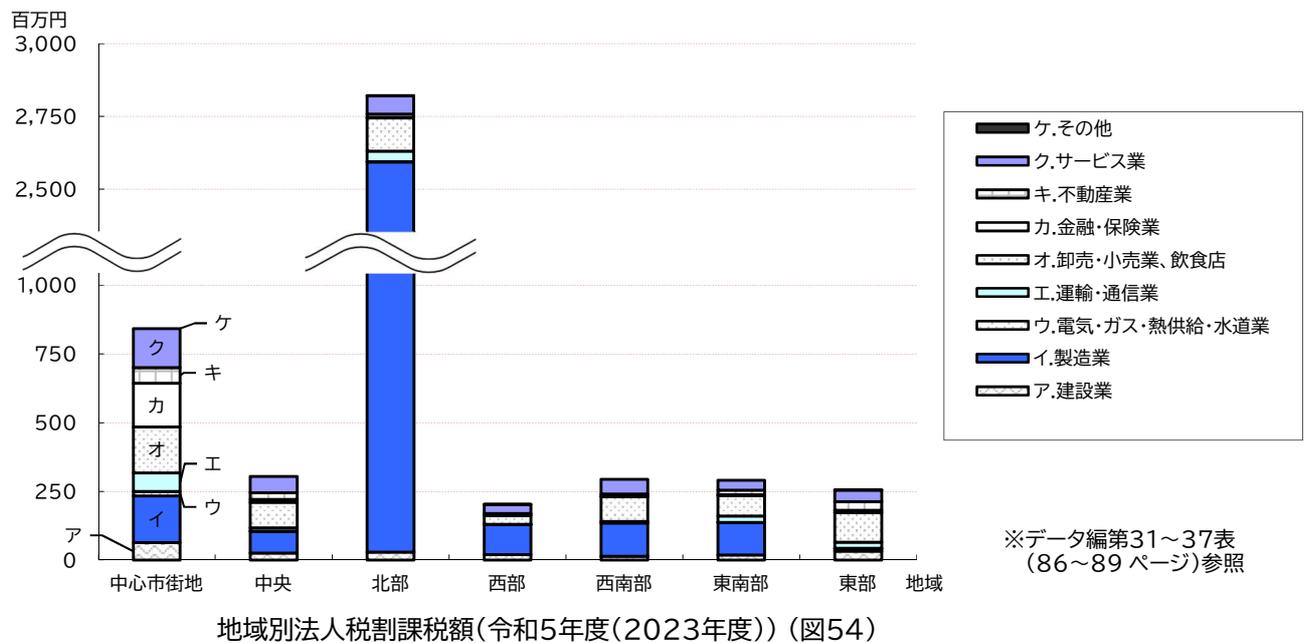
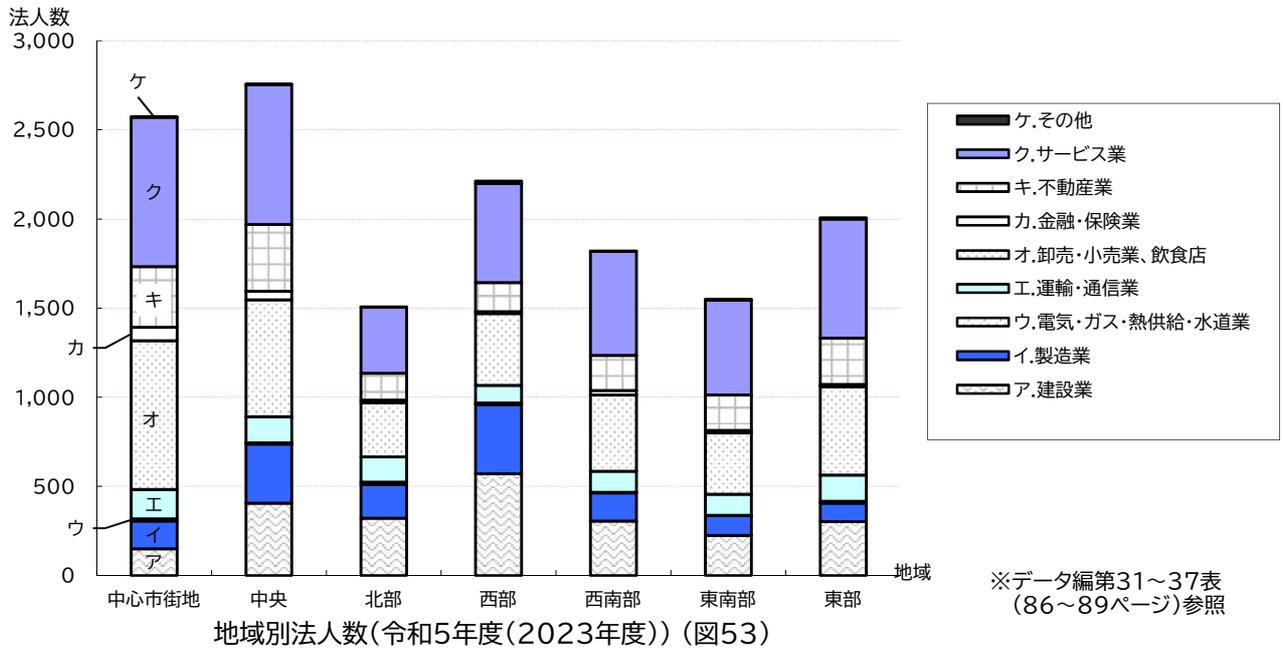
本市は市域が広く、地域によって産業構造に違いがあります。そこで、地域に分けてそれぞれの特徴を見ることにします。

本市では、基本構想・基本計画「八王子未来デザイン 2040」において、市域を中央、北部、西部、西南部、東南部、東部の 6 地域に分け、それぞれの地域の特徴に応じたまちづくりを進めていくことを基本方針としています。本書でもこの地域区分を基本として用いることとしますが、中央地域のうち中心市街地<sup>注</sup>は商業集積地であり、産業構造に違いがあることから、本書では、中央地域を中心市街地とそれ以外の地域に分け、合計 7 地域に区分します。

そこで、本書の中では、中心市街地を「中心市街地地域」と、中心市街地以外の中央地域を「中央地域」と呼ぶこととします。



注 現行の八王子市中心市街地活性化基本計画で設定した区域(北:甲州街道沿道、東:かえで通り、南:子安公園通り、西:国道16号線)。本書では、この区域を含む町全てを中心市街地地域としています。



地域別の法人数、法人税割課税額は、図 53・図 54 のとおりです。法人数は、中央地域が最も多くなっていますが、法人税割課税額は、大規模な事業所がある石川工業団地を抱える北部地域が最も多くなっています。

法人数を見ると、建設業や製造業は西部地域や中央地域に多く、卸売・小売業、飲食店や不動産業は中心市街地地域や中央地域に多くなっています。サービス業は各地域とも多い業種で全体の3割を占めています。

法人税割課税額を見ると、大規模な事業所がある北部地域が全体の56.3%を占めており、特に北部地域の製造業だけで全体の51.2%を占めています。そのほか、金融・保険業や卸売・小売業、飲食店等が集中する中心市街地が全体の16.8%を占めています。

## 地方税の電子化 エルタックス -eLTAX(地方税ポータルシステム)-

eLTAX(地方税ポータルシステム)とは、地方税における手続きを、インターネットを利用して電子的に行うシステムです。地方公共団体が共同で運営しています。

従来、地方税の申告、申請、納税などの手続きは、それぞれの地方公共団体等の窓口で行う必要がありました。しかし、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大により、行政手続においても、非対面化の必要性が高まっています。こうした中 eLTAX では、それぞれの地方公共団体への手続きを電子的に行うことが可能です。

現在、法人市民税、固定資産税(償却資産)、事業所税、市たばこ税及び入湯税の申告、個人住民税における給与支払報告書の提出等について、eLTAX を利用して電子申告することができます。

また、法人市民税、事業所税、個人住民税(特別徴収)、個人住民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、市たばこ税及び入湯税は、eLTAX を利用して電子的に納税する「共通納税」(地方税統一 QR コード(eL-QR)による納付も含みます。)が可能となっています。

なお、令和5年度(2023年度)の電子申告の件数は58万件、共通納税額は71億円となり、開始以来増加が続いています。

※eLTAX は、地方公共団体が共同して運営する組織「地方税共同機構」が開発・運用しています。

電子申告・共通納税の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
電子申告 件数 (件)	法人市民税	12,684	13,263	14,012	14,858	15,384	
	固定資産税 (償却資産)	5,341	5,980	6,658	7,117	7,491	
	個人住民税	448,190	490,855	511,262	538,178	560,354	
	事業所税	196	247	301	366	369	
	市たばこ税	—	—	—	—	5	
	計	466,411	510,345	532,233	560,519	583,603	
電子申告率(%)		70.32%	77.80%	79.49%	80.77%	82.79%	
共通納税額(千円)		253,491	1,160,323	4,328,775	5,977,764	7,078,606	

### (3) 固定資産税・都市計画税

- 土地の調定額は、土地の用途変更による税額変更の影響等により減少
- 家屋の調定額は、家屋の滅失による減を新增築による増が上回ったことで増加
- 償却資産の調定額は新規事業者の事業開始及び既存事業者の設備投資により増加

固定資産税調定額の推移(表6) 注6

単位:千円

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
土地	14,274,120	14,251,456	14,153,600	14,191,455	14,186,129
家屋	16,651,963	17,048,012	16,370,068	17,207,833	17,572,326
償却資産	4,338,936	4,257,966	4,040,171	4,247,348	4,301,964
計	35,265,019	35,557,434	34,563,839	35,646,636	36,060,419

都市計画税調定額の推移(表7) 注6

単位:千円

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
土地	3,767,518	3,763,605	3,737,728	3,756,199	3,760,418
家屋	3,265,744	3,340,846	3,206,339	3,356,648	3,434,662
計	7,033,262	7,104,451	6,944,067	7,112,847	7,195,080

※ データ編 129・130 ページ参照

固定資産とは土地、家屋、償却資産の総称です。固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在の固定資産の所有者を納税義務者として課税します。

固定資産の所有者とは、

- ・土地は、登記簿または土地補充課税台帳<sup>注1</sup>
- ・家屋は、登記簿または家屋補充課税台帳<sup>注1</sup>
- ・償却資産は、償却資産課税台帳

にそれぞれ所有者として登記または登録されている人のことです。

土地と家屋の評価額は、地方税法の規定に基づき、3年ごとの基準年度(例:平成27年度(2015年度)、平成30年度(2018年度)、令和3年度(2021年度))の評価替え<sup>注2</sup>により決定します。

固定資産の評価は、固定資産評価基準(以下「評価基準<sup>注3</sup>」といいます。))に基づいて行い、原則として、市長がその価格<sup>注4</sup>を決定します。

固定資産税は、固定資産の価格をもとにした課税標準額<sup>注5</sup>に税率を掛けて求めます。

課税標準額 × 税率(1.4%) = 税額 です。

都市計画税は、都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税で、市街化区域内の土地、家屋を所有している方に課税します。課税標準額は固定資産税と同様に、固定資産の価格をもとに求めます。

課税標準額 × 税率(0.27%) = 税額 です。

注1 登記簿に登録されていない土地または家屋で固定資産税を課税することができるものについて、市がその所有者の住所及び氏名など所要の事項を登録した帳簿

注2 過去3年間に於ける資産価格の変動に対応し、評価額を適正かつ均衡のとれた価格に見直すこと。

注3 固定資産の価格を決定するための基準や実施の方法、手続きなどについて、総務大臣が定めたもの。

注4 他市や他県とまたがる償却資産の場合、都知事や総務大臣が価格を決定し、関係市町村に配分します。(51 ページ参照)

注5 税率を掛けて税額を算定する基礎となる数値

注6 令和6年能登半島地震による被災者に対する納期限延長を行い、令和5年度(2023年度)調定額に第4期分が含まれていないため、調定額が減となっている。(詳細は、130 ページを参照。)

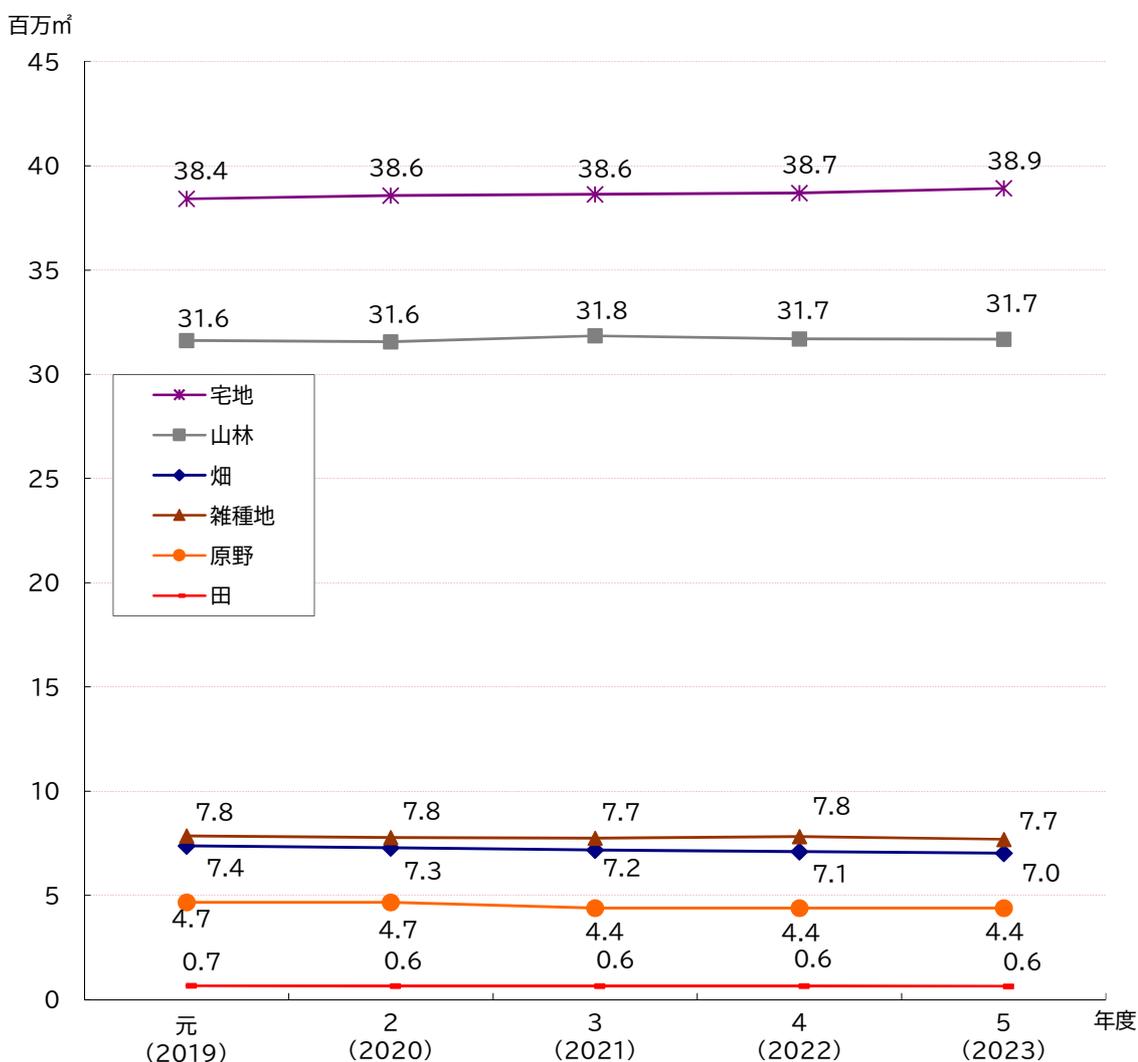
## ア 土地に対する評価・課税のしくみ

### (ア) 評価のしくみ

土地は評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

評価基準に規定されている地目は土地を利用面から分類した名称です。宅地、田、畑（田と畑を併せて「農地」といいます。）、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野および雑種地をいいます。

なお、固定資産税の評価上の地目は、登記簿の地目にかかわらず、当該年度の初日の属する年の1月1日（賦課期日）の現況により決定します。地目別地積の推移は、図55のとおりです。宅地の地積は年々増加しているのに対し、他の地目は横ばい、または減少となっています。



地目別地積の推移(図55)

※ データ編第38表(90ページ)参照  
 ※ 数値は固定資産概要調書注による。

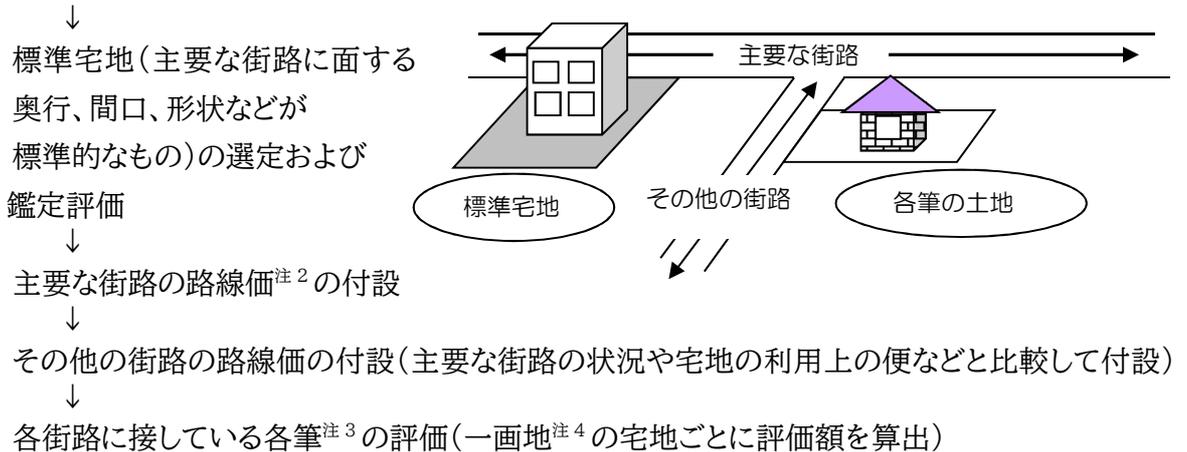
注 地方税法の規定により、市町村長が固定資産の価格等を決定・登録した結果を調書として作成するもの。毎年度当初課税直後に作成するため、決算数値とは異なります(固定資産税・都市計画税については一部の数値で概要調書の数値を使用しています)。なお、数値は1月1日現在のものです。

## (イ) 評価の方法

価格は、評価基準に基づき、売買実例価額をもとに算定した正常売買価格<sup>注1</sup>を基礎として求めます。地目別の評価方法は次のとおりです。

### ○宅地

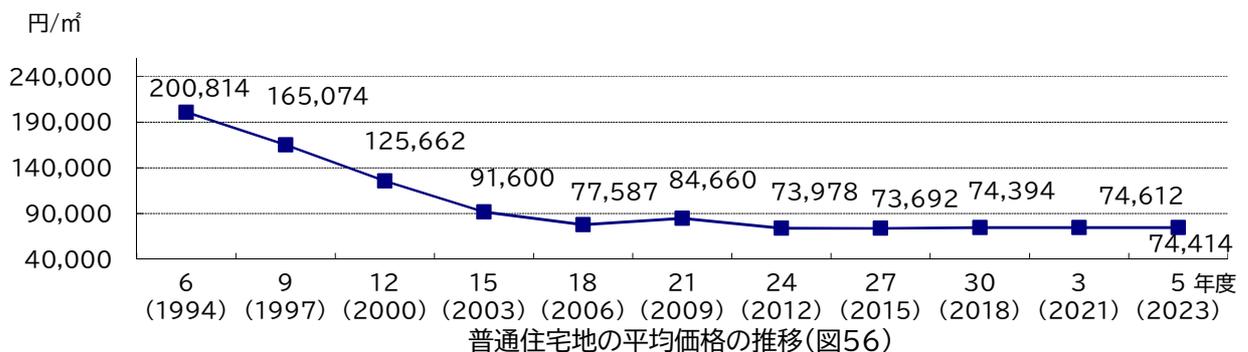
道路の状況、公共施設などからの距離、家屋の疎密度、上下水道施設の普及状況、ガス設備の有無などの宅地の利用上の便を考慮して、地区、地域を区分。



宅地の評価については、固定資産税評価額(市町村)と地価公示価格(国土交通省)および相続税評価額(国税庁)との評価の均衡を図るため、平成6年度(1994年度)から宅地の評価水準を全国一律に地価公示価格などの7割を目途に評価することになりました。この考え方に基づき評価替えを行っています。

このような方法で評価した普通住宅地の平均価格の推移は、図56のとおりです。地価下落などにより平均価格は下がっていましたが、平成18年度(2006年度)から平成21年度(2009年度)にかけて一旦上昇し、平成24年度(2012年度)は再び下落しました。

その後、令和3年度(2021年度)の平均価格は平成30年度(2018年度)に比べ 0.3% 上昇したものの、令和5年度(2023年度)は 0.3% 下がっています。



※ データ編第 39 表(90 ページ)参照

注1 現実の取引価格のうち、当事者間の事情(売り急ぎ、買い急ぎなど)により価格が左右されるものを除いた、正常な条件のもとでの取引価格のこと。

注2 街路に沿接する標準的な宅地の 1 m<sup>2</sup>あたりの価格のこと。

注3 登記簿において一個の土地を指す単位

注4 原則として一筆の宅地ですが、利用状況によって、二筆以上の宅地を合わせたり、一筆の一部をもって一画地とします。

## ○農地、山林

宅地の場合と同様に標準地を選定し、その標準地の評価額をもとにして評価します。ただし、市街化区域農地や宅地などへの転用許可を受けた農地などについては、状況が類似する付近の宅地などの評価額を基準として求めた価額から、造成費を控除した価額によって評価します。

## ○牧場、原野、雑種地など

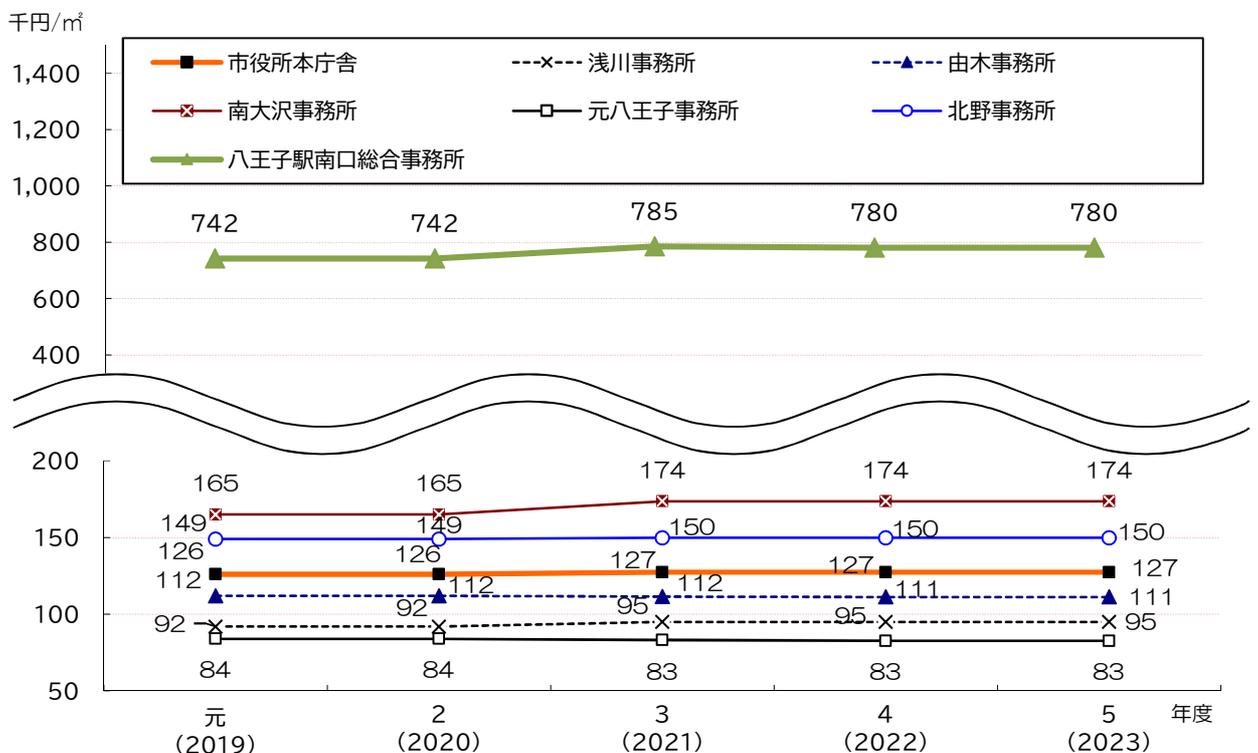
売買実例価額や付近の土地の評価額をもとにして、その価額を求める方法により評価します。

### (ウ) 地価の推移・他市との比較

#### a 地価の傾向

土地の価格は評価替えの年を含めて3年間据え置くこととされています。しかし、平成9年度(1997年度)以降、地価の下落により価格を据え置くことが適当でない場合は、価格を修正できるようになり、評価替えの年度以外でも地価が下落したときには、土地の価格を修正する場合があります。

市内の地価の動向を市役所本庁舎及び市民部各事務所について、それぞれが接する道路の路線価で見ると、図57のとおりです。



市役所本庁舎及び市民部各事務所が接する道路の路線価の推移(図57)

※ データ編第40表(90ページ)参照

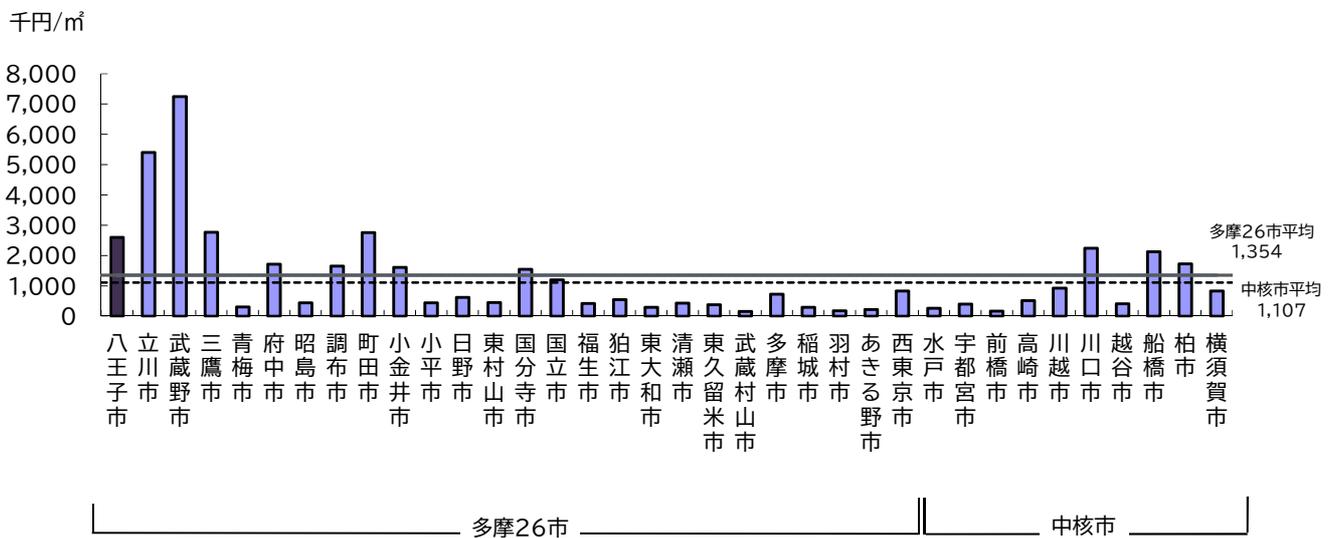
直近の評価替えは、令和3年度(2021年度)に行いました。

令和3年度(2021年度)は前年度と比べ、由木、元八王子事務所の路線価は下落、北野事務所の路線価は横ばい、浅川、南大沢事務所、市役所本庁舎、八王子駅南口総合事務所の路線価は上昇となり、主に鉄道駅からの距離要因により地価が上昇しています。令和5年度(2023年度)は全ての事務所の路線価で下落がなかったため、据え置きとなっています。

## b 商業地の価格の他市との比較

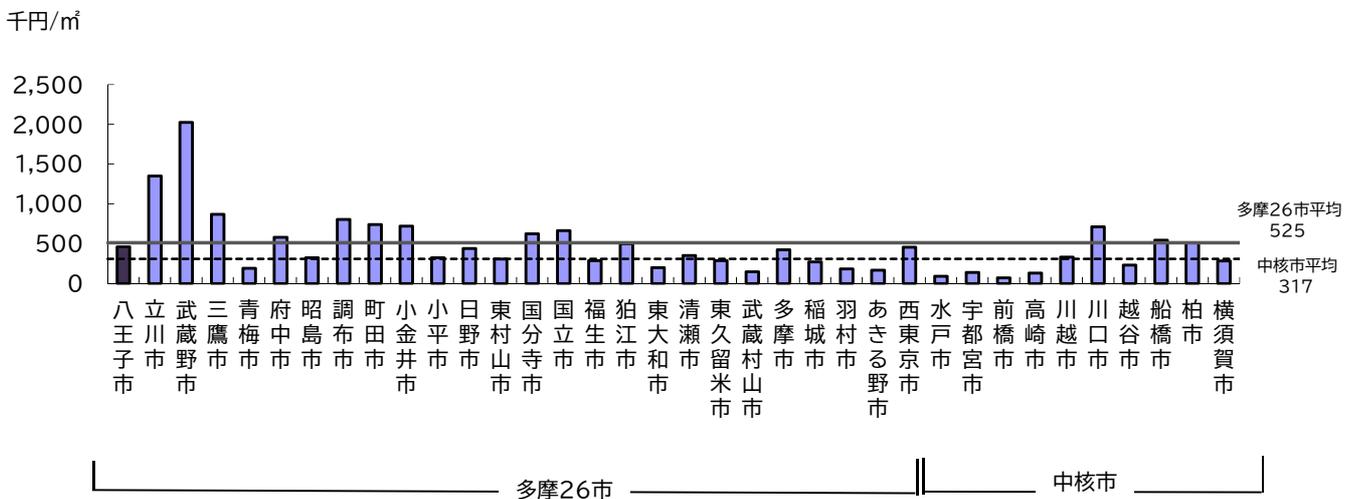
本市の地価が他市と比較してどの程度に位置するのか、多摩26市と中核市の商業地の地価公示価格で比べてみました。

図58は地価公示の最高価格で、図59は地価公示の平均価格で比較したものです。



多摩26市と中核市の商業地の地価公示の最高価格(令和5年(2023年)1月1日)(図58)

※ データ編第 41 表(91 ページ)参照



多摩26市と中核市の商業地の地価公示の平均価格(令和5年(2023年)1月1日)(図59)

※ データ編第 41 表(91 ページ)参照

## (工) 課税のしくみ

土地にかかる固定資産税・都市計画税は、評価額に次の措置を講じた額を課税標準額として、税額を算出します。

### a 負担水準による調整措置

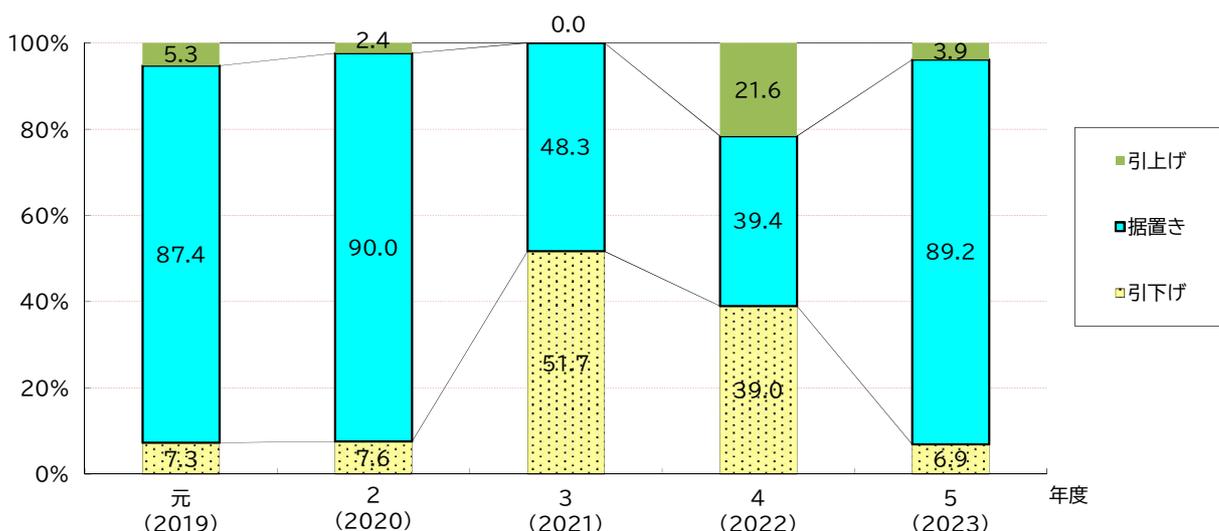
土地の課税標準額は平成8年度(1996年度)まで、評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置をとってきました。さらに、平成9年度(1997年度)からは、地域や土地によってばらつきのある負担水準(評価額に対する前年度の課税標準額の割合)の均衡化を図り公平な課税を行うための負担調整措置をとっています。

具体的には

- ・負担水準が高い土地 ⇒ 課税標準額を引下げ
- ・負担水準が一定の範囲の土地 ⇒ 課税標準額を据置き
- ・負担水準が低い土地 ⇒ 課税標準額をなだらかに引上げ

負担水準による課税標準額の引下げ・据置き・引上げの割合の推移は、図60のとおりです。

令和3年度(2021年度)は、評価替えの年度であり、路線価格が下落した地点が多かったため、課税標準額の引下げを行った筆が5割を超えました。残りの筆は、コロナ特例<sup>注</sup>による税負担の軽減措置が実施されたため据置きとなっており、引上げを行ったところはありませんでした。令和5年度(2023年度)は引下げ、引上げがそれぞれ1割未満で、約9割が据置きとなりました。



負担水準の調整の推移(図60)

※ 引上げ、据置き、引下げの割合は、宅地比準土地の筆数に対する該当する筆数の割合  
 ※ データ編第42表(91ページ)参照

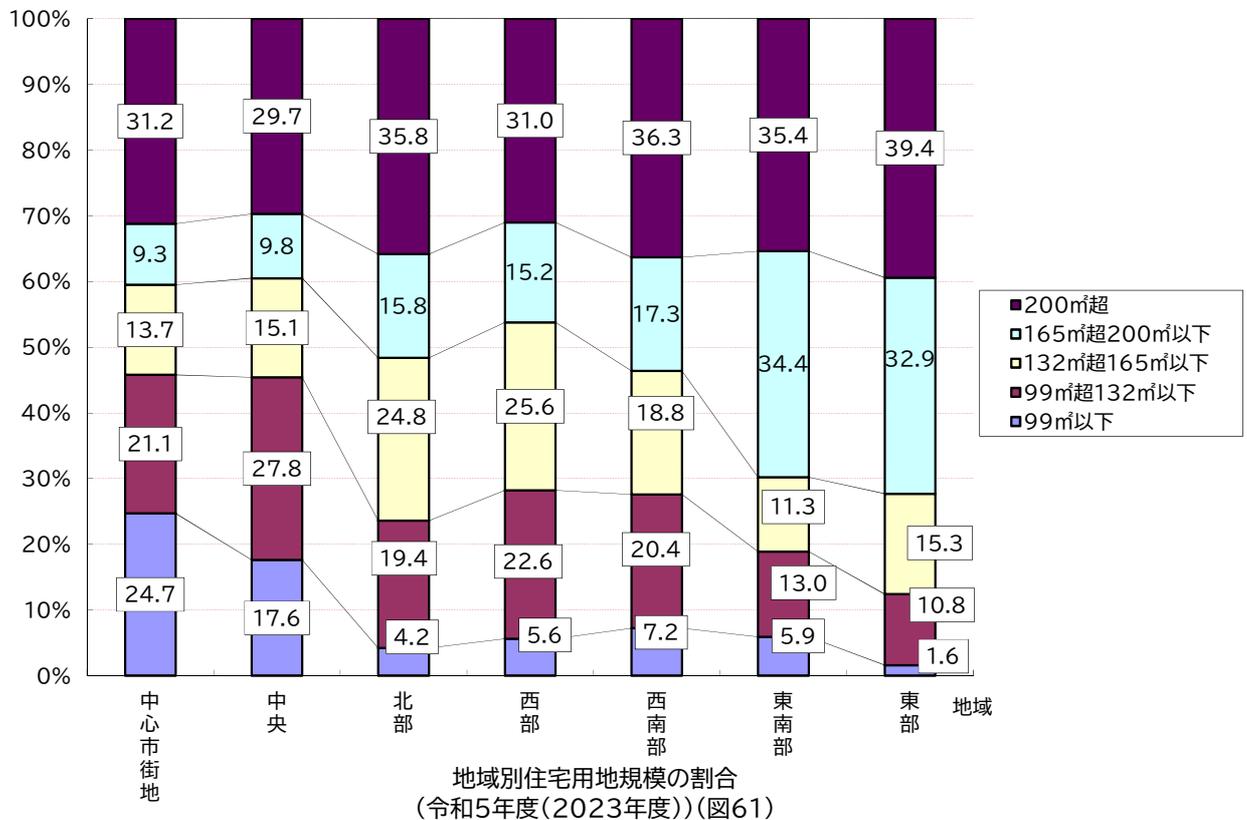
注 令和3年度(2021年度)に限り、全ての土地について、課税標準額を令和2年度(2020年度)の課税標準額に据え置く特別な措置。

## b 住宅用地への特例措置

住宅用地は、面積(家屋の床面積の10倍までを限度)に応じて、課税標準の特例措置を適用しています。次の区分に応じて、固定資産税及び都市計画税の課税標準額を減額しています。

- ・小規模住宅用地 …… 住宅1戸あたり200㎡までの土地
  - 固定資産税は課税標準額を価格の6分の1とする。
  - 都市計画税は課税標準額を価格の3分の1とする。
- ・一般住宅用地 …… 住宅1戸あたり200㎡を超えた土地
  - 固定資産税は課税標準額を価格の3分の1とする。
  - 都市計画税は課税標準額を価格の3分の2とする。

地域別の住宅用地の規模の割合は、図61のとおりです。いずれの地域も200㎡を超える住宅用地が、最も大きな割合を占めています。200㎡を超える住宅用地の構成比が高い順に地域を見ると東部、西南部、北部、東南部、中心市街地、西部、中央となっています。また、99㎡以下の住宅用地の構成比が高い順に地域を見ると、中心市街地、中央、西南部、東南部、西部、北部、東部となっています。

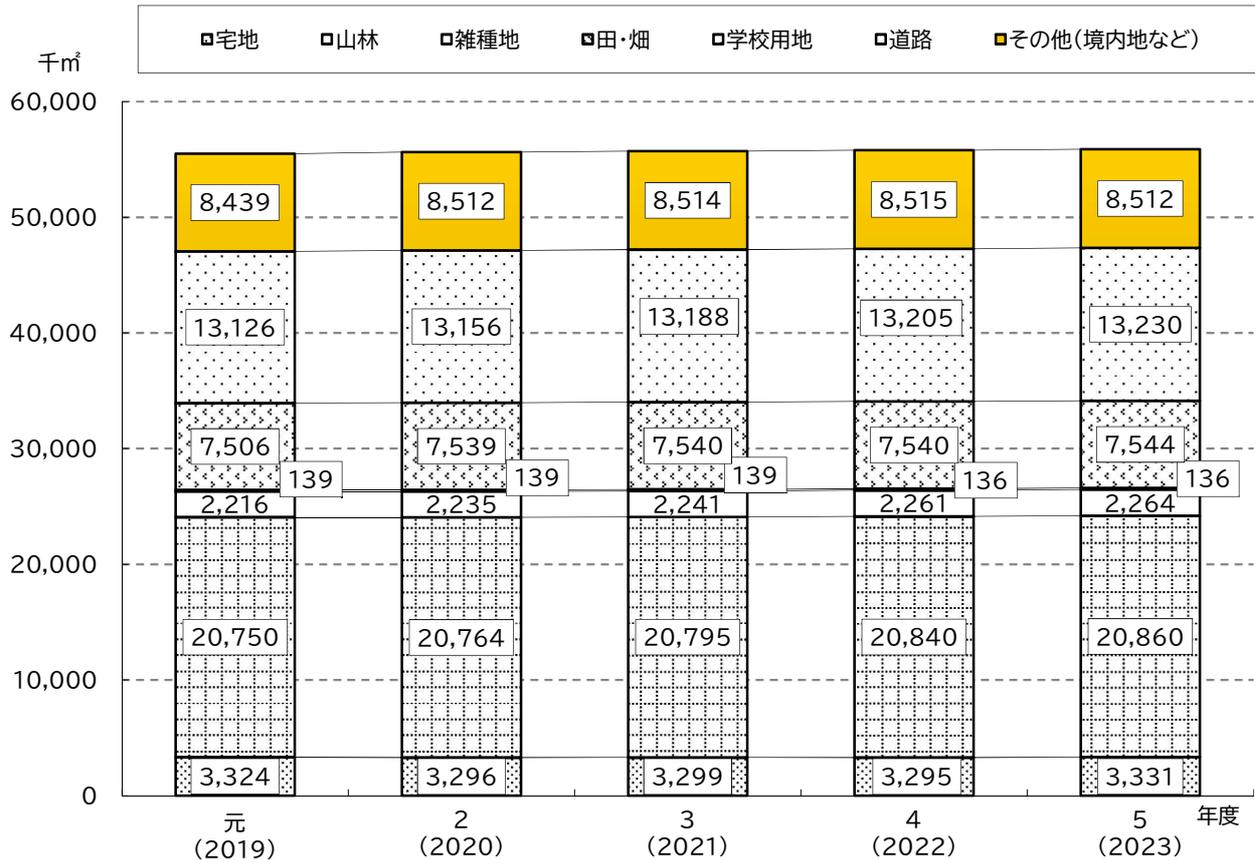


※ データ編第43表(91ページ)参照

(オ) 固定資産税が課税されない土地

固定資産の所有者の条件や国の社会政策上の理由などから、課税の対象外とすることを非課税といいます。国や都道府県などのように公的な機関が所有する土地を非課税とするものと、土地の用途を考慮して非課税とするものがあります。

非課税土地の地積の推移は、図 62 のとおりです。非課税の主なものは国有林です。



非課税土地の地積の推移(図62)

※ データ編第44表(91ページ)参照

## イ 家屋に対する評価・課税のしくみ



### (ア) 評価のしくみ

家屋は評価基準に基づき、再建築価格方式という評価方法により価格(評価額)を求めます。

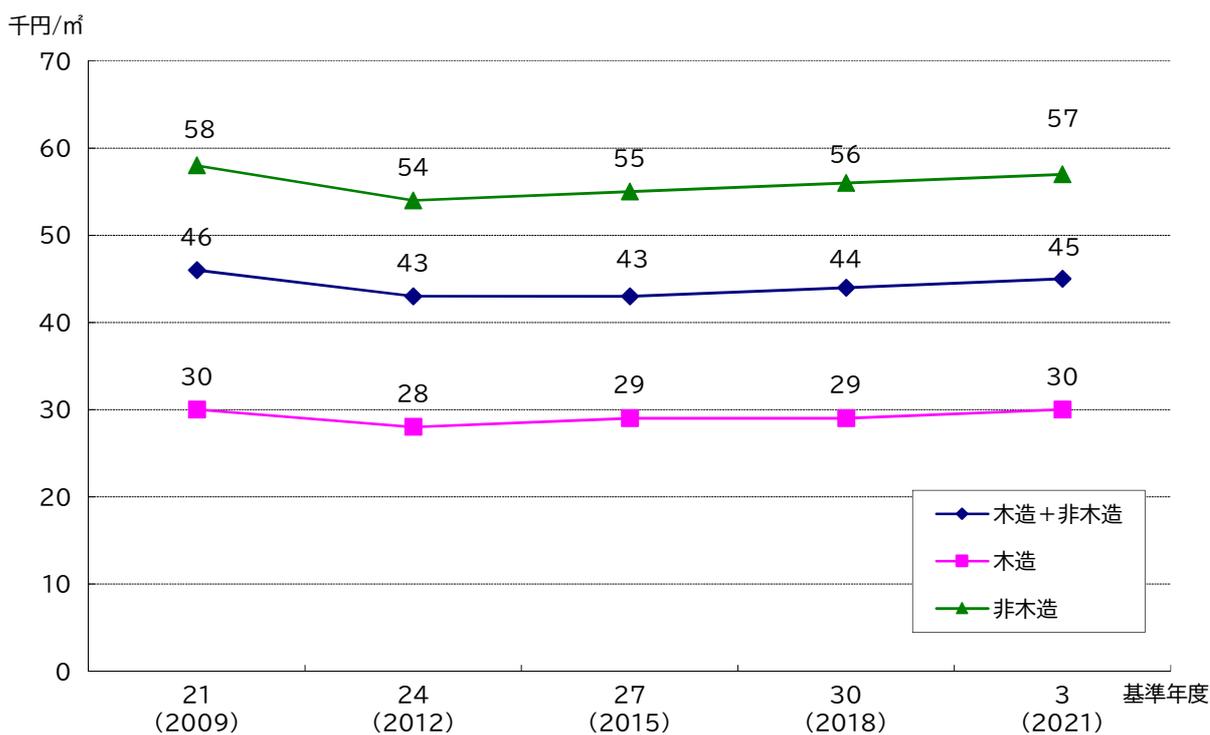
$$\boxed{\text{価格(評価額)}} = \boxed{\text{再建築費評点数}^{\text{注1}}} \times \boxed{\begin{array}{l} \text{経年減点補正率}^{\text{注2}} \\ \text{評点一点あたりの価額}^{\text{注3}} \end{array}}$$

#### a 価格(評価額)の算定

再建築価格方式による価格(評価額)の算定は、再建築費評点数にその家屋の建築後の経過年数によって生じる損耗の状況による減価を考慮して行います。

新增築以外の家屋の場合は、評価替えごとに3年間の建築物価などの変動を考慮して定めた補正率(再建築費評点補正率<sup>注4</sup>)を適用して、新たに価格(評価額)を算定します。

この方式をもとに算定した価格(評価額)を、課税した総床面積で除した単価の推移は図63のとおりです。



家屋評価替え時の単価(評価額/床面積)の推移(図63)

※ データ編第45表(92ページ)参照  
 ※ 図63~67の数値は、固定資産概要調書による。

注1 評価対象の家屋と同じ材料・同じ構造で評価の時点において新築した場合に必要な建築費から算出した評点数

注2 家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価率などをあらわしたもの

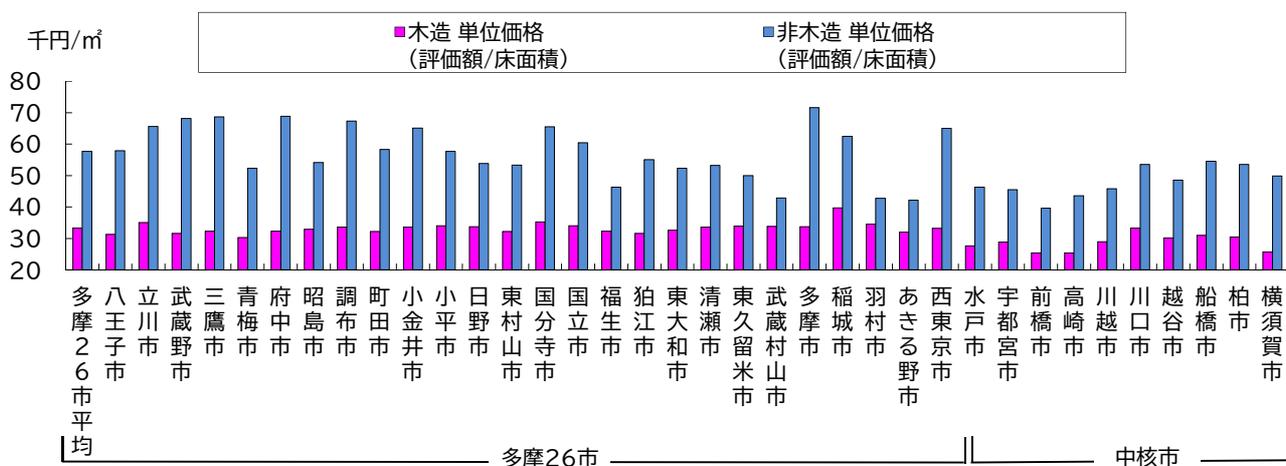
注3 評点一点あたりの価額は、東京都において木造1.05円、非木造1.10円とされています。

注4 前評価基準年から今回の評価基準年までの3年間の物価変動割合により、国において定めた係数

## b 他市との単価(評価額/床面積)の比較

家屋の再建築価格は評価基準に定められた標準評点数に基づいて算定しますので、同じ仕様であれば評価額を床面積で除した単価は同じですが、使用されている資材や施工の程度などにより差が生じます。また、家屋の建築年数により経年減点補正を行っていませんので、古い家屋が多い場合には単価は低くなります。非木造家屋には居住用の集合住宅や商業施設、工場、病院などいろいろな家屋があります。工場などのように内壁や建具が少なかったり、外壁、内装などに費用をかけない家屋が多いと単価は低くなります。

多摩 26 市及び近隣中核市の家屋の評価額を床面積で除した単価は、図 64 のとおりです。本市の木造の単価 3 万 1,000 円は、多摩 26 市で単価が高い市から数えて 25 番目、非木造の単価 5 万 8,000 円は、13 番目にそれぞれ位置しています。

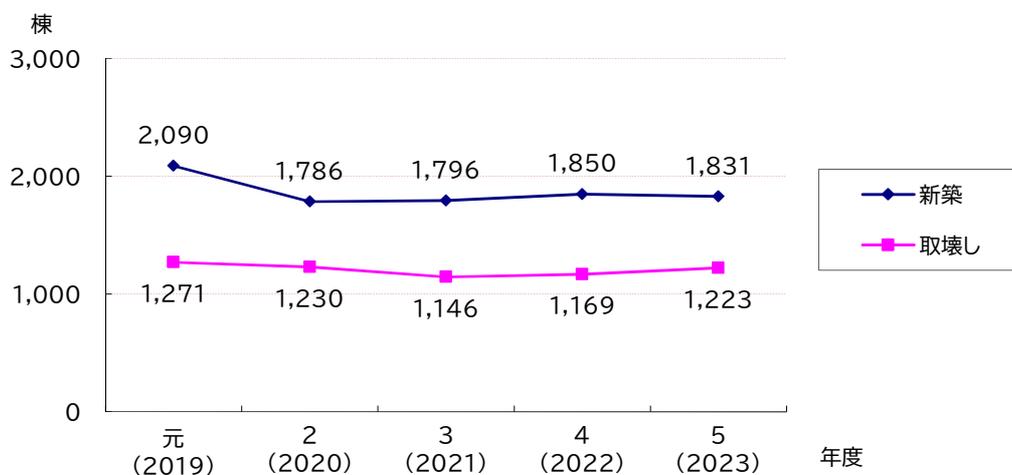


多摩26市と中核市の家屋の単価(令和5年度(2023年度)) (図64)

※ データ編第 46 表(92 ページ)参照

## c 家屋の棟数

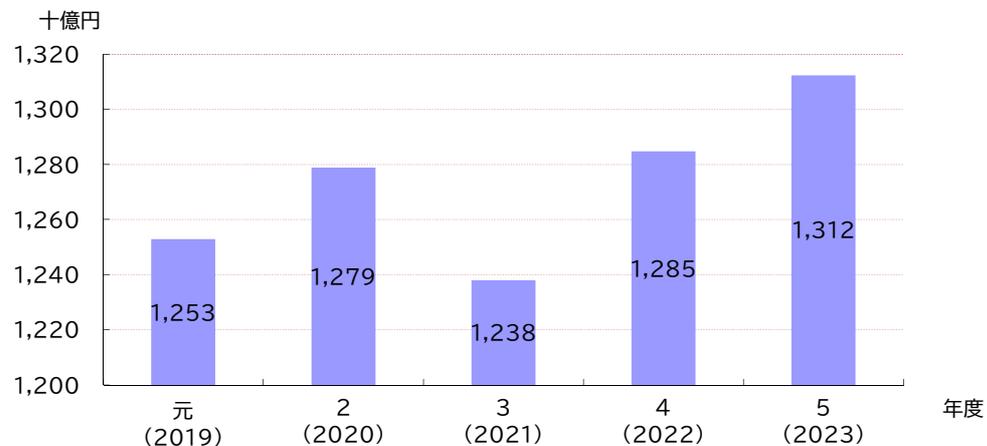
市内の家屋の新築と取壊しの棟数の推移は、図 65 のとおりです。



新築家屋棟数と取壊し家屋棟数の推移(図65)

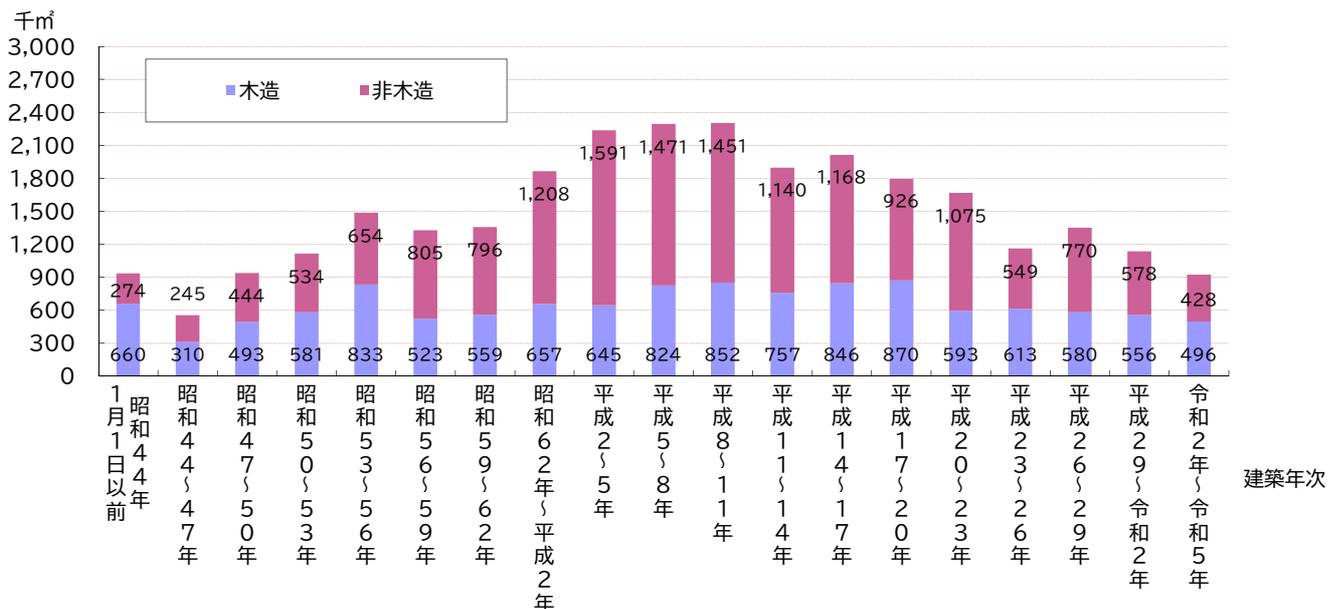
※データ編第47表(92ページ)参照

家屋の評価額の合計の推移は、図 66 のとおりです。新築分の棟数が取壊し家屋の棟数を上回っているため、家屋の棟数は年々増加しており、家屋の評価額の合計もこれにより増加しています。令和 3 年度(2021 年度)においては、評価替えの影響で、前年の評価額を下回る結果となりましたが、令和4年度(2022年度)からは再び上昇に転じています。



家屋の評価額の合計の推移(図66) ※ データ編第48表(92ページ)参照

#### d 家屋の建築年次別床面積



家屋の建築年次別床面積 (図67) ※ データ編126ページ参照

固定資産税の課税対象となっている家屋の建築年次別の床面積は、図 67 のとおりです。

現存する家屋では、昭和 56 年(1981 年)までに建築されたものは木造家屋の床面積が非木造家屋の床面積を上回っています。しかし、昭和 56 年(1981 年)以降では、概ね非木造家屋の床面積が木造家屋の床面積を上回っています。また、昭和 62 年(1987 年)から平成 20 年(2008 年)までの建築年次の家屋の床面積が多いのは、多摩ニュータウンや八王子ニュータウンなどの宅地開発に伴うものですが、近年は、木造、非木造家屋とも床面積は減少傾向にあります。

## ウ 償却資産に対する評価・課税のしくみ

償却資産とは土地および家屋以外の資産で、事業の用に供することができるもの(構築物、機械、車両、器具、備品など)をいいます。毎年、所有者から申告書の提出を受け、その申告内容をもとに評価額などを計算し、市長が価格を決定します。

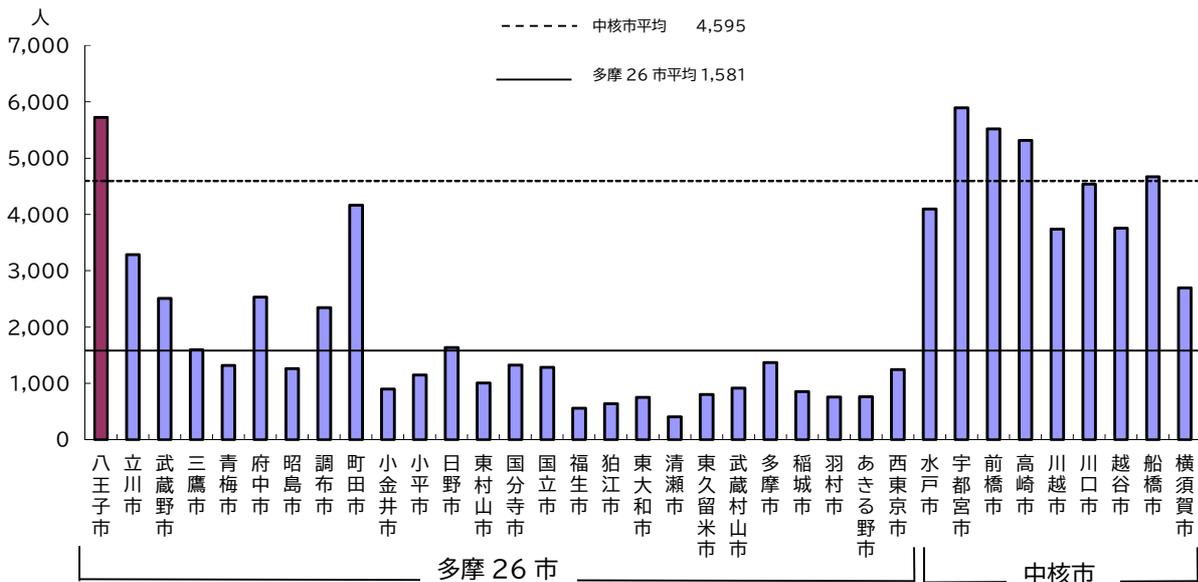
ただし、鉄道施設や送電線など複数の都道府県にまたがる償却資産は総務大臣が、複数の市町村にまたがる償却資産は東京都知事がそれぞれ全体の価格を決定し、関係する市町村に償却資産の価格を配分して通知することになっています。

### (ア) 評価のしくみ

評価基準に基づき、取得価額をもとに取得後の経過年数に応ずる価値の減少(減価)を考慮して評価します。固定資産税における償却資産の減価償却の方法は、原則として定率法<sup>注</sup>です。

#### a 納税義務者数の他市との比較

多摩 26 市と中核市の納税義務者数は、図 68 のとおりです。多摩 26 市では、本市が 5,724 人で最も多く、次いで町田市、立川市となっています。



多摩26市と中核市の納税義務者数(令和5年度(2023年度))(図68)

※ データ編第 49 表(93 ページ)参照

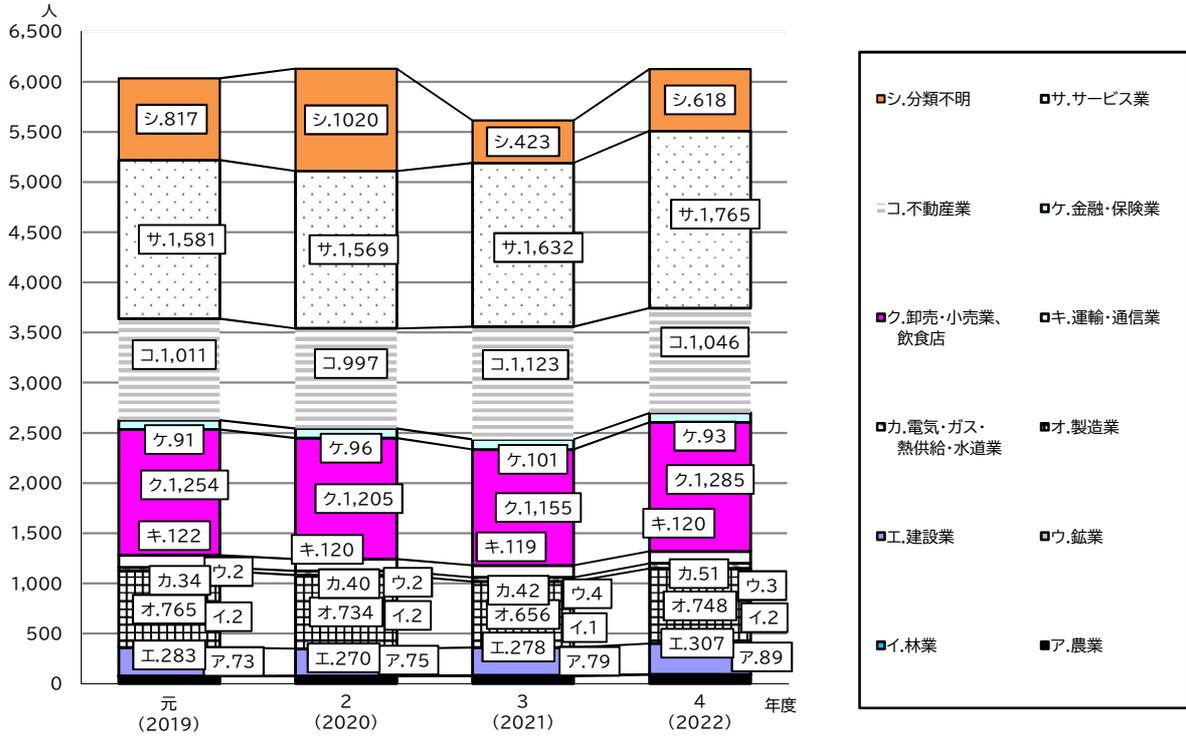
※ 図 68, 70, 71, 73, の数値は、固定資産概要調書による。

注 耐用年数に応じた減価率を用いる方法

## b 業種別の納税義務者数

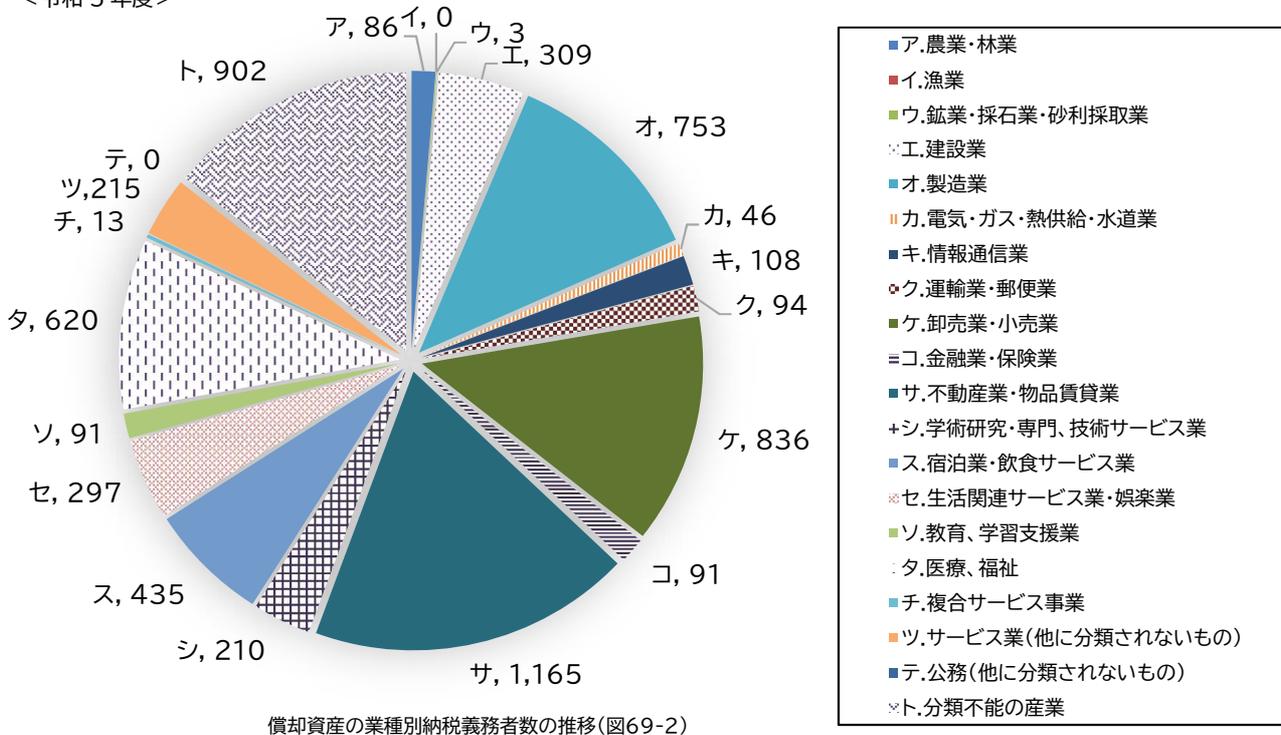
業種別に分けた償却資産の納税義務者数の推移は図 69 のとおりです。

<令和元年度～令和4年度>



償却資産の業種別納税義務者数の推移(図69-1)

<令和5年度>

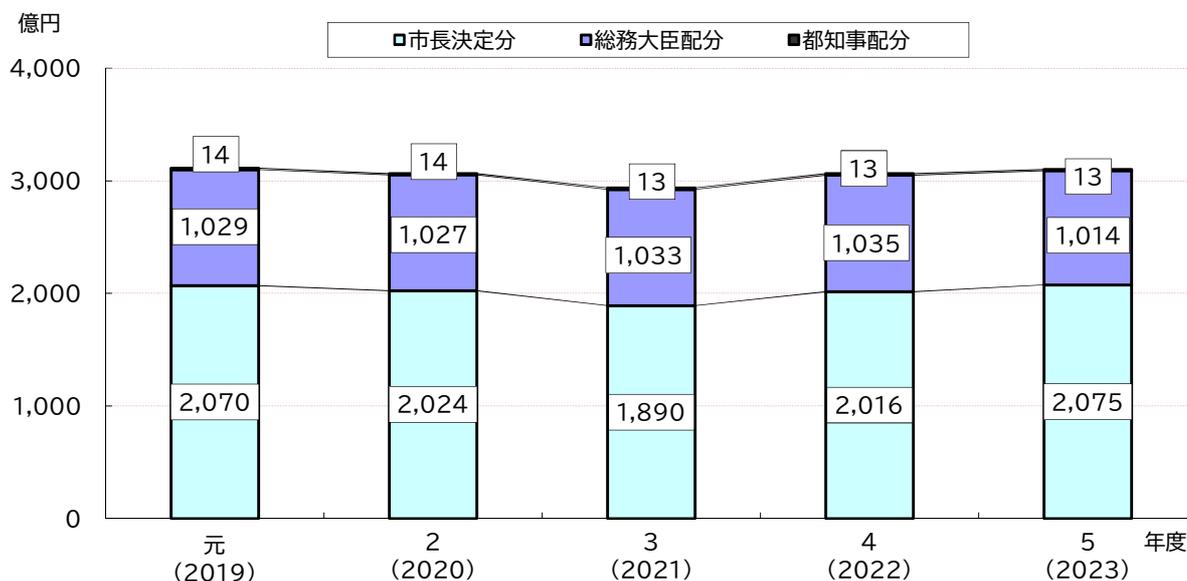


償却資産の業種別納税義務者数の推移(図69-2)

※ 令和5年度からは日本標準産業分類の大分類に合わせて集計。データ編第 50-1、第 50-2 表(94 ページ)参照

### c 決定価格

償却資産の決定価格の推移は、図 70 のとおりです。

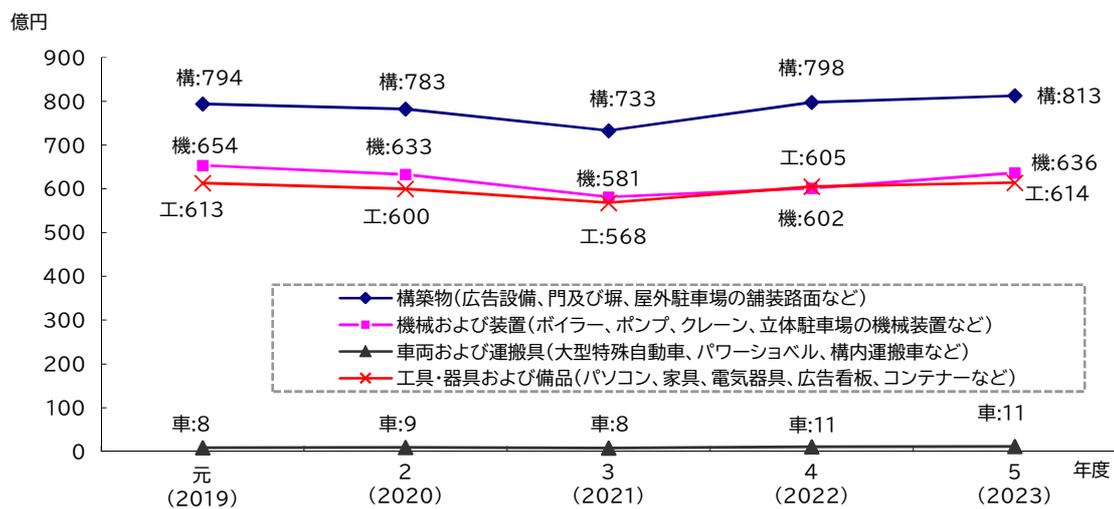


償却資産の決定価格の推移(図70)

※ データ編第52表(97ページ)参照

### d 市長決定分の種類別決定価格

市長決定分の決定価格を種類別に見た推移は、図 71 のとおりです。

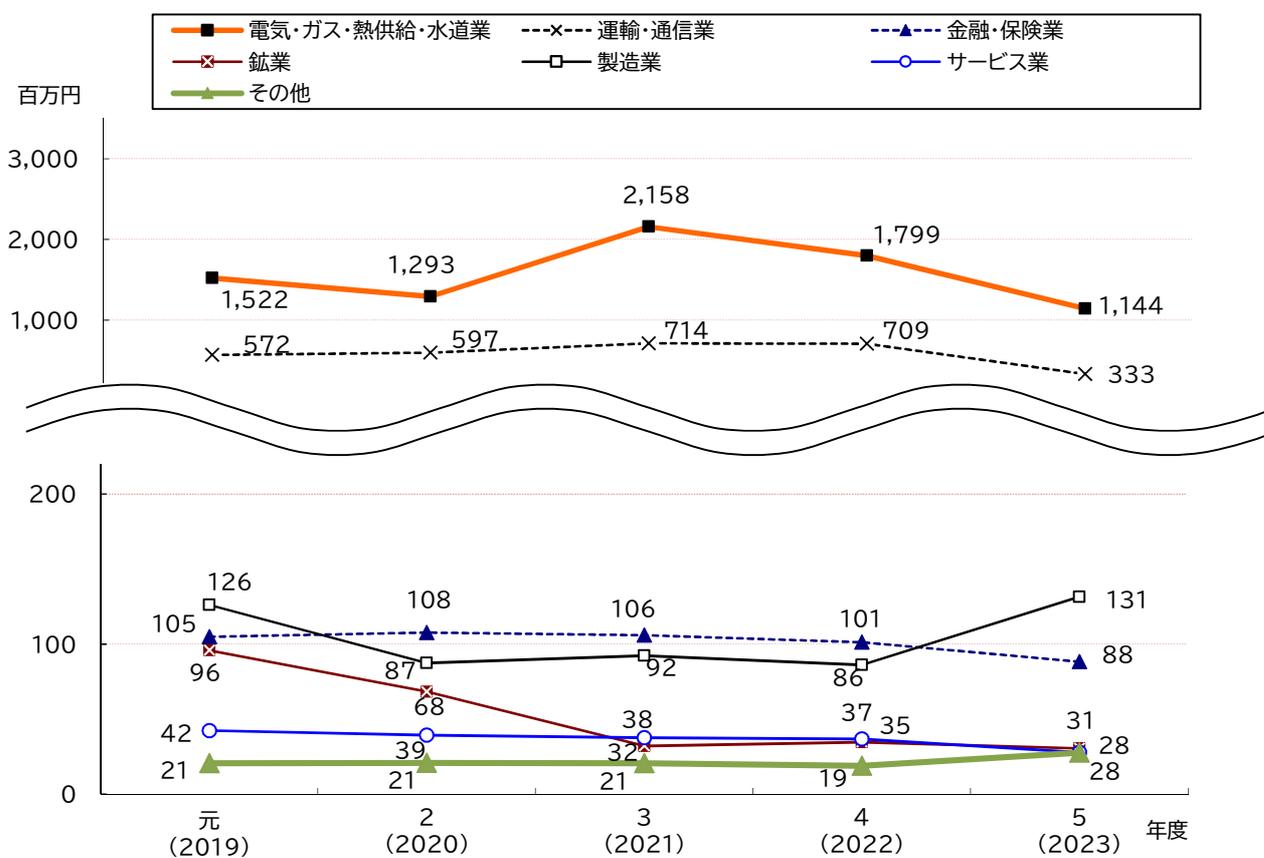


償却資産(市長決定分)の種類別決定価格の推移(図71)

※ データ編第53表(97ページ)参照

## e 業種別の1事業所あたりの決定価格

1事業所あたりの決定価格の推移は、図72のとおりです。

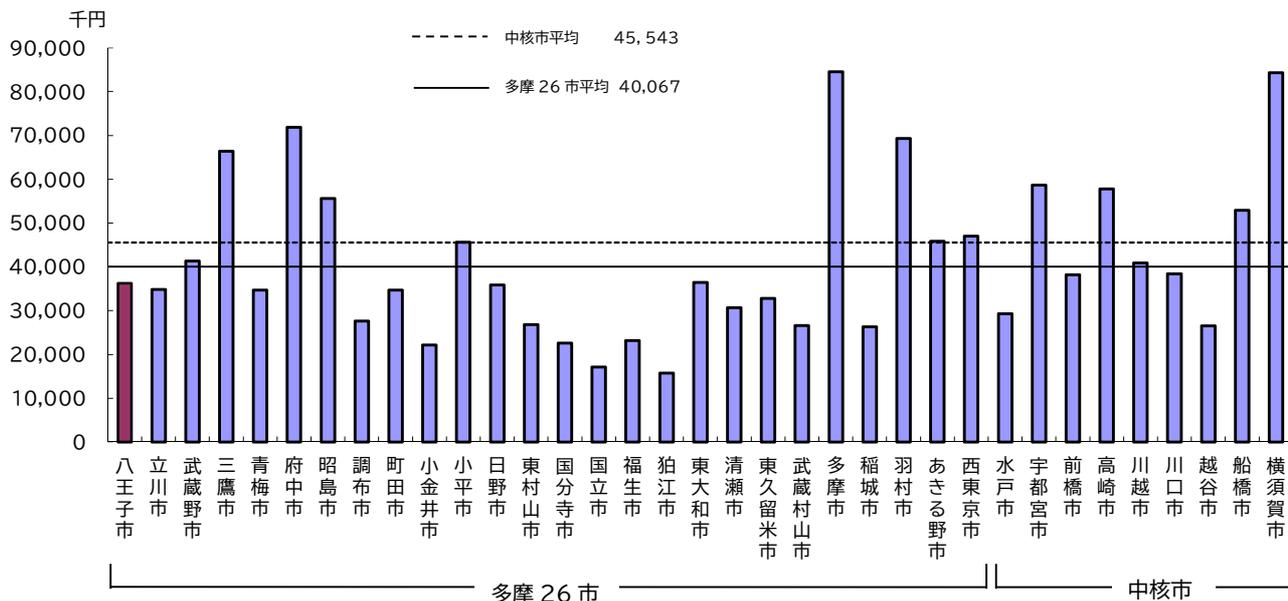


業種別1事業所あたりの償却資産の決定価格の推移(図72)

※ データ編第51-1、51-2表(95・96ページ)参照

## f 1 事業所あたりの決定価格の他市との比較

多摩 26 市と中核市の 1 事業所あたりの決定価格は、図 73 のとおりです。

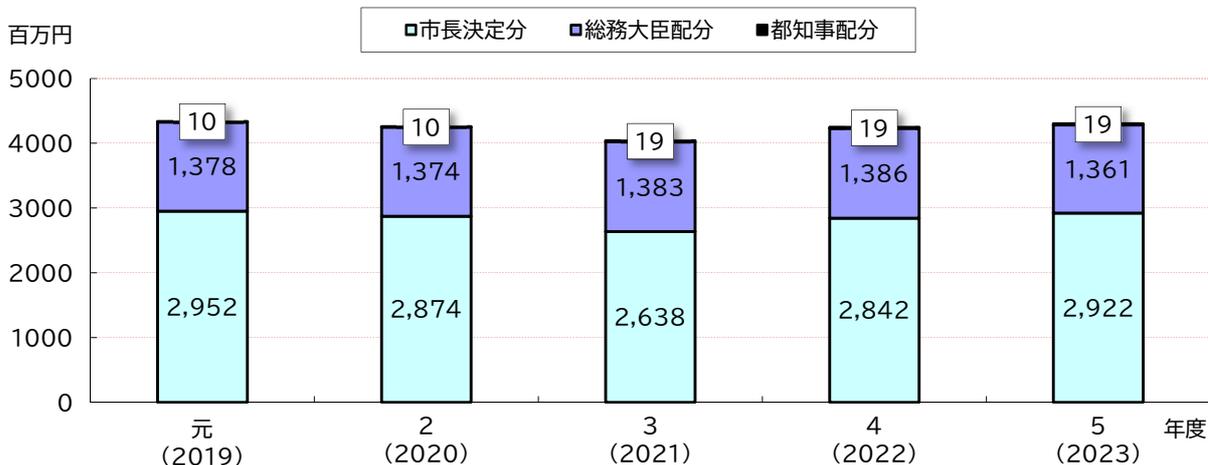


多摩26市と中核市の1事業所あたりの償却資産の決定価格(令和5年度(2023年度))(図73)

※ データ編第54表(97ページ)参照

### (イ) 課税のしくみ

償却資産にかかる固定資産税は、原則的に決定価格を課税標準額として、税率を乗じて税額を算出します。償却資産にかかる課税額の推移は図 74 のとおりです。



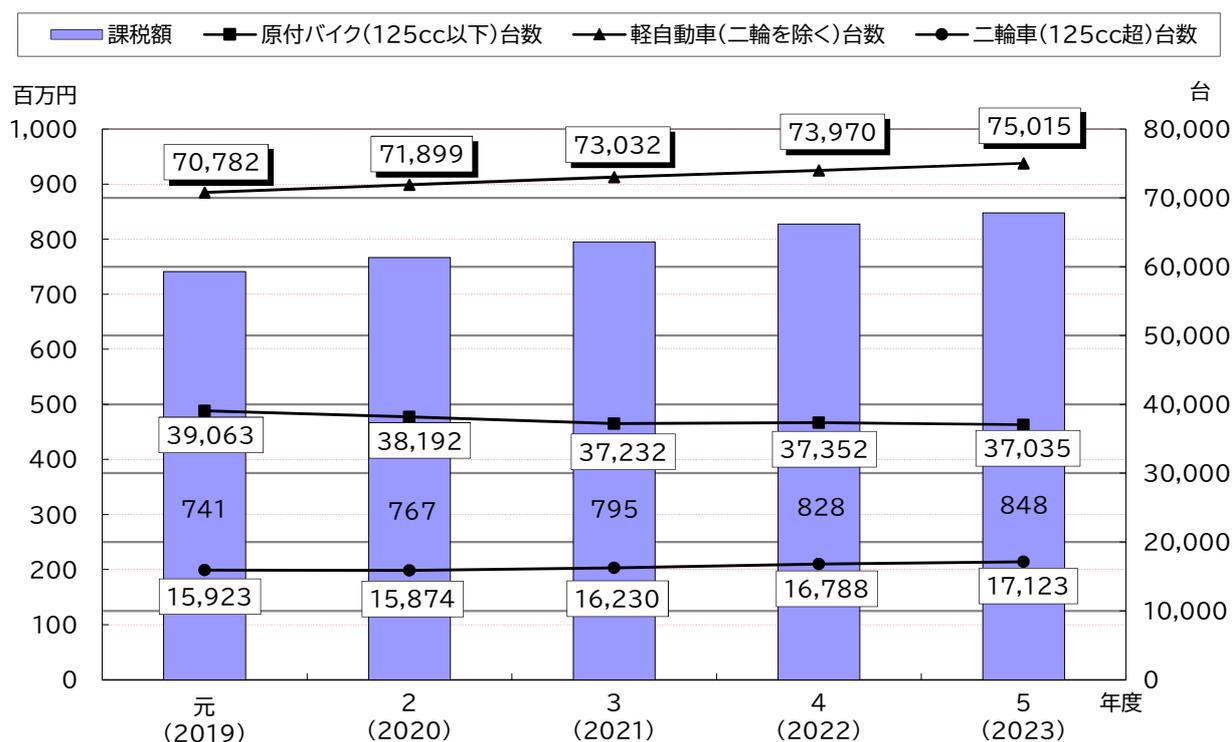
償却資産にかかる課税額の推移(図74)

※ データ編第 55 表(97 ページ)参照

## (4) 軽自動車税

- 登録台数(全体)は令和元年度(2019年度)以降、増加傾向
- 原付バイク(125cc以下)の登録台数は緩やかに減少

軽自動車税種別割は、原付バイク、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車の、4月1日現在の所有者に課税します。税率は車種ごとに市の条例で規定しています。車種別登録台数と課税額の推移は図75のとおりです。



車種別登録台数と課税額の推移(図75)

※ データ編第56表(98ページ)参照



軽自動車税環境性能割は、令和元年(2019年)10月1日以降に、軽自動車(三輪・四輪)を取得する時に、取得者に課税となります。税率は燃費基準達成度に応じ、車両取得価格(50万円以下は免税)の0~3%です。新車・中古車は問いません(令和5年度(2023年度)は、収入額57,885,400円、件数2,466台)。

## (5) 市たばこ税

○令和5年度(2023年度)市たばこ税課税額は36億3,300万円

○昨年度に引き続き売渡本数、課税額ともに増加

たばこ税課税額等の推移(表8)

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
合計本数(千本)	565,534	530,647	528,048	539,187	554,509
税 率 1,000本につき(円) (下段は旧3級品)	5,692	6,122 (10月申告分まで は5,692)	6,552 (10月申告分まで は6,122)	6,552	
	4,000 (11月申告分以降 特例税率廃止)				
課税額(千円)	3,202,880	3,118,445	3,331,246	3,532,751	3,633,143
納税義務者数(件)	9	10	11	11	11

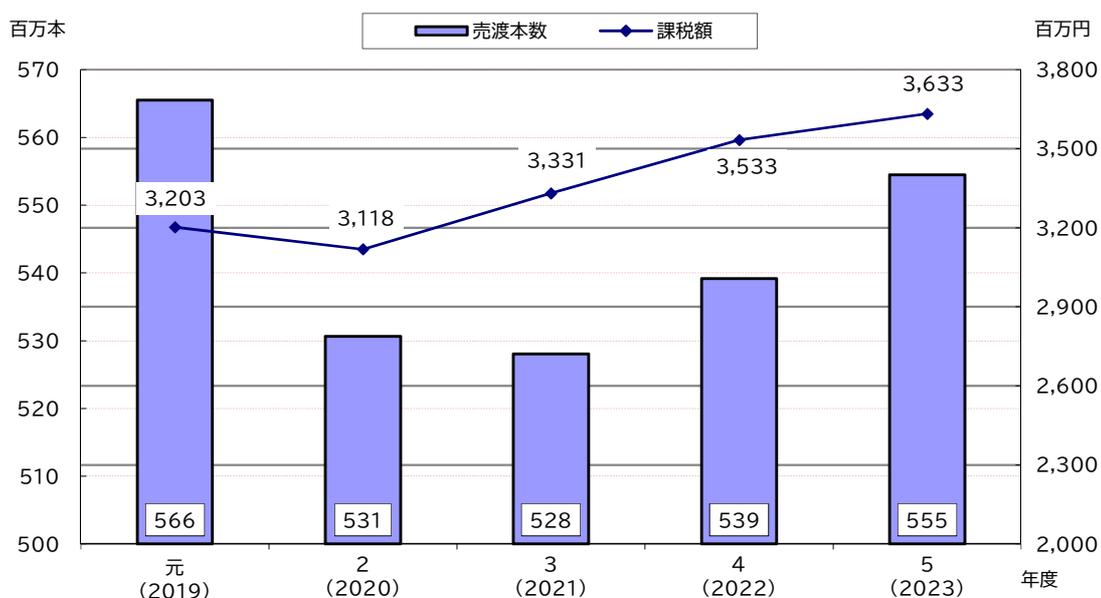
※ データ編 135 ページ参照

市たばこ税は、たばこの製造業者や特定販売業者、卸売販売業者に対して、市内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに課税します。税率は製造たばこ1,000本につき6,552円です。

例えば1箱580円のたばこに含まれる税金は357.61円で、そのうち市たばこ税が131.04円になっています。

### ア たばこの売渡本数、課税額及び税率

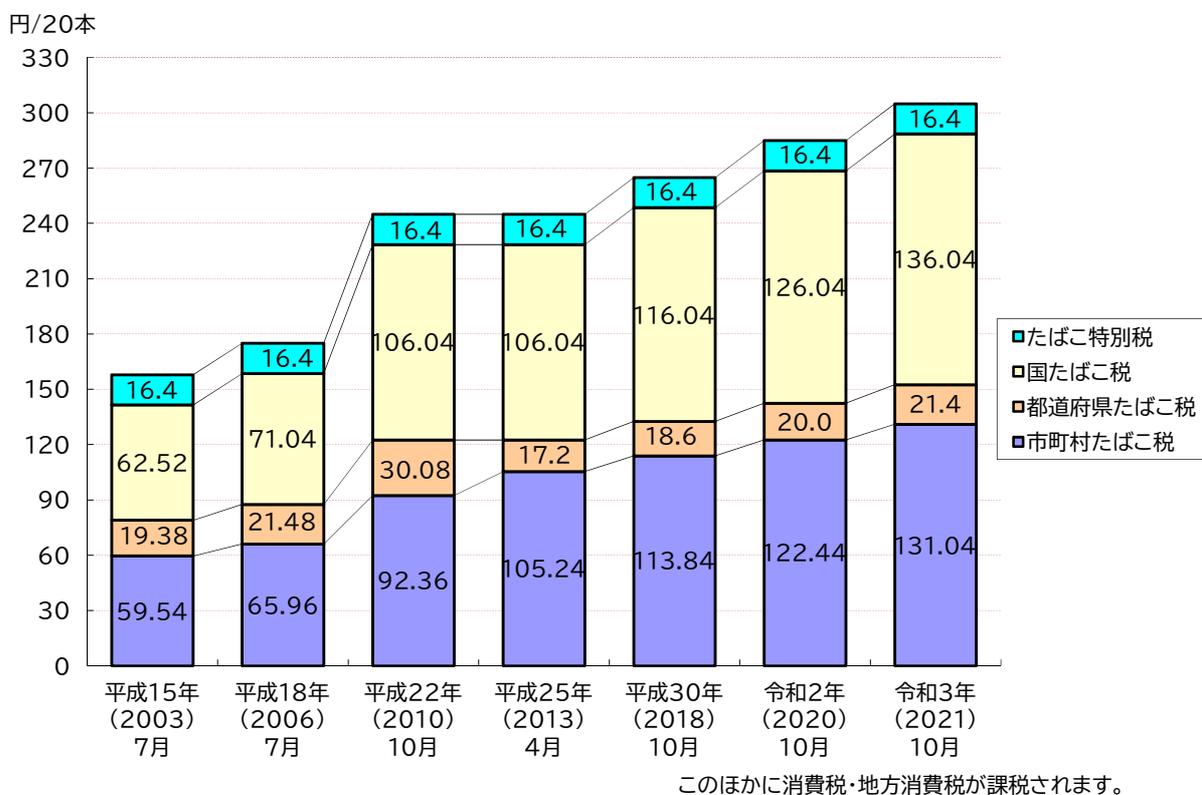
たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移は、図76のとおりです。



たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移(図76)

※ データ編第57表(98ページ)参照

たばこの売渡本数は、昨年度に引き続き増加しました。令和 5 年度(2023 年度)は前年度と比べて 1600 万本(2.8%)増の 5 億 5,500 万本でした。また、これに伴い、課税額は前年度と比べて 1 億円(2.8%)増の 36 億 3,300 万円となっています。



たばこ(旧3級品を除く)1箱あたりにかかる税率の推移(図77)

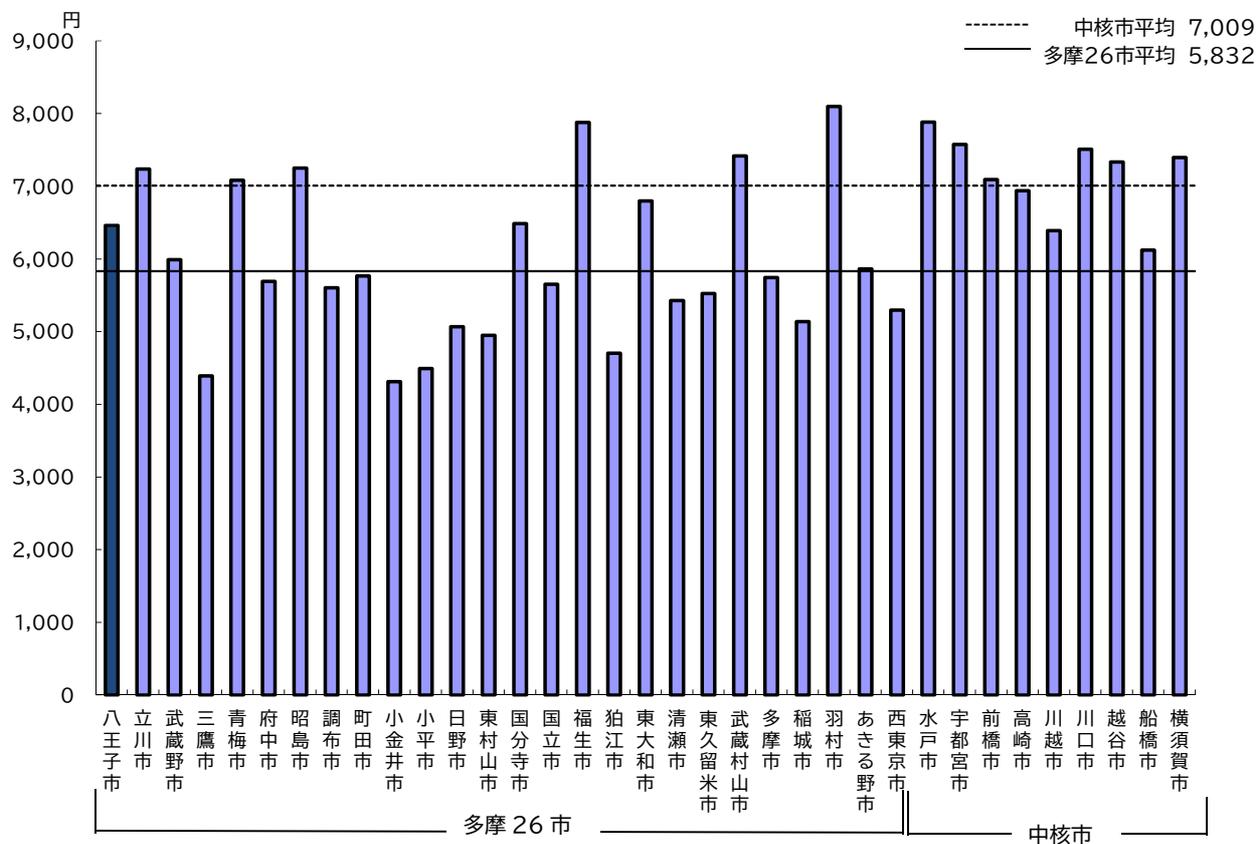
少子高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加等による国・地方の厳しい財政事情を踏まえ、財政物資としてのたばこの基本的性格に鑑み、国及び地方のたばこ税の税率は、平成 30 年(2018 年)10月から令和 3 年(2021 年)10 月にかけて、段階的に1本あたり 3 円(1箱あたり 60 円)引き上げられました。また、近年急速に市場が拡大している加熱式たばこについて、加熱式たばこの課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直されました。

その結果、健康志向等による喫煙人口の減少に伴い、令和 3 年度(2021 年度)まで売渡本数は減少しているものの、令和 3 年度(2021 年度)の課税額は増加に転じました。

また、令和 4 年度(2022 年度)以降は、売渡本数及び課税額ともに増加しています。これは、本市だけでなく、多摩 26 市全体で同じ傾向となっています。

## イ 市民1人あたりの市たばこ税課税額の他市との比較

本市の市たばこ税課税額を市民1人あたりに換算した額が、他市と比べるとどのような位置になるのか、多摩26市及び中核市と比較してみました。多摩26市及び中核市の市民1人あたりの市たばこ税は、図78のとおりです。



多摩26市と中核市の市民1人あたりの市たばこ税課税額(令和5年度(2023年度))(図78)

※ データ編第58表(98ページ)参照

## (6) 事業所税

- 令和5年度(2023年度)は前年に比し納税義務者数、課税額ともに減少
- 製造業の課税額が最も多く、42.0%を占める

事業所税調定額等の推移(表9)

区分	令和元年度(2019)		令和2年度(2020)		令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)	
	課税標準*	納税義務者数								
	調定額(千円)	(人)								
資産割	2,802,856	635	2,799,447	630	2,901,192	645	2,924,883	663	2,909,110	655
	1,681,686		1,679,641		1,739,926		1,755,133		1,742,526	
従業者割	181,662,196		175,976,121		175,907,950		183,137,511		186,298,589	
	454,151		439,937		441,651		457,840		465,743	
調定額計	2,135,837		-		2,119,578		-		2,181,577	

\* 「課税標準」欄中の単位は、「資産割」が㎡、「従業者割」が千円

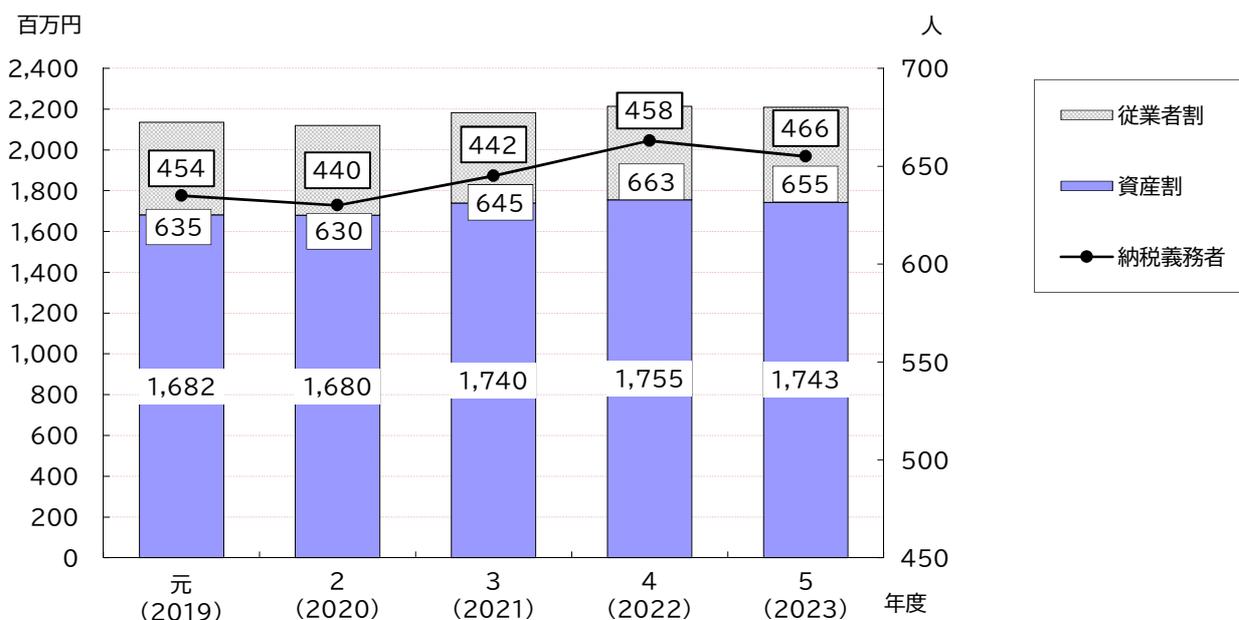
※ データ編 136 ページ参照

事業所税は、道路や公園、上下水道、教育文化施設などの都市環境の整備や改善事業に必要な費用にあてるための目的税です。

事業所税は、市内の事務所または事業所において事業を行う法人または個人を納税義務者として、事業所の床面積に対して資産割を、従業者給与総額に対して従業者割を課税します。資産割の税率は、事業所床面積が1,000㎡を超える場合に1㎡あたり年額600円で、従業者割の税率は、従業者数が100人を超える場合に従業者給与総額の0.25%です。

### ア 納税義務者数と課税額

事業所税の納税義務者数と課税額の推移は図79のとおりです。



納税義務者数と課税額の推移(図79)

※ データ編第59表(99ページ)参照

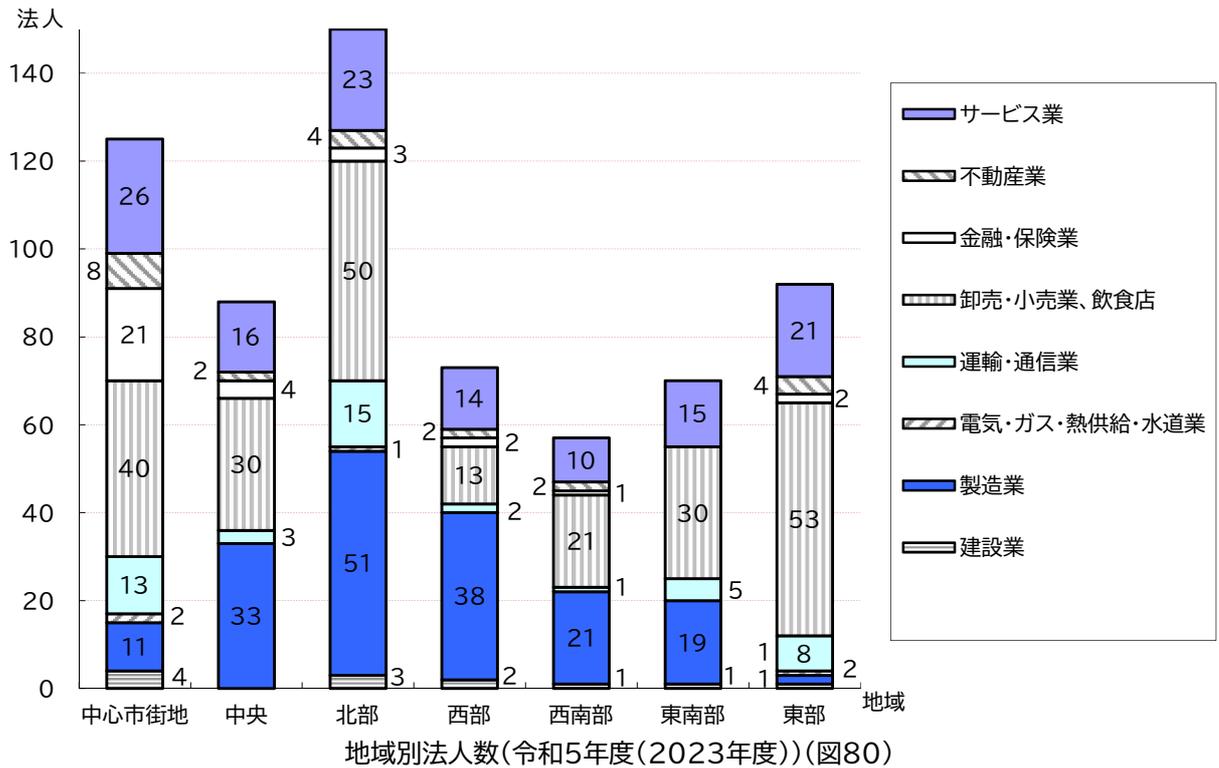
## イ 地域別の法人数と課税額

本市の広い市域を地域に分けて、それぞれの特徴を見ることにします。

各地域の地域別法人数は、図 80 のとおりです。

事業所税の納税義務がある事業所は、中心市街地地域や北部地域に多くなっています。

課税額については事業所床面積の大きい石川工業団地を抱える北部地域が最も多く、中でも製造業は、全地域の全産業における事業所税課税額の 25.7% を占めています。



※ データ編第 60～66 表(99～102 ページ)参照

地域別事業所税課税額(令和5年度(2023年度))(表10)

区分	中心市街地	中央	北部	西部	西南部	東南部	東部	合計
建設業	8,929	0	3,767	1,981	1,074	578	1,362	17,691
製造業	12,334	51,791	566,426	66,035	103,946	124,725	1,162	926,419
電気・ガス・熱供給・水道業	1,627	0	12,125	0	0	0	1,639	15,391
運輸・通信業	29,714	2,554	52,763	15,746	1,062	4,850	28,017	134,706
卸売・小売業、飲食店	85,108	87,662	139,065	25,299	92,133	61,812	214,915	705,994
金融・保険業	35,983	8,966	1,462	1,145	2,578	0	11,224	61,358
不動産業	10,733	3,411	10,638	4,603	1,739	0	3,714	34,838
サービス業	52,924	43,397	68,354	41,222	22,219	38,563	45,193	311,872
合計	237,352	197,781	854,600	156,031	224,751	230,528	307,226	2,208,269

※ データ編第 60～66 表(99～102 ページ)参照

## 4 市税のあゆみ

国が行う税制改正に伴い、市税も毎年内容が変わります。税制改正は、人口減少や少子高齢化の進行、グローバル化など、社会・経済の構造変化に対応するために、行われています。

### (1) 令和6年度 税制改正の主な内容

- 定額減税(個人住民税所得割)
- 固定資産税・都市計画税の土地に係る負担調整措置を令和8年度(2026年度)まで延長
- わがまち特例(再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置)の見直し
- わがまち特例(一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置)の導入

令和6年(2024年)3月30日に公布された法律に基づく市税の主な改正内容は、次のとおりです。

#### ア 定額減税(個人住民税所得割)

令和6年度(2024年度)の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の特別税額控除(※)を行う。控除対象配偶者を除く同一生計配偶者については、令和7年度分(2025年度)の所得割の額から、1万円を控除する。

※ 納税者の合計所得金額が1,805万円以下の場合に限る。

#### イ 固定資産税・都市計画税の土地に係る負担調整措置を令和8年度(2026年度)まで延長

令和6年度(2024年度)の評価替えにあたり、現行の負担調整措置(土地の価格変動に伴う税負担の激変を緩和するための措置)を令和8年度(2026年度)まで延長する。

#### ウ 固定資産税のわがまち特例(再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置)見直し

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に規定する再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例に関して、太陽光発電設備及びバイオマス発電設備に係る見直しを行う。

## エ 固定資産税及び都市計画税のわがまち特例(一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置)の導入

都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が、当該事業により整備した一定の固定資産に対して課する固定資産税について、工事完了後5年度分に限り固定資産税又は都市計画税の課税標準を、1/2の額とする特例措置が講じられていたところ、令和6年度税制改正においてわがまち特例が導入され、課税標準となるべき価格に1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする改正がなされた。

## (2) 令和5年度(2023年度)以前の税制改正

令和5年度(2023年度)以前も、毎年、税率の改正や課税の特例の見直しなどを行っていました。詳しくはデータ編151ページからの「資料 各年度の税制改正の主な内容」をご覧ください。



# データ編

## 1 図に使用したデータ

	頁
第 1 表 市税収入額の推移	69
第 2 表 歳入に占める市税の割合の推移	69
第 3 表 市民 1 人あたりの市税額の推移	69
第 4 表 多摩 26 市と中核市の市民 1 人あたりの市税額	70
第 5 表 市税収入率の推移	70
第 6 表 本市と多摩 26 市(平均)・中核市(平均)の収入率の推移	71
第 7 表 差押え件数の推移	71
第 8 表 差押えによる収入額の推移	71
第 9 表 現年課税分と滞納繰越分の収入未済額の推移	72
第 10 表 本市と多摩 26 市の調定額に対する収入未済額の割合推移	72
第 11 表 多摩 26 市と中核市の税収入額 100 円あたりの徴税費	72
第 12 表 個人市民税の納税義務者数の推移	72
第 13 表 個人市民税課税額の推移	73
第 14 表 1 人あたりの個人市民税額の推移	73
第 15 表 所得割の所得階層別納税義務者数の推移	73
第 16 表 所得割の課税額と納税義務者 1 人あたりの負担額の推移	73
第 17 表 多摩 26 市と中核市の 1 人あたりの個人市民税額	74
第 18 表 年齢別人口、納税義務者数および個人市民税課税額	75
第 19 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和元年度(2019 年度))	81
第 20 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 2 年度(2020 年度))	81
第 21 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 3 年度(2021 年度))	81
第 22 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 4 年度(2022 年度))	82
第 23 表 人口と所得階層別納税義務者数(令和 5 年度(2023 年度))	82
第 24 表 事業所得、不動産所得、給与所得および公的年金にかかる雑所得の推移	83
第 25 表 給与収入金額と公的年金収入金額の推移	83
第 26 表 退職者数と退職所得にかかる個人市民税課税額の推移	84
第 27 表 法人市民税の納税義務者数と課税額の推移	84
第 28 表 適用税率別法人数と法人税割課税額の推移	84
第 29 表 多摩 26 市と中核市の 1 事業所あたりの法人市民税額	85
第 30 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移	86
第 31 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中心市街地地域)	86

第 32 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中央地域)	87
第 33 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(北部地域)	87
第 34 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西部地域)	88
第 35 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西南部地域)	88
第 36 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東南部地域)	89
第 37 表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東部地域)	89
第 38 表 地目別地積の推移	90
第 39 表 普通住宅地の平均価格の推移	90
第 40 表 市役所本庁舎及び市民部各事務所が接する道路の路線価の推移	90
第 41 表 多摩 26 市と中核市の商業地の地価公示価格	91
第 42 表 負担水準の調整の推移	91
第 43 表 地域別住宅用地規模の割合	91
第 44 表 非課税土地の地積の推移	91
第 45 表 家屋評価替え時の単価の推移	92
第 46 表 多摩 26 市と中核市の家屋の単価	92
第 47 表 新築家屋棟数と取壊し家屋棟数の推移	92
第 48 表 家屋の棟数と評価額の推移	92
第 49 表 多摩 26 市と中核市の償却資産の納税義務者数	93
第 50 表 償却資産の業種別納税義務者数の推移	94
第 51 表 業種別の 1 事業所あたりの償却資産の決定価格の推移	95
第 52 表 償却資産の決定価格の推移	97
第 53 表 償却資産(市長決定分)の種類別決定価格の推移	97
第 54 表 多摩 26 市と中核市の 1 事業所あたりの償却資産の決定価格	97
第 55 表 償却資産にかかる課税額の推移	97
第 56 表 軽自動車税登録台数と課税額の推移	98
第 57 表 たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移	98
第 58 表 多摩 26 市と中核市の市民 1 人あたりの市たばこ税課税額	98
第 59 表 事業所税の納税義務者数と課税額の推移	99
第 60 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中心市街地地域)	99
第 61 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中央地域)	100
第 62 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(北部地域)	100
第 63 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西部地域)	101
第 64 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西南部地域)	101
第 65 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東南部地域)	102
第 66 表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東部地域)	102

## 2 市税のデータ

(1) 財政	103
① 令和 5 年度(2023 年度)一般会計決算	103
② 一般会計決算の性質別内訳の推移	104
③ 市税の負担の推移	105
④ 徴税経費等の推移	107
⑤ 市税決算の推移	109
⑥ 令和 5 年度(2023 年度)市税決算	111
(2) 市民税	113
① 個人市民税の納税義務者数と調定額の推移	113
② 個人市民税納税義務者数の推移	114
③ 個人市民税所得別納税義務者数の推移	114
④ 令和 5 年度(2023 年度)個人市民税所得割の段階別等調	115
⑤ 個人市民税額と個人都民税額の割合の推移	117
⑥ 法人市民税調定額等の推移	118
⑦ 法人市民税月別調定額の推移	118
⑧ 法人市民税均等割税率区分による法人数と課税額 (令和 5 年度(2023 年度))	119
⑨ 法人市民税法人税割税率区分による法人数の推移	119
(3) 固定資産税(都市計画税)	121
① 土地・家屋・償却資産評価額等の推移	121
② 家屋の種類別棟数の推移	123
③ 取壊し家屋の推移	124
④ 免税点(課税標準額 20 万円)未満の家屋の推移	124
⑤ 新築家屋等に対する固定資産税の減額の推移	125
⑥ 令和 5 年度(2023 年度)建築年次別の家屋の床面積・価格	126
⑦ 家屋の種類別新增築の推移	127
⑧ 固定資産税調定額等の推移	129
⑨ 都市計画税調定額等の推移	129
⑩ 国有資産等所在市町村交付金額の推移	131
⑪ 税率・免税点の変遷	132
(4) 軽自動車税	133
(5) 市たばこ税	135
(6) 事業所税	136
(7) 徴収等	137

① 市税収入の推移	137
② 督促状発付の推移	139
③ 差押えの推移	141
④ 市税口座振替取扱いの推移	141
⑤ コンビニエンスストア収納件数	142
⑥ ネットバンキング収納件数	142
⑦ 電子マネー収納件数	143
⑧ クレジットカード収納件数	143
⑨ 本市と多摩26市の滞納率の推移	144
⑩ 市税収納チャンネル別収入実績の推移	144
(8) その他	145
① 地方譲与税の譲与額の推移	145
② 税にかかる交付金の交付額の推移	146
③ 個人都民税徴収取扱費の交付額の推移	149
④ 延滞金額・加算金額の推移	149
⑤ 還付金額・還付加算金額の推移	149

資料

各年度の税制改正の主な内容	151
---------------	-----

# 1 図に使用したデータ

第1表 市税収入額の推移

単位:千円

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
個人市民税	36,738,159	36,975,558	36,449,529	37,416,358	37,781,467	
法人市民税	5,617,010	4,228,896	4,475,511	5,077,669	6,496,109	
固定資産税	36,149,531	36,420,595	35,520,625	36,503,616	36,918,764	
軽自動車税	749,458	804,224	834,048	886,364	906,395	
市たばこ税	3,202,880	3,118,445	3,331,246	3,532,751	3,633,143	
特別土地保有税	0	0	0	0	0	
事業所税	2,135,466	2,096,072	2,204,149	2,213,643	2,208,324	
都市計画税	7,038,201	7,107,442	6,962,257	7,113,792	7,201,716	
計	91,630,705	90,751,232	89,777,365	92,744,193	95,145,918	

103・104ページに詳細な表あり

第2表 歳入に占める市税の割合の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
市税収入決算額(千円)	91,630,705	90,751,232	89,777,365	92,744,193	95,145,918	
市税以外の 歳入決算額(千円)	117,932,736	180,221,421	156,215,566	144,580,084	141,206,034	
計(千円)	209,563,441	270,972,653	245,992,931	237,324,277	236,351,952	
歳入に占める 市税の割合(%)	43.7	33.5	36.5	39.1	40.3	

第3表 市民1人あたりの市税額の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
市税収入(千円)	91,630,705	90,751,232	89,777,365	92,744,193	95,145,918	
人口(人)	562,460	562,480	561,828	561,758	562,145	
市民1人あたりの 市税額(千円)	163	161	160	165	169	

第4表 多摩26市と中核市の市民1人あたりの市税額(令和5年度(2023年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市
市税収入額(千円)	95,145,918	41,559,071	44,780,590	40,610,540	20,060,179	55,332,843
人口(人)	562,145	185,483	147,964	189,916	130,274	259,924
1人あたりの市税(千円)	169	224	303	214	154	213
区 分	昭島市	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市
市税収入額(千円)	22,529,312	50,131,504	71,400,836	23,552,730	36,363,834	31,443,215
人口(人)	114,259	238,505	430,831	124,756	196,924	187,254
1人あたりの市税(千円)	197	210	166	189	185	168
区 分	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市
市税収入額(千円)	21,685,860	24,818,891	15,903,181	8,225,739	13,412,752	12,894,409
人口(人)	151,814	128,238	76,168	56,201	82,749	84,870
1人あたりの市税(千円)	143	194	209	146	162	152
区 分	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
市税収入額(千円)	10,116,449	17,782,233	10,644,291	30,845,195	16,837,830	10,264,573
人口(人)	74,702	116,839	71,296	148,210	93,421	54,504
1人あたりの市税(千円)	135	152	149	208	180	188
区 分	あきる野市	西東京市	多摩26市			
市税収入額(千円)	11,649,181	34,466,849	772,458,005			
人口(人)	79,807	205,876	4,192,930			
1人あたりの市税(千円)	146	167	184			
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川崎市	川口市
市税収入額(千円)	42,209,656	94,740,090	54,776,883	65,312,207	58,678,867	102,540,591
人口(人)	270,010	517,497	331,771	369,314	353,183	604,715
1人あたりの市税(千円)	156	183	165	177	166	170
区 分	越谷市	船橋市	横須賀市	中核市		
市税収入額(千円)	51,766,515	107,475,819	59,273,649	731,920,195		
人口(人)	343,866	647,037	388,197	4,387,735		
1人あたりの市税(千円)	151	166	153	167		

第5表 市税収入率の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移	
現年課税分	調定額(千円)	91,598,397	90,847,971	89,528,678	92,749,959	95,066,365	
	収入額(千円)	91,168,278	90,261,004	89,284,443	92,464,723	94,896,630	
	収入率(%)	99.5	99.4	99.7	99.7	99.8	
滞納繰越分	調定額(千円)	1,273,036	1,099,483	1,034,951	743,307	670,580	
	収入額(千円)	462,427	490,228	492,922	279,470	249,288	
	収入率(%)	36.3	44.6	47.6	37.6	37.2	
市税全体	調定額(千円)	92,871,433	91,947,454	90,563,629	93,493,266	95,736,945	
	収入額(千円)	91,630,705	90,751,232	89,777,365	92,744,193	95,145,918	
	収入率(%)	98.7	98.7	99.1	99.2	99.4	

109・110ページに詳細な表あり

第6表 本市と多摩26市(平均)・中核市(平均)の収入率の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
現年課税分	八王子市収入率(%)	99.5	99.4	99.7	99.7	99.8	
	26多摩市	調定額(千円)	737,844,744	734,802,983	726,842,941	754,848,214	773,039,044
		収入額(千円)	733,369,556	729,335,370	723,516,205	751,055,253	769,326,959
		収入率(%)	99.4	99.3	99.5	99.5	99.5
	中核市	調定額(千円)	736,777,362	778,452,953	767,563,462	793,801,479	732,377,450
		収入額(千円)	730,312,864	770,452,092	762,467,709	788,321,898	728,011,644
収入率(%)		99.1	99.0	99.3	99.3	99.4	
滞納繰越分	八王子市収入率(%)	36.3	44.6	47.6	37.6	37.2	
	26多摩市	調定額(千円)	9,011,268	9,017,909	9,566,131	7,559,640	7,421,391
		収入額(千円)	3,745,599	3,888,343	4,664,136	3,219,646	3,131,046
		収入率(%)	41.6	43.1	48.8	42.6	42.2
	中核市	調定額(千円)	17,749,521	17,599,380	17,284,014	13,847,125	11,560,202
		収入額(千円)	6,226,749	6,350,188	7,276,362	4,863,107	3,908,551
収入率(%)		35.1	36.1	42.1	35.1	33.8	
合計	八王子市収入率(%)	98.7	98.7	99.1	99.2	99.4	
	26多摩市	調定額(千円)	746,856,012	743,820,892	736,409,072	762,407,854	780,460,435
		収入額(千円)	737,115,155	733,223,713	728,180,341	754,274,899	772,458,005
		収入率(%)	98.7	98.6	98.9	98.9	99.0
	中核市	調定額(千円)	754,526,883	796,052,333	784,847,476	807,648,604	743,937,652
		収入額(千円)	736,539,613	776,802,280	769,744,071	793,185,005	731,920,195
収入率(%)		97.6	97.6	98.1	98.2	98.4	

第7表 差押え件数の推移

単位:件

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
当該年度に 差し押さえた件数	1,469	2,632	2,348	5,952	12,162	
前年度以前に差し押さえ、 引き続き差し押さえしている 件数	421	549	660	560	996	

第8表 差押えによる収入額の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
差し押さえたことにより 収入となった額(千円)	240,418	383,471	438,341	483,146	723,128	
収入につながった 差押え件数(件)	1,264	1,365	1,531	4,448	9,335	

第9表 現年課税分と滞納繰越分の収入未済額の推移

単位:千円

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
現年課税分	461,639	612,249	278,954	323,301	208,664	
滞納繰越分	652,449	487,474	471,764	353,133	341,397	
計	1,114,088	1,099,723	750,718	676,434	550,061	

第10表 本市と多摩26市の調定額に対する収入未済額の割合推移

単位:%

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
八王子市	1.20	1.20	0.83	0.72	0.57	
多摩26市平均	1.25	1.34	1.08	1.05	1.02	

第11表 多摩26市と中核市の税収入額100円あたりの徴税費(令和5年度(2023年度))

単位:円

区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
徴税費(合計)	2.40	1.27	1.26	1.16	2.18	1.10	1.81
うち人件費	1.19	1.05	0.93	0.94	1.60	0.70	1.18
区分	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
徴税費(合計)	1.68	1.76	1.53	1.44	1.80	1.91	1.51
うち人件費	1.20	1.14	1.11	1.11	1.24	1.28	1.10
区分	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
徴税費(合計)	1.77	2.49	2.53	2.72	2.43	1.76	2.47
うち人件費	1.36	1.73	1.36	1.42	1.81	1.51	1.77
区分	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	多摩26市 平均	
徴税費(合計)	1.86	1.63	2.44	2.22	1.59	1.75	
うち人件費	0.98	1.22	1.76	1.32	1.14	1.16	
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川崎市	川口市	越谷市
徴税費(合計)	1.84	1.81	1.51	1.62	1.37	1.50	2.20
うち人件費	1.43	1.23	1.23	1.42	0.99	0.84	1.19
区分	船橋市	横須賀市	中核市平均				
徴税費(合計)	1.63	1.81	1.77				
うち人件費	0.85	1.43	1.14				

第12表 個人市民税の納税義務者数の推移

単位:人

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
均等割のみを納める者	12,072	12,551	12,751	12,789	13,329	
均等割と所得割を納める者	273,695	276,177	275,320	277,893	279,643	
計	285,767	288,728	288,071	290,682	292,972	

個人市民税の納税義務者数は延べ人数

第13表 個人市民税課税額の推移

単位:千円

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
均 等 割	普通徴収	241,575	242,661	232,556	234,805	236,543	
	給与特別徴収	606,535	616,425	624,712	630,371	637,273	
	年金特別徴収	129,081	130,211	131,942	132,382	131,546	
	小計	977,191	989,297	989,210	997,558	1,005,362	
所 得 割	普通徴収	8,082,899	7,985,755	7,656,342	8,483,029	8,158,068	
	給与特別徴収	26,116,822	26,472,843	26,142,030	26,405,506	27,078,260	
	年金特別徴収	1,572,553	1,563,499	1,579,409	1,546,960	1,505,197	
	小計	35,772,274	36,022,097	35,377,781	36,435,495	36,741,525	
合計	36,749,465	37,011,394	36,366,991	37,433,053	37,746,887		

第14表 1人あたりの個人市民税額の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
調定額(千円)	36,749,465	37,011,394	36,366,991	37,433,053	37,746,887	
人口(人)	562,460	562,480	561,828	561,758	562,145	
納税義務者(人)	285,767	288,728	288,071	290,682	292,972	
市民1人あたり(千円)	65	66	65	67	67	
納税義務者 1人あたり(千円)	129	128	126	129	129	

第15表 所得割の所得階層別納税義務者数の推移

単位:人

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
10万円以下	10,116	10,073	9,425	9,380	9,759	
10万円超 100万円以下	79,686	80,392	81,862	81,220	80,615	
100万円超 200万円以下	74,145	74,784	76,961	76,111	75,821	
200万円超 400万円以下	65,821	67,105	67,144	68,746	70,668	
400万円超 700万円以下	26,012	26,191	25,231	26,130	26,712	
700万円超 1,000万円以下	5,825	5,841	5,784	6,403	6,434	
1,000万円超	4,663	4,663	4,630	5,082	5,103	
計	266,268	269,049	271,037	273,072	275,112	

所得階層別納税義務者数は実人数

令和2年度(2020年度)までは6月末時点の数値

令和3年度(2021年度)からは決算時点の数値

第16表 所得割の課税額と納税義務者1人あたりの負担額の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
所得割額(千円)	35,178,321	35,486,346	34,837,971	36,067,543	36,367,925	
納税義務者(人)	266,268	269,049	271,037	273,072	275,112	
1人あたりの 所得割額(千円)	132	132	129	132	132	

令和2年度(2020年度)までは6月末時点の数値

令和3年度(2021年度)からは決算時点の数値

第17表 多摩26市と中核市の1人あたりの個人市民税額(令和5年度(2023年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市
調定額(千円)	37,746,887	14,361,194	19,351,684	19,635,678	7,733,933
人口(人)	562,145	185,483	147,964	189,916	130,274
納税義務者数(人)	292,972	100,946	92,329	107,865	67,761
人口1人あたり(千円)	67	77	131	103	59
納税義務者1人あたり(千円)	129	142	210	182	114
区 分	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市
調定額(千円)	21,595,434	7,587,286	22,454,356	31,911,351	12,181,882
人口(人)	259,924	114,259	238,505	430,831	124,756
納税義務者数(人)	143,274	61,715	134,946	223,301	69,649
人口1人あたり(千円)	83	66	94	74	98
納税義務者1人あたり(千円)	151	123	166	143	175
区 分	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市
調定額(千円)	15,008,477	14,258,961	9,991,160	12,477,519	7,518,011
人口(人)	196,924	187,254	151,814	128,238	76,168
納税義務者数(人)	103,060	103,309	85,817	72,335	41,879
人口1人あたり(千円)	76	76	66	97	99
納税義務者1人あたり(千円)	146	138	116	172	180
区 分	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市
調定額(千円)	3,485,109	7,252,384	5,449,664	4,837,468	7,985,036
人口(人)	56,201	82,749	84,870	74,702	116,839
納税義務者数(人)	31,018	46,624	44,201	37,786	60,135
人口1人あたり(千円)	62	88	64	65	68
納税義務者1人あたり(千円)	112	156	123	128	133
区 分	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市
調定額(千円)	3,919,104	11,174,659	7,682,795	3,541,742	4,694,151
人口(人)	71,296	148,210	93,421	54,504	79,807
納税義務者数(人)	34,724	78,503	49,436	30,506	41,748
人口1人あたり(千円)	55	75	82	65	59
納税義務者1人あたり(千円)	113	142	155	116	112
区 分	西東京市	多摩26市			
調定額(千円)	16,381,483	330,217,408			
人口(人)	205,876	4,192,930			
納税義務者数(人)	111,737	2,267,576			
人口1人あたり(千円)	80	79			
納税義務者1人あたり(千円)	147	146			
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市
調定額(千円)	17,274,854	35,277,253	20,013,496	22,954,312	22,710,448
人口(人)	270,010	517,497	331,771	369,314	353,183
納税義務者数(人)	140,419	270,139	172,951	193,214	202,852
人口1人あたり(千円)	64	68	60	62	64
納税義務者1人あたり(千円)	123	131	116	119	112
区 分	川口市	越谷市	船橋市	横須賀市	
調定額(千円)	42,676,770	23,069,453	47,954,416	23,570,203	
人口(人)	604,715	343,866	647,037	388,197	
納税義務者数(人)	327,844	181,597	345,693	202,207	
人口1人あたり(千円)	71	67	74	61	
納税義務者1人あたり(千円)	130	127	139	117	

第18表-1 年齢別人口、納税義務者数および個人市民税課税額(令和4年度(2022年度))

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0歳	1,501	1,426	2,927	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	1,607	1,516	3,123	1	0	1	61	0	61	61,200	0	61,200
2歳	1,749	1,635	3,384	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3歳	1,913	1,746	3,659	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳	1,932	1,819	3,751	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5歳	2,109	1,880	3,989	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6歳	2,175	2,083	4,258	1	0	1	163	0	163	162,800	0	162,800
7歳	2,164	2,021	4,185	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8歳	2,237	2,099	4,336	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9歳	2,345	2,202	4,547	1	0	1	399	0	399	398,800	0	398,800
10歳	2,367	2,150	4,517	0	1	1	0	305	305	0	304,700	304,700
11歳	2,470	2,337	4,807	0	1	1	0	169	169	0	169,000	169,000
12歳	2,494	2,336	4,830	1	0	1	404	0	404	403,700	0	403,700
13歳	2,448	2,397	4,845	0	0	0	0	0	0	0	0	0
14歳	2,582	2,456	5,038	1	0	1	68	0	68	68,000	0	68,000
15歳	2,619	2,431	5,050	1	0	1	221	0	221	221,200	0	221,200
16歳	2,445	2,361	4,806	2	0	2	135	0	135	67,650	0	67,650
17歳	2,550	2,458	5,008	3	2	5	149	141	290	49,500	70,650	57,960
18歳	2,762	2,646	5,408	55	10	65	3,431	566	3,997	62,375	56,630	61,491
19歳	3,760	3,334	7,094	162	73	235	10,847	4,341	15,188	66,957	59,463	64,629
20歳	3,853	3,528	7,381	624	546	1,170	29,679	20,502	50,181	47,562	37,550	42,890
21歳	4,107	3,663	7,770	1,010	944	1,954	52,296	39,373	91,669	51,779	41,708	46,913
22歳	3,936	3,517	7,453	1,359	1,306	2,665	78,178	68,076	146,254	57,526	52,125	54,879
23歳	3,671	3,273	6,944	2,041	2,148	4,189	133,251	136,237	269,487	65,287	63,425	64,332
24歳	3,530	3,024	6,554	2,356	2,167	4,523	189,855	163,252	353,106	80,583	75,335	78,069
25歳	3,347	2,965	6,312	2,462	2,136	4,598	216,626	166,453	383,079	87,988	77,927	83,314
26歳	3,075	2,768	5,843	2,373	2,082	4,455	226,464	168,283	394,747	95,434	80,828	88,608
27歳	3,111	2,715	5,826	2,487	1,964	4,451	247,895	159,009	406,904	99,676	80,962	91,419
28歳	2,965	2,434	5,399	2,414	1,750	4,164	257,169	141,380	398,549	106,532	80,789	95,713
29歳	2,951	2,513	5,464	2,438	1,712	4,150	260,655	139,040	399,695	106,914	81,215	96,312
30歳	2,849	2,491	5,340	2,367	1,669	4,036	265,678	135,204	400,882	112,243	81,009	99,327
31歳	2,681	2,471	5,152	2,227	1,567	3,794	249,558	129,576	379,134	112,060	82,691	99,930
32歳	2,874	2,501	5,375	2,415	1,508	3,923	298,307	122,771	421,078	123,523	81,413	107,336
33歳	2,953	2,692	5,645	2,491	1,603	4,094	305,266	150,506	455,772	122,548	93,890	111,327
34歳	2,973	2,685	5,658	2,533	1,586	4,119	332,444	129,194	461,638	131,245	81,459	112,075
35歳	3,052	2,702	5,754	2,654	1,552	4,206	350,812	124,649	475,460	132,182	80,315	113,043
36歳	3,165	2,880	6,045	2,723	1,668	4,391	380,013	133,681	513,694	139,557	80,144	116,988
37歳	3,286	2,949	6,235	2,793	1,639	4,432	408,456	141,137	549,594	146,243	86,112	124,006
38歳	3,282	2,948	6,230	2,799	1,655	4,454	433,933	147,647	581,580	155,032	89,213	130,575
39歳	3,408	3,255	6,663	2,925	1,845	4,770	492,669	162,110	654,779	168,434	87,864	137,270
40歳	3,439	3,218	6,657	2,969	1,928	4,897	486,795	179,625	666,420	163,959	93,167	136,087
41歳	3,659	3,323	6,982	3,184	1,872	5,056	555,096	168,381	723,477	174,339	89,947	143,093
42歳	3,777	3,513	7,290	3,283	2,086	5,369	578,873	189,267	768,140	176,324	90,732	143,069
43歳	3,940	3,666	7,606	3,443	2,167	5,610	604,948	195,008	799,956	175,704	89,990	142,595
44歳	3,974	3,747	7,721	3,435	2,204	5,639	633,093	206,240	839,333	184,307	93,575	148,844
45歳	4,158	3,839	7,997	3,624	2,280	5,904	670,796	213,415	884,211	185,098	93,603	149,765
46歳	4,390	3,969	8,359	3,807	2,333	6,140	739,706	221,463	961,168	194,301	94,926	156,542
47歳	4,542	4,408	8,950	3,897	2,694	6,591	777,102	239,623	1,016,725	199,410	88,947	154,260
48歳	4,995	4,630	9,625	4,351	2,842	7,193	861,349	268,551	1,129,900	197,966	94,493	157,083
49歳	4,823	4,642	9,465	4,169	2,801	6,970	820,924	261,260	1,082,184	196,912	93,274	155,263

退職所得等の一部所得を除くデータのため、決算数値とは一致しない。

個人市民税額を四捨五入しているため、納税義務者1人あたりの個人市民税額が計算結果と一致しない場合がある。

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
50歳	4,902	4,505	9,407	4,206	2,688	6,894	930,853	243,268	1,174,121	221,316	90,501	170,311
51歳	4,783	4,470	9,253	4,114	2,675	6,789	878,203	243,380	1,121,583	213,467	90,983	165,206
52歳	4,608	4,227	8,835	3,956	2,506	6,462	857,150	235,683	1,092,832	216,671	94,047	169,117
53歳	4,635	4,365	9,000	3,963	2,545	6,508	873,356	249,827	1,123,182	220,377	98,164	172,585
54歳	4,614	4,243	8,857	3,934	2,511	6,445	962,174	246,805	1,208,979	244,579	98,290	187,584
55歳	3,455	3,192	6,647	2,962	1,854	4,816	716,748	181,395	898,143	241,981	97,840	186,491
56歳	4,429	3,996	8,425	3,820	2,241	6,061	911,574	223,313	1,134,887	238,632	99,649	187,244
57歳	4,021	3,871	7,892	3,416	2,180	5,596	808,361	223,328	1,031,689	236,640	102,444	184,362
58歳	3,806	3,481	7,287	3,208	1,869	5,077	831,385	178,898	1,010,283	259,160	95,718	198,992
59歳	3,515	3,434	6,949	2,930	1,804	4,734	788,202	192,813	981,015	269,011	106,881	207,227
60歳	3,293	3,178	6,471	2,721	1,645	4,366	621,223	152,729	773,952	228,307	92,844	177,268
61歳	3,329	3,222	6,551	2,719	1,589	4,308	508,601	134,396	642,997	187,054	84,579	149,256
62歳	3,260	3,107	6,367	2,582	1,418	4,000	490,582	115,409	605,991	190,001	81,389	151,498
63歳	3,143	3,056	6,199	2,519	1,359	3,878	454,102	108,895	562,997	180,271	80,129	145,177
64歳	2,953	2,911	5,864	2,409	1,223	3,632	419,826	95,975	515,801	174,274	78,475	142,016
65歳	2,942	3,130	6,072	2,336	1,168	3,504	360,998	86,745	447,743	154,537	74,268	127,781
66歳	3,119	3,212	6,331	2,554	1,158	3,712	362,310	94,731	457,041	141,860	81,805	123,125
67歳	3,127	3,227	6,354	2,535	1,126	3,661	347,078	92,971	440,049	136,914	82,567	120,199
68歳	3,147	3,410	6,557	2,484	1,089	3,573	305,568	72,613	378,181	123,015	66,679	105,844
69歳	3,313	3,656	6,969	2,637	1,068	3,705	326,209	73,111	399,321	123,705	68,456	107,779
70歳	3,451	3,869	7,320	2,630	1,034	3,664	301,249	77,460	378,709	114,543	74,913	103,360
71歳	3,799	4,106	7,905	2,847	1,012	3,859	317,195	85,199	402,394	111,414	84,188	104,274
72歳	4,350	4,673	9,023	3,197	1,085	4,282	315,589	86,486	402,075	98,714	79,711	93,899
73歳	4,050	4,670	8,720	2,968	895	3,863	270,101	128,157	398,258	91,004	143,192	103,095
74歳	4,105	4,686	8,791	2,925	899	3,824	265,349	82,307	347,656	90,717	91,554	90,914
75歳	2,789	3,178	5,967	1,991	561	2,552	204,338	51,126	255,464	102,631	91,134	100,103
76歳	2,475	2,971	5,446	1,737	458	2,195	150,233	43,320	193,552	86,490	94,584	88,179
77歳	2,942	3,522	6,464	2,024	514	2,538	192,886	38,947	231,833	95,299	75,773	91,345
78歳	3,122	3,779	6,901	2,165	532	2,697	160,635	42,700	203,336	74,196	80,263	75,393
79歳	2,837	3,519	6,356	1,993	444	2,437	154,057	45,606	199,664	77,299	102,717	81,930
80歳	2,815	3,413	6,228	1,979	380	2,359	146,721	36,262	182,983	74,139	95,427	77,568
81歳	2,443	3,131	5,574	1,724	378	2,102	114,450	32,447	146,897	66,386	85,838	69,884
82歳	2,014	2,611	4,625	1,437	293	1,730	101,751	25,934	127,685	70,808	88,511	73,806
83歳	1,891	2,412	4,303	1,382	269	1,651	87,645	30,002	117,647	63,419	111,531	71,258
84歳	1,847	2,484	4,331	1,329	267	1,596	84,669	23,440	108,109	63,708	87,791	67,737
85歳	1,588	2,241	3,829	1,166	231	1,397	97,446	18,633	116,079	83,573	80,660	83,091
86歳	1,446	2,095	3,541	1,024	194	1,218	81,188	16,838	98,026	79,285	86,794	80,481
87歳	1,178	1,825	3,003	815	188	1,003	64,797	20,560	85,357	79,506	109,359	85,101
88歳	989	1,701	2,690	740	186	926	64,171	15,526	79,696	86,717	83,471	86,065
89歳	837	1,493	2,330	647	137	784	46,081	11,503	57,585	71,223	83,965	73,450
90歳	619	1,271	1,890	467	125	592	37,221	15,256	52,477	79,702	122,047	88,643
91歳	463	1,070	1,533	359	127	486	32,233	20,262	52,495	89,787	159,541	108,015
92歳	436	980	1,416	339	121	460	24,983	11,120	36,103	73,697	91,899	78,485
93歳	287	753	1,040	229	94	323	19,921	9,951	29,872	86,990	105,865	92,483
94歳	202	595	797	171	74	245	15,613	11,722	27,335	91,304	158,412	111,573
95歳	156	503	659	127	57	184	10,339	4,582	14,921	81,409	80,382	81,091
96歳	96	406	502	83	49	132	9,752	5,500	15,253	117,496	112,251	115,549
97歳	72	271	343	58	27	85	10,284	1,592	11,875	177,302	58,955	139,709
98歳	41	193	234	28	25	53	2,147	3,517	5,663	76,664	140,660	106,851
99歳	26	155	181	19	14	33	1,190	1,963	3,154	62,642	140,236	95,561
100歳以上	34	238	272	25	11	36	1,446	938	2,384	57,824	85,309	66,222
全体	280,789	280,969	561,758	182,511	102,738	285,249	28,093,943	8,971,569	37,065,512	153,930	87,325	129,941

第18表-2 年齢別人口、納税義務者数および個人市民税課税額(令和5年度(2023年度))

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0歳	1,393	1,400	2,793	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	1,574	1,494	3,068	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2歳	1,637	1,544	3,181	1	0	1	35	0	35	34,700	0	34,700
3歳	1,797	1,677	3,474	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳	1,938	1,776	3,714	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5歳	1,972	1,850	3,822	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6歳	2,118	1,888	4,006	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7歳	2,213	2,114	4,327	1	0	1	159	0	159	159,400	0	159,400
8歳	2,175	2,037	4,212	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9歳	2,244	2,106	4,350	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10歳	2,361	2,230	4,591	1	0	1	431	0	431	431,000	0	431,000
11歳	2,385	2,159	4,544	0	1	1	0	293	293	0	293,400	293,400
12歳	2,477	2,342	4,819	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13歳	2,512	2,356	4,868	1	0	1	450	0	450	449,700	0	449,700
14歳	2,467	2,402	4,869	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15歳	2,588	2,448	5,036	1	0	1	85	0	85	85,200	0	85,200
16歳	2,637	2,453	5,090	1	0	1	449	0	449	448,800	0	448,800
17歳	2,460	2,388	4,848	9	0	9	910	0	910	101,056	0	101,056
18歳	2,793	2,677	5,470	94	67	161	3,292	1,663	4,955	35,021	24,819	30,776
19歳	3,688	3,269	6,957	343	253	596	15,213	7,320	22,533	44,353	28,931	37,806
20歳	3,984	3,510	7,494	601	488	1,089	26,188	17,357	43,545	43,575	35,567	39,987
21歳	4,029	3,679	7,708	965	947	1,912	47,776	39,021	86,797	49,509	41,205	45,396
22歳	4,152	3,637	7,789	1,445	1,367	2,812	87,534	72,785	160,319	60,577	53,244	57,012
23歳	3,681	3,259	6,940	2,056	2,124	4,180	136,300	133,140	269,440	66,294	62,684	64,459
24歳	3,524	3,111	6,635	2,262	2,233	4,495	190,700	169,340	360,040	84,306	75,835	80,098
25歳	3,388	2,898	6,286	2,496	2,184	4,680	220,474	170,255	390,729	88,331	77,955	83,489
26歳	3,198	2,913	6,111	2,501	2,168	4,669	241,671	175,253	416,925	96,630	80,836	89,296
27歳	3,033	2,685	5,718	2,397	1,976	4,373	250,375	167,967	418,342	104,453	85,003	95,665
28歳	3,090	2,684	5,774	2,504	1,900	4,404	268,100	155,832	423,932	107,069	82,017	96,261
29歳	2,945	2,422	5,367	2,432	1,697	4,129	265,959	141,581	407,540	109,358	83,430	98,702
30歳	2,938	2,511	5,449	2,424	1,648	4,072	271,235	136,190	407,426	111,896	82,640	100,055
31歳	2,862	2,463	5,325	2,388	1,609	3,997	282,567	134,466	417,033	118,328	83,571	104,336
32歳	2,718	2,497	5,215	2,217	1,535	3,752	268,505	133,831	402,336	121,112	87,186	107,232
33歳	2,858	2,535	5,393	2,414	1,522	3,936	311,333	128,358	439,691	128,970	84,335	111,710
34歳	2,973	2,699	5,672	2,492	1,596	4,088	317,562	143,225	460,787	127,433	89,740	112,717
35歳	2,974	2,719	5,693	2,544	1,629	4,173	354,414	133,463	487,878	139,314	81,930	116,913
36歳	3,079	2,743	5,822	2,673	1,569	4,242	372,382	131,406	503,788	139,313	83,751	118,762
37歳	3,233	2,906	6,139	2,788	1,678	4,466	409,420	138,306	547,726	146,851	82,423	122,644
38歳	3,319	2,994	6,313	2,831	1,715	4,546	447,747	158,248	605,995	158,159	92,273	133,303
39歳	3,332	2,983	6,315	2,851	1,729	4,580	465,104	150,065	615,169	163,137	86,793	134,316
40歳	3,438	3,251	6,689	2,968	1,833	4,801	519,519	161,334	680,853	175,040	88,016	141,815
41歳	3,463	3,248	6,711	2,966	1,967	4,933	513,739	189,884	703,624	173,210	96,535	142,636
42歳	3,677	3,342	7,019	3,194	1,969	5,163	577,750	178,543	756,293	180,886	90,677	146,483
43歳	3,770	3,538	7,308	3,254	2,172	5,426	605,883	194,776	800,659	186,196	89,676	147,560
44歳	3,961	3,707	7,668	3,472	2,262	5,734	623,009	205,119	828,128	179,438	90,680	144,424
45歳	3,975	3,769	7,744	3,429	2,282	5,711	646,457	211,621	858,077	188,526	92,735	150,250
46歳	4,170	3,886	8,056	3,620	2,342	5,962	695,222	221,542	916,763	192,050	94,595	153,768
47歳	4,407	3,977	8,384	3,856	2,387	6,243	767,692	243,678	1,011,370	199,090	102,085	162,001
48歳	4,558	4,436	8,994	3,925	2,789	6,714	778,785	249,446	1,028,231	198,416	89,439	153,147
49歳	5,023	4,653	9,676	4,348	2,904	7,252	882,423	276,438	1,158,861	202,949	95,192	159,799

退職所得等の一部所得を除くデータのため、決算数値とは一致しない。

個人市民税額を四捨五入しているため、納税義務者1人あたりの個人市民税額が計算結果と一致しない場合がある。

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
50歳	4,815	4,672	9,487	4,145	2,859	7,004	861,622	270,315	1,131,937	207,870	94,549	161,613
51歳	4,885	4,530	9,415	4,192	2,726	6,918	920,057	249,800	1,169,858	219,479	91,636	169,103
52歳	4,805	4,478	9,283	4,123	2,718	6,841	907,642	253,488	1,161,130	220,141	93,263	169,731
53歳	4,601	4,243	8,844	3,918	2,577	6,495	880,154	238,869	1,119,023	224,644	92,693	172,290
54歳	4,651	4,379	9,030	3,971	2,562	6,533	890,228	255,990	1,146,218	224,182	99,918	175,451
55歳	4,627	4,254	8,881	3,943	2,536	6,479	919,115	251,355	1,170,470	233,101	99,115	180,656
56歳	3,459	3,190	6,649	2,954	1,863	4,817	729,534	177,221	906,755	246,965	95,126	188,241
57歳	4,408	4,015	8,423	3,784	2,267	6,051	919,159	225,963	1,145,121	242,907	99,675	189,245
58歳	4,019	3,882	7,901	3,416	2,188	5,604	820,541	223,688	1,044,229	240,205	102,234	186,336
59歳	3,804	3,488	7,292	3,210	1,906	5,116	783,582	180,601	964,184	244,107	94,754	188,464
60歳	3,508	3,436	6,944	2,882	1,795	4,677	686,981	168,380	855,360	238,369	93,805	182,887
61歳	3,281	3,186	6,467	2,637	1,591	4,228	518,983	145,235	664,218	196,808	91,285	157,100
62歳	3,340	3,201	6,541	2,671	1,533	4,204	510,422	126,055	636,477	191,098	82,228	151,398
63歳	3,217	3,102	6,319	2,577	1,393	3,970	466,371	112,897	579,268	180,975	81,046	145,911
64歳	3,129	3,055	6,184	2,588	1,346	3,934	451,953	109,944	561,896	174,634	81,682	142,831
65歳	2,947	2,911	5,858	2,313	1,147	3,460	392,164	79,714	471,878	169,548	69,498	136,381
66歳	2,911	3,117	6,028	2,390	1,141	3,531	353,516	84,011	437,527	147,915	73,629	123,910
67歳	3,088	3,205	6,293	2,505	1,106	3,611	367,518	83,341	450,859	146,714	75,353	124,857
68歳	3,089	3,216	6,305	2,479	1,082	3,561	320,846	89,235	410,081	129,426	82,472	115,159
69歳	3,122	3,395	6,517	2,423	1,071	3,494	284,529	78,502	363,030	117,428	73,298	103,901
70歳	3,271	3,627	6,898	2,549	1,032	3,581	300,765	71,387	372,152	117,993	69,173	103,924
71歳	3,426	3,846	7,272	2,566	978	3,544	293,020	66,120	359,139	114,193	67,607	101,337
72歳	3,739	4,079	7,818	2,763	960	3,723	271,021	70,322	341,343	98,090	73,252	91,685
73歳	4,262	4,638	8,900	3,069	1,037	4,106	288,961	72,145	361,106	94,155	69,570	87,946
74歳	3,969	4,626	8,595	2,885	848	3,733	254,402	75,354	329,756	88,181	88,861	88,335
75歳	3,998	4,638	8,636	2,820	829	3,649	240,845	68,462	309,307	85,406	82,583	84,765
76歳	2,707	3,136	5,843	1,905	519	2,424	183,108	44,145	227,253	96,120	85,058	93,751
77歳	2,408	2,933	5,341	1,650	432	2,082	128,662	32,858	161,520	77,977	76,059	77,579
78歳	2,839	3,480	6,319	1,937	503	2,440	164,980	42,998	207,978	85,173	85,484	85,237
79歳	3,004	3,744	6,748	2,069	494	2,563	154,267	40,140	194,407	74,561	81,255	75,851
80歳	2,721	3,455	6,176	1,887	426	2,313	139,596	39,982	179,578	73,978	93,855	77,639
81歳	2,699	3,327	6,026	1,891	362	2,253	137,693	31,317	169,010	72,815	86,511	75,015
82歳	2,336	3,036	5,372	1,628	365	1,993	103,982	32,273	136,255	63,871	88,418	68,367
83歳	1,892	2,551	4,443	1,350	275	1,625	123,111	24,913	148,024	91,193	90,592	91,092
84歳	1,756	2,354	4,110	1,290	257	1,547	83,963	38,034	121,998	65,088	147,994	78,861
85歳	1,712	2,388	4,100	1,233	260	1,493	76,897	17,199	94,096	62,366	66,151	63,025
86歳	1,455	2,134	3,589	1,051	223	1,274	85,075	21,678	106,753	80,946	97,213	83,794
87歳	1,324	1,998	3,322	937	196	1,133	78,065	17,262	95,327	83,314	88,070	84,137
88歳	1,045	1,709	2,754	714	165	879	54,425	31,281	85,706	76,226	189,582	97,504
89歳	854	1,545	2,399	638	167	805	41,333	14,698	56,031	64,785	88,013	69,604
90歳	703	1,373	2,076	539	127	666	43,961	27,841	71,802	81,559	219,220	107,810
91歳	522	1,161	1,683	392	120	512	30,526	12,783	43,309	77,873	106,527	84,589
92歳	377	939	1,316	284	115	399	27,476	20,365	47,840	96,746	177,084	119,901
93歳	337	848	1,185	260	109	369	22,326	10,391	32,716	85,868	95,328	88,662
94歳	218	647	865	177	84	261	15,641	8,101	23,742	88,370	96,439	90,967
95歳	144	507	651	118	63	181	12,745	10,908	23,653	108,011	173,140	130,680
96歳	107	410	517	90	44	134	12,963	3,185	16,148	144,036	72,384	120,508
97歳	66	315	381	58	34	92	10,690	4,742	15,432	184,312	139,462	167,737
98歳	44	196	240	37	18	55	3,234	2,023	5,257	87,392	112,404	95,578
99歳	30	141	171	22	18	40	1,585	3,261	4,846	72,055	181,156	121,150
100歳 以上	34	258	292	25	18	43	1,615	1,778	3,392	64,580	98,772	78,893
全体	280,886	281,259	562,145	182,720	105,027	287,747	28,238,701	9,134,290	37,372,991	154,546	86,971	129,881

第18表-3 年齢別人口、納税義務者数および個人市民税課税額(令和5年度(2023年度)前年比)

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
0歳	△ 108	△ 26	△ 134	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1歳	△ 33	△ 22	△ 55	△ 1	0	△ 1	△ 61	0	△ 61	△ 61,200	0	△ 61,200
2歳	△ 112	△ 91	△ 203	1	0	1	35	0	35	34,700	0	34,700
3歳	△ 116	△ 69	△ 185	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4歳	6	△ 43	△ 37	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5歳	△ 137	△ 30	△ 167	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6歳	△ 57	△ 195	△ 252	△ 1	0	△ 1	△ 163	0	△ 163	△ 162,800	0	△ 162,800
7歳	49	93	142	1	0	1	159	0	159	159,400	0	159,400
8歳	△ 62	△ 62	△ 124	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9歳	△ 101	△ 96	△ 197	△ 1	0	△ 1	△ 399	0	△ 399	△ 398,800	0	△ 398,800
10歳	△ 6	80	74	1	△ 1	0	431	△ 305	126	431,000	△ 304,700	126,300
11歳	△ 85	△ 178	△ 263	0	0	0	0	124	124	0	124,400	124,400
12歳	△ 17	6	△ 11	△ 1	0	△ 1	△ 404	0	△ 404	△ 403,700	0	△ 403,700
13歳	64	△ 41	23	1	0	1	450	0	450	449,700	0	449,700
14歳	△ 115	△ 54	△ 169	△ 1	0	△ 1	△ 68	0	△ 68	△ 68,000	0	△ 68,000
15歳	△ 31	17	△ 14	0	0	0	△ 136	0	△ 136	△ 136,000	0	△ 136,000
16歳	192	92	284	△ 1	0	△ 1	314	0	314	381,150	0	381,150
17歳	△ 90	△ 70	△ 160	6	△ 2	4	761	△ 141	620	51,556	△ 70,650	43,096
18歳	31	31	62	39	57	96	△ 139	1,097	958	△ 27,353	△ 31,811	△ 30,715
19歳	△ 72	△ 65	△ 137	181	180	361	4,366	2,979	7,345	△ 22,604	△ 30,532	△ 26,823
20歳	131	△ 18	113	△ 23	△ 58	△ 81	△ 3,490	△ 3,146	△ 6,636	△ 3,987	△ 1,983	△ 2,903
21歳	△ 78	16	△ 62	△ 45	3	△ 42	△ 4,520	△ 352	△ 4,872	△ 2,270	△ 503	△ 1,517
22歳	216	120	336	86	61	147	9,356	4,709	14,066	3,051	1,119	2,133
23歳	10	△ 14	△ 4	15	△ 24	△ 9	3,049	△ 3,096	△ 47	1,007	△ 741	127
24歳	△ 6	87	81	△ 94	66	△ 28	845	6,088	6,934	3,722	500	2,029
25歳	41	△ 67	△ 26	34	48	82	3,848	3,802	7,650	343	28	175
26歳	123	145	268	128	86	214	15,207	6,970	22,177	1,196	9	689
27歳	△ 78	△ 30	△ 108	△ 90	12	△ 78	2,480	8,958	11,438	4,777	4,042	4,246
28歳	125	250	375	90	150	240	10,931	14,451	25,383	536	1,228	548
29歳	△ 6	△ 91	△ 97	△ 6	△ 15	△ 21	5,304	2,541	7,845	2,445	2,215	2,390
30歳	89	20	109	57	△ 21	36	5,557	987	6,544	△ 347	1,631	729
31歳	181	△ 8	173	161	42	203	33,009	4,890	37,899	6,268	881	4,407
32歳	△ 156	△ 4	△ 160	△ 198	27	△ 171	△ 29,802	11,060	△ 18,743	△ 2,411	5,773	△ 103
33歳	△ 95	△ 157	△ 252	△ 77	△ 81	△ 158	6,067	△ 22,148	△ 16,081	6,422	△ 9,555	383
34歳	0	14	14	△ 41	10	△ 31	△ 14,881	14,031	△ 851	△ 3,812	8,281	642
35歳	△ 78	17	△ 61	△ 110	77	△ 33	3,603	8,815	12,417	7,132	1,615	3,870
36歳	△ 86	△ 137	△ 223	△ 50	△ 99	△ 149	△ 7,630	△ 2,275	△ 9,906	△ 244	3,607	1,774
37歳	△ 53	△ 43	△ 96	△ 5	39	34	964	△ 2,831	△ 1,867	608	△ 3,689	△ 1,362
38歳	37	46	83	32	60	92	13,813	10,602	24,415	3,127	3,060	2,728
39歳	△ 76	△ 272	△ 348	△ 74	△ 116	△ 190	△ 27,565	△ 12,045	△ 39,610	△ 5,297	△ 1,071	△ 2,954
40歳	△ 1	33	32	△ 1	△ 95	△ 96	32,724	△ 18,292	14,432	11,081	△ 5,150	5,727
41歳	△ 196	△ 75	△ 271	△ 218	95	△ 123	△ 41,356	21,503	△ 19,853	△ 1,130	6,588	△ 457
42歳	△ 100	△ 171	△ 271	△ 89	△ 117	△ 206	△ 1,123	△ 10,724	△ 11,847	4,562	△ 55	3,414
43歳	△ 170	△ 128	△ 298	△ 189	5	△ 184	935	△ 232	703	10,493	△ 314	4,965
44歳	△ 13	△ 40	△ 53	37	58	95	△ 10,085	△ 1,121	△ 11,205	△ 4,869	△ 2,895	△ 4,420
45歳	△ 183	△ 70	△ 253	△ 195	2	△ 193	△ 24,339	△ 1,794	△ 26,133	3,428	△ 868	485
46歳	△ 220	△ 83	△ 303	△ 187	9	△ 178	△ 44,484	79	△ 44,405	△ 2,251	△ 331	△ 2,774
47歳	△ 135	△ 431	△ 566	△ 41	△ 307	△ 348	△ 9,410	4,055	△ 5,355	△ 320	13,138	7,741
48歳	△ 437	△ 194	△ 631	△ 426	△ 53	△ 479	△ 82,565	△ 19,105	△ 101,669	451	△ 5,054	△ 3,936
49歳	200	11	211	179	103	282	61,499	15,179	76,678	6,038	1,919	4,536

個人市民税額を四捨五入しているため、納税義務者1人あたりの個人市民税額が計算結果と一致しない場合がある。

区分	人口 (人)			納税義務者数 (人)			個人市民税額 (千円)			納税義務者1人あたりの 個人市民税額 (円)		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
50歳	△ 87	167	80	△ 61	171	110	△ 69,232	27,047	△ 42,184	△ 13,445	4,047	△ 8,698
51歳	102	60	162	78	51	129	41,854	6,420	48,275	6,012	653	3,898
52歳	197	251	448	167	212	379	50,492	17,806	68,298	3,470	△ 784	614
53歳	△ 34	△ 122	△ 156	△ 45	32	△ 13	6,798	△ 10,958	△ 4,160	4,266	△ 5,471	△ 295
54歳	37	136	173	37	51	88	△ 71,946	9,185	△ 62,761	△ 20,397	1,628	△ 12,134
55歳	1,172	1,062	2,234	981	682	1,663	202,367	69,960	272,328	△ 8,881	1,275	△ 5,835
56歳	△ 970	△ 806	△ 1,776	△ 866	△ 378	△ 1,244	△ 182,040	△ 46,093	△ 228,133	8,333	△ 4,523	996
57歳	387	144	531	368	87	455	110,797	2,635	113,432	6,267	△ 2,769	4,883
58歳	213	401	614	208	319	527	△ 10,844	44,790	33,946	△ 18,955	6,515	△ 12,656
59歳	289	54	343	280	102	382	△ 4,620	△ 12,211	△ 16,831	△ 24,904	△ 12,127	△ 18,763
60歳	215	258	473	161	150	311	65,758	15,651	81,409	10,063	960	5,619
61歳	△ 48	△ 36	△ 84	△ 82	2	△ 80	10,382	10,839	21,221	9,754	6,706	7,843
62歳	80	94	174	89	115	204	19,840	10,646	30,486	1,097	839	△ 100
63歳	74	46	120	58	34	92	12,270	4,001	16,271	704	917	734
64歳	176	144	320	179	123	302	32,127	13,969	46,095	360	3,207	815
65歳	5	△ 219	△ 214	△ 23	△ 21	△ 44	31,166	△ 7,031	24,134	15,011	△ 4,771	8,600
66歳	△ 208	△ 95	△ 303	△ 164	△ 17	△ 181	△ 8,794	△ 10,720	△ 19,514	6,055	△ 8,176	785
67歳	△ 39	△ 22	△ 61	△ 30	△ 20	△ 50	20,440	△ 9,630	10,811	9,800	△ 7,214	4,658
68歳	△ 58	△ 194	△ 252	△ 5	△ 7	△ 12	15,278	16,622	31,900	6,411	15,794	9,315
69歳	△ 191	△ 261	△ 452	△ 214	3	△ 211	△ 41,681	5,390	△ 36,290	△ 6,276	4,841	△ 3,878
70歳	△ 180	△ 242	△ 422	△ 81	△ 2	△ 83	△ 484	△ 6,073	△ 6,557	3,450	△ 5,740	564
71歳	△ 373	△ 260	△ 633	△ 281	△ 34	△ 315	△ 24,176	△ 19,079	△ 43,255	2,779	△ 16,581	△ 2,937
72歳	△ 611	△ 594	△ 1,205	△ 434	△ 125	△ 559	△ 44,568	△ 16,164	△ 60,732	△ 625	△ 6,459	△ 2,214
73歳	212	△ 32	180	101	142	243	18,861	△ 56,013	△ 37,152	3,151	△ 73,622	△ 15,150
74歳	△ 136	△ 60	△ 196	△ 40	△ 51	△ 91	△ 10,947	△ 6,953	△ 17,899	△ 2,537	△ 2,693	△ 2,579
75歳	1,209	1,460	2,669	829	268	1,097	36,508	17,336	53,843	△ 17,225	△ 8,550	△ 15,338
76歳	232	165	397	168	61	229	32,875	825	33,700	9,630	△ 9,527	5,572
77歳	△ 534	△ 589	△ 1,123	△ 374	△ 82	△ 456	△ 64,223	△ 6,090	△ 70,313	△ 17,322	287	△ 13,765
78歳	△ 283	△ 299	△ 582	△ 228	△ 29	△ 257	4,345	298	4,643	10,977	5,220	9,844
79歳	167	225	392	76	50	126	210	△ 5,466	△ 5,257	△ 2,738	△ 21,462	△ 6,079
80歳	△ 94	42	△ 52	△ 92	46	△ 46	△ 7,125	3,720	△ 3,405	△ 161	△ 1,573	71
81歳	256	196	452	167	△ 16	151	23,243	△ 1,130	22,113	6,428	673	5,131
82歳	322	425	747	191	72	263	2,231	6,339	8,571	△ 6,937	△ 92	△ 5,439
83歳	1	139	140	△ 32	6	△ 26	35,466	△ 5,089	30,377	27,774	△ 20,939	19,833
84歳	△ 91	△ 130	△ 221	△ 39	△ 10	△ 49	△ 705	14,594	13,889	1,380	60,202	11,124
85歳	124	147	271	67	29	96	△ 20,549	△ 1,433	△ 21,982	△ 21,207	△ 14,509	△ 20,066
86歳	9	39	48	27	29	56	3,886	4,840	8,727	1,661	10,419	3,312
87歳	146	173	319	122	8	130	13,268	△ 3,298	9,970	3,808	△ 21,289	△ 964
88歳	56	8	64	△ 26	△ 21	△ 47	△ 9,746	15,756	6,010	△ 10,491	106,111	11,439
89歳	17	52	69	△ 9	30	21	△ 4,749	3,195	△ 1,554	△ 6,438	4,048	△ 3,846
90歳	84	102	186	72	2	74	6,740	12,585	19,325	1,858	97,173	19,167
91歳	59	91	150	33	△ 7	26	△ 1,707	△ 7,479	△ 9,186	△ 11,914	△ 53,014	△ 23,426
92歳	△ 59	△ 41	△ 100	△ 55	△ 6	△ 61	2,493	9,245	11,737	23,049	85,185	41,416
93歳	50	95	145	31	15	46	2,405	439	2,844	△ 1,122	△ 10,537	△ 3,821
94歳	16	52	68	6	10	16	28	△ 3,622	△ 3,593	△ 2,934	△ 61,973	△ 20,606
95歳	△ 12	4	△ 8	△ 9	6	△ 3	2,406	6,326	8,732	26,601	92,757	49,588
96歳	11	4	15	7	△ 5	2	3,211	△ 2,315	896	26,539	△ 39,867	4,959
97歳	△ 6	44	38	0	7	7	407	3,150	3,557	7,010	80,507	28,028
98歳	3	3	6	9	△ 7	2	1,087	△ 1,493	△ 406	10,728	△ 28,256	△ 11,273
99歳	4	△ 14	△ 10	3	4	7	395	1,298	1,693	9,412	40,920	25,589
100歳 以上	0	20	20	0	7	7	169	840	1,008	6,756	13,463	12,671
全体	97	290	387	209	2,289	2,498	144,758	162,721	307,479	616	△ 354	△ 59

第19表 人口と所得階層別納税義務者数(令和元年度(2019年度))

区分	人口 (人)	所得階層別納税義務者数(人)								個人市民税 額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万 円以下	1000 万円超	合計	
20~24歳	37,172	1,360	6,519	6,091	888	12	3	2	14,875	911,739
25~29歳	28,201	697	5,599	9,662	4,806	157	21	22	20,964	1,852,934
30~34歳	28,820	738	4,680	7,506	7,064	687	71	65	20,811	2,175,895
35~39歳	33,160	914	4,569	6,931	8,581	2,086	218	187	23,486	2,966,075
40~44歳	39,973	1,299	5,545	6,992	10,145	3,814	486	308	28,589	4,076,550
45~49歳	46,164	1,900	6,770	7,317	10,463	5,519	940	545	33,454	5,314,619
50~54歳	40,677	1,896	6,018	5,723	7,921	5,678	1,335	793	29,364	5,255,478
55~59歳	33,595	1,590	4,908	4,246	5,608	4,582	1,406	916	23,256	4,576,073
60~64歳	31,032	1,784	6,095	5,084	3,471	1,535	625	724	19,318	2,946,930
65~69歳	38,587	2,707	8,383	5,071	3,049	860	316	461	20,847	2,307,620
70~74歳	36,737	2,684	7,457	3,635	1,929	529	194	297	16,725	1,599,774
75~79歳	31,961	2,021	6,509	2,647	1,097	280	108	167	12,829	1,019,290

第20表 人口と所得階層別納税義務者数(令和2年度(2020年度))

区分	人口 (人)	所得階層別納税義務者数(人)								個人市民税 額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万 円以下	1000 万円超	合計	
20~24歳	36,681	1,552	6,359	6,222	950	14	7	2	15,106	931,547
25~29歳	28,330	703	5,475	9,639	5,208	152	27	23	21,227	1,911,332
30~34歳	28,065	733	4,584	7,366	7,028	659	65	65	20,500	2,148,433
35~39歳	32,253	840	4,432	6,549	8,501	2,169	208	179	22,878	2,920,163
40~44歳	38,531	1,261	5,409	6,848	9,799	3,792	468	314	27,891	3,999,272
45~49歳	46,401	1,861	7,049	7,514	10,647	5,387	965	558	33,981	5,348,359
50~54歳	41,625	1,894	6,300	5,929	8,365	5,771	1,385	756	30,400	5,368,851
55~59歳	35,096	1,732	5,208	4,536	6,062	4,797	1,415	907	24,657	4,733,307
60~64歳	31,001	1,740	6,125	5,200	3,602	1,582	642	734	19,625	2,962,408
65~69歳	35,655	2,476	7,729	4,925	2,988	789	267	475	19,649	2,209,710
70~74歳	38,842	2,934	8,028	4,003	2,123	561	201	307	18,157	1,703,519
75~79歳	32,988	2,190	6,747	2,677	1,111	273	102	188	13,288	1,052,110

第21表 人口と所得階層別納税義務者数(令和3年度(2021年度))

区分	人口 (人)	所得階層別納税義務者数(人)								個人市民税 額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万 円以下	1000 万円超	合計	
20~24歳	36,234	1,247	6,264	6,050	907	23	4	0	14,495	903,363
25~29歳	28,524	727	5,582	9,852	5,022	163	26	20	21,392	1,894,293
30~34歳	27,456	731	4,555	7,262	6,613	598	74	69	19,902	2,039,094
35~39歳	31,543	825	4,438	6,786	8,059	1,937	197	163	22,405	2,743,837
40~44歳	37,398	1,230	5,344	6,965	9,323	3,505	459	315	27,141	3,776,668
45~49歳	45,727	1,756	6,890	7,721	10,586	5,043	929	543	33,468	5,109,651
50~54歳	42,502	1,815	6,584	6,361	8,815	5,445	1,291	731	31,042	5,278,333
55~59歳	36,969	1,782	5,490	5,060	6,475	4,966	1,440	893	26,106	4,887,904
60~64歳	31,071	1,618	5,977	5,323	3,784	1,612	650	748	19,712	2,964,993
65~69歳	33,745	2,291	7,238	4,744	2,930	763	275	468	18,709	2,126,635
70~74歳	40,888	2,985	8,582	4,197	2,298	557	196	324	19,139	1,780,009
75~79歳	32,096	2,089	6,577	2,476	1,099	274	108	185	12,808	1,004,904

第22表 人口と所得階層別納税義務者数(令和4年度(2022年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税 額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万 円以下	1000 万円超	合計	
20~24歳	36,102	1,216	6,204	6,041	1,009	23	3	5	14,501	910,697
25~29歳	28,844	770	5,303	9,949	5,506	214	48	28	21,818	1,982,974
30~34歳	27,170	721	4,440	7,023	6,852	713	117	100	19,966	2,118,504
35~39歳	30,927	769	4,455	6,450	8,071	2,095	240	173	22,253	2,775,106
40~44歳	36,256	1,127	5,123	6,688	9,178	3,555	530	370	26,571	3,797,326
45~49歳	44,396	1,653	6,552	7,577	10,432	5,044	950	590	32,798	5,074,187
50~54歳	45,352	1,875	6,964	6,759	9,510	5,710	1,465	815	33,098	5,720,699
55~59歳	37,200	1,697	5,411	5,078	6,702	4,994	1,492	910	26,284	5,056,016
60~64歳	31,452	1,630	6,013	5,336	3,990	1,715	685	815	20,184	3,101,737
65~69歳	32,283	2,264	6,935	4,484	2,849	782	348	493	18,155	2,122,334
70~74歳	41,759	3,132	8,631	4,162	2,337	630	236	364	19,492	1,929,092
75~79歳	31,134	2,167	6,260	2,292	1,035	293	147	225	12,419	1,083,848

第23表 人口と所得階層別納税義務者数(令和5年度(2023年度))

区分	人口 (人)	所得段階別納税義務者数(人)								個人市民税 額 (千円)
		10万円 以下	10万円 超 100万円 以下	100万円 超 200万円 以下	200万円 超 400万円 以下	400万円 超 700万円 以下	700万円 超 1000万 円以下	1000 万円超	合計	
20~24歳	36,566	1,504	5,804	6,047	1,102	20	5	6	14,488	920,142
25~29歳	29,256	725	5,323	9,870	5,985	277	50	25	22,255	2,057,467
30~34歳	27,054	700	4,185	6,795	7,164	793	111	97	19,845	2,127,272
35~39歳	30,282	822	4,333	6,259	8,060	2,102	255	176	22,007	2,760,556
40~44歳	35,395	1,139	4,903	6,463	9,034	3,612	521	385	26,057	3,769,556
45~49歳	42,854	1,624	6,254	7,201	10,188	5,041	989	585	31,882	4,973,302
50~54歳	46,059	1,885	6,941	7,089	9,851	5,719	1,461	845	33,791	5,728,166
55~59歳	39,146	1,786	5,852	5,399	7,264	5,262	1,529	975	28,067	5,230,759
60~64歳	32,455	1,627	5,882	5,734	4,389	1,863	721	797	21,013	3,297,219
65~69歳	31,001	2,190	6,494	4,518	2,882	747	350	476	17,657	2,133,375
70~74歳	39,483	3,036	8,218	4,036	2,272	589	203	333	18,687	1,763,496
75~79歳	32,887	2,444	6,638	2,320	1,121	320	108	207	13,158	1,100,465

第24表 事業所得、不動産所得、給与所得および公的年金にかかる雑所得の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
事業所得	金額(千円)	36,549,156	38,670,232	41,915,633	48,093,022	40,614,895	
	人数(人)	19,682	21,330	21,601	21,858	21,897	
	1人あたりの 所得金額(千円)	1,857	1,813	1,940	2,200	1,855	
不動産所得	金額(千円)	31,688,094	31,593,764	31,924,291	32,283,734	32,322,119	
	人数(人)	16,334	16,175	16,181	16,162	16,150	
	1人あたりの 所得金額(千円)	1,940	1,953	1,973	1,998	2,001	
給与所得	金額(千円)	783,125,440	792,921,343	811,306,699	828,092,514	849,715,728	
	人数(人)	257,824	261,122	265,403	266,660	269,944	
	1人あたりの 所得金額(千円)	3,037	3,037	3,057	3,105	3,148	
公的年金 にかかる 雑所得	金額(千円)	80,590,312	80,264,147	87,374,890	87,039,187	86,373,895	
	人数(人)	68,766	69,214	74,942	75,525	76,311	
	1人あたりの 所得金額(千円)	1,172	1,160	1,166	1,152	1,132	

給与所得、公的年金所得は、令和3年度税制改正により所得控除額が改正され、令和2年度以前よりも所得金額が高く算出されている。

第25表 給与収入金額と公的年金収入金額の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
給与収入	金額(千円)	1,122,729,645	1,136,648,934	1,127,301,784	1,147,631,461	1,174,942,714	
	人数(人)	300,588	303,643	301,949	300,778	304,326	
	1人あたりの 収入額(千円)	3,735	3,743	3,733	3,816	3,861	
公的年金 収入	金額(千円)	219,772,725	220,706,502	221,888,532	222,728,939	222,862,178	
	人数(人)	158,476	158,252	159,016	158,974	158,483	
	1人あたりの 収入額(千円)	1,387	1,395	1,395	1,401	1,406	

第26表 退職者数と退職所得にかかる個人市民税課税額の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
退職者数(人)	1,681	1,685	1,777	1,535	1,728	
税額(千円)	344,716	316,364	394,924	347,157	374,750	
1人あたりの税額(千円)	205	188	222	226	217	

第27表 法人市民税の納税義務者数と課税額の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
納税義務者数(人)	13,719	13,809	13,989	14,233	14,424	
均等割額(千円)	1,474,556	1,444,460	1,444,880	1,500,357	1,481,363	
法人税割額(千円)	4,128,509	2,841,879	2,996,636	3,571,562	5,010,187	
課税額計(千円)	5,603,065	4,286,339	4,441,516	5,071,919	6,491,550	

第28表 適用税率別法人数と法人税割課税額の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人数 (人)	標準税率	4,972	4,455	4,690	5,233	4,766	
	制限税率	644	563	542	549	495	
	合計	5,616	5,018	5,232	5,782	5,261	
法人税割額 (千円)	標準税率	1,588,704	1,141,165	1,043,964	1,252,998	1,204,147	
	制限税率	2,539,805	1,700,714	1,952,672	2,318,564	3,806,040	
	合計	4,128,509	2,841,879	2,996,636	3,571,562	5,010,187	

標準税率:6.0%(令和元年(2019年)9月30日までに開始した事業年度については、9.7%)

資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人等

制限税率:8.4%(令和元年(2019年)9月30日までに開始した事業年度については、12.1%)

資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人等

第29表 多摩26市と中核市の1事業所あたりの法人市民税額(令和5年度(2023年度))

区 分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市
納税義務者数(人)	14,424	7,325	7,236	5,003	2,890
均等割額(千円)	1,481,363	1,031,992	780,450	472,880	317,913
法人税割額(千円)	5,010,187	2,406,141	1,641,223	1,142,175	653,444
課税額計(千円)	6,491,550	3,438,133	2,421,673	1,615,055	971,357
1事業所あたりの課税額(千円)	450	469	335	323	336
区 分	府中市	昭島市	調布市	町田市	小金井市
納税義務者数(人)	6,549	2,674	6,561	11,123	2,757
均等割額(千円)	746,300	334,821	653,726	1,145,138	254,722
法人税割額(千円)	4,440,812	2,963,779	4,585,516	1,865,160	357,834
課税額計(千円)	5,187,112	3,298,600	5,239,242	3,010,298	612,556
1事業所あたりの課税額(千円)	792	1,234	799	271	222
区 分	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市
納税義務者数(人)	3,719	3,197	3,113	3,357	2,465
均等割額(千円)	379,673	339,300	302,327	326,391	235,123
法人税割額(千円)	4,845,104	901,592	385,808	571,704	403,691
課税額計(千円)	5,224,777	1,240,892	688,135	898,095	638,814
1事業所あたりの課税額(千円)	1,405	388	221	268	259
区 分	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市
納税義務者数(人)	1,496	1,952	1,885	1,317	2,637
均等割額(千円)	133,043	153,157	196,033	120,903	261,828
法人税割額(千円)	190,029	132,664	233,767	149,464	367,969
課税額計(千円)	323,072	285,821	429,800	270,367	629,797
1事業所あたりの課税額(千円)	216	146	228	205	239
区 分	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市
納税義務者数(人)	2,064	3,575	1,918	1,302	1,743
均等割額(千円)	205,421	436,601	201,797	153,766	154,686
法人税割額(千円)	283,722	1,616,352	319,416	230,971	189,292
課税額計(千円)	489,143	2,052,953	521,213	384,737	343,978
1事業所あたりの課税額(千円)	237	574	272	295	197
区 分	西東京市	多摩26市平均			
納税義務者数(人)	4,388	4,103			
均等割額(千円)	426,963	432,551			
法人税割額(千円)	631,353	1,404,583			
課税額計(千円)	1,058,316	1,837,134			
1事業所あたりの課税額(千円)	241	448			
区 分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川崎市
納税義務者数(人)	8,937	15,955	10,279	11,509	8,976
均等割額(千円)	1,293,357	2,235,165	1,242,066	1,626,593	1,025,621
法人税割額(千円)	2,312,712	5,534,899	2,689,937	4,748,023	2,421,920
課税額計(千円)	3,606,069	7,770,064	3,932,003	6,374,616	3,447,541
1事業所あたりの課税額(千円)	403	487	383	554	384
区 分	川口市	越谷市	船橋市	横須賀市	中核市平均
納税義務者数(人)	19,676	8,974	14,684	8,195	12,161
均等割額(千円)	1,614,042	923,502	1,609,201	840,984	1,389,189
法人税割額(千円)	2,787,480	1,941,502	3,287,747	2,069,421	3,280,383
課税額計(千円)	4,401,522	2,865,004	4,896,948	2,910,405	4,669,572
1事業所あたりの課税額(千円)	224	319	333	355	384

第30表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	2,096	2,160	2,201	2,249	2,278	
	製造業	1,553	1,519	1,474	1,459	1,440	
	電気・ガス・熱供給・水道業	51	50	47	53	57	
	運輸・通信業	816	805	857	904	934	
	卸売・小売業、飲食店	3,537	3,485	3,473	3,454	3,466	
	金融・保険業	203	196	203	202	198	
	不動産業	1,460	1,462	1,509	1,567	1,683	
	サービス業	3,975	4,102	4,194	4,314	4,336	
	その他	28	30	31	31	32	
	合計	13,719	13,809	13,989	14,233	14,424	
法人 税割 額 (千円)	建設業	333,066	325,110	209,881	205,948	203,915	
	製造業	1,326,055	701,754	1,018,062	1,381,400	3,169,324	
	電気・ガス・熱供給・水道業	89,454	81,329	118,175	46,277	19,633	
	運輸・通信業	460,352	282,405	140,587	155,970	168,130	
	卸売・小売業、飲食店	701,310	495,947	570,130	620,844	677,909	
	金融・保険業	373,385	343,200	290,077	311,962	187,115	
	不動産業	221,558	120,050	147,374	132,899	154,233	
	サービス業	621,345	490,462	499,825	711,724	428,573	
	その他	1,984	1,622	2,525	4,538	1,355	
	合計	4,128,509	2,841,879	2,996,636	3,571,562	5,010,187	

第31表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中心市街地地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	148	150	150	148	149	
	製造業	166	165	158	157	157	
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	8	8	11	12	
	運輸・通信業	147	137	156	163	165	
	卸売・小売業、飲食店	913	897	877	860	834	
	金融・保険業	75	77	77	76	75	
	不動産業	296	287	300	319	340	
	サービス業	744	766	788	817	838	
	その他	3	3	2	3	3	
	合計	2,501	2,490	2,516	2,554	2,573	
法人 税割 額 (千円)	建設業	103,332	103,695	51,804	73,817	63,830	
	製造業	152,427	99,275	101,316	185,651	170,178	
	電気・ガス・熱供給・水道業	83,314	76,463	113,869	42,765	15,414	
	運輸・通信業	260,423	136,775	47,950	63,994	67,129	
	卸売・小売業、飲食店	192,391	113,438	113,354	146,089	167,690	
	金融・保険業	318,768	298,287	241,650	283,566	159,204	
	不動産業	134,964	52,938	83,802	52,487	57,065	
	サービス業	174,258	122,224	111,428	132,609	142,120	
	その他	3	60	0	1	0	
	合計	1,419,880	1,003,155	865,173	980,979	842,630	

第32表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(中央地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人数 (人)	建設業	366	380	379	382	406	
	製造業	386	368	350	339	330	
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	10	9	9	8	
	運輸・通信業	127	135	137	147	146	
	卸売・小売業、飲食店	643	631	640	653	657	
	金融・保険業	55	50	51	49	47	
	不動産業	335	334	351	363	375	
	サービス業	726	745	768	776	785	
	その他	2	2	1	1	2	
	合計	2,649	2,655	2,686	2,719	2,756	
法人税割額 (千円)	建設業	66,119	54,170	40,926	17,626	25,523	
	製造業	93,311	70,327	60,835	63,149	79,167	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,167	1,004	1,487	1,195	725	
	運輸・通信業	9,991	9,549	4,175	8,950	12,041	
	卸売・小売業、飲食店	101,011	80,744	72,400	69,795	93,128	
	金融・保険業	5,294	7,143	15,234	7,781	9,679	
	不動産業	29,715	15,383	18,297	27,057	25,294	
	サービス業	69,319	40,561	40,993	55,999	58,975	
	その他	0	0	72	0	0	
	合計	376,927	278,881	254,419	251,552	304,532	

第33表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(北部地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人数 (人)	建設業	303	307	318	320	321	
	製造業	200	201	192	191	191	
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	8	8	9	12	
	運輸・通信業	134	132	138	135	141	
	卸売・小売業、飲食店	310	299	310	305	304	
	金融・保険業	12	11	12	15	15	
	不動産業	129	128	133	132	151	
	サービス業	369	384	384	390	370	
	その他	2	1	2	2	2	
	合計	1,468	1,471	1,497	1,499	1,507	
法人税割額 (千円)	建設業	60,935	56,521	30,929	28,286	28,948	
	製造業	634,905	228,590	489,316	772,567	2,563,655	
	電気・ガス・熱供給・水道業	467	902	181	224	1,091	
	運輸・通信業	101,046	73,882	39,419	36,983	36,426	
	卸売・小売業、飲食店	88,939	60,744	83,674	99,418	113,958	
	金融・保険業	1,126	983	976	810	1,362	
	不動産業	14,838	10,891	10,799	14,054	12,566	
	サービス業	125,097	127,617	181,518	287,830	62,389	
	その他	80	5	3	1	22	
	合計	1,027,433	560,135	836,815	1,240,173	2,820,417	

第34表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西部地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	520	536	551	571	571	
	製造業	413	402	398	398	388	
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	9	7	8	9	
	運輸・通信業	79	79	80	95	99	
	卸売・小売業、飲食店	395	385	372	380	403	
	金融・保険業	12	12	14	13	10	
	不動産業	142	141	142	147	163	
	サービス業	503	523	537	546	556	
	その他	11	12	13	13	13	
	合計	2,084	2,099	2,114	2,171	2,212	
法人 税割 額 (千円)	建設業	22,293	26,314	17,076	18,120	20,137	
	製造業	130,676	94,573	101,813	102,837	108,821	
	電気・ガス・熱供給・水道業	350	106	257	275	104	
	運輸・通信業	7,406	4,952	9,565	4,262	1,477	
	卸売・小売業、飲食店	24,269	23,580	20,949	21,434	31,145	
	金融・保険業	3,546	4,374	4,358	3,631	4,104	
	不動産業	2,514	2,556	4,378	3,698	3,220	
	サービス業	85,421	57,139	36,463	48,645	32,608	
	その他	1,655	1,450	2,214	4,508	1,242	
	合計	278,130	215,044	197,073	207,410	202,858	

第35表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(西南部地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	268	286	289	301	305	
	製造業	169	167	162	160	158	
	電気・ガス・熱供給・水道業	4	5	4	4	4	
	運輸・通信業	99	102	107	114	118	
	卸売・小売業、飲食店	452	431	429	417	427	
	金融・保険業	26	25	27	25	25	
	不動産業	177	177	179	183	197	
	サービス業	554	561	577	588	585	
	その他	2	2	3	2	1	
	合計	1,751	1,756	1,777	1,794	1,820	
法人 税割 額 (千円)	建設業	15,355	18,941	16,717	10,421	13,650	
	製造業	114,413	73,305	96,461	141,968	121,346	
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	1	28	0	0	
	運輸・通信業	13,454	6,148	5,709	4,180	5,699	
	卸売・小売業、飲食店	87,232	62,766	63,410	72,536	90,517	
	金融・保険業	15,189	13,166	12,297	33	54	
	不動産業	8,575	10,203	7,032	5,640	8,889	
	サービス業	48,357	50,874	46,358	63,846	54,203	
	その他	240	14	0	0	0	
合計	302,818	235,418	248,012	298,624	294,358		

第36表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東南部地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	215	215	222	224	224	
	製造業	107	108	110	109	112	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	2	2	2	
	運輸・通信業	98	94	102	113	118	
	卸売・小売業、飲食店	331	343	351	340	344	
	金融・保険業	11	11	13	13	14	
	不動産業	174	176	178	185	198	
	サービス業	477	495	512	530	533	
	その他	3	4	4	4	5	
	合計	1,418	1,448	1,494	1,520	1,550	
法人 税割 額 (千円)	建設業	31,729	25,724	27,520	22,770	18,855	
	製造業	191,549	126,888	165,222	109,544	117,826	
	電気・ガス・熱供給・水道業	938	585	384	632	621	
	運輸・通信業	31,917	25,413	17,980	20,934	23,504	
	卸売・小売業、飲食店	64,092	47,004	72,088	68,598	73,517	
	金融・保険業	11,793	8,815	6,626	6,509	4,125	
	不動産業	7,478	8,860	6,577	12,766	16,197	
	サービス業	47,762	40,748	27,167	34,958	35,886	
	その他	6	84	124	23	0	
	合計	387,264	284,121	323,688	276,734	290,531	

第37表 業種別の法人数と法人税割課税額の推移(東部地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	276	286	292	303	302	
	製造業	112	108	104	105	104	
	電気・ガス・熱供給・水道業	9	8	9	10	10	
	運輸・通信業	132	126	137	137	147	
	卸売・小売業、飲食店	493	499	494	499	497	
	金融・保険業	12	10	9	11	12	
	不動産業	207	219	226	238	259	
	サービス業	602	628	628	667	669	
	その他	5	6	6	6	6	
	合計	1,848	1,890	1,905	1,976	2,006	
法人 税割 額 (千円)	建設業	33,303	39,745	24,909	34,908	32,972	
	製造業	8,772	8,795	3,099	5,684	8,331	
	電気・ガス・熱供給・水道業	2,215	2,268	1,969	1,186	1,678	
	運輸・通信業	36,114	25,686	15,789	16,667	21,854	
	卸売・小売業、飲食店	143,376	107,671	144,255	142,974	107,954	
	金融・保険業	17,670	10,433	8,936	9,632	8,587	
	不動産業	23,475	19,219	16,489	17,197	31,002	
	サービス業	71,131	51,299	55,898	87,837	42,392	
	その他	1	9	112	5	91	
	合計	336,057	265,125	271,456	316,090	254,861	

第38表 地目別地積の推移

単位:m<sup>2</sup>

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
田	658,861	644,606	646,793	641,705	636,438	
畑	7,373,899	7,276,858	7,167,097	7,097,675	7,020,285	
宅地	38,419,868	38,574,531	38,642,179	38,697,852	38,923,300	
池沼	28,854	28,854	28,854	28,854	28,855	
山林	31,618,880	31,560,064	31,848,947	31,700,079	31,684,537	
原野	4,662,105	4,655,284	4,387,011	4,385,643	4,386,227	
雑種地	7,847,158	7,767,528	7,744,272	7,824,679	7,686,370	
合計	90,609,625	90,507,725	90,465,153	90,376,487	90,366,012	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

法定免税点未満の地積を含む。

第39表 普通住宅地の平均価格の推移

単位:円/m<sup>2</sup>

区分	平成24年度 (2012)	平成27年度 (2015)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)	令和5年度 (2023)	推移
価格	73,978	73,692	74,394	74,612	74,414	

第40表 市役所本庁舎及び市民部各事務所が接する道路の路線価の推移

単位:円/m<sup>2</sup>

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
市役所本庁舎	126,000	126,000	127,360	127,360	127,360	
浅川事務所	92,000	92,000	95,040	95,040	95,040	
由木事務所	112,000	112,000	111,552	111,216	111,216	
南大沢事務所	165,000	165,000	173,600	173,600	173,600	
元八王子事務所	84,000	84,000	83,328	82,656	82,656	
北野事務所	149,000	149,000	149,792	149,792	149,792	
八王子駅南口 総合事務所	742,000	742,000	784,672	779,926	779,926	

第41表 多摩26市と中核市の商業地の地価公示価格(令和5年(2023年)1月1日)

単位:千円/㎡

区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市	町田市	
最高価格	2,600	5,400	7,250	2,770	302	1,710	440	1,650	2,760	
平均価格	459	1,349	2,022	866	189	578	321	805	738	
区分	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市	狛江市	東大和市	
最高価格	1,610	440	615	445	1,550	1,200	419	545	292	
平均価格	721	323	439	304	623	663	287	497	198	
区分	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	多摩26市平均	
最高価格	426	377	156	720	288	181	218	827	1,354	
平均価格	351	287	147	423	268	181	166	455	525	
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市	柏市	横須賀市
最高価格	261	395	166	509	921	2,240	405	2,130	1,720	830
平均価格	91	136	69	128	328	713	229	544	511	281

第42表 負担水準の調整の推移

単位:%

区分	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	推移
引下げ	7.3	7.6	51.7	39.0	6.9	
据置き	87.4	90.0	48.3	39.4	89.2	
引上げ	5.3	2.4	0.0	21.6	3.9	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調査による。

第43表 地域別住宅用地規模の割合(令和5年度(2023年度))

単位:%

区分	99㎡以下	99㎡超 132㎡以下	132㎡超 165㎡以下	165㎡超 200㎡以下	200㎡超
中心市街地	24.7	21.1	13.7	9.3	31.2
中央地域	17.6	27.8	15.1	9.8	29.7
北部地域	4.2	19.4	24.8	15.8	35.8
西部地域	5.6	22.6	25.6	15.2	31.0
西南部地域	7.2	20.4	18.8	17.3	36.3
東南部地域	5.9	13.0	11.3	34.4	35.4
東部地域	1.6	10.8	15.3	32.9	39.4

法定免税点未満の住宅用地を含む。

第44表 非課税土地の地積の推移

単位:㎡

区分	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)	推移
宅地	3,323,577	3,295,630	3,299,380	3,295,330	3,330,817	
山林	20,749,517	20,763,841	20,795,391	20,839,705	20,859,705	
雑種地	2,215,892	2,234,884	2,241,191	2,260,904	2,263,895	
田・畑	138,501	139,484	138,997	135,850	136,074	
学校用地	7,505,516	7,539,111	7,539,967	7,539,963	7,544,058	
道路	13,125,917	13,155,831	13,187,998	13,204,736	13,229,654	
その他	8,438,979	8,511,714	8,514,009	8,515,276	8,511,830	
計	55,497,899	55,640,495	55,716,933	55,791,764	55,876,033	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調査による。

第45表 家屋評価替え時の単価の推移

単位:円/㎡

区分	平成21年度 (2009)	平成24年度 (2012)	平成27年度 (2015)	平成30年度 (2018)	令和3年度 (2021)	推移
木造家屋	29,696	28,337	28,965	29,340	29,513	
非木造家屋	57,734	54,236	54,515	55,551	56,740	
木造家屋 + 非木造家屋	45,553	43,072	43,478	44,267	44,892	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第46表 多摩26市と中核市の家屋の単価(令和5年度(2023年度))

単位:円/㎡

区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市
木造家屋	31,267	35,004	31,565	32,278	30,294	32,331	32,880	33,645
非木造家屋	57,860	65,582	68,182	68,703	52,325	68,870	54,150	67,384
区分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
木造家屋	32,199	33,621	34,064	33,730	32,205	35,214	34,037	32,256
非木造家屋	58,344	65,122	57,645	53,841	53,323	65,492	60,456	46,264
区分	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
木造家屋	31,616	32,596	33,616	33,920	33,856	33,716	39,733	34,554
非木造家屋	55,079	52,265	53,215	50,010	42,809	71,599	62,458	42,754
区分	あきる野市	西東京市	多摩26市 平均					
木造家屋	31,975	33,173	33,283					
非木造家屋	42,179	65,023	57,728					
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市
木造家屋	27,646	28,819	25,430	25,406	28,944	33,284	30,117	30,987
非木造家屋	46,285	45,498	39,563	43,551	45,820	53,545	48,515	54,543
区分	柏市	横須賀市						
木造家屋	30,483	25,652						
非木造家屋	53,542	49,896						

数値は令和5年(2023年)1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第47表 新築家屋棟数と取壊し家屋棟数の推移

単位:棟

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
新築	2,090	1,786	1,796	1,850	1,831	
取壊し	1,271	1,230	1,146	1,169	1,223	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

法定免税点未満の家屋を含む。

第48表 家屋の棟数と評価額の推移

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
棟数(棟)	147,343	147,918	148,053	149,569	150,361	
価格(千円)	1,252,802,978	1,278,817,798	1,237,958,976	1,284,765,305	1,312,332,706	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第49表 多摩26市と中核市の償却資産の納税義務者数(令和5年度(2023年度))

単位:人

	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市
個人	1,663	756	507	269	281	745	304	608
法人	4,061	2,527	2,003	1,329	1,037	1,789	960	1,736
合計	5,724	3,283	2,510	1,598	1,318	2,534	1,264	2,344
区分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
個人	1,150	174	172	642	125	377	464	121
法人	3,017	723	977	995	881	947	822	436
合計	4,167	897	1,149	1,637	1,006	1,324	1,286	557
区分	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
個人	197	191	73	78	167	241	263	164
法人	439	562	332	722	747	1,129	592	592
合計	636	753	405	800	914	1,370	855	756
区分	あきる野市	西東京市	多摩26市平均					
個人	194	137	387					
法人	569	1,106	1,193					
合計	763	1,243	1,581					
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市
個人	1,029	838	1,682	1,372	893	331	720	735
法人	3,067	5,054	3,838	3,943	2,847	4,210	3,034	3,935
合計	4,096	5,892	5,520	5,315	3,740	4,541	3,754	4,670
区分	横須賀市	中核市平均						
個人	391	965						
法人	2,304	3,629						
合計	2,695	4,595						

数値は令和5年(2023年)1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第50-1表 償却資産の業種別納税義務者数の推移(～令和4年度(2022年度))

単位:人

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	推移
農業	73	75	79	89	
林業	2	2	1	2	
鉱業	2	2	4	3	
建設業	283	270	278	307	
製造業	765	734	656	748	
電気・ガス・熱供給・水道業	34	40	42	51	
運輸・通信業	122	120	119	120	
卸売・小売業、飲食店	1,254	1,205	1,155	1,285	
金融・保険業	91	96	101	93	
不動産業	1,011	997	1,123	1,046	
サービス業	1,581	1,569	1,632	1,765	
分類不明	817	1,020	423	618	
計	6,035	6,130	5,613	6,127	

第50-2表 償却資産の業種別納税義務者数の推移(令和5年度(2023年度))

単位:人

区 分	令和5年度 (2023)
農業・林業	86
漁業	0
鉱業・採石業・砂利採取業	3
建設業	309
製造業	753
電気・ガス・熱供給・水道業	46
情報通信業	108
運輸業・郵便業	94
卸売業・小売業	836
金融業・保険業	91
不動産業・物品賃貸業	1,165
学術研究・専門、技術サービス業	210
宿泊業・飲食サービス業	435
生活関連サービス業・娯楽業	297
教育、学習支援業	91
医療、福祉	620
複合サービス業	13
サービス業(他に分類されないもの)	215
公務(他に分類されないもの)	0
分類不能の産業	902
計	6,274

※令和5年度(2023年度)からは日本標準産業分類の大分類に合わせて集計。

第51-1表 業種別の1事業所あたりの償却資産の決定価格の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	1納税義務者あ たりの決定価格 推移
農業	納税義務者(人)	73	75	79	89	
	決定価格(千円)	561,654	440,266	522,149	553,279	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	7,694	5,870	6,609	6,217	
林業	納税義務者(人)	2	2	1	2	
	決定価格(千円)	9,518	14,615	6,677	11,791	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	4,759	7,308	6,677	5,896	
鉱業	納税義務者(人)	2	2	4	3	
	決定価格(千円)	191,597	136,311	128,440	104,158	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	95,799	68,156	32,110	34,719	
建設業	納税義務者(人)	283	270	278	307	
	決定価格(千円)	7,030,194	6,246,239	7,300,483	5,217,542	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	24,842	23,134	26,261	16,995	
製造業	納税義務者(人)	765	734	656	748	
	決定価格(千円)	96,509,341	64,179,517	60,478,347	64,397,285	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	126,156	87,438	92,193	86,093	
電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	納税義務者(人)	34	40	42	51	
	決定価格(千円)	51,744,910	51,734,024	90,624,527	91,773,891	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	1,521,909	1,293,351	2,157,727	1,799,488	
運輸・ 通信業	納税義務者(人)	122	120	119	120	
	決定価格(千円)	69,736,327	71,627,864	84,939,004	85,049,283	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	571,609	596,899	713,773	708,744	
卸売・ 小売業、 飲食店	納税義務者(人)	1,254	1,205	1,155	1,285	
	決定価格(千円)	33,547,968	32,497,184	31,351,728	32,148,917	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	26,753	26,969	27,144	25,019	
金融・ 保険業	納税義務者(人)	91	96	101	93	
	決定価格(千円)	9,534,877	10,337,947	10,696,557	9,411,552	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	104,779	107,687	105,907	101,199	
不動産業	納税義務者(人)	1,011	997	1,123	1,046	
	決定価格(千円)	13,134,074	13,988,670	15,367,007	13,575,656	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	12,991	14,031	13,684	12,979	
サービス業	納税義務者(人)	1,581	1,569	1,632	1,765	
	決定価格(千円)	66,923,952	61,549,610	61,244,470	65,314,077	
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	42,330	39,229	37,527	37,005	

第51-2表 業種別の1事業所あたりの償却資産の決定価格の推移(令和5年度(2023年度))

区 分		令和5年度 (2023)
農業・林業	納税義務者(人)	86
	決定価格(千円)	515,639
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	5,996
漁業	納税義務者(人)	0
	決定価格(千円)	0
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	0
鉱業・ 採石業・ 砂利採取 業	納税義務者(人)	3
	決定価格(千円)	91,574
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	30,525
建設業	納税義務者(人)	309
	決定価格(千円)	8,541,380
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	27,642
製造業	納税義務者(人)	753
	決定価格(千円)	98,973,434
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	131,439
電気・ ガス・ 熱供給・ 水道業	納税義務者(人)	46
	決定価格(千円)	52,619,743
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	1,143,907
情報通信 業	納税義務者(人)	108
	決定価格(千円)	26,616,459
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	246,449
運輸業・ 郵便業	納税義務者(人)	94
	決定価格(千円)	40,730,128
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	433,299
卸売業・ 小売業	納税義務者(人)	836
	決定価格(千円)	27,415,957
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	32,794
金融業・ 保険業	納税義務者(人)	91
	決定価格(千円)	8,030,168
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	88,244
不動産業・ 物品賃貸 業	納税義務者(人)	1,165
	決定価格(千円)	35,299,995
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	30,300
学術研究・ 専門・技術 サービス業	納税義務者(人)	210
	決定価格(千円)	5,613,990
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	26,733
宿泊業・ 飲食 サービス業	納税義務者(人)	435
	決定価格(千円)	7,298,434
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	16,778
生活関連 サービス業 ・娯楽業	納税義務者(人)	297
	決定価格(千円)	8,744,049
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	29,441
教育、 学習支援 業	納税義務者(人)	91
	決定価格(千円)	1,516,544
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	16,665
医療、福祉	納税義務者(人)	620
	決定価格(千円)	12,541,064
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	20,228
複合 サービス業	納税義務者(人)	13
	決定価格(千円)	194,215
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	14,940
サービス業 (他に 分類され ないもの)	納税義務者(人)	215
	決定価格(千円)	10,687,909
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	49,711
公務(他に 分類され ないもの)	納税義務者(人)	0
	決定価格(千円)	0
	1納税義務者あたりの 決定価格(千円)	0

※令和5年度(2023年度)からは日本標準産業分類の大分類に合わせて集計。

第52表 償却資産の決定価格の推移

単位:千円

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
市長決定分	206,959,091	202,444,488	189,039,734	201,569,170	207,504,135	
総務大臣配分	102,900,327	102,720,181	103,305,797	103,546,530	101,355,215	
都知事配分	1,362,485	1,358,707	1,342,304	1,339,863	1,345,241	
計	311,221,903	306,523,376	293,687,835	306,455,563	310,204,591	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第53表 償却資産(市長決定分)の種類別決定価格の推移

単位:千円

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
構築物	79,440,204	78,276,971	73,295,512	79,766,493	81,293,036	
機械及び装置	65,367,191	63,266,563	58,142,571	60,170,858	63,634,570	
船舶	4,959	11,735	4,876	49,891	22,258	
車両及び運搬具	835,284	911,063	771,391	1,091,013	1,141,111	
工具・器具及び備品	61,311,453	59,978,156	56,825,384	60,490,915	61,413,160	
計	206,959,091	202,444,488	189,039,734	201,569,170	207,504,135	

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第54表 多摩26市と中核市の1事業所あたりの償却資産の決定価格(令和5年度(2023年度))

区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市
納税義務者数(人)	5,724	3,283	2,510	1,598	1,318	2,534	1,264
決定価格(千円)	207,504,135	114,385,953	103,722,042	106,052,369	45,766,535	182,147,161	70,276,350
1納税義務者あたりの価格(千円)	36,252	34,842	41,324	66,366	34,724	71,881	55,598
区分	調布市	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市
納税義務者数(人)	2,344	4,167	897	1,149	1,637	1,006	1,324
決定価格(千円)	64,720,911	144,474,998	19,894,009	52,397,513	58,755,790	26,951,104	29,919,965
1納税義務者あたりの価格(千円)	27,611	34,671	22,178	45,603	35,892	26,790	22,598
区分	国立市	福生市	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市
納税義務者数(人)	1,286	557	636	753	405	800	914
決定価格(千円)	22,033,359	12,906,528	10,014,860	27,419,038	12,434,380	26,261,428	24,294,594
1納税義務者あたりの価格(千円)	17,133	23,172	15,747	36,413	30,702	32,827	26,581
区分	多摩市	稲城市	羽村市	あきる野市	西東京市	多摩26市平均	
納税義務者数(人)	1,370	855	756	763	1,243	1,581	
決定価格(千円)	115,814,644	22,463,670	52,429,049	34,979,964	58,458,968	63,326,128	
1納税義務者あたりの価格(千円)	84,536	26,273	69,351	45,845	47,031	40,067	
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市
納税義務者数(人)	4,096	5,892	5,520	5,315	3,740	4,541	3,754
決定価格(千円)	120,014,448	345,849,494	210,784,832	307,258,899	153,041,667	174,250,952	99,503,519
1納税義務者あたりの価格(千円)	29,300	58,698	38,186	57,810	40,920	38,373	26,506
区分	船橋市	横須賀市	中核市平均				
納税義務者数(人)	4,670	2,695	4,595				
決定価格(千円)	247,142,813	227,331,305	209,268,206				
1納税義務者あたりの価格(千円)	52,921	84,353	45,543				

数値は令和5年(2023年)1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

第55表 償却資産にかかる課税額の推移

単位:千円

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
市長決定分	2,951,746	2,874,053	2,638,029	2,842,488	2,921,725	
総務大臣配分	1,377,652	1,374,402	1,383,350	1,386,102	1,361,406	
都知事配分	9,537	9,511	18,792	18,758	18,833	
計	4,338,935	4,257,966	4,040,171	4,247,348	4,301,964	

第56表 軽自動車税登録台数と課税額の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移	
種別割	調定額(千円)	740,795	766,658	794,905	827,555	847,964		
	車種 (台)	原動機付自転車 (125cc以下)	39,063	38,192	37,232	37,352	37,035	
		軽自動車 (二輪を除く)	70,782	71,899	73,032	73,970	75,015	
		二輪車 (125cc超)	15,923	15,874	16,230	16,788	17,123	
		小型特殊自動車	1,269	1,281	1,298	1,365	1,373	
		合計	127,037	127,246	127,792	129,475	130,546	
環境 性能割	調定額(千円)	9,130	35,270	39,146	60,081	57,885		
	台数	535	2,008	2,205	2,811	2,466		

環境性能割は令和元年度(2019年度)創設

第57表 たばこの売渡本数と市たばこ税課税額の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
売渡本数(千本)	565,534	530,647	528,048	539,187	554,509	
税額(千円)	3,202,880	3,118,445	3,331,246	3,532,751	3,633,143	

第58表 多摩26市と中核市の市民1人あたりの市たばこ税課税額(令和5年度(2023年度))

単位:円

区分	八王子市	立川市	武蔵野市	三鷹市	青梅市	府中市	昭島市	調布市
税額	6,463	7,237	5,990	4,392	7,085	5,691	7,250	5,602
区分	町田市	小金井市	小平市	日野市	東村山市	国分寺市	国立市	福生市
税額	5,764	4,314	4,493	5,067	4,951	6,488	5,652	7,879
区分	狛江市	東大和市	清瀬市	東久留米市	武蔵村山市	多摩市	稲城市	羽村市
税額	4,703	6,797	5,426	5,526	7,419	5,744	5,140	8,100
区分	あきる野市	西東京市	多摩26市平均					
税額	5,864	5,294	5,832					
区分	水戸市	宇都宮市	前橋市	高崎市	川越市	川口市	越谷市	船橋市
税額	7,884	7,578	7,092	6,939	6,390	7,511	7,333	6,122
区分	横須賀市	中核市平均						
税額	7,397	7,009						

第59表 事業所税の納税義務者数と課税額の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
資産割(千円)	1,681,686	1,679,641	1,739,926	1,755,133	1,742,526	
従業者割(千円)	454,151	439,937	441,651	457,840	465,743	
計(千円)	2,135,837	2,119,578	2,181,577	2,212,973	2,208,269	
納税義務者(人)	635	630	645	663	655	

第60表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中心市街地地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	6	5	5	5	4	
	製造業	12	11	12	11	11	
	電気・ガス・熱供給・水道業	3	3	3	3	2	
	運輸・通信業	19	17	19	19	13	
	卸売・小売業、飲食店	50	48	49	48	40	
	金融・保険業	24	24	24	25	21	
	不動産業	6	6	7	7	8	
	サービス業	26	24	22	25	26	
	合計	146	138	141	143	125	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	9,873	9,545	9,516	9,661	8,929	
	製造業	24,288	18,043	20,018	18,829	12,334	
	電気・ガス・熱供給・水道業	14,825	14,345	12,706	13,240	1,627	
	運輸・通信業	58,598	52,340	54,351	55,530	29,714	
	卸売・小売業、飲食店	97,559	93,408	101,341	106,203	85,108	
	金融・保険業	46,930	44,449	43,956	45,067	35,983	
	不動産業	11,157	11,471	11,331	8,154	10,733	
	サービス業	47,771	48,925	37,009	45,879	52,924	
	合計	311,001	292,526	290,228	302,563	237,352	

第61表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(中央地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	1	1	0	
	製造業	34	34	36	36	33	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	3	2	3	3	3	
	卸売・小売業、飲食店	31	29	31	33	30	
	金融・保険業	4	4	4	4	4	
	不動産業	4	4	4	2	2	
	サービス業	12	13	13	15	16	
	合計	89	87	92	94	88	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	2,898	3,110	2,865	3,106	0	
	製造業	57,518	57,923	58,560	56,953	51,791	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	1,330	1,330	1,330	2,396	2,554	
	卸売・小売業、飲食店	76,535	64,024	65,121	71,851	87,662	
	金融・保険業	7,883	8,054	8,274	8,430	8,966	
	不動産業	3,319	3,359	3,417	2,734	3,411	
	サービス業	25,940	28,790	30,032	32,878	43,397	
	合計	175,423	166,590	169,599	178,348	197,781	

第62表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(北部地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	3	3	3	3	3	
	製造業	41	43	47	49	51	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	1	
	運輸・通信業	13	14	15	15	15	
	卸売・小売業、飲食店	49	49	52	47	50	
	金融・保険業	1	1	1	2	3	
	不動産業	5	5	4	4	4	
	サービス業	27	27	26	24	23	
合計	139	142	148	144	150		
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	3,767	3,767	3,767	3,767	3,767	
	製造業	548,587	557,458	564,030	568,048	566,426	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	12,125	
	運輸・通信業	47,364	47,767	51,280	47,794	52,763	
	卸売・小売業、飲食店	182,105	179,781	192,416	182,981	139,065	
	金融・保険業	366	171	7	509	1,462	
	不動産業	14,360	14,651	12,336	11,250	10,638	
	サービス業	100,412	98,696	94,364	90,626	68,354	
合計	896,961	902,291	918,200	904,975	854,600		

第63表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西部地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	3	3	2	2	2	
	製造業	35	36	36	38	38	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	0	0	0	0	2	
	卸売・小売業、飲食店	12	13	11	12	13	
	金融・保険業	1	1	1	1	2	
	不動産業	1	1	1	1	2	
	サービス業	11	11	11	13	14	
	合計	63	65	62	67	73	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	2,965	2,965	1,451	1,398	1,981	
	製造業	60,074	64,009	64,229	66,174	66,035	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	0	0	0	0	15,746	
	卸売・小売業、飲食店	20,949	22,102	19,730	27,072	25,299	
	金融・保険業	425	423	423	423	1,145	
	不動産業	2,855	2,855	2,855	2,855	4,603	
	サービス業	24,629	26,210	24,637	30,411	41,222	
	合計	111,897	118,564	113,325	128,333	156,031	

第64表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(西南部地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	1	1	1	
	製造業	26	26	27	27	21	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	2	2	1	2	1	
	卸売・小売業、飲食店	30	29	28	30	21	
	金融・保険業	1	1	1	1	1	
	不動産業	1	1	1	1	2	
	サービス業	9	9	10	11	10	
	合計	70	69	69	73	57	
事業 所 税 課 税 額 (千円)	建設業	1,195	1,165	1,120	1,073	1,074	
	製造業	115,564	114,495	120,540	122,115	103,946	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	1,700	1,700	1,063	1,652	1,062	
	卸売・小売業、飲食店	71,619	69,146	67,604	90,483	92,133	
	金融・保険業	2,121	2,121	2,121	3,388	2,578	
	不動産業	1,056	1,055	1,019	1,019	1,739	
	サービス業	21,321	23,099	26,560	28,777	22,219	
合計	214,576	212,781	220,027	248,507	224,751		

第65表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東南部地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	1	1	1	
	製造業	12	13	13	13	19	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	4	4	3	3	5	
	卸売・小売業、飲食店	25	26	27	29	30	
	金融・保険業	1	1	1	1	0	
	不動産業	0	0	0	0	0	
	サービス業	17	18	17	17	15	
	合計	60	63	62	64	70	
事業 所税課 税額 (千円)	建設業	731	578	578	578	578	
	製造業	87,714	88,310	89,191	89,294	124,725	
	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	
	運輸・通信業	3,144	2,926	2,605	2,606	4,850	
	卸売・小売業、飲食店	61,857	60,262	61,167	59,773	61,812	
	金融・保険業	718	718	718	718	0	
	不動産業	0	0	0	0	0	
	サービス業	35,867	39,560	41,501	39,803	38,563	
	合計	190,031	192,354	195,760	192,772	230,528	

第66表 業種別の法人数と事業所税課税額の推移(東部地域)

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
法人 数 (人)	建設業	1	1	1	1	1	
	製造業	3	3	3	3	2	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	1	1	1	
	運輸・通信業	7	6	6	7	8	
	卸売・小売業、飲食店	34	33	37	42	53	
	金融・保険業	1	1	1	1	2	
	不動産業	1	1	2	2	4	
	サービス業	20	20	20	21	21	
	合計	68	66	71	78	92	
事業 所税課 税額 (千円)	建設業	1,653	1,653	1,161	1,161	1,362	
	製造業	1,878	1,878	1,878	1,878	1,162	
	電気・ガス・熱供給・水道業	1,639	1,639	1,639	1,639	1,639	
	運輸・通信業	19,603	17,458	17,908	21,943	28,017	
	卸売・小売業、飲食店	161,878	161,590	152,311	171,778	214,915	
	金融・保険業	6,589	6,495	6,341	6,229	11,224	
	不動産業	840	840	48,809	1,490	3,714	
	サービス業	41,868	42,919	44,391	51,357	45,193	
	合計	235,948	234,472	274,438	257,475	307,226	

## 2 市税のデータ

### (1) 財政

令和5年度(2023年度)一般会計決算

歳入			歳出		
款(項)	決算額	構成比	款(項)	決算額	構成比
	千円	%		千円	%
市 税	95,145,918	40.3	議 会 費	734,215	0.3
( 市 民 税 )	44,277,576	18.7	総 務 費	29,587,242	13.0
( 固 定 資 産 税 )	36,918,764	15.6	( 徴 税 費 )	3,222,779	1.4
( 軽 自 動 車 税 )	906,395	0.4	民 生 費	117,857,851	51.7
( 市 た ば こ 税 )	3,633,143	1.6	衛 生 費	22,132,163	9.7
( 特 別 土 地 保 有 税 )	0	0.0	労 働 費	48,732	0.0
( 事 業 所 税 )	2,208,324	0.9	農 林 業 費	419,715	0.2
( 都 市 計 画 税 )	7,201,716	3.1	商 工 費	1,352,178	0.6
地 方 譲 与 税	1,069,465	0.4	土 木 費	14,109,891	6.2
利 子 割 交 付 金	158,968	0.1	消 防 費	6,325,014	2.8
配 当 割 交 付 金	846,075	0.4	教 育 費	22,877,331	10.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	909,638	0.4	公 債 費	12,499,956	5.5
法 人 事 業 税 交 付 金	2,521,696	1.1	諸 支 出 金	0	0.0
地 方 消 費 税 交 付 金	13,852,446	5.9	予 備 費	0	0.0
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	92,110	0.0	災 害 復 旧 費	0	0.0
環 境 性 能 割 交 付 金	296,200	0.1			
地 方 特 例 交 付 金	555,320	0.2			
地 方 交 付 税	8,806,240	3.7			
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	62,775	0.0			
分 担 金 及 び 負 担 金	630,020	0.3			
使 用 料 及 び 手 数 料	4,057,057	1.7			
国 庫 支 出 金	53,969,268	22.8			
都 支 出 金	31,740,275	13.4			
財 産 収 入	1,496,338	0.6			
寄 附 金	225,067	0.1			
繰 入 金	494,707	0.2			
繰 越 金	9,150,644	3.9			
諸 収 入	2,290,525	1.0			
市 債	7,981,200	3.4			
計	236,351,952	100.0	計	227,944,288	100.0
形式収支額	8,407,664	千円	実質収支額	6,621,338	千円

② 一般会計決算の性質別内訳の推移

区 分	令和3年度(2021)			令和4年度(2022)			令和5年度(2023)			
	決算額	構 成 比	前 年 度 比	決算額	構 成 比	前 年 度 比	決算額	構 成 比	前 年 度 比	
	千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%	
歳 出	人 件 費	28,343,861	12.0	1.2	28,220,329	12.4	△ 0.4	28,111,112	12.3	△ 0.4
	物 件 費	33,387,508	14.1	10.5	37,272,983	16.3	11.6	35,836,224	15.7	△ 3.9
	補 助 費 等	18,192,976	7.7	△ 75.5	19,942,256	8.7	9.6	18,344,091	8.0	△ 8.0
	扶 助 費	83,890,557	35.5	14.2	81,508,319	35.7	△ 2.8	83,347,813	36.6	2.3
	維持補修費	2,143,182	0.9	△ 6.2	2,175,422	1.0	1.5	2,257,530	1.0	3.8
	投資的経費	32,148,543	13.6	57.9	18,510,878	8.1	△ 42.4	18,913,550	8.3	2.2
	公 債 費	12,152,553	5.1	5.0	12,529,949	5.5	3.1	12,499,956	5.5	△ 0.2
	積 立 金	5,076,358	2.2	258.8	6,714,640	3.0	32.3	6,603,732	2.9	△ 1.7
	出 貸 資 金 付 金	2,804,572	1.2	△ 15.7	2,291,394	1.0	△ 18.3	1,999,289	0.9	△ 12.7
繰 出 金	18,154,580	7.7	△ 0.3	19,007,463	8.3	4.7	20,030,991	8.8	5.4	
計	236,294,690	100.0	△ 10.2	228,173,633	100.0	△ 3.4	227,944,288	100.0	△ 0.1	
財 源 内 訳	国庫支出金	64,028,146	27.1	△ 38.7	57,123,289	25.0	△ 10.8	52,281,737	22.9	△ 8.5
	特定 財源 都支出金	29,093,926	12.3	△ 0.2	29,578,060	13.0	1.7	30,613,692	13.4	3.5
	市 債	13,497,500	5.7	60.8	7,419,100	3.3	△ 45.0	7,981,200	3.5	7.6
	そ の 他	6,971,530	3.0	△ 12.7	7,389,568	3.2	6.0	7,448,779	3.3	0.8
	一般財源	122,703,588	51.9	8.6	126,663,616	55.5	3.2	129,618,880	56.9	2.3
うち 市税	89,777,365	38.0	△ 1.1	92,744,193	40.6	3.3	95,145,918	41.7	2.6	

### ③ 市税の負担の推移

#### ア 市民1人あたりの市税の状況

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
各年1月1日 現在(住民基 本台帳)	人口	人 562,460	人 562,480	人 561,828	人 561,758	人 562,145	
	世帯数	戸 267,736	戸 270,386	戸 272,856	戸 276,046	戸 279,627	
市税現年課税調定総額		円 91,598,396,758	円 90,847,970,961	円 89,528,677,744	円 92,749,959,446	円 95,066,365,490	
1人あたりの市税額 (現年課税調定)		円 162,853	円 161,513	円 159,352	円 165,107	円 169,114	
1世帯あたりの市税額 (現年課税調定)		円 342,122	円 335,994	円 328,117	円 335,995	円 339,976	

イ 納税義務者1人あたりの市税の状況

区 分		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移	
市民税	個人	納税義務者数(人)	288,728	288,071	290,682	292,972	
		調定額(円)	37,011,394,407	36,366,990,555	37,433,053,056	37,746,887,112	
		納税義務者 1人あたり(円)	128,188	126,243	128,777	128,841	
	法人	納税義務者数(人)	13,809	13,989	14,233	14,424	
		調定額(円)	4,286,338,800	4,441,515,900	5,071,919,300	6,491,550,100	
		納税義務者 1人あたり(円)	310,402	317,501	356,349	450,052	
純 固 定 資 産 税	納税義務者数(人)	191,056	191,459	192,708	194,259		
	調定額(円)	35,557,433,800	34,563,840,200	35,646,636,400	36,060,418,900		
	納税義務者 1人あたり(円)	186,110	180,529	184,977	185,631		
軽 自 動 車 税	登録台数(台)	127,246	127,792	129,475	130,546		
	調定額(円)	766,658,000	794,905,100	827,555,400	847,963,800		
	登録台数 1台あたり(円)	6,025	6,220	6,392	6,496		
都 市 計 画 税	納税義務者数(人)	183,765	184,524	185,389	186,205		
	調定額(円)	7,104,451,400	6,944,066,900	7,112,846,900	7,195,080,100		
	納税義務者 1人あたり(円)	38,661	37,632	38,367	38,641		

軽自動車税の納税義務者数は登録台数  
軽自動車税の調定額は環境性能割を除く

④ 徴税経費等の推移

区 分		令和元年度(2019)			令和2年度(2020)			
		金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比	
徴税費	基本給	千円	%	%	千円	%	%	
		586,705	28.7	97.5	572,679	30.4	97.6	
	諸手当	超過勤務手当	69,542	3.4	127.5	60,684	3.2	87.3
		税務特別手当	0	0.0	-	0	0.0	-
		その他の手当	398,740	19.5	98.1	383,021	20.3	96.1
		小計	468,282	22.9	101.6	443,705	23.5	94.8
	報酬	111,059	5.4	91.4	131,284	7.0	118.2	
	その他	211,220	10.3	96.7	205,165	10.9	97.1	
	計	1,377,266	67.3	98.2	1,352,833	71.7	98.2	
	物件費	課税事務電算委託費	454,504	22.2	116.9	388,115	20.6	85.4
		その他	127,080	6.2	102.7	129,615	6.9	102.0
		計	581,584	28.4	113.5	517,730	27.4	89.0
補助金等	87,898	4.3	705.0	16,080	0.9	18.3		
合計(A)		2,046,748	100.0	106.2	1,886,643	100.0	92.2	
都税徴収事務費都委託金(B)		890,687	43.5	101.7	927,159	49.1	104.1	
都費控除後の徴税費 (A)-(B)(C)		1,156,061	56.5	109.9	959,484	50.9	83.0	
税収額	市税(D)	91,630,705	79.1	101.1	90,751,232	78.8	99.0	
	個人都民税	24,245,731	20.9	100.4	24,402,812	21.2	100.6	
	合計(E)	115,876,436	100.0	101.0	115,154,044	100.0	99.4	
税収額に対する徴税費の割合	(A)/(E)	1.77%			1.64%			
	(C)/(D)	1.26%			1.06%			
徴税職員数		181人			178人			

令和3年度(2021)			令和4年度(2022)			令和5年度(2023)		
金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比	金額	構成比	前年度比
千円	%	%	千円	%	%	千円	%	%
595,603	32.3	104.0	574,337	25.0	96.4	587,976	20.4	102.4
69,194	3.8	114.0	65,295	2.8	94.4	76,163	2.6	116.6
0	0.0	—	0	0.0	—	0	0.0	—
394,739	21.4	103.1	387,058	16.9	98.1	400,215	13.9	103.4
463,933	25.2	104.6	452,353	19.7	97.5	476,378	16.6	105.3
137,120	7.4	104.4	140,839	6.1	102.7	152,043	5.3	108.0
209,313	11.4	102.0	205,480	9.0	98.2	213,376	7.4	103.8
1,405,969	76.3	103.9	1,373,009	59.9	97.7	1,429,773	49.7	104.1
285,611	15.5	73.6	684,321	29.8	239.6	1,273,405	44.3	186.1
132,436	7.2	102.2	138,346	6.0	104.5	141,746	4.9	102.5
418,047	22.7	80.7	822,667	35.9	196.8	1,415,151	49.2	172.0
18,222	1.0	113.3	98,237	4.3	539.1	31,975	1.1	32.5
1,842,238	100.0	97.6	2,293,913	100.0	124.5	2,876,899	100.0	125.4
901,697	48.9	97.3	917,265	40.0	101.7	921,165	32.0	100.4
940,541	51.1	98.0	1,376,648	60.0	146.4	1,955,734	68.0	142.1
89,777,365	78.9	98.9	92,744,193	79.0	103.3	95,145,918	79.2	102.6
24,052,535	21.1	98.6	24,695,996	21.0	102.7	24,935,522	20.8	101.0
113,829,900	100.0	98.9	117,440,189	100.0	103.2	120,081,440	100.0	102.2
1.62%			1.95%			2.40%		
1.05%			1.48%			2.06%		
181人			178人			179人		

⑤ 市税決算の推移

区 分			令和元年度(2019)				令和2年度(2020)					
			調定額	収入率	収入額	伸指数	調定額	収入率	収入額	伸指数		
市民税	個人	現	均 等 割	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	
		所 得 割	977,191	99.2	969,435	101.4	989,297	99.1	980,663	101.2		
		年 小 計	35,772,275	99.2	35,488,355	100.6	36,022,097	99.1	35,707,751	100.6		
		滞 納 繰 越 分	36,749,466	99.2	36,457,790	100.6	37,011,394	99.1	36,688,414	100.6		
		計	805,078	34.8	280,369	84.3	720,030	39.9	287,144	102.4		
	法人	現	均 等 割	1,474,556	100.0	1,474,779	101.5	1,444,460	98.4	1,420,736	96.3	
		法 人 税 割	4,128,509	100.0	4,129,134	105.5	2,841,879	98.4	2,795,202	67.7		
		年 小 計	5,603,065	100.0	5,603,913	104.5	4,286,339	98.4	4,215,938	75.2		
		滞 納 繰 越 分	41,253	31.7	13,097	83.6	32,143	40.3	12,958	98.9		
		計	5,644,318	99.5	5,617,010	104.4	4,318,482	97.9	4,228,896	75.3		
	合 計		43,198,862	98.0	42,355,169	101.0	42,049,906	98.0	41,204,454	97.3		
	固定資産税	固定資産税	現	土 地	14,274,120	99.7	14,229,930	100.3	14,251,456	99.6	14,196,549	99.8
			家 屋	16,651,963	99.7	16,600,411	102.4	17,048,012	99.6	16,982,332	102.3	
			償 却 資 産	4,338,936	99.7	4,325,502	101.4	4,257,966	99.6	4,241,563	98.1	
年 小 計			35,265,019	99.7	35,155,843	101.4	35,557,434	99.6	35,420,444	100.8		
滞 納 繰 越 分			333,471	40.4	134,745	76.1	269,169	56.4	151,749	112.6		
計		35,598,490	99.1	35,290,588	101.3	35,826,603	99.3	35,572,193	100.8			
国有資産等所在市町村交付金及び納付金		858,943	100.0	858,943	97.6	848,402	100.0	848,402	98.8			
合 計		36,457,433	99.2	36,149,531	101.2	36,675,005	99.3	36,420,595	100.7			
軽自動車税	種別割	現 年 課 税 分	740,795	99.0	733,049	103.7	766,658	99.3	760,910	103.8		
		滞 納 繰 越 分	24,779	29.4	7,279	87.3	22,222	36.2	8,044	110.5		
		計	765,574	96.7	740,328	103.5	788,880	97.5	768,954	103.9		
	環 境 性 能 割	9,130	100.0	9,130	皆増	35,270	100.0	35,270	386.3			
合 計		774,704	96.7	749,458	104.8	824,150	97.6	804,224	107.3			
市たばこ税	現 年 課 税 分	3,202,880	100.0	3,202,880	100.7	3,118,445	100.0	3,118,445	97.4			
	滞 納 繰 越 分	0	-	0	-	0	-	0	-			
	合 計	3,202,880	100.0	3,202,880	100.7	3,118,445	100.0	3,118,445	97.4			
特別土地保有税	現	保 有 分	0	-	0	-	0	-	0	-		
		取 得 分	0	-	0	-	0	-	0	-		
		計	0	-	0	-	0	-	0	-		
	滞 納 繰 越 分	0	-	0	-	0	-	0	-			
合 計		0	-	0	-	0	-	0	-			
事業所税	現	資 産 割	1,681,686	100.0	1,681,393	101.8	1,679,641	98.9	1,661,015	98.8		
		従 業 者 割	454,151	100.0	454,073	107.9	439,937	98.9	435,057	95.8		
		計	2,135,837	100.0	2,135,466	103.0	2,119,578	98.9	2,096,072	98.2		
	滞 納 繰 越 分	1,664	0.0	0	0.0	2,080	0.0	0	-			
合 計		2,137,501	99.9	2,135,466	103.0	2,121,658	98.8	2,096,072	98.2			
都市計画税	現	土 地	3,767,518	99.7	3,755,734	100.4	3,763,605	99.6	3,749,121	99.8		
		家 屋	3,265,744	99.7	3,255,530	102.6	3,340,846	99.6	3,327,988	102.2		
		計	7,033,262	99.7	7,011,264	101.4	7,104,451	99.6	7,077,109	100.9		
	滞 納 繰 越 分	66,791	40.3	26,937	76.0	53,839	56.3	30,333	112.6			
合 計		7,100,053	99.1	7,038,201	101.3	7,158,290	99.3	7,107,442	101.0			
総合計	現 年 課 税 分	91,598,397	99.5	91,168,278	101.3	90,847,971	99.4	90,261,004	99.0			
	滞 納 繰 越 分	1,273,036	36.3	462,427	81.1	1,099,483	44.6	490,228	106.0			
	合 計	92,871,433	98.7	91,630,705	101.1	91,947,454	98.7	90,751,232	99.0			

令和3年度(2021)				令和4年度(2022)				令和5年度(2023)			
調定額	収入率	収入額	伸指数	調定額	収入率	収入額	伸指数	調定額	収入率	収入額	伸指数
千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
989,210	99.6	984,784	100.4	997,558	99.5	992,271	100.8	1,005,362	99.6	1,001,834	101.0
35,377,781	99.6	35,219,196	98.6	36,435,495	99.5	36,241,150	102.9	36,741,525	99.6	36,612,613	101.0
36,366,991	99.6	36,203,980	98.7	37,433,053	99.5	37,233,421	102.8	37,746,887	99.6	37,614,447	101.0
654,882	37.5	245,549	85.5	542,863	33.7	182,937	74.5	494,308	33.8	167,020	91.3
37,021,873	98.5	36,449,529	98.6	37,975,916	98.5	37,416,358	102.7	38,241,195	98.8	37,781,467	101.0
1,444,880	99.9	1,443,602	101.6	1,500,357	100.0	1,499,827	103.9	1,481,363	100.0	1,481,190	98.8
2,996,636	99.9	2,993,989	107.1	3,571,562	100.0	3,570,308	119.2	5,010,187	100.0	5,009,600	140.3
4,441,516	99.9	4,437,591	105.3	5,071,919	100.0	5,070,135	114.3	6,491,550	100.0	6,490,790	128.0
57,733	65.7	37,920	292.6	23,620	31.9	7,534	19.9	17,653	30.1	5,319	70.6
4,499,249	99.5	4,475,511	105.8	5,095,539	99.6	5,077,669	113.5	6,509,203	99.8	6,496,109	127.9
41,521,122	98.6	40,925,040	99.3	43,071,455	98.7	42,494,027	103.8	44,750,398	98.9	44,277,576	104.2
14,153,600	99.8	14,129,462	99.5	14,191,455	99.8	14,166,052	100.3	14,186,129	99.9	14,175,436	100.1
16,370,068	99.8	16,342,323	96.2	17,207,833	99.8	17,177,034	105.1	17,572,326	99.9	17,559,078	102.2
4,040,171	99.8	4,033,303	95.1	4,247,348	99.8	4,239,728	105.1	4,301,964	100.0	4,300,699	101.4
34,563,839	99.8	34,505,088	97.4	35,646,636	99.8	35,582,814	103.1	36,060,419	99.9	36,035,213	101.3
233,537	64.3	150,146	98.9	131,758	52.1	68,658	45.7	118,106	49.4	58,383	85.0
34,797,376	99.6	34,655,234	97.4	35,778,394	99.6	35,651,472	102.9	36,178,525	99.8	36,093,596	101.2
865,391	100.0	865,391	102.0	852,144	100.0	852,144	98.5	825,168	100.0	825,168	96.8
35,662,767	99.6	35,520,625	97.5	36,630,538	99.7	36,503,616	102.8	37,003,693	99.8	36,918,764	101.1
794,905	99.2	788,721	103.7	827,555	99.2	821,138	104.1	847,964	99.3	842,348	102.6
18,610	33.2	6,181	76.8	17,235	29.9	5,145	83.2	16,193	38.1	6,162	119.8
813,515	97.7	794,902	103.4	844,790	97.8	826,283	103.9	864,157	98.2	848,510	102.7
39,146	100.0	39,146	111.0	60,081	100.0	60,081	153.5	57,885	100.0	57,885	96.3
852,661	97.8	834,048	103.7	904,871	98.0	886,364	106.3	922,042	98.3	906,395	102.3
3,331,246	100.0	3,331,246	106.8	3,532,751	100.0	3,532,751	106.0	3,633,143	100.0	3,633,143	102.8
0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
3,331,246	100.0	3,331,246	106.8	3,532,751	100.0	3,532,751	106.0	3,633,143	100.0	3,633,143	102.8
0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
0	-	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
1,739,926	100.0	1,739,488	104.7	1,755,133	100.0	1,754,535	100.9	1,742,526	100.0	1,741,974	99.3
441,651	100.0	441,541	101.5	457,840	100.0	457,684	103.7	465,743	100.0	465,595	101.7
2,181,577	100.0	2,181,029	104.1	2,212,973	100.0	2,212,219	101.4	2,208,269	100.0	2,207,569	99.8
23,505	98.4	23,120	-	1,425	99.9	1,424	6.2	755	100.0	755	53.0
2,205,082	100.0	2,204,149	105.2	2,214,398	100.0	2,213,643	100.4	2,209,024	100.0	2,208,324	99.8
3,737,728	99.8	3,731,368	99.5	3,756,199	99.8	3,749,428	100.5	3,760,418	99.9	3,757,799	100.2
3,206,339	99.8	3,200,883	96.2	3,356,648	99.8	3,350,592	104.7	3,434,662	99.9	3,432,268	102.4
6,944,067	99.8	6,932,251	98.0	7,112,847	99.8	7,100,020	102.4	7,195,080	99.9	7,190,067	101.3
46,684	64.3	30,006	98.9	26,406	52.2	13,772	45.9	23,565	49.4	11,649	84.6
6,990,751	99.6	6,962,257	98.0	7,139,253	99.6	7,113,792	102.2	7,218,645	99.8	7,201,716	101.2
89,528,678	99.7	89,284,443	98.9	92,749,959	99.7	92,464,723	103.6	95,066,365	99.8	94,896,630	102.6
1,034,951	47.6	492,922	100.5	743,307	37.6	279,470	56.7	670,580	37.2	249,288	89.2
90,563,629	99.1	89,777,365	98.9	93,493,266	99.2	92,744,193	103.3	95,736,945	99.4	95,145,918	102.6

⑥ 令和5年度(2023年度)市税決算

区 分	予算現額			
	当初予算額	補正予算額	計	金額
	円	円	円	円
市 税	93,046,616,000	873,972,000	93,920,588,000	
市 民 税	42,475,284,000	873,972,000	43,349,256,000	
個 人	37,335,964,000	361,140,000	37,697,104,000	
				現年課税分 37,445,489,000
				滞納繰越分 251,615,000
法 人	5,139,320,000	512,832,000	5,652,152,000	
				現年課税分 5,587,845,000
				滞納繰越分 64,307,000
固 定 資 産 税	36,879,566,000		36,879,566,000	
固 定 資 産 税	36,054,145,000		36,054,145,000	
				現年課税分 35,947,197,000
				滞納繰越分 106,948,000
交 付 金 及 び 納 付 金	825,421,000		825,421,000	交付金及び納付金 825,421,000
軽 自 動 車 税	956,601,000		956,601,000	
				現年課税分 951,380,000
				滞納繰越分 5,221,000
市 た ば こ 税	3,295,453,000		3,295,453,000	
				現年課税分 3,295,453,000
				滞納繰越分 0
特 別 土 地 保 有 税	1,000		1,000	
				現年課税分 1,000
				滞納繰越分 0
事 業 所 税	2,239,187,000		2,239,187,000	
				現年課税分 2,230,530,000
				滞納繰越分 8,657,000
都 市 計 画 税	7,200,524,000		7,200,524,000	
				現年課税分 7,179,167,000
				滞納繰越分 21,357,000
現 年 課 税 分 計	92,588,511,000	873,972,000	93,462,483,000	
滞 納 繰 越 分 計	458,105,000		458,105,000	

調定額	収入率	収入額	左の予算 現額に対 する指数	還付未済額	純収入額	純収入率	不納欠損額	収入未済額
円	%	円	%	円	円	%	円	円
95,736,945,176	99.4	95,145,918,185	101.3	40,328,971	95,105,589,214	99.3	81,294,606	550,061,356
44,750,397,525	98.9	44,277,575,757	102.1	26,749,577	44,250,826,180	98.9	66,314,521	433,256,824
38,241,194,259	98.8	37,781,467,190	100.2	18,782,618	37,762,684,572	98.7	64,503,925	414,005,762
37,746,887,112	99.6	37,614,447,588	100.5	18,472,643	37,595,974,945	99.6	184,760	150,727,407
494,307,147	33.8	167,019,602	66.4	309,975	166,709,627	33.7	64,319,165	263,278,355
6,509,203,266	99.8	6,496,108,567	114.9	7,966,959	6,488,141,608	99.7	1,810,596	19,251,062
6,491,550,100	100.0	6,490,789,206	116.2	7,900,359	6,482,888,847	99.9	95,800	8,565,453
17,653,166	30.1	5,319,361	8.3	66,600	5,252,761	29.8	1,714,796	10,685,609
37,003,693,329	99.8	36,918,764,471	100.1	10,815,610	36,907,948,861	99.7	11,030,409	84,714,059
36,178,525,129	99.8	36,093,596,271	100.1	10,815,610	36,082,780,661	99.7	11,030,409	84,714,059
36,060,418,900	99.9	36,035,212,979	100.2	10,546,018	36,024,666,961	99.9	269,022	35,482,917
118,106,229	49.4	58,383,292	54.6	269,592	58,113,700	49.2	10,761,387	49,231,142
825,168,200	100.0	825,168,200	100.0	0	825,168,200	100.0	0	0
922,042,135	98.3	906,395,160	94.8	605,758	905,789,402	98.2	1,748,790	14,503,943
905,849,200	99.4	900,232,934	94.6	544,158	899,688,776	99.3	35,900	6,124,524
16,192,935	38.1	6,162,226	118.0	61,600	6,100,626	37.7	1,712,890	8,379,419
3,633,142,778	100.0	3,633,142,778	110.2	0	3,633,142,778	100.0	0	0
3,633,142,778	100.0	3,633,142,778	110.2	0	3,633,142,778	100.0	0	0
0	-	0	-	0	0	-	0	0
0	-	0	-	0	0	-	0	0
0	-	0	-	0	0	-	0	0
0	-	0	-	0	0	-	0	0
2,209,023,700	100.0	2,208,323,700	98.6	0	2,208,323,700	100.0	0	700,000
2,208,269,100	100.0	2,207,569,100	99.0	0	2,207,569,100	100.0	0	700,000
754,600	100.0	754,600	8.7	0	754,600	100.0	0	0
7,218,645,709	99.8	7,201,716,319	100.0	2,158,026	7,199,558,293	99.7	2,200,886	16,886,530
7,195,080,100	99.9	7,190,067,164	100.2	2,104,235	7,187,962,929	99.9	53,678	7,063,493
23,565,609	49.4	11,649,155	54.5	53,791	11,595,364	49.2	2,147,208	9,823,037
95,066,365,490	99.8	94,896,629,949	101.5	39,567,413	94,857,062,536	99.8	639,160	208,663,794
670,579,686	37.2	249,288,236	54.4	761,558	248,526,678	37.1	80,655,446	341,397,562

## (2) 市民税

### ① 個人市民税の納税義務者数と調定額の推移

#### ア 納税義務者数

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
均 等 割	普通徴収(人)	70,939	71,088	68,313	69,215	70,265	
	給与特別徴収(人)	179,568	181,840	184,171	186,087	188,515	
	年金特別徴収(人)	39,991	40,396	40,664	40,846	40,560	
	小 計(人)	290,498	293,324	293,148	296,148	299,340	
所 得 割	普通徴収(人)	78,768	78,211	75,411	77,216	77,949	
	給与特別徴収(人)	178,109	180,401	182,569	184,389	186,903	
	年金特別徴収(人)	33,341	33,436	33,672	33,561	32,968	
	小 計(人)	290,218	292,048	291,652	295,166	297,820	
計(人)		285,767	288,728	288,071	290,682	292,972	
前年比(%)		101.3	101.0	99.8	100.9	100.8	

個人市民税の納税義務者数は延べ人数

#### イ 調定額

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
均 等 割	普通徴収(千円)	241,575	242,661	232,556	234,805	236,543	
	給与特別徴収(千円)	606,535	616,425	624,712	630,371	637,273	
	年金特別徴収(千円)	129,081	130,211	131,942	132,382	131,546	
	小計(千円)	977,191	989,297	989,210	997,558	1,005,362	
所 得 割	普通徴収(千円)	8,082,899	7,985,755	7,656,342	8,483,029	8,158,068	
	給与特別徴収(千円)	26,116,822	26,472,843	26,142,030	26,405,506	27,078,260	
	年金特別徴収(千円)	1,572,553	1,563,499	1,579,409	1,546,960	1,505,197	
	小計(千円)	35,772,274	36,022,097	35,377,781	36,435,495	36,741,525	
計(千円)		36,749,465	37,011,394	36,366,991	37,433,053	37,746,887	
前年比(%)		100.5	100.7	98.3	102.9	100.8	

## ② 個人市民税納税義務者数の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
均等割のみ を納める者	12,072	12,551	12,751	12,789	13,329	
均等割と所得割 を納める者	273,695	276,177	275,320	277,893	279,643	
計	285,767	288,728	288,071	290,682	292,972	
特別徴収 義務者数	38,022	38,417	38,692	39,545	40,201	

退職分離分、過年度分を含む。

## ③ 個人市民税所得別納税義務者数の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
給与 所得者	215,598	218,666	219,097	221,162	224,350	
営業等 所得者	10,767	10,941	12,446	12,271	11,730	
農業 所得者	40	34	52	41	25	
その他の 所得者	51,203	51,307	51,632	51,876	51,774	
家屋敷課税者	17	15	14	14	15	
計	277,625	280,963	283,241	285,364	287,894	

各年度分の個人市民税にかかるもの

令和2年度(2020年度)までは6月末(当初課税時)の数値

令和3年度(2021年度)からは決算数値

退職分離分、過年度分を除く。

定率による税額控除後に税額があるもの

④ 令和5年度(2023年度)個人市民税所得割の段階別等調

区分	給与所得者			営業等所得者			農業所得者		
	納税義務者数	課税標準額	所得割額	納税義務者数	課税標準額	所得割額	納税義務者数	課税標準額	所得割額
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円
10万円以下	6,317	306,036	10,481	454	24,281	840	1	71	3
100万円以下	51,776	30,688,601	1,689,731	3,169	1,648,612	87,509	9	5,768	297
200万円以下	62,716	92,628,624	5,123,769	2,530	3,728,620	204,183	7	10,636	584
300万円以下	41,306	101,272,927	5,552,888	1,538	3,773,888	211,234	2	4,882	290
400万円以下	21,976	75,931,783	4,233,054	952	3,273,122	186,295	1	3,687	217
550万円以下	16,917	78,416,685	4,397,428	665	3,071,690	175,415	1	4,077	243
700万円以下	7,002	43,062,409	2,393,022	372	2,303,309	130,632	0	0	0
1000万円以下	5,449	44,888,838	2,485,869	316	2,605,844	147,435	1	7,350	370
1000万円超	3,846	67,534,199	3,690,442	345	8,226,513	454,091	1	10,246	613
計	217,305	534,730,102	29,576,684	10,341	28,655,879	1,597,634	23	46,717	2,617
所得者別構成比	80.1%	86.2%	86.0%	3.8%	4.6%	4.7%	0.0%	0.0%	0.0%

令和5年度(2023年度)分個人市民税にかかるもの  
短期及び長期譲渡所得等にかかる分離課税分並びに過年度分を除く。

その他の所得者			計					
納税義務者数	課税標準額	所得割額	納税義務者数	課税標準額 A	計所得割額 B	平均税率 B/A	構成比	
							納税義務者数	所得割額
人	千円	千円	人	千円	千円	%	%	%
2,370	126,688	4,265	9,142	457,076	15,589	3.4	3.3	0.0
25,025	13,092,118	700,287	79,979	45,435,099	2,477,824	5.5	29.5	7.2
9,967	13,771,752	779,148	75,220	110,139,632	6,107,684	5.5	27.7	17.8
2,902	7,026,017	402,200	45,748	112,077,714	6,166,612	5.5	16.9	17.9
1,173	4,016,942	229,415	24,102	83,225,534	4,648,981	5.6	8.9	13.5
778	3,635,318	207,102	18,361	85,127,770	4,780,188	5.6	6.8	13.9
410	2,542,865	144,882	7,784	47,908,583	2,668,536	5.6	2.9	7.8
384	3,175,172	180,395	6,150	50,677,204	2,814,069	5.6	2.3	8.2
528	9,692,166	552,866	4,720	85,463,124	4,698,012	5.5	1.7	13.7
43,537	57,079,038	3,200,560	271,206	620,511,736	34,377,495	5.5	100.0	100.0
16.1%	9.2%	9.3%	100.0%	100.0%	100.0%			

⑤ 個人市民税額と個人都民税額の割合の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
都民税按分率	0.397576	0.397580	0.397549	0.397602	0.397588

地方税法第42条の規定により、納税義務者は個人市民税と個人都民税をあわせて市へ納付しなければならないとされており、これが納付された場合、市は翌月10日までに個人都民税分を都に払い込むことになっています。

払込みの方法については、地方税法施行令第8条により、市に納付された市民税と都民税を、課税額により按分することと規定されています。

按分率の算定方法

$$\frac{\left( \begin{array}{l} \text{当該市町村の当該年度の収入額となるべき} \\ \text{個人の道府県民税の課税額の合計額} \end{array} \right)}{\left( \begin{array}{l} \text{当該市町村の当該年度の収入額} \\ \text{となるべき個人の道府県民税の} \\ \text{課税額の合計額} \end{array} \right) + \left( \begin{array}{l} \text{当該市町村の当該年度の収入額とな} \\ \text{るべき個人の市町村民税の課税額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right)}$$

※表の按分率は、3月31日現在における、当該年度の収入となるべき都民税の課税額の合計額の、都民税と市町村民税の課税額の合計額に対する割合(確定按分率)を示しているため、各合計額は3月31日現在の課税額を用いる。

⑥ 法人市民税調定額等の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移	
法人数 (納税義務者数)(人)	13,719	13,809	13,989	14,233	14,424		
調定額	均等割額(千円)	1,474,556	1,444,460	1,444,880	1,500,357	1,481,363	
	法人税割額(千円)	4,128,509	2,841,879	2,996,636	3,571,562	5,010,187	
	うち超過課税額(千円)	503,694	389,427	554,821	662,324	1,087,312	
	計(千円)	5,603,065	4,286,339	4,441,516	5,071,919	6,491,550	
	前年度比(%)	104.3	76.5	103.6	114.2	128.0	

⑦ 法人市民税月別調定額の推移

単位:千円

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
4月	216,263	181,827	159,226	170,647	183,331	
5月	496,650	410,035	366,901	428,335	393,755	
6月	1,177,975	1,079,391	1,142,506	1,197,643	1,046,040	
7月	781,003	416,031	501,148	672,414	1,771,998	
8月	243,522	220,650	189,355	223,872	215,119	
9月	245,962	314,892	204,104	228,344	221,486	
10月	179,571	188,681	269,830	190,197	208,740	
11月	1,119,086	651,717	664,794	887,394	1,481,853	
12月	613,309	403,052	455,817	562,896	467,852	
1月	157,607	100,544	112,134	126,210	126,811	
2月	174,336	143,781	180,603	189,422	216,469	
3月	197,781	175,738	195,098	194,545	158,096	
計	5,603,065	4,286,339	4,441,516	5,071,919	6,491,550	

⑧ 法人市民税均等割税率区分による法人数と課税額(令和5年度(2023年度))

区分(※)	従業者数	均等割額 (万円)	法人数		課税額	
			納税義務 者数	構成比	額	構成比
			人	%	千円	%
50億円超	50人超	300	100	0.7%	293,250	19.8%
10億円超 50億円以下	50人超	175	40	0.3%	71,248	4.8%
10億円超	50人以下	41	505	3.5%	196,238	13.2%
1億円超	50人超	40	104	0.7%	41,528	2.8%
10億円以下	50人以下	16	490	3.4%	76,546	5.2%
1,000万円超	50人超	15	198	1.4%	30,503	2.1%
1億円以下	50人以下	13	1,731	12.0%	223,608	15.1%
1,000万円以下	50人超	12	84	0.6%	9,805	0.7%
上記以外の法人		5	11,172	77.5%	538,637	36.4%
計			14,424	100.0%	1,481,363	100.0%

※ 均等割の税率区分は、「資本金等の額」または「資本金の額及び資本準備金の額の合計額」のいずれか大きい方を算出の基礎とします。

⑨ 法人市民税法人税割税率区分による法人数の推移

区分(※)		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
		人	人	人	人	人	
1億円以下	均等割のみ納付	7,995	8,618	8,596	8,335	9,011	
	法人税割付	4,972	4,455	4,690	5,233	4,766	
	計	12,967	13,073	13,286	13,568	13,777	
1億円超	均等割のみ納付	108	173	161	116	152	
	法人税割付	644	563	542	549	495	
	計	752	736	703	665	647	
合計	均等割のみ納付	8,103	8,791	8,757	8,451	9,163	
	法人税割付	5,616	5,018	5,232	5,782	5,261	
	計	13,719	13,809	13,989	14,233	14,424	

※ 法人税割の税率区分は以下のとおり

「1億円以下」：資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下の法人、資本もしくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く）又は法人でない社団、財団で、代表者、管理人の定めのあるもの

「1億円超」：資本金の額もしくは出資金の額が1億円を超える法人又は保険業法に規定する相互会社



### (3) 固定資産税(都市計画税)

#### ① 土地・家屋・償却資産評価額等の推移

区 分		令和元年度(2019)			令和2年度(2020)			
		筆数 棟数 納税者数	地 床 面 積	積 積 評 価 額 ( 決 定 価 格 )	筆数 棟数 納税者数	地 床 面 積	積 積 評 価 額 ( 決 定 価 格 )	
土 地	田	筆 2,135	m <sup>2</sup> 596,712	千円 1,452,736	筆 2,100	m <sup>2</sup> 581,246	千円 1,243,361	
	畑	16,558	6,776,993	59,974,843	16,338	6,681,818	55,935,830	
	宅地	237,493	38,398,794	2,845,272,544	238,473	38,553,667	2,853,924,770	
	池沼	37	28,468	10,812	37	28,468	10,812	
	山林	13,813	29,403,802	6,241,659	13,768	29,352,694	6,076,865	
	原野	2,460	4,431,334	95,943	2,446	4,424,045	95,790	
	雑種地	21,211	7,718,015	233,483,052	21,132	7,638,787	228,428,238	
	計	293,707	87,354,118	3,146,531,589	294,294	87,260,725	3,145,715,666	
家 屋	木 造	専用住宅	棟 98,222	m <sup>2</sup> 10,288,445	千円 320,395,560	棟 98,720	m <sup>2</sup> 10,351,255	千円 330,515,996
		併用住宅	3,646	453,433	7,617,268	3,580	445,729	7,621,938
		その他	10,342	1,124,352	31,987,429	10,312	1,132,950	33,859,919
		小計	112,210	11,866,230	360,000,257	112,612	11,929,934	371,997,853
	非 木 造	住宅・アパート	22,945	9,588,208	530,311,087	23,087	9,681,251	543,109,563
		その他	12,188	6,190,419	362,491,634	12,219	6,182,344	363,710,382
		小計	35,133	15,778,627	892,802,721	35,306	15,863,595	906,819,945
	計	147,343	27,644,857	1,252,802,978	147,918	27,793,529	1,278,817,798	
償 却 資 産	市長決定分 (市内に存在するもの)	人 5,343	-	千円 206,959,091	人 5,419	-	千円 202,444,488	
	総務大臣・知事配分 (他県・他市にまたがるもの)	13	-	104,262,812	12	-	104,078,888	
	計	5,356	-	311,221,903	5,431	-	306,523,376	

評価額(決定価格)・・・固定資産税を課税するために決定した価格  
 数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。  
 法定免税点未満を除く。

令和3年度(2021)			令和4年度(2022)			令和5年度(2023)		
筆数 棟数 納税者数	地 積 評 価 額 床 面 積 ( 決 定 価 格 )	千円	筆数 棟数 納税者数	地 積 評 価 額 床 面 積 ( 決 定 価 格 )	千円	筆数 棟数 納税者数	地 積 評 価 額 床 面 積 ( 決 定 価 格 )	千円
筆	m <sup>2</sup>	千円	筆	m <sup>2</sup>	千円	筆	m <sup>2</sup>	千円
2,097	583,854	1,242,291	2,093	582,304	1,295,860	2,073	580,963	1,582,286
16,057	6,557,841	51,955,154	15,882	6,482,620	49,227,501	15,793	6,441,787	53,160,065
239,511	38,621,372	2,879,446,107	240,263	38,676,815	2,876,879,082	241,413	38,902,314	2,888,641,862
37	28,468	10,142	37	28,468	10,050	37	28,468	10,050
13,934	29,655,250	8,663,521	13,910	29,514,909	8,494,682	13,903	29,542,761	8,493,953
2,378	4,182,458	91,136	2,366	4,180,891	91,104	2,372	4,161,113	90,645
21,114	7,618,446	231,998,288	21,192	7,697,644	231,074,804	21,207	7,562,726	222,627,706
295,128	87,247,689	3,173,406,639	295,743	87,163,651	3,167,073,083	296,798	87,220,132	3,174,606,567
棟	m <sup>2</sup>	千円	棟	m <sup>2</sup>	千円	棟	m <sup>2</sup>	千円
99,421	10,431,939	314,469,315	100,146	10,518,120	325,991,357	100,761	10,590,288	337,200,600
3,515	437,487	7,285,100	3,498	436,051	7,405,298	3,460	431,755	7,520,564
10,176	1,130,141	32,388,639	10,223	1,146,604	34,273,249	10,204	1,158,359	36,122,878
113,112	11,999,567	354,143,054	113,867	12,100,775	367,669,904	114,425	12,180,402	380,844,042
23,098	9,642,070	537,134,298	23,382	9,759,566	548,600,798	23,525	9,830,503	558,790,205
11,843	5,934,555	346,681,624	12,320	6,238,789	368,494,603	12,411	6,268,636	372,698,459
34,941	15,576,625	883,815,922	35,702	15,998,355	917,095,401	35,936	16,099,139	931,488,664
148,053	27,576,192	1,237,958,976	149,569	28,099,130	1,284,765,305	150,361	28,279,541	1,312,332,706
人	-	千円	人	-	千円	人	-	千円
4,887	-	189,039,734	5,587	-	201,569,170	5,713	-	207,504,135
13	-	104,648,101	13	-	104,886,393	11	-	102,700,456
4,900	-	293,687,835	5,600	-	306,455,563	5,724	-	310,204,591

② 家屋の種類別棟数の推移

単位:棟

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
木 造	専用住宅	98,222	98,720	99,421	100,146	100,761
	共同住宅・寄宿舎	3,953	3,963	3,963	3,993	4,022
	併用住宅	3,646	3,580	3,515	3,498	3,460
	旅館・料亭・ホテル	118	119	118	103	99
	事務所・銀行・店舗	1,206	1,208	1,174	1,207	1,202
	劇場・病院	84	84	86	86	88
	工場・倉庫	1,685	1,662	1,631	1,627	1,602
	土蔵	183	183	182	184	183
	附属家	3,113	3,093	3,022	3,023	3,008
	計	112,210	112,612	113,112	113,867	114,425
非 木 造	事務所・店舗・百貨店・銀行	3,449	3,449	3,291	3,444	3,435
	住宅・アパート	22,945	23,087	23,098	23,382	23,525
	病院・ホテル	252	247	243	248	246
	工場・倉庫・市場	7,799	7,849	7,632	7,839	7,853
	その他	688	674	677	789	877
	計	35,133	35,306	34,941	35,702	35,936

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

### ③ 取壊し家屋の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
取壊し	木造	棟数(棟)	1,053	1,015	931	970	1,008
		床面積(㎡)	93,591	93,870	79,832	86,641	91,961
		価格(千円)	1,391,876	1,348,217	1,132,881	1,233,729	1,335,077
	非木造	棟数(棟)	218	215	215	199	215
		床面積(㎡)	51,482	54,821	79,310	45,933	83,948
		価格(千円)	1,312,301	1,748,843	2,422,220	1,076,199	2,893,972

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。  
法定免税点未満の家屋を含む。

### ④ 免税点(課税標準額20万円)未満の家屋の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	
免税点未満	木造	棟数(棟)	2,288	2,230	2,327	2,123	2,058
		床面積(㎡)	76,030	73,953	91,738	69,402	67,136
		価格(千円)	149,598	145,130	678,191	138,115	132,684
	非木造	棟数(棟)	260	265	757	300	300
		床面積(㎡)	5,088	5,154	317,842	6,424	6,430
		価格(千円)	31,491	31,892	16,374,560	170,035	170,118

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

⑤ 新築家屋等に対する固定資産税の減額の推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
新築家屋	新たに軽減になった 家屋の棟数(棟)	2,956	2,615	2,134	2,124	2,572
	新たに軽減になった 家屋の軽減税額(千円)	168,069	149,604	122,255	124,027	147,786
	前年度以前から軽減になって いる家屋の軽減税額(千円)	437,396	450,915	435,773	415,931	410,382
耐震 改修住宅	新たに軽減になった 家屋の棟数(棟)	6	5	5	12	3
	新たに軽減になった 家屋の軽減税額(千円)	55	55	46	90	23
	前年度以前から軽減になって いる家屋の軽減税額(千円)	0	0	0	0	0
バリアフリー 改修住宅	棟 数(棟)	15	22	21	20	23
	軽減税額(千円)	164	275	210	211	200
熱損失防止 (省エネ) 改修住宅	棟 数(棟)	10	14	7	2	4
	軽減税額(千円)	145	300	131	28	47
全体の軽減税額(千円)		605,829	601,149	558,415	540,287	558,438

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

⑥ 令和5年度(2023年度) 建築年次別の家屋の床面積・価格

区 分	木造		非木造		合計	
	床面積(㎡)	価格(千円)	床面積(㎡)	価格(千円)	床面積(㎡)	価格(千円)
昭和44年(1969)1月1日以前	660,291	4,106,444	274,386	4,353,633	934,677	8,460,077
昭和44～47年(1969～1972)	309,518	4,082,835	245,410	5,077,971	554,928	9,160,806
昭和47～50年(1972～1975)	492,873	7,335,679	444,110	10,275,376	936,983	17,611,055
昭和50～53年(1975～1978)	581,222	8,461,107	533,611	14,803,862	1,114,833	23,264,969
昭和53～56年(1978～1981)	833,033	12,376,799	653,963	20,778,798	1,486,996	33,155,597
昭和56～59年(1981～1984)	522,664	7,957,075	804,614	31,021,738	1,327,278	38,978,813
昭和59～62年(1984～1987)	558,776	8,647,775	796,288	28,821,492	1,355,064	37,469,267
昭和62年～平成2年(1987～1990)	657,439	10,970,422	1,207,503	55,606,709	1,864,942	66,577,131
平成2～5年(1990～1993)	645,192	11,421,444	1,590,585	77,766,368	2,235,777	89,187,812
平成5～8年(1993～1996)	823,957	15,550,192	1,470,578	83,480,551	2,294,535	99,030,743
平成8～11年(1996～1999)	851,991	18,067,818	1,451,009	89,332,285	2,303,000	107,400,103
平成11～14年(1999～2002)	756,935	20,451,049	1,140,231	70,384,854	1,897,166	90,835,903
平成14～17年(2002～2005)	845,548	29,234,262	1,168,364	78,487,704	2,013,912	107,721,966
平成17～20年(2005～2008)	870,280	36,459,264	925,869	62,598,599	1,796,149	99,057,863
平成20～23年(2008～2011)	592,703	29,109,838	1,074,747	82,426,345	1,667,450	111,536,183
平成23～26年(2011～2014)	612,528	34,586,739	548,912	42,771,963	1,161,440	77,358,702
平成26～29年(2014～2017)	580,280	37,532,247	769,777	66,965,621	1,350,057	104,497,868
平成29～令和2年(2017～2020)	556,458	41,960,898	578,012	61,711,113	1,134,470	103,672,011
令和2～令和5年(2020～2023)	495,850	42,664,839	427,600	44,993,800	923,450	87,658,639
合 計	12,247,538	380,976,726	16,105,569	931,658,782	28,353,107	1,312,635,508

3年に1回ずつ評価の基準改訂(建築費を基に)

区分2行目以降の期間は(始期)各年1月2日～(終期)各年1月1日

物価上昇時は価格も上昇、好景気時は建築増により面積増加

数値は令和5年(2023年)1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

法定免税点未満の家屋を含む。

⑦ 家屋の種類別新增築の推移

ア 木造家屋

区 分	令和元年度(2019)				令和2年度(2020)			
	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
	棟	m <sup>2</sup>	千円	円/m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	千円	円/m <sup>2</sup>
専用住宅	1,637	169,574	13,759,115	81,139	1,335	138,365	11,306,911	81,718
併用住宅	9	1,353	110,416	81,608	11	1,204	95,231	79,096
その他	128	29,278	2,529,682	86,402	107	24,010	2,025,976	84,381
計	1,774	200,205	16,399,213	81,912	1,453	163,579	13,428,118	82,089

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

イ 非木造家屋

区 分	令和元年度(2019)				令和2年度(2020)			
	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
	棟	m <sup>2</sup>	千円	円/m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	千円	円/m <sup>2</sup>
住宅・アパート	241	107,937	12,339,855	114,325	258	109,986	12,908,003	117,360
その他	102	50,266	5,841,865	116,219	89	24,893	2,472,442	99,323
計	343	158,203	18,181,720	114,927	347	134,879	15,380,445	114,031

数値は各年度とも1月1日現在のもので、固定資産概要調書による。

令和3年度(2021)				令和4年度(2022)				令和5年度(2023)			
棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
棟	m <sup>2</sup>	千円	円/m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	千円	円/m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	千円	円/m <sup>2</sup>
1,391	142,943	12,235,837	85,599	1,384	143,615	12,292,247	85,592	1,370	143,334	12,322,961	85,974
12	2,045	174,601	85,379	11	1,450	123,704	85,313	15	2,131	181,308	85,081
91	17,420	1,573,059	90,302	104	19,302	1,717,044	88,957	105	21,893	1,947,071	88,936
1,494	162,408	13,983,497	86,101	1,499	164,367	14,132,995	85,984	1,490	167,358	14,451,340	86,350

令和3年度(2021)				令和4年度(2022)				令和5年度(2023)			
棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格	棟数	床面積	評価額	平均 価格
棟	m <sup>2</sup>	千円	円/m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	千円	円/m <sup>2</sup>	棟	m <sup>2</sup>	千円	円/m <sup>2</sup>
229	57,831	6,362,452	110,018	258	67,757	7,780,219	114,825	243	96,309	10,895,862	113,134
89	34,135	3,575,525	104,747	117	72,081	9,653,320	133,923	125	76,699	5,213,796	67,977
318	91,966	9,937,977	108,061	375	139,838	17,433,539	124,670	368	173,008	16,109,658	93,115

⑧ 固定資産税調定額等の推移

区 分	令和元年度(2019)			令和2年度(2020)		
	納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比
	人	千円	%	人	千円	%
土地	161,279	14,274,120	100.3	162,616	14,251,456	99.9
家屋	162,559	16,651,963	102.4	163,728	17,048,012	102.3
償却資産	6,035	4,338,936	101.3	6,130	4,257,966	96.3
計	190,217	35,265,019	101.4	191,056	35,557,434	100.6
前年度比(%)	100.6			100.4		

納税義務者数の計は実数

⑨ 都市計画税調定額等の推移

区 分	令和元年度(2019)			令和2年度(2020)		
	納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比
	人	千円	%	人	千円	%
土地	157,673	3,767,518	100.4	159,036	3,763,605	99.9
家屋	159,687	3,265,744	102.6	160,866	3,340,846	102.2
計	182,857	7,033,262	101.4	183,765	7,104,451	101.0
前年度比(%)	100.6			100.5		

納税義務者数の計は実数

令和3年度(2021)			令和4年度(2022)			令和5年度(2023)		
納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比
人	千円	%	人	千円	%	人	千円	%
163,858	14,153,600	99.3	165,084	14,191,455	100.3	123,673	14,186,129	100.0
164,575	16,370,068	96.0	165,935	17,207,833	105.1	166,929	17,572,326	102.1
5,613	4,040,171	94.9	6,127	4,247,348	105.1	5,829	4,301,964	101.3
191,459	34,563,839	97.2	192,708	35,646,636	103.1	194,259	36,060,419	101.2
100.2			100.7			100.8		

令和3年度(2021)			令和4年度(2022)			令和5年度(2023)		
納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比	納税 義務者数	調定額	前年 度比
人	千円	%	人	千円	%	人	千円	%
160,301	3,737,728	99.3	161,507	3,756,199	100.5	120,097	3,760,418	100.1
161,748	3,206,339	96.0	163,098	3,356,648	104.7	164,105	3,434,662	102.3
184,524	6,944,067	97.7	185,389	7,112,847	102.4	186,205	7,195,080	101.2
100.4			100.5			100.4		

注1 令和5年度(2023年度)調定額について

令和6年能登半島地震による被災者に対する納期限延長の調定額減は以下のとおり。

(1)【固定資産税】 土地:△217,200円、家屋:△381,400円、償却資産:△160,000円

(2)【都市計画税】 土地:△58,800円、家屋:△70,600円

⑩ 国有資産等所在市町村交付金額の推移

団体名		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
国有資産 (円)	最高裁判所	406,700	397,600	389,100	380,900	373,300
	東京地方検察庁	—	—	—	—	—
	多摩少年院	1,852,400	1,859,500	1,862,000	1,860,100	1,886,600
	八王子少年鑑別所	26,700	—	—	—	—
	八王子医療刑務所	—	—	—	—	—
	関東財務局	6,545,600	5,554,600	5,243,100	5,603,300	5,384,100
	東京国税局	728,500	692,500	659,200	628,100	599,000
	関東森林管理局	3,865,300	4,078,700	4,266,600	4,031,800	4,031,800
	関東地方整備局	773,800	757,000	741,200	725,800	712,400
	関東運輸局	3,100	3,000	3,000	3,000	3,300
	北関東防衛局	1,613,200	1,565,600	1,519,900	1,498,900	1,460,100
国有資産分(円)		15,815,300	14,908,500	14,684,100	14,731,900	14,450,600
前年度比(%)		95.9	94.3	98.5	100.3	98.1
公有資産 (円)	東京都 (一般会計)	98,470,900	99,945,100	99,643,100	118,966,100	123,905,500
	東京都 (都営住宅等事業会計)	742,953,900	731,849,800	749,368,000	716,753,600	685,123,000
	東京都 (水道会計)	1,340,900	1,337,200	1,333,700	1,330,500	1,327,400
	日野市	361,700	361,700	361,700	361,700	361,700
公有資産分(円)		843,127,400	833,493,800	850,706,500	837,411,900	810,717,600
前年度比(%)		97.6	98.9	102.1	98.4	96.8
計(円)		858,942,700	848,402,300	865,390,600	852,143,800	825,168,200
前年度比(%)		97.6	98.8	102.0	98.5	96.8

国又は地方公共団体が所有する固定資産のうち国等以外の者が使用している固定資産(宿舍等の貸付資産)や国有林野等に対して、固定資産税相当額を国等が交付する。

平成30年度(2018年度)から、東京地方検察庁・八王子医療刑務所は資産撤去により対象外  
令和2年度(2020年度)から、八王子少年鑑別所は資産撤去により対象外

① 税率・免税点の変遷

年度	税率		都市計画税 課税区域	免税点											
	固定資産税	都市計画税		土地	家屋	償却資産									
昭和25年度 (1950)	1.6/100					10,000円									
昭和26年度 (1951)						30,000円									
昭和27・28年度 (1952・1953)															
昭和29年度 (1954)	1.5/100			10,000円	10,000円	50,000円									
昭和30年度 (1955)	1.4/100														
昭和31・32年度 (1956・1957)							0.1/100			100,000円					
昭和33年度 (1958)							0.2/100	八王子市全域 (31~45年)	20,000円	30,000円	150,000円				
昭和34~38年度 (1959~1963)												24,000円			
昭和39・40年度 (1964・1965)									80,000円	50,000円	300,000円				
昭和41~45年度 (1966~1970)															
昭和46・47年度 (1971・1972)															
昭和48~52年度 (1973~1977)							0.3/100	市街化区域 (46年~)	150,000円	80,000円	1,000,000円				
昭和53~62年度 (1978~1987)															
昭和63年度~平成2年度 (1988~1990)												0.27/100			
平成3年度 (1991)												0.25/100	300,000円	200,000円	1,500,000円
平成4・5年度 (1992・1993)															
平成6年度~令和5年度 (1994~2023)							0.27/100								

## (4) 軽自動車税

種別割調定額等の推移

区 分			令和元年度(2019)					令和2年度(2020)				
			台 数	調 定 額	構 成 比		台数の 前 年 比	台 数	調 定 額	構 成 比		台数の 前 年 比
台 数	調定額	台 数			調定額							
原 動 機 付 自 転 車	二 輪	50cc以下	26,611	53,222,000	20.9	7.2	95.3	25,294	50,588,000	19.9	6.6	95.1
		90cc以下	2,221	4,442,000	1.7	0.6	97.3	2,137	4,274,000	1.7	0.6	96.2
		125cc以下	9,364	22,473,600	7.4	3.1	102.8	9,611	23,066,400	7.6	3.0	102.6
	三輪以上 (ミニカー)		867	3,207,900	0.7	0.4	109.1	1,150	4,255,000	0.9	0.6	132.6
	小計		39,063	83,345,500	30.7	11.3	97.4 (97.8)	38,192	82,183,400	30.1	10.8	97.8 (98.6)
軽 自 動 車	二輪 (被けん引車 (二輪)を含む)		7,975	28,710,000	6.3	3.9	100.1	7,945	28,602,000	6.2	3.7	99.6
	三輪		7	32,200	0.0	0.0	87.5	7	32,200	0.0	0.0	100.0
	四 輪	乗用	53,371	492,546,400	42.0	66.5	101.7	54,344	517,764,200	42.7	67.5	101.8
		貨物用	17,404	82,494,700	13.7	11.1	100.8	17,548	84,442,300	13.8	11.0	100.8
	小計		78,757	603,783,300	62.0	81.5	101.3 (104.6)	79,844	630,840,700	62.7	82.2	101.4 (104.5)
小 型 特 殊 自 動 車	農耕作業用		431	1,034,400	0.3	0.1	99.8	428	1,027,200	0.3	0.1	99.3
	その他		838	4,944,200	0.7	0.7	100.0	853	5,032,700	0.7	0.7	101.8
	小計		1,269	5,978,600	1.0	0.8	99.9 (100.0)	1,281	6,059,900	1.0	0.8	100.9 (101.4)
二輪の 小型自動車			7,948	47,688,000	6.3	6.4	101.0	7,929	47,574,000	6.2	6.2	99.8
計			127,037	740,795,400	100.0	100.0	100.0 (103.5)	127,246	766,658,000	100.0	100.0	100.2 (103.5)

小計欄・計欄の下段括弧内は調定額の前年度比

令和3年度(2021)					令和4年度(2022)					令和5年度(2023)				
台数	調定額	構成比		台数の前年比	台数	調定額	構成比		台数の前年比	台数	調定額	構成比		台数の前年比
		台数	調定額				台数	調定額				台数	調定額	
台	円	%	%	%	台	円	%	%	%	台	円	%	%	%
24,114	48,228,000	18.9	6.1	95.3	23,645	47,290,000	18.3	5.7	98.1	23,074	46,148,000	17.7	5.4	97.6
2,092	4,184,000	1.6	0.5	97.9	2,099	4,198,000	1.6	0.5	100.3	2,061	4,122,000	1.6	0.5	98.2
9,912	23,788,800	7.7	3.0	103.1	10,329	24,789,600	8.0	3.0	104.2	10,665	25,596,000	8.2	3.0	103.3
1,114	4,121,800	0.9	0.5	96.9	1,279	4,732,300	1.0	0.6	114.8	1,235	4,569,500	0.9	0.5	96.6
37,232	80,322,600	29.1	10.1	97.5 (97.7)	37,352	81,009,900	28.9	9.8	100.3 (100.9)	37,035	80,435,500	28.4	9.4	99.2 (99.3)
8,110	29,196,000	6.3	3.7	102.1	8,372	30,139,200	6.5	3.6	103.2	8,495	30,582,000	6.5	3.6	101.5
7	32,200	0.0	0.0	100.0	7	32,200	0.0	0.0	100.0	6	27,600	0.0	0.0	85.7
55,315	544,235,500	43.3	68.5	101.8	56,154	571,608,100	43.4	69.1	101.5	57,001	589,074,600	43.7	69.5	101.5
17,710	86,270,100	13.9	10.8	100.9	17,809	87,760,000	13.7	10.6	100.6	18,008	89,546,900	13.8	10.6	101.1
81,142	659,733,800	63.5	83.0	101.6 (104.6)	82,342	689,539,500	63.6	83.3	101.5 (104.5)	83,510	709,231,100	64.0	83.7	101.4 (102.9)
437	1,048,800	0.3	0.1	102.1	441	1,058,400	0.3	0.1	100.9	449	1,077,600	0.3	0.1	101.8
861	5,079,900	0.7	0.6	100.9	924	5,451,600	0.7	0.7	107.3	924	5,451,600	0.7	0.6	100.0
1,298	6,128,700	1.0	0.8	101.3 (101.1)	1,365	6,510,000	1.0	0.8	105.2 (106.2)	1,373	6,529,200	1.0	0.7	100.6 (100.3)
8,120	48,720,000	6.4	6.1	102.4	8,416	50,496,000	6.5	6.1	103.6	8,628	51,768,000	6.6	6.1	102.5
127,792	794,905,100	100.0	100.0	100.4 (103.7)	129,475	827,555,400	100.0	100.0	101.3 (104.1)	130,546	847,963,800	100.0	99.9	100.8 (102.5)

## (5) 市たばこ税

調定額等の推移

区 分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	推移
合計本数(本)	565,534,222	530,647,335	528,047,546	539,186,665	554,508,976	
前年度比(%)	95.9	93.8	99.5	102.1	102.8	-
税率	一般分(円) (1,000本につき)	5,692		6,552		-
	旧3級品(円)* (1,000本につき)	4,000	(特例税率廃止)	6,122		-
調定額(円)	3,202,880,183	3,118,444,754	3,331,246,389	3,532,750,990	3,633,142,778	
前年度比(%)	100.7	97.4	106.8	106.0	102.8	-
納税義務者数(件)	9	10	11	11	11	-
1人あたりの税額** (円)	5,703	5,555	5,933	6,297	6,493	

\* わかば、エコー、ゴールデンバット(ボックスを除く)、しんせい、ウルマ、バイオレットの6品目

\*\* 各年度の3月31日現在の住民基本台帳に登録された人数の1人あたり

## (6) 事業所税

調定額等の推移

区 分	令和元年度(2019)		令和2年度(2020)		令和3年度(2021)	
	課税標準*	納税義務者数 (人)	課税標準*	納税義務者数 (人)	課税標準*	納税義務者数 (人)
	調定額(千円)		調定額(千円)		調定額(千円)	
資産割	2,802,856	635	2,799,447	630	2,901,192	645
	1,681,686		1,679,641		1,739,926	
従業者割	181,662,196		175,976,121		175,907,950	
	454,151	439,937	441,651			
調定額計	2,135,837	—	2,119,578	—	2,181,577	—
区 分	令和4年度(2022)		令和5年度(2023)			
	課税標準*	納税義務者数 (人)	課税標準*	納税義務者数 (人)		
	調定額(千円)		調定額(千円)			
資産割	2,924,883	663	2,909,110	655		
	1,755,133		1,742,526			
従業者割	183,137,511		186,298,589			
	457,840	465,743				
調定額計	2,212,973	—	2,208,269	—		

\*「課税標準」欄中の単位は、「資産割」が㎡、「従業者割」が千円

## (7) 徴収等

### ① 市税収入の推移

区 分		平成26年度(2014)	平成27年度(2015)	平成28年度(2016)	平成29年度(2017)
調定額 (円)	現年課税分	89,953,940,442	90,203,484,455	89,147,565,782	89,780,320,009
	滞納繰越分	3,586,296,691	3,015,592,074	2,575,829,929	2,264,042,492
	計	93,540,237,133	93,219,076,529	91,723,395,711	92,044,362,501
収入率 (%)	現年課税分	99.0	99.1	99.1	99.3
	滞納繰越分	32.4	33.0	33.3	34.8
	計	96.4	97.0	97.2	97.7
収入額 (円)	現年課税分	89,053,699,467	89,420,596,807	88,309,260,729	89,171,794,520
	滞納繰越分	1,162,167,264	996,147,121	858,314,073	787,331,843
	計	90,215,866,731	90,416,743,928	89,167,574,802	89,959,126,363
還付未済 額 (円)	現年課税分	14,607,295	13,964,142	17,264,787	14,516,654
	滞納繰越分	747,269	468,482	305,647	220,146
	計	15,354,564	14,432,624	17,570,434	14,736,800
純収入額 (円)	現年課税分	89,039,092,172	89,406,632,665	88,291,995,942	89,157,277,866
	滞納繰越分	1,161,419,995	995,678,639	858,008,426	787,111,697
	計	90,200,512,167	90,402,311,304	89,150,004,368	89,944,389,563
純収入率 (%)	現年課税分	99.0	99.1	99.0	99.3
	滞納繰越分	32.4	33.0	33.3	34.8
	計	96.4	97.0	97.2	97.7
不納欠損 額 (円)	現年課税分	9,059,642	2,803,312	1,968,180	2,130,871
	滞納繰越分	309,056,146	232,185,869	299,578,655	416,776,167
	計	318,115,788	234,989,181	301,546,835	418,907,038
収入未済 額 (円)	現年課税分	905,788,628	794,048,478	853,601,660	620,911,272
	滞納繰越分	2,115,820,550	1,787,727,566	1,418,242,848	1,060,154,628
	計	3,021,609,178	2,581,776,044	2,271,844,508	1,681,065,900

平成30年度(2018)	令和元年度(2019)	令和2年度(2020)	令和3年度(2021)	令和4年度(2022)	令和5年度(2023)
90,529,657,580	91,598,396,758	90,847,970,961	89,528,677,744	92,749,959,446	95,066,365,490
1,668,922,977	1,273,035,840	1,099,482,759	1,034,951,283	743,306,577	670,579,686
92,198,580,557	92,871,432,598	91,947,453,720	90,563,629,027	93,493,266,023	95,736,945,176
99.5	99.5	99.4	99.7	99.7	99.8
34.2	36.3	44.6	47.6	37.6	37.2
98.3	98.7	98.7	99.1	99.2	99.4
90,032,544,665	91,168,278,076	90,261,004,161	89,284,443,439	92,464,722,422	94,896,629,949
570,369,163	462,426,518	490,227,172	492,921,770	279,470,343	249,288,236
90,602,913,828	91,630,704,594	90,751,231,333	89,777,365,209	92,744,192,765	95,145,918,185
21,240,603	33,250,848	25,427,905	35,203,499	38,161,505	39,567,413
744,153	807,225	876,975	741,503	1,176,995	761,558
21,984,756	34,058,073	26,304,880	35,945,002	39,338,500	40,328,971
90,011,304,062	91,135,027,228	90,235,576,256	89,249,239,940	92,426,560,917	94,857,062,536
569,625,010	461,619,293	489,350,197	492,180,267	278,293,348	248,526,678
90,580,929,072	91,596,646,521	90,724,926,453	89,741,420,207	92,704,854,265	95,105,589,214
99.4	99.5	99.3	99.7	99.7	99.8
34.1	36.3	44.5	47.6	37.4	37.1
98.2	98.6	98.7	99.1	99.2	99.3
4,141,242	1,730,390	146,001	483,762	97,216	639,160
331,863,334	158,967,439	122,658,041	71,006,645	111,880,372	80,655,446
336,004,576	160,697,829	122,804,042	71,490,407	111,977,588	81,294,606
514,212,276	461,639,140	612,248,704	278,954,042	323,301,313	208,663,794
767,434,633	652,449,108	487,474,521	471,764,371	353,132,857	341,397,562
1,281,646,909	1,114,088,248	1,099,723,225	750,718,413	676,434,170	550,061,356

② 督促状発付の推移

区 分		令和元年度(2019)		令和2年度(2020)	
		金額	件数	金額	件数
(普通・都民税)	調定	千円 13,810,330	件 299,521	千円 13,651,560	件 298,385
	発付	2,502,872	70,365	2,465,242	59,979
	発付/調定	18.1%	23.5%	18.1%	20.1%
(特別・都民税)	調定	44,389,678	434,477	44,996,713	440,114
	発付	364,545	13,213	289,729	10,330
	発付/調定	0.8%	3.0%	0.6%	2.3%
法人市民税	調定	5,603,065	18,516	4,286,339	18,164
	発付	77,678	974	49,626	818
	発付/調定	1.4%	5.3%	1.2%	4.5%
都市固定資産税	調定	42,298,281	768,729	42,661,885	771,881
	発付	2,451,605	76,588	2,510,260	72,761
	発付/調定	5.8%	10.0%	5.9%	9.4%
軽自動車税	調定	749,925	127,037	766,658	127,246
	発付	95,401	17,304	94,265	16,357
	発付/調定	12.7%	13.6%	12.3%	12.9%
特別土地保有税	調定	0	0	0	0
	発付	0	0	0	0
	発付/調定	—	—	—	—
事業所税	調定	2,135,837	728	2,119,578	698
	発付	14,300	18	5,044	6
	発付/調定	0.7%	2.5%	0.2%	0.9%
市たばこ税	調定	3,202,880	92	3,118,445	90
	発付	0	0	0	0
	発付/調定	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)	
金額	件数	金額	件数	金額	件数
千円	件	千円	件	千円	件
13,088,358	288,716	14,469,591	292,890	13,929,963	294,453
1,834,782	53,729	1,992,239	54,151	1,754,068	52,081
14.0%	18.6%	13.8%	18.5%	12.6%	17.7%
44,457,686	444,352	44,904,847	452,269	46,035,275	459,972
287,102	10,161	346,353	11,343	378,898	12,212
0.6%	2.3%	0.8%	2.5%	0.8%	2.7%
4,441,516	18,385	5,071,919	18,721	6,491,550	18,978
50,951	811	60,051	1,003	69,440	1,067
1.1%	4.4%	1.2%	5.4%	1.1%	5.6%
41,507,906	773,156	42,759,483	778,893	43,255,499	782,566
2,006,149	62,942	2,111,933	64,092	1,832,905	58,709
4.8%	8.1%	4.9%	8.2%	4.2%	7.5%
794,905	127,792	827,555	129,475	847,964	130,546
78,551	13,569	85,077	14,179	87,314	14,522
9.9%	10.6%	10.3%	11.0%	10.3%	11.1%
0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0
—	—	—	—	—	—
2,181,577	740	2,212,973	757	2,208,269	700
8,080	10	11,474	16	6,650	8
0.4%	1.4%	0.5%	2.1%	0.3%	1.1%
3,331,246	90	3,532,751	100	3,633,143	94
0	0	0	0	0	0
0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

### ③ 差押えの推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
不動産	税額(千円)	191,295	87,861	52,329	92,274	61,616
	件数(件)	3,901	1,761	1,224	5,113	4,072
	人数(人)	347	103	194	206	182
動産	税額(千円)	529	5,453	10,237	39,262	57,832
	件数(件)	26	126	56	1,680	1,743
	人数(人)	1	2	10	144	149
債権等	税額(千円)	468,141	1,254,533	836,393	760,873	1,067,913
	件数(件)	11,352	23,093	9,941	30,849	45,550
	人数(人)	1,541	3,076	2,804	6,141	12,809
自動車登録	税額(千円)	0	0	0	3,838	6,908
	件数(件)	0	0	0	216	257
	人数(人)	1	0	0	21	18
計	税額(千円)	659,965	1,347,847	898,959	896,247	1,194,269
	件数(件)	15,279	24,980	11,221	37,858	51,622
	人数(人)	1,890	3,181	3,008	6,512	13,158

数値は前年度繰越数と当該年度執行数との合計数(なお、件数は納期別件数)

### ④ 市税口座振替取扱いの推移

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
市・都民税	納税義務者数(人)	116,632	117,112	115,136	115,249	117,409
	加入者数(人)	47,070	47,908	48,275	50,095	21,351
	加入率(%)	40.4	40.9	41.9	43.5	18.2
固定資産税	納税義務者数(人)	190,217	191,056	191,459	192,710	194,259
	加入者数(人)	104,844	107,985	110,160	111,534	63,837
	加入率(%)	55.1	56.5	57.5	57.9	32.9
軽自動車税	納税義務者数(台)	127,037	127,155	127,745	127,745	130,546
	加入者数(人)	10,701	11,076	11,312	11,312	6,132
	加入率(%)	8.4	8.7	8.9	8.9	4.7
計	納税義務者数(人+台)	433,886	435,323	434,340	435,704	442,214
	加入者数(人)	162,615	166,969	169,747	172,941	91,320
	加入率(%)	37.5	38.4	39.1	39.7	20.7

口座振替加入者数について、令和4年度(2022年度)までは当該年度の納税義務者ではない加入者を含んでいたが、令和5年度(2023年度)からは納税義務者のうちの加入者に変更した。

⑤ コンビニエンスストア収納件数

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
個人 市民税	収入件数(件)	287,413	287,943	280,968	284,045	297,061
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	102,719	112,405	105,181	109,731	110,816
	割合(%)	35.7	39.0	37.4	38.6	37.3
都固 市定 計資 産 画 税 税	収入件数(件)	764,354	768,429	770,147	775,954	784,462
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	150,092	170,513	166,175	175,084	180,475
	割合(%)	19.6	22.2	21.6	22.6	23.0
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	125,336	125,978	126,441	128,102	129,600
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	70,999	73,880	69,585	69,558	70,348
	割合(%)	56.6	58.6	55.0	54.3	54.3
計	収入件数(件)	1,177,103	1,182,350	1,177,556	1,188,101	1,211,123
	うちコンビニエンス ストア収入件数(件)	323,810	356,798	340,941	354,373	361,639
	割合(%)	27.5	30.2	29.0	29.8	29.9

⑥ ネットバンキング収納件数

区 分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
個人 市民税	収入件数(件)	287,413	287,943	280,968	284,045	297,061
	うちネットバンキング収入 件数(件)	2,053	3,540	1,711	1,843	2,215
	割合(%)	0.7	1.2	0.6	0.6	0.7
都固 市定 計資 産 画 税 税	収入件数(件)	764,354	768,429	770,147	775,954	784,462
	うちネットバンキング収入 件数(件)	3,050	5,534	2,911	2,826	4,417
	割合(%)	0.4	0.7	0.4	0.4	0.6
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	125,336	125,978	126,441	128,102	129,600
	うちネットバンキング収入 件数(件)	682	1,306	433	503	685
	割合(%)	0.5	1.0	0.3	0.4	0.5
計	収入件数(件)	1,177,103	1,182,350	1,177,556	1,188,101	1,211,123
	うちネットバンキング収入 件数(件)	5,785	10,380	5,055	5,172	7,317
	割合(%)	0.5	0.9	0.4	0.4	0.6

⑦ 電子マネー収納件数

区 分		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
個人 市民税	収入件数(件)	287,943	280,968	284,045	297,061
	うち電子マネー 収入件数(件)	533	9,570	13,876	17,505
	割合(%)	0.2	3.4	4.9	5.9
都固 市定 計資 産 画 税	収入件数(件)	768,429	770,147	775,954	784,462
	うち電子マネー 収入件数(件)	1,150	16,387	23,810	31,196
	割合(%)	0.1	2.1	3.1	4.0
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	125,978	126,441	128,102	129,600
	うち電子マネー 収入件数(件)	12	4,653	7,323	9,750
	割合(%)	0.0	3.7	5.7	7.5
計	収入件数(件)	1,182,350	1,177,556	1,188,101	1,211,123
	うち電子マネー 収入件数(件)	1,695	30,610	45,009	58,451
	割合(%)	0.1	2.6	3.8	4.8

⑧ クレジットカード収納件数

区 分		令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
個人 市民税	収入件数(件)	287,943	280,968	284,045	297,061
	うちクレジットカード 収入件数(件)	184	1,975	2,529	3,582
	割合(%)	0.1	0.7	0.9	1.2
都固 市定 計資 産 画 税	収入件数(件)	768,429	770,147	775,954	784,462
	うちクレジットカード 収入件数(件)	245	3,577	4,655	7,483
	割合(%)	0.0	0.5	0.6	1.0
軽 自 動 車 税	収入件数(件)	125,978	126,441	128,102	129,600
	うちクレジットカード 収入件数(件)	0	911	1,132	2,079
	割合(%)	0.0	0.7	0.9	1.6
計	収入件数(件)	1,182,350	1,177,556	1,188,101	1,211,123
	うちクレジットカード 収入件数(件)	429	6,463	8,316	13,144
	割合(%)	0.0	0.5	0.7	1.1

⑨ 本市と多摩26市の滞納率の推移

単位:%

区分	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
八王子市	1.4	1.2	1.1	0.8	0.7
多摩26市平均	1.3	1.2	1.3	1.0	1.0

⑩市税収納チャネル別収入実績の推移

区分		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
個人市民税、 固定資産税、 都市計画税、 軽自動車税	収入件数(件)	1,177,103	1,182,350	1,177,556	1,188,101	1,211,123
	収入金額(千円)	50,943,350	51,190,037	49,952,299	52,022,673	52,328,260
コンビニエンス ストア収納	収入件数(件)	323,810	356,798	340,941	354,373	361,639
	件数割合(%)	27.5	30.2	29.0	29.8	29.9
	収入金額(千円)	6,917,893	6,517,145	6,204,000	6,690,189	6,847,185
	収入割合(%)	13.6	12.7	12.4	12.9	13.1
口座振替	収入件数(件)	370,817	376,571	377,480	380,342	420,077
	件数割合(%)	31.5	31.9	32.1	32.0	34.7
	収入金額(千円)	18,949,399	19,822,933	19,856,259	21,747,691	22,202,157
	収入割合(%)	37.2	38.7	39.8	41.8	42.4
ネットバンキング 収納	収入件数(件)	5,785	10,380	5,055	5,172	7,317
	件数割合(%)	0.5	0.9	0.4	0.4	0.6
	収入金額(千円)	182,599	258,218	130,981	140,102	622,207
	収入割合(%)	0.4	0.5	0.3	0.3	1.2
電子マネー 収納	収入件数(件)	—	1,695	30,610	45,009	58,451
	件数割合(%)	—	0.1	2.6	3.8	4.8
	収入金額(千円)	—	44,887	661,787	965,770	1,280,478
	収入割合(%)	—	0.1	1.3	1.8	2.4
クレジット カード収納	収入件数(件)	—	429	6,463	8,316	13,144
	件数割合(%)	—	0.0	0.5	0.7	1.1
	収入金額(千円)	—	13,536	164,605	231,364	405,725
	収入割合(%)	—	0.0	0.3	0.4	0.8
その他収納 (市役所窓口・ 金融機関等)	収入件数(件)	476,691	436,477	417,007	394,889	350,495
	件数割合(%)	40.5	36.9	35.4	33.3	28.9
	収入金額(千円)	24,893,459	24,533,317	22,934,667	22,247,557	20,970,508
	収入割合(%)	48.8	47.9	45.9	42.8	40.1

## (8) その他

### ① 地方譲与税の譲与額の推移

#### ア 地方揮発油譲与税

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
6月	70,632	88.8	85,794	121.5	80,053	93.3	68,784	85.9	68,542	99.6
11月	106,481	92.4	75,547	70.9	81,025	107.3	100,913	124.5	101,992	101.1
3月	76,242	85.3	87,186	114.4	96,431	110.6	76,046	78.9	76,246	100.3
計	253,355	89.2	248,527	98.1	257,509	103.6	245,743	95.4	246,780	100.4

揮発油の数量に対して課税される地方揮発油税の42/100に相当する額が、各市町村の市町村道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分譲与される(地方揮発油譲与税法第1条から第3条)。

#### イ 自動車重量譲与税

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	金額	前年度比								
	千円	%								
6月	202,521	111.1	189,781	93.7	211,872	111.6	189,804	89.6	205,269	108.1
11月	304,572	106.7	296,535	97.4	300,918	101.5	305,262	101.4	307,251	100.7
3月	222,534	95.8	236,755	106.4	223,469	94.4	240,478	107.6	231,455	96.2
計	729,627	104.2	723,071	99.1	736,259	101.8	735,544	99.9	743,975	101.1

車両検査時に課税される自動車重量税の407/1000に相当する額が、各市町村の市町村道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分譲与される(自動車重量譲与税法第1条及び第2条)。

#### ウ 地方道路譲与税

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	円	%	円	%	円	%	円	%
6月	0	-	1	皆増	2	200.0	0	皆減
11月	100	皆増	1	1.0	1	100.0	0	皆減
3月	2	皆増	1	50.0	1	100.0	1	100.0
計	102	皆増	3	2.9	4	133.3	1	25.0

揮発油の数量に対して課税される地方道路税の42/100に相当する額が、各市町村の市町村道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分譲与される(旧地方道路譲与税法第2条及び第3条)。

※令和5年度から地方自治法施行規則より歳入科目が削除された。

#### エ 森林環境譲与税

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
9月	14,004	皆増	29,760	212.5	29,810	100.2	39,355	132.0	39,355	100.0
3月	14,005	皆増	29,760	212.5	30,054	101.0	39,355	130.9	39,355	100.0
計	28,009	皆増	59,520	212.5	59,864	100.6	78,710	131.5	78,710	100.0

森林環境税の9/10(※)相当額が、各市町村の私有林人工林面積、林業就業者数及び人口に基づき按分譲与される(森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第27条及び第28条)。

※令和元年度(2019年度)創設。経過措置として令和4・5年度(2022・2023年度)は8.8/10とし、段階的に9/10に移行

② 税にかかる交付金の交付額の推移

ア 利子割交付金

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	金額	前年 度比								
	千円	%								
8月	55,685	82.7	52,070	93.5	48,803	93.7	57,322	117.5	55,889	97.5
12月	40,421	69.5	36,697	90.8	34,071	92.8	52,483	154.0	57,842	110.2
3月	24,954	67.4	24,406	97.8	21,536	88.2	26,662	123.8	45,237	169.7
計	121,060	74.5	113,173	93.5	104,410	92.3	136,467	130.7	158,968	116.5

預貯金などの利子に応じて課税される都民税利子割(徴税費相当額控除後のもの)の3/5相当額が、各市町村が取り扱う都民税額に基づき按分交付される。

イ 配当割交付金

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	金額	前年 度比								
	千円	%								
8月	174,778	106.1	161,752	92.5	164,415	101.6	193,668	117.8	205,976	106.4
12月	37,696	106.0	37,109	98.4	47,554	128.1	41,217	86.7	47,297	114.8
3月	388,323	114.1	346,425	89.2	538,369	155.4	490,112	91.0	592,802	121.0
計	600,797	111.1	545,286	90.8	750,338	137.6	724,997	96.6	846,075	116.7

上場株式等の配当等に対して課税される都民税配当割(徴税費相当額控除後のもの)の3/5相当額が、各市町村が取り扱う都民税額に基づき按分交付される。

ウ 株式等譲渡所得割交付金

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	金額	前年 度比								
	千円	%								
計	369,438	84.1	630,735	170.7	917,672	145.5	555,017	60.5	909,638	163.9

上場株式等の譲渡益に対して課税される都民税株式等譲渡所得割(徴税費相当額控除後のもの)の3/5相当額が、各市町村が取り扱う都民税額に基づき按分交付される。

エ 法人事業税交付金

区分	令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	千円	%	千円	%	千円	%	千円	%
8月	214,561	皆増	618,207	288.1	1,048,872	169.7	1,400,204	133.5
12月	35,539	皆増	154,730	435.4	309,086	199.8	353,590	114.4
3月	74,360	皆増	336,790	452.9	534,347	158.7	767,902	143.7
計	324,460	皆増	1,109,727	342.0	1,892,305	170.5	2,521,696	133.3

法人事業税の7.7/100相当額が、各市町村の従業者数(※)に基づき按分交付される。

※令和2年度(2020年度)創設。経過措置として令和4年度(2022年度)は2/3が従業者数、1/3が法人税割により按分交付される。

オ 地方消費税交付金

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	金額	前年度比								
	千円	%								
6月	2,560,851	101.6	2,819,672	110.1	2,675,123	94.9	3,343,149	125.0	3,672,935	109.9
9月	3,187,636	97.9	4,163,735	130.6	4,488,446	107.8	4,067,591	90.6	4,081,545	100.3
12月	1,364,373	74.8	2,224,232	163.0	2,849,158	128.1	2,808,500	98.6	2,334,099	83.1
3月	2,729,820	101.7	3,130,962	114.7	3,466,001	110.7	3,751,563	108.2	3,763,867	100.3
計	9,842,680	95.7	12,338,601	125.4	13,478,728	109.2	13,970,803	103.7	13,852,446	99.2
一般財源分	5,176,047	95.7	5,103,857	98.6	5,306,332	104.0	5,532,172	104.3	5,467,314	98.8
社会保障財源分	4,666,633	95.7	7,234,744	155.0	8,172,396	113.0	8,438,631	103.3	8,385,132	99.4

地方消費税(2.2%)の内、10/22については、都道府県間の清算後の額の1/2相当額が一般財源分として、市町村の人口及び従業者数に基づき按分交付される。12/22については、都道府県間の清算後の額の1/2相当額が社会保障財源分として市町村の人口に基づき按分交付される。

カ ゴルフ場利用税交付金

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	円	%	円	%	円	%	円	%	円	%
8月	38,611,331	99.3	30,589,035	79.2	38,896,826	127.2	38,527,087	99.0	37,105,070	96.3
12月	29,396,386	99.4	27,919,332	95.0	29,360,202	105.2	29,596,761	100.8	30,273,552	102.3
3月	23,701,894	94.2	24,626,954	103.9	24,948,421	101.3	23,361,101	93.6	24,731,043	105.9
計	91,709,611	98.0	83,135,321	90.7	93,205,449	112.1	91,484,949	98.2	92,109,665	100.7

ゴルフ場利用時に課税されるゴルフ場利用税の7/10相当額が、ゴルフ場が所在する市町村へ交付される。

キ 環境性能割交付金

区分	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年度 (2023)	
	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比	金額	前年 度比
8月	円 -	% -	円 41,670,913	% 皆増	円 73,091,552	% 175.4	円 68,078,409	% 93.1	円 73,975,705	% 108.7
12月	19,536,000	皆増	66,726,527	341.6	58,456,000	87.6	84,008,000	143.7	91,914,000	109.4
3月	85,553,659	皆増	71,427,815	83.5	101,446,000	142.0	116,939,000	115.3	130,310,000	111.4
計	105,089,659	皆増	179,825,255	171.1	232,993,552	129.6	269,025,409	115.5	296,199,705	110.1

自動車の取得に対して課税される自動車税環境性能割(徴税费相当額控除後のもの)の43/100(※)相当額が、各市町村の市道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分して交付される。

※令和元年度(2019年度)創設。

ク 自動車取得税交付金

区分	令和元年度 (2019)	
	金額	前年 度比
8月	千円 163,870	% 100.9
12月	133,532	70.8
3月	-	-
計	297,402	50.6

自動車の取得に対して課税される自動車取得税(徴税费相当額控除後のもの)の7/10相当額が、各市町村の市道の延長(長さの合計)及び面積に基づき按分して交付される。令和元年(2019年)10月の自動車取得税の廃止に伴い廃止された。

③ 個人都民税徴収取扱費の交付額の推移

区 分		令和元年度(2019)		令和2年度(2020)	
		金額	前年度比	金額	前年度比
個人都民税	納税義務者数によるもの	円 835,497,000	% 101.0	円 848,130,000	% 101.5
	平成18年度以前賦課決定分によるもの	197,537	80.4	187,425	94.9
	過誤納金その他によるもの	54,992,862	113.5	78,841,161	143.4
	計	890,687,399	101.7	927,158,586	104.1

※個人都民税徴収取扱費

個人市民税と併せて賦課徴収する個人都民税の賦課徴収に要する費用を補償するための徴収取扱費

- ・平成18年度(2006年度)以前賦課決定分は、納税通知書等1通60円、払込税額の7/100
- ・平成19・20年度(2007・2008年度)賦課決定分は、納税義務者1人4,000円
- ・平成21・22年度(2009・2010年度)賦課決定分は、納税義務者1人3,300円
- ・平成23年度(2011年度)以降賦課決定分は、納税義務者1人3,000円

④ 延滞金額・加算金額の推移

区 分		令和元年度(2019)		令和2年度(2020)	
		金額	前年度比	金額	前年度比
市税納付延滞金		円 68,276,396	% 86.4	円 62,160,313	% 91.0
市税不申告等加算金		1,621,500	80.0	707,200	43.6

⑤ 還付金額・還付加算金額の推移

区 分		令和元年度(2019)		令和2年度(2020)	
		金額	前年度比	金額	前年度比
歳入還付		円 237,045,496	% 88.4	円 410,596,942	% 173.2
歳出還付		258,058,076	98.6	370,310,224	143.5
還付加算金		1,516,506	52.7	2,270,477	149.7

令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)	
金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
円	%	円	%	円	%
847,335,000	99.9	856,188,000	101.0	862,221,000	100.7
166,804	89.0	60,747	36.4	57,167	94.1
54,195,565	68.7	61,016,279	112.6	58,886,477	96.5
901,697,369	97.3	917,265,026	101.7	921,164,644	100.4

令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)	
金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
円	%	円	%	円	%
54,079,456	87.0	40,271,929	74.5	38,073,042	94.5
3,453,500	488.3	1,733,800	50.2	1,385,400	79.9

令和3年度(2021)		令和4年度(2022)		令和5年度(2023)	
金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
円	%	円	%	円	%
206,876,369	50.4	238,211,225	115.1	312,518,370	131.2
300,096,014	81.0	276,126,915	92.0	383,767,172	139.0
1,262,738	55.6	801,151	63.4	1,959,951	244.6

## 資料 各年度の税制改正の主な内容

区分	税目	税制改正の内容
平成元年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率区分を7段階から3段階に変更</li> <li>・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ</li> <li>・ 障害者、未成年者、老年者及び寡婦の非課税限度額の引上げ</li> <li>・ 長期譲渡所得に係る課税の特例における特別控除後の譲渡益 4,000 万円超部分の比例税率化</li> <li>・ 特定市街化区域農地等の譲渡に係る軽減税率の引下げ</li> <li>・ みなし法人課税制度の適用期間の延長(平成6年度(1994 年度)まで)</li> <li>・ 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の延長(平成3年度(1991 年度)まで)</li> <li>・ 同居寝たきり老親等に係る扶養控除額等の引上げ</li> <li>・ 寡婦控除の特別加算の創設</li> <li>・ 寄附金控除の創設(対象:東京都共同募金会への寄附)</li> <li>・ 基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額の引上げ</li> <li>・ 特定扶養親族に係る扶養控除の割増控除の創設</li> <li>・ 配偶者特別控除額の引上げ</li> <li>・ 障害者控除額、寡婦(寡夫)控除額及び勤労学生控除額の引上げ</li> <li>・ 障害者控除の対象となる障害者の範囲の拡大(精神障害者を加入)</li> <li>・ 配偶者控除又は扶養控除の適用対象となる者の所得限度額の引上げ</li> <li>・ 白色事業専従者控除額の引上げ</li> <li>・ 資産所得の合算課税制度の廃止</li> <li>・ 外国税額控除に係る控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間の短縮</li> <li>・ 株式等の譲渡所得に係る申告分離課税制度の導入</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・ 税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成2年(1990 年)自動車排出ガス規制適合車に対する軽減措置(平成元・2年度(1989・1990 年度))</li> <li>・ 電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間の延長(平成2年度(1990 年度)まで)</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 納税義務の免除措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
	市たばこ消費税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税の創設に伴い、廃止→市たばこ税の創設</li> </ul>
	電気税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税の創設に伴い、廃止</li> </ul>
	ガス税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税の創設に伴い、廃止</li> </ul>
	木材引取税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費税の創設に伴い、廃止</li> </ul>
	平成2年度	個人市民税
固定資産税・都市計画税		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・ 非課税措置の見直し</li> </ul>
軽自動車税		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 精神障害者と生計を一にする者が運転する軽自動車等に係る軽自動車税の減免制度の創設</li> </ul>
特別土地保有税		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化区域における課税の特例措置(ミニ保有税)の適用期間の延長(平成3年度(1991 年度)まで)</li> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 納税義務の免除措置の見直し</li> <li>・ 税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
事業所税		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>

平成 3 年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 税率適用区分の見直し</li> <li>・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ</li> <li>・ 基礎控除額、配偶者控除額、扶養控除額及び配偶者特別控除額の引上げ</li> <li>・ 寄附金控除の対象の拡大(4月から9月までの日本赤十字社東京都支部への寄附を対象に加入)肉用牛の売却による事業所得にかかる所得税の課税の特例措置の適用期間の延長(平成8年度(1996年度)まで)</li> <li>・ 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の適用期間の延長(平成5年度(1993年度)まで)</li> <li>・ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用期間の延長(平成10年度(1998年度)まで)</li> <li>・ 土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の引上げ</li> <li>・ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得に係る軽減税率の引下げと適用期間の延長(平成9年度(1997年度)まで)</li> <li>・ 居住用財産を譲渡した場合の課税の長期譲渡所得に係る軽減税率の適用区分の見直しとその特例の適用期間の延長</li> <li>・ 特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率の特例の段階的廃止</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免税点の引上げ</li> <li>・ 長期営農継続農地制度の廃止</li> <li>・ 「宅地化する農地」に対する宅地並み課税の導入</li> <li>・ 平成3年度(1991年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成5年度(1993年度)まで)非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・ 税額の軽減措置の見直し</li> <li>・ 固定資産評価基準の改正</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昭和62年(1987年)2月15日前に取得されたミニカーにかかる税率の特例措置の廃止</li> <li>・ 平成2年(1990年)自動車排出ガス規制適合車に対する軽減措置の廃止</li> <li>・ 電気自動車に係る税率の軽減措置の適用期間の延長(平成4年度(1992年度)まで)</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 免税点の引下げ(平成12年度(2000年度)まで)</li> <li>・ 市街化区域内に所在する土地の10年間の課税期間の撤廃</li> <li>・ 駐車場、資材置き場その他の土地自体の利用を主たる目的とする施設のうち建物又は構築物を伴わないものを免除制度から除外(平成13年度(2001年度)まで)</li> <li>・ 遊休土地に係る特別土地保有税の創設</li> <li>・ 非課税措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成 4 年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ</li> <li>・ みなし法人課税制度の廃止</li> <li>・ 青色申告特別控除の創設</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の適用期限の延長(平成4年度(1992年度)のみ)</li> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成 5 年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ</li> <li>・ 寄附金控除の対象の拡大(都道府県、市町村及び特別区への寄附を対象に加入)</li> <li>・ 長期譲渡所得の課税の特例の対象となる確定優良住宅地等予定地のための譲渡の範囲の拡大</li> <li>・ 山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の延長(平成7年度(1995年度)まで)</li> <li>・ 利子非課税制度の非課税限度額の引上げ</li> <li>・ 居住用財産の買替え特例制度の創設(平成5年(1993年)4月1日～平成7年(1995年)3月31日の譲渡に適用)</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成6年度(1994年度)の評価替えに伴う税負担の調整(平成8年度(1996年度)まで)</li> <li>・ 特定市街化区域農地に係る軽減措置の拡充</li> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・ 税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気自動車に係る税率の軽減措置適用期間の延長(平成6年度(1994年度)まで)</li> </ul>

	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の適用期限の延長(平成5年度(1993年度)のみ)</li> <li>非課税措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成6年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>定率減税(平成6年度(1994年度)のみ)</li> <li>均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ</li> <li>特定扶養控除額の引上げ前年中に所得を有しなかった者に係る非課税措置の廃止</li> <li>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用対象範囲の拡大</li> <li>特定の居住用財産の買い替え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例の拡大</li> <li>給与所得者が住宅資金の貸付等を受けた場合の課税の特例の延長(平成9年度(1997年度)まで)</li> <li>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例措置の見直し</li> <li>有限会社が最低資本金を満たすために利益の配当を出資の払込みに充てた場合の非課税制度の創設</li> </ul>
	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人住民税均等割の税率の見直し</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成6年度(1994年度)評価替えに伴う負担調整措置(平成8年度(1996年度)まで)</li> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> <li>固定資産評価基準の改正</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の対象となる土地の取得期限の繰上げ(平成5年(1993年)12月31日までに取得された分まで)</li> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
		商品切手発行税
平成7年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率適用区分の改正、各種控除の引上げ等による恒久的な制度減税</li> <li>定率による特別減税(平成7年度(1995年度)のみ)</li> <li>土地等に係る長期譲渡所得に係る税率の引下げ</li> <li>山林を現物出資した場合の山林所得に係る所得割の納期限の特例措置の廃止</li> <li>株式等に係る譲渡所得等の対象の拡大(特定株式投資信託益証券の譲渡による所得を加入)</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>地価下落に対応するための臨時的な課税標準の特例措置の導入(平成8年度(1996年度)まで)</li> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>電気自動車に係る税率の軽減措置の廃止</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>納税義務の免除措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
平成8年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別減税の継続(平成8年度(1996年度)のみ)</li> <li>均等割の税率の引上げ</li> <li>心身障害者扶養共済制度の創設に伴う整備</li> <li>肉用牛の売却による事業所得にかかる所得税の課税の特例措置の適用期間の延長(平成13年度(2001年度)まで)</li> <li>みなし配当課税の特例措置の創設</li> <li>ストックオプション制度の創設に伴う整備</li> <li>土地等の長期譲渡所得に係る税率の引下げ</li> <li>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る税率の引下げと特例の適用期間の延長(平成14年度(2002年度)まで)</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>負担調整率の引下げ</li> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> </ul>

	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成9年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都から市への税源移譲に伴う税率の引上げ</li> <li>・ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用期間の延長(平成15年度(2003年度)まで)</li> <li>・ 特定中小会社の株式の譲渡損に対する課税の特例の創設</li> <li>・ スtockオプション税制の適用対象の拡大</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成9年度(1997年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成11年度(1999年度)まで)</li> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・ 税額の軽減措置の見直し</li> <li>・ 固定資産評価基準の改正</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者、精神障害者に対する減免の対象範囲の拡大</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都から市への税源移譲に伴う税率の引上げ</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場、資材置き場その他の土地自体の利用を主たる目的とする施設のうち建物又は構築物を伴わないものの免除制度からの除外の解除</li> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 納税義務の免除措置の見直し</li> <li>・ 税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成10年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別減税(平成10年度(1998年度)のみ)</li> <li>・ 土地譲渡益に対する課税の軽減</li> <li>・ 特定扶養親族に係る扶養控除額、特別障害者控除額、同居特別障害者扶養控除額の引上げ</li> <li>・ 均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ</li> <li>・ 会社型投資信託、私募投資信託の創設に伴う整備</li> <li>・ 特定目的会社(SPC)の創設に伴う整備</li> <li>・ スtockオプション税制の適用対象の拡大</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・ 税額の軽減措置の見直し</li> <li>・ 固定資産評価基準の改正</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身体障害者、精神障害者に対する減免の対象範囲の拡大(ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害を対象に加入)</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保有期間10年超の土地を課税対象から除外</li> <li>・ 免税点の引上げ</li> <li>・ 市街化区域における特例措置(ミニ保有税)の経過措置の廃止</li> <li>・ 地価下落に対応した課税標準額の簡易な修正制度の創設</li> <li>・ 土地の取得後有効利用されるまでの一定期間における徴収猶予及び納税義務の免除制度の創設</li> <li>・ 土地区画整理事業等の施行に係る使用収益できない土地に係る課税の特例の創設</li> <li>・ 非課税措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成11年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所得割の最高税率の引下げ及び定率減税</li> <li>・ 居住用財産の買替えの場合の譲渡損失の繰越控除制度の創設(平成13年度(2001年度)まで)</li> <li>・ 土地等の長期譲渡所得に係る税率の引下げ</li> <li>・ 所得割の非課税限度額の引上げ</li> <li>・ 株式等の譲渡所得に係る所得税の源泉分離選択課税の廃止に伴う整備(申告分離課税一本化)</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 課税客体となる償却資産の範囲の縮小</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・ 税額の軽減措置の見直し</li> <li>・ 固定資産評価基準の改正</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国から地方への税源移譲に伴う税率の引上げ</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 徴収猶予制度の拡充</li> <li>・ 非課税措置の見直し</li> <li>・ 税額の軽減措置の見直し</li> </ul>

平成 12 年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ</li> <li>肉用牛の売却による事業所得にかかる所得税の課税の特例措置の適用期間の延長(平成19年度(2007年度)まで)</li> <li>医療費控除の対象となる医療費の範囲の拡大(特別養護老人ホーム入所者に係る介護費用及び食費の自己負担額を対象に加入)</li> <li>損害保険料控除の対象となる共済に係る契約の範囲の拡大</li> <li>特定中小会社の株式の譲渡益に対する課税の特例の創設</li> <li>集団投資スキームに係る制度の整備に伴う整備</li> <li>確定拠出年金制度の創設に伴う整備</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成12年度(2000年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成14年度(2002年度)まで)</li> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> <li>固定資産評価基準の改正</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>納税義務の免除措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成 13 年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>株式等譲渡益課税の申告分離一本化の延期</li> <li>長期保有株式に係る少額譲渡益非課税制度の創設</li> <li>商品先物取引による所得に対する申告分離課税制度の創設</li> <li>生命保険料控除及び損害保険料控除の対象範囲の整理</li> <li>確定給付型企業年金制度の創設に伴う整備</li> <li>土地の譲渡益課税の特例の適用期限の延長(平成16年度(2004年度)まで)</li> <li>居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除の特例の適用期限の延長(平成16年度(2004年度)まで)</li> </ul>
	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社分割制度の創設に伴う整備</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>被災住宅用地に係る特例措置の創設</li> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> <li>固定資産評価基準の改正</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収猶予納税義務の免除制度の拡充</li> <li>恒久的な建物、施設等の用に供する土地の免除制度に係る特例の適用期間の延長(平成23年度(2011年度)まで)</li> <li>非課税措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
平成 14 年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>均等割及び所得割の非課税限度額の引上げ</li> <li>土地等の長期譲渡所得に対する税率の引下げ</li> <li>株式等譲渡益に係る申告不要の特例の創設</li> <li>寄附金控除の対象となる日本赤十字社への寄附の期間制限の廃止</li> </ul>
	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>国税における連結納税制度の導入に伴う整備</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧制度の見直し及び固定資産課税台帳の閲覧制度の創設</li> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> <li>固定資産評価基準の改正</li> </ul>
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>徴収猶予納税義務の免除制度の拡充</li> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> <li>税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成 15 年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者特別控除のうち配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除の廃止</li> <li>公募株式投資信託課税の見直し</li> <li>特定中小会社の特定株式を上場等の日以後に譲渡した場合の譲渡所得等の課税の特例の適用要件の緩和(譲渡期間の延長)</li> <li>先物取引に係る雑所得等の課税の特例の創設</li> <li>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の見直し</li> </ul>

	法人市民税	・政党、政治団体の均等割非課税団体化
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 15 年度(2003 年度)の評価替えに伴う負担調整措置(平成 17 年度(2005 年度)まで)</li> <li>・非課税措置の見直し</li> <li>・課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・固定資産評価基準の改正</li> <li>・税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	市たばこ税	・税率の引上げ
	特別土地保有税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税停止</li> <li>・非課税措置の見直し</li> <li>・税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新增設に係る事業所税の廃止</li> <li>・非課税措置の見直し</li> <li>・課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成 16 年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生計同一の妻への均等割非課税措置の段階的廃止</li> <li>・均等割及び所得割の非課税限度額の引下げ</li> <li>・公的年金等控除の見直し、老年者控除の廃止及び老年者特別加算の特例措置の創設</li> <li>・特定中小会社の発行した株式の課税の特例の適用対象範囲の拡大非上場株式等の譲渡所得に係る税率の引下げ</li> <li>・公募株式投資信託の譲渡益について優遇税率を適用</li> <li>・相続財産に係る株式をその発行した上場会社等以外の株式会社に譲渡した場合のみなし配当課税の特例の創設</li> <li>・小規模企業共済等掛金控除に係る確定拠出年金の拠出限度額の引上げ</li> <li>・居住用財産の買換えの場合の譲渡損失の繰越控除の特例の拡充・延長(平成 19 年度(2007 年度)まで)</li> <li>・特定居住用財産の譲渡損失の損益通産及び繰越控除の特例の創設</li> <li>・土地等に係る長期譲渡所得の課税の特例について税率軽減を廃止</li> <li>・優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡</li> <li>・所得の課税の特例税率の引下げと特例の適用期間の延長(平成 21 年度(2009 年度)まで)</li> <li>・土地等に係る長期譲渡所得に係る 100 万円特別控除の廃止</li> <li>・土地等に係る短期譲渡所得の課税の特例税率の引下げ</li> <li>・短期所有土地の譲渡をした場合の土地の譲渡等に係る事業所得等の課税の特例の運用停止措置期限の延長(平成 20 年(2008 年)12 月 31 日まで)</li> </ul>
	固定資産税	・特定の家屋の附帯設備の納税義務者の特例の創設
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非課税措置の見直し</li> <li>・課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・税額の軽減措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非課税措置の見直し</li> <li>・課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成 17 年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定率減税の 1/2 縮減</li> <li>・65 歳以上の者に係る非課税措置の廃止、それに伴う経過措置</li> <li>・無価値化した特定管理株式について株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用</li> <li>・公開株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止</li> <li>・上場株式等の自己の株式の公開買付けのみなし配当課税の特例の適用期限の延長(平成 19 年(2007 年)3 月 31 日まで)</li> <li>・先物取引に係る雑所得等の課税の特例の適用範囲の拡大</li> <li>・特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用範囲の拡大及び適用期間の延長(平成 19 年(2007 年)3 月 31 日まで)</li> <li>・肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置の適用期間の延長(平成 21 年度(2009 年度)まで)</li> <li>・国民年金等に係る社会保険料控除の適用について控除証明書等の添付等義務化</li> <li>・給与支払報告書の提出対象者の範囲の拡大</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・非課税措置の見直し</li> <li>・課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・固定資産評価基準の改正</li> </ul>
	特別土地保有税	・徴収猶予制度の見直し
	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国から地方への税源移譲に伴い所得割の税率を 6% に統一</li> <li>・定率減税の廃止</li> <li>・損害保険料控除を改組し地震保険料控除を創設</li> <li>・均等割及び所得割の非課税限度額の引下げ</li> </ul>
	固定資産税	・耐震改修住宅への減額措置の創設

平成18年度	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年度(2006年度)評価替えに伴う負担調整措置の簡素化</li> <li>著しい地価下落に対応した臨時的な税負担の据置措置の廃止</li> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> <li>固定資産評価基準の改正</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率の引上げ</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成19年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の延長(平成20年(2008年)12月31日まで)</li> <li>上場株式等の配当等に係る軽減税率の延長(平成21年(2009年)3月31日まで)</li> <li>特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得の課税の特例の適用期間の延長(平成21年(2009年)3月31日まで)</li> <li>特定居住用財産の買換え及び交換による長期譲渡所得に係る課税の特例措置の延長(平成21年(2009年)12月31日まで)</li> <li>居住用財産の買換え等に係る譲渡損失の繰越控除等の適用期間の延長(平成21年(2009年)12月31日まで)</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅のバリアフリー改修に係る減額措置の創設</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄軌道用地の評価方法の改正</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成20年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>寄附金税制の拡充(所得控除方式から税額控除方式へ)</li> <li>上場株式等の譲渡益に係る軽減税率の廃止に伴う経過措置(平成23年度(2011年度)分まで)</li> <li>上場株式等の配当等に係る軽減税率の期限を平成20年(2008年)12月31日に前倒し(平成23年度(2011年度)分まで経過措置)</li> <li>公的年金からの特別徴収制度の導入</li> <li>特定中小会社の特定株式に係る譲渡所得等の課税の特例の廃止</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>償却資産に係る理論帳簿価額制度の廃止</li> <li>長期優良住宅に係る減額措置の創設</li> <li>住宅の省エネルギー改修に係る減額措置の創設</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成21年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅借入金等特別税額控除の創設</li> <li>上場株式等の譲渡益及び配当等に係る軽減税率の延長(平成23年(2011年)12月31日まで)</li> <li>無価値化した特定管理株式に係る譲渡所得等の課税の特例の適用範囲の拡大</li> <li>企業型確定拠出年金への個人拠出の導入に伴う所得控除対象の見直し(掛金全額を対象化)</li> <li>確定拠出年金の拠出限度額の引上げ</li> <li>土地等の長期譲渡所得に係る特別控除の創設</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>非課税措置の見直し</li> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成22年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養控除の見直し(年少扶養控除・16歳以上19歳未満の特定扶養控除上乘せ部分の廃止)</li> <li>少額上場株式等に係る配当所得・譲渡所得等の非課税措置の創設</li> <li>生命保険料控除の見直し(介護医療保険料控除を創設)</li> <li>居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等に係る特例の延長(平成23年(2011年)12月31日まで)</li> <li>特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等に係る特例の延長(平成23年(2011年)12月31日まで)</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>新築住宅・新築中高層耐火住宅に係る減額措置の延長(平成24年(2012年)3月31日新築分まで)</li> <li>長期優良住宅に係る減額措置の延長(平成24年(2012年)3月31日新築分まで)</li> <li>住宅のバリアフリー改修に係る減額措置の延長(平成25年(2013年)3月31日改修分まで)</li> <li>住宅の省エネルギー改修に係る減額措置の延長(平成25年(2013年)3月31日改修分まで)</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>税率の引上げ</li> </ul>
	事業所税	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>

平成23年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上場株式等の譲渡益及び配当等に係る軽減税率の延長(平成25年(2013年)12月31日まで)</li> <li>・寄附金税額控除の見直し</li> <li>・秩序犯に係る法定刑の引上げ</li> <li>・退職所得に係る10%税額控除の廃止</li> <li>・肉用牛の売却による農業所得に係る課税の特例の見直し</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都から市への税源移譲に伴う税率の引上げ</li> </ul>
平成24年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寡婦(寡夫)控除の申告書の提出不要</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年度(2012年度)評価替えに伴う負担調整措置の見直し</li> <li>・非課税措置の見直し</li> <li>・課税標準の特例措置の見直し</li> <li>・わがまち特例(下水道除害施設に係る特例)の導入</li> </ul>
平成25年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寄附金税額控除の見直し</li> <li>・住宅ローン控除の延長・拡充</li> <li>・公的年金からの特別徴収制度の見直し</li> <li>・金融所得課税の一体化</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課税標準の特例措置の見直し</li> </ul>
平成26年度	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税割の税率の引下げ</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わがまち特例(浸水防止用設備等)の導入</li> <li>・新築住宅・新築中高層耐火住宅に係る減額措置の延長(平成28年(2016年)3月31日新築分まで)</li> <li>・耐震改修が行われた既存建築物に係る減額措置の創設</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度(2015年度)以後に新たに取得される四輪車等の税率を引上げ</li> <li>・13年経過した四輪車等について、平成28年度(2016年度)から約20%の重課</li> <li>・原付・二輪車の税率を約1.5倍に引上げ</li> </ul>
平成27年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅ローン控除の延長(令和元年(2019年)6月30日まで)</li> <li>・ふるさと納税の特例控除額上限の引上げ</li> <li>・ふるさと納税フンストップ特例の創設</li> </ul>
	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割の税率区分基準の見直し</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の負担調整措置を3年延長</li> <li>・サービス付高齢者向け賃貸住宅(平成27年(2015年)4月1日～平成29年(2017年)3月31日新築分)に係る税額の減額措置についてわがまち特例を導入し延長</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度(2015年度)に新規取得した環境性能を有する軽四輪等について、その燃費性能に応じたグリーン化特例(軽課)を導入</li> <li>・二輪車に係る税率の引上げ時期を1年延期</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・旧3級品の製造たばこに係る税率の見直し(税率を平成31年(2019年)4月1日までに段階的に引上げ)</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者の申請に基づく換価の猶予の新設</li> </ul>
平成28年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・セルフメディケーション医療費控除の特例の新設</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・償却資産の課税標準のわがまち特例設定</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・延滞金の計算の基礎となる期間の見直し</li> <li>・市税の減免の申請書の記載事項等に個人番号及び法人番号を追加</li> </ul>
平成29年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者控除・配偶者特別控除の見直しに係る控除対象配偶者の定義変更に伴う文言修正</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭的保育事業等に係る固定資産税の課税標準のわがまち特例設定</li> <li>・タワーマンションの課税の見直しに係る固定資産税の区分所有者の按分規定を適用</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽自動車税のグリーン化特例の2年延長(令和元年度(2019年度)まで)</li> </ul>
平成30年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・給与所得控除・公的年金等控除の一律10万円引下げ</li> <li>・基礎控除の一律10万円引上げ</li> </ul>
	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納期限が延長された場合における延滞金の規定整備</li> <li>・申告納付に係る規定整備</li> <li>・大法人に係る電子申告の義務化</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・わがまち特例(※)の参酌基準の見直し</li> <li>・中小企業の労働生産性向上のための設備投資に係るわがまち特例の設定</li> <li>・※わがまち特例＝地方団体が特例措置の割合を条例で定めることができる仕組み</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の負担調整措置を3年延長</li> <li>・バリアフリー改修が行われた劇場や音楽ホール(平成30年(2018年)4月1日～令和2年(2020年)3月31日)に係る減額措置の創設</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>・税率の引上げ</li> <li>・加熱式たばこの課税方式の見直し</li> </ul>

令和元年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅ローン控除の拡充</li> <li>ふるさと納税制度の見直し</li> <li>子どもの貧困に対応するための個人住民税に非課税措置</li> </ul>
	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>大法人に対する電子申告の義務化の適用除外</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域福祉増進事業に係る課税標準の特例措置の創設</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能割の臨時的軽減</li> <li>種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林環境税(令和6年度(2024年度)から年額1,000円)及び森林環境譲与税(令和元年度(2019年度)から譲与)を創設</li> </ul>
令和2年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養親族等申告書の見直し</li> <li>未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し</li> <li>肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置の適用期間の延長(令和6年度(2024年度)まで)</li> <li>低未利用地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税特例の創設</li> <li>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長(令和5年度(2023年度)まで)</li> </ul>
	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>連結納税制度の見直しに伴う規定の整備</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用者を所有者とみなす制度の拡大</li> <li>現所有者の申告の制度化</li> <li>わがまち特例の参酌基準の見直し</li> </ul>
	市たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> <li>輸出等に係る課税免除の手続きの簡素化</li> <li>軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>延滞金及び還付加算金の割合の見直し</li> </ul>
令和3年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>扶養親族申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止</li> <li>退職所得申告書の電子提出に係る規定の追加</li> <li>住宅ローン控除の見直し</li> <li>寄附金税額控除の寄附金の範囲の見直し</li> <li>セルフメディケーション税制の見直し</li> <li>非課税限度額等における国外居住親族の見直し</li> </ul>
	法人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>通算法人について所要の措置を規定</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地の負担調整措置を3年延長</li> <li>令和3年度(2021年度)に限り、宅地等及び農地については、令和3年度(2021年度)の課税標準額を令和2年度(2020年度)の課税標準額と同額とする特別な措置を規定</li> </ul>
	都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>課税標準の特例措置を規定</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能割の税率区分の見直しに伴う規定整備</li> <li>環境性能割の臨時的軽減の延長</li> <li>種別割のグリーン化特例(軽課)の見直し</li> </ul>
令和4年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者の扶養親族申告書の記載事項の追加</li> <li>公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項等の追加</li> <li>住宅ローン控除の延長・見直し</li> <li>上場株式等の配当所得等に係る課税方式の見直し</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>納税環境の整備(DV被害者等の保護、登記所から市町村への通知事項の拡大)</li> <li>省エネ改修を行った住宅に係る特例の見直し</li> <li>土地に係る負担調整措置について、令和4年度(2022年度)に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅を半減し、評価額の2.5%とする特別な措置を規定</li> <li>わがまち特例の参酌基準の見直し</li> </ul>
令和5年度	個人市民税	<ul style="list-style-type: none"> <li>給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化</li> <li>肉用牛の売却による事業所得に係る所得割の課税の特例措置の適用期間の延長(令和9年度(2027年度)まで)</li> <li>優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限の延長(令和8年度(2026年度)まで)</li> </ul>
	固定資産税	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小事業者等の生産性向上や質上げの促進に資する設備投資に係る特例の創設</li> <li>わがまち特例(長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置)の導入</li> </ul>
	固定資産税・都市計画税	<ul style="list-style-type: none"> <li>バス事業者のEVバス導入における変電・充電設備等に係る課税標準の特例の創設</li> </ul>
	軽自動車税	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境性能割の税率区分の見直し</li> <li>種別割のグリーン化特例(軽課)の延長・見直し</li> <li>特定小型原動機付自転車の車両区分創設に伴う税率区分の整理</li> <li>燃費・排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策の強化</li> </ul>

令和 6 年度	個人市民税	・ 定額減税
	固定資産税	・ 土地の負担調整措置を3年延長 ・ わがまち特例(再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置)の太陽光発電設備及びバイオマス発電設備に係る見直し
	固定資産税・都市計画税	・ わがまち特例(一体型滞在快適性等向上事業の用に供する固定資産に係る課税標準の特例措置)の導入



発行日／令和6年(2024年)9月  
編集・発行／八王子市財政部

〒192-8501  
八王子市元本郷町三丁目24番1号  
電話／042-620-7396  
FAX／042-627-5918

